

特定放射性同位元素の防護措置の導入に係る関係法令の改正案に対する意見募集の結果について

平成30年10月31日
原子力規制委員会

1. 意見募集の概要

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。）第5条の規定の施行のために整備することが必要となる政令及び規則並びに告示について、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見募集を実施しました。

期 間：平成30年7月12日から同年8月10日（30日間）
対 象：特定放射性同位元素の防護措置の導入に係る関係法令の改正案
方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX
御意見数：881件（58通）

2. 意見募集の結果

意見募集手続の対象とした政令案等に対するご意見に対する考え方は別紙1から別紙5のとおりです。

- 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案への御意見に対する考え方：別紙1
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則案への御意見に対する考え方：別紙2
- 特定放射性同位元素の数量を定める告示案への御意見に対する考え方：別紙3
- 特定放射性同位元素防護管理者定期講習の時間数を定める告示案への御意見に対する考え方：別紙4
- 特定放射性同位元素の防護のために必要な教育及び訓練の時間数を定める告示案への御意見に対する考え方：別紙5

御意見を踏まえて制定する法令等は以下のとおりです。

- 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則
- 特定放射性同位元素の数量を定める告示
- 特定放射性同位元素防護管理者定期講習の時間数を定める告示
- 特定放射性同位元素の防護のために必要な教育及び訓練の時間数を定める告示

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案への御意見に対する考え方

意見番号	御意見	考え方
1	<p>【意見】 「…原子力規制委員会が定める数量以上のものとする。」を「…原子力規制委員会が定める数量を超えるものとする。」としては。</p> <p>【理由】 法第十条第六項では、三テラベクレル以下の放射性同位元素を…となっている。 「超える、以下」で記載される場合が多く、特に許認可基準等では、「超える、以下」が多い。 また、購入時の線源が Co-60 300GBq の場合、強化セキュリティとなる。そのため、299.9GBq として購入した場合との差は、0.1GBq であり、減衰を考慮すると、変わらない数値と考えられる。 このようなことが、「超える、以下」の数量基準としてほしい。</p>	<p>(回答) 閾値の表現については、これまでの「密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれのあるものを定める告示」においても、「数量以上」としていることから、この告示を踏襲し、同様の表現としています。</p>
2	<p>政令第一条の二</p> <p>【意見】 「…原子力規制委員会が定める数量以上のものとする。」を「…原子力規制委員会が定める数量を超えるものとする。」としては。</p> <p>【理由】 法第十条第六項では、三テラベクレル以下の放射性同位元素を…となっている。 「超える、以下」で記載される場合が多く、特に許認可基準等では、「超える、以下」が多い。</p>	

	<p>また、線源の購入時などを考えると、^{60}Co 300GBqとすると、強化セキュリティとなる。そのため、299.9GBqとして購入した場合との差は、0.1GBqであり、減衰を考慮すると、変わらない数値と考えられる。</p> <p>このようなことが、「超える、以下」の数量基準としてほしい。</p>	
3	<p>第1条の2 特定放射性同位元素 法……原子力規制委員会が定める数量以上のものとする。</p> <p>意見 「数量以上」の表現は「数量を超える」の表現に変更する。</p> <p>理由 従来、放射性同位元素等の法令は 規制値を「超える……以下」で記述されており、今回の改正の「以上……未満」の表現を混在させると、間違いが発生する可能性がある。</p>	
4	<p>政令第一条の二 【意見】 「原子力規制委員会が定める数量以上のものとする。」は、「原子力規制委員会が定める数量を超えるものとする。」ではありませんか。</p> <p>【理由】 数量告示は「超える」となっている。 また、法第十条第六項では、三テラベクレル以下の放射性同位元素…となっている。</p>	
5	<p>施行令第17条 この条文の変更理由の説明をお願いします。公安の届出は、A 型輸送物も一部対象になると事前説明ではあったが、現時点の条文では読み込める箇所がない。しかし、深読みすれば内閣府令が近々変更になり、特定放射性同位元素の A 型輸送物が含まれることを想定しているとも見える。そうであれば、そこを適切に補足するべきではな</p>	<p>(回答)従来 of 条文でも「準用」により内閣府令で定めるものを規定しており、従来の解釈から変更は無いところですが、他の類似する条文を準用する場合の読み替えについて、分かりやすさの観点から、政令第 17 条において、内閣府令への読み替えについて明確化にしたものです。</p> <p>なお、「放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する中間取りまとめ」(平成 28 年 11 月 放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム)で考</p>

	<p>いでしょうか。気づかない者が悪いと取れるこの進め方はいかがか。また、このような場合、引用元の条文が改正になった後に改正すべきではないでしょうか。</p>	<p>え方が示されたとおり、今後、内閣府令についても、政令第 17 条に規定する都道府県公安委員会への届出を要する場合において、これまでの規制要求に加え、運搬に係る防護の観点から、A 型輸送物のうち、施行規則案第 24 条の2の8第1項表第1号(以下「強化セキュリティレベル」という。)に該当するものが新たに対象となるよう改正を行う予定です。なお、当該内閣府令の改正については、所管省庁(警察庁)において、制定手続が行われていることから、ホームページ等を御参照ください。</p>
6	<p>本条を示す内閣府令が示されていないため、本条文が実現可能な規制かどうか確認ができない。 内閣府令が近々変更になるのであれば適切な補足説明をすべきである。</p>	
7	<p>政令第 17 条に関して、内閣府令では B 型輸送物に関しての届出を規定しているので、当該条文で改め特定放射性同位元素に関する輸送について規定しても現状と何ら変わっていない。従って、当該条文は必要ないと考える。内閣府令の改正を予定して事前の対応とすることであれば、内閣府令が変更となる時期に合わせて改正すれば良いと考えます。</p>	
8	<p>第 17 条 「内閣府令で定めるもの」とは関連資料【工場等外の運搬に係る区分と防護措置】に記載されている「強化セキュリティレベル」に相当するものと解釈してよいか。</p>	<p>(回答)「放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する中間取りまとめ」(平成 28 年 11 月 放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム)で考え方が示されたとおり、都道府県公安委員会への届出が必要な放射性輸送物については、B 型輸送物及び A 型輸送物のうち強化セキュリティレベルに該当するものが対象となります。</p>

9	<p>第 19 条の 2 タイトルに「工場等」とあるが「事業所等」ではないか。 規則等の文言と統一していただきたい。</p>	<p>(回答)放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律 167 号。以下「放射線障害防止法」という。)においては、改正後及び前においても、条文では、工場又は事業所という表現をとっています。また、見出しについては、この順番に従い「工場等」としており、平仄をとっています。</p>
10	<p>政令第三十条第二項 【意見】 「・・・及び特定放射性同位元素の防護について相当の知識及び経験を有するものでなければならない。」とあるが、どのような方が対象となるのか？ 【理由】 特定放射性同位元素の防護については、今回の法令改正により取り入れられた内容であり、「相当の知識及び経験を有する」方が、統一的な見解と知識を持って、規制に当たられることを期待します。</p>	<p>(回答)放射線検査官については、従来の放射線障害防止法に基づく許認可の審査、検査等の事務に加え、特定放射性同位元素の防護に関する検査等の事務が追加になりました。</p> <p>このため、これらの知識及び経験を有する者を放射線検査官の対象としています。今後、放射線検査官の資格認定制度を設けて放射線検査官の力量の維持向上に努めてまいります。</p> <p>また、今後立入検査ガイドを整備するなど各検査官が統一的な見解に基づいて立入検査を行えるように努めてまいります。</p>
11	<p>政令第三十条 【意見】 放射線検査官の定数は「50 人(22 人から大幅に増員)」とする。 放射線検査官は、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護について相当の知識及び経験を有する者でなければならない。 とあるが、防護措置の必要事項について、検査官として考え方を統一し、検査官個々に異なる指導が成されることの無いようにしてください。 【理由】 特定放射性同位元素の防護については、このたびの法改正により新たに取り入れられたことなので、「相当な知識及び経験を有する者」は、放射線セキュリティ対策官だけではないかと考えられます。</p>	<p>なお、昨年9月の説明会の時点では貯蔵及び使用が同一の場所で行われていることが多いことを踏まえて、貯蔵施設を防護の対象としていましたが、その後の実態調査の結果、貯蔵施設と使用の場所が同一の場所でない場合が相当数あることが明らかとなったことから、貯蔵施設だけでなく使用の場所も防護措置の対象とするよう変更しました。</p> <p>また、説明会の時点で本年5月と計画していたパブリックコメントが2ヵ月遅れてしまいましたが、円滑な法施行に向けて、丁寧な説明に努めてまいります。</p>

	<p>また、施設により防護措置の具体的な内容は当然違いますし、セキュリティ上の機密事項もあることから、検査官個人の判断になりかねず、検査官により異なる指導や、法令解釈の相違により即違反に問われることはないかと心配しています。</p> <p>昨年9月の「防護措置の法令改正に係る説明会」において、防護措置の対象場所は、貯蔵施設としていましたが、本年1月になって、貯蔵施設だけでなく使用施設も防護措置の対象になると大幅に変更されました。</p> <p>そして、このパブリックコメントは本年5月で計画されておりましたが、2か月以上遅れています。にもかかわらず法令施行日は変更されないようです。</p> <p>これまでの変更・遅延の結果、無理なスケジュールとなっているように感じますので、混乱を招くことのないよう、再考をお願いいたします。</p>	
12	<p>第30条 放射線検査官の定数を22人から50人にして、放射線検査官は放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護について相当の知識及び経験を有する者としています。以前の説明では、防護の立入検査は別の検査官が担当するということだったはずですが、同一人物が放射線障害と防護の両方の立入検査をするということでしょうか？22人から50人にした数の根拠を示してください。</p>	<p>(回答)放射線障害防止法の改正に伴い増加する業務に対応するため、放射線検査官の定数を増加したものです。</p> <p>立入検査については、当面は特定放射性同位元素の防護に係る立入検査を放射線障害防止に係る立入検査とは別に行う予定ですが、将来的には同一の機会に防護と放射線障害防止の両方の観点から立入検査を行うこともあり得ます。なお、放射線検査官は両方の検査を行うことができる者となります。</p>
13	<p>改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照表 政令第二十四条～第二十九条の二</p> <p>【意見】 読み替えではなく、条文の記載方法に工夫はできないでしょうか？</p> <p>【理由】 読み替えが多くわかりにくい。</p>	<p>(回答)法律上、読替え又は準用という構造を取ることで、条文において、同様の内容が冗長に繰り返されることを防ぎ、相違点のみを簡潔かつ構造的に分かるようにする観点で、このような形式となっています。</p> <p>なお、今後、当該規定に係る説明にあたっては、読替えの条文に加えて書き下された文章も用いて、分かりやすく説明してまいります。</p>

14	<p>【意見】 読み替えが多くわかりにくい。</p> <p>【理由】 読み替えではなく、条文の記載方法に工夫はできないでしょうか？</p>
15	<p>【意見】 読み替えが多くわかりにくい。</p> <p>【理由】 読み替えではなく、条文の記載方法に工夫はできないでしょうか？</p>
16	<p>【意見】 読み替えが多く、わかりにくい。</p> <p>【理由】 読み替えではなく、条文の記載方法に工夫はできないでしょうか？</p>
17	<p>【意見】 読み替えが非常に多く、複雑で判りにくい。</p> <p>【理由】 特定放射性同位元素の防護措置を、それぞれの区分毎に規定し明確にして欲しい。 法第十条第六項による防護対象場所は、顧客殿の事業所内となりますが、法令を知らない顧客殿に説明し理解できるよう、判りやすい条文としていただきたい。</p>
18	<p>もう少し分かりやすい表現にならないものかと感じます。 読み替え分が多く、別の条に飛ぶ、根本の RI 規制の施行令、規則がわかりにくいから、内閣府令の改正も、輸送規則関係の改正も非常に理解しにくい。</p>

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則案への御意見に対する考え方

<定義>

意見番号	御意見	考え方
1	<p>第二十四条の二の二及び第二十四条の二の四の表題では「工場等」という新しい用語を用いている。第二十四条の二の二第2項第八号など他では「事業所等」(十四条の十一第1項第四号ハ(2)で「工場若しくは事業所又は廃棄事業所」と定義)を用いており、規則の他の条文との整合を考えこの部分は「事業所等」とすべきではないか。本来は、法第十七条で「工場又は事業所」としてその範囲を定義しているのだから適用範囲について規則で用語を増やすべきではないところでもある。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、規則案第24条の2の2及び第24条の2の4の見出しで用いる「工場等」を「事業所等」に修正します。</p>
2	<p>表題と内容が一致しない。 (工場等における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置) 第24条の2の2条文中では、「工場等」とではなく、「事業所」となっています。表題と内容が異なるこのような条文は、見たことがない。</p>	
3	<p>19条の2で、特定放射性同位元素の使用、保管、運搬又は廃棄(廃棄物埋設を除く。)の場合とすとなっています。特定放射性同位元素の廃棄が規制の対象になることは、検討チームや説明会では触れられていなかったと思います。なぜ、特定放射性同位元素の廃棄が</p>	<p>(回答)平成28年12月15日に開催された検討チーム第6回会合資料1において、許可廃棄業者が防護措置の要求対象となることが明示されています。これを踏まえ、改正法第25条の3において、「・・・特定放射性同位元素を取り扱う場合で政令で定める場合においては・・・」と規定されており、条文中の「取り扱う場</p>

	規制の対象となるのか。また、このような考え方の変更は、検討チーム等できちんと審議する必要があるのではないですか。	合」とは、現行法において使用、保管、運搬又は廃棄することを指しているため、特定放射性同位元素の廃棄についても防護措置の対象となります。 例えば、血液照射装置を保管廃棄することも法令上は可能であるが、廃棄を防護措置の対象としないと、保管廃棄されている特定放射性同位元素が防護措置から外れてしまうこととなるため、取扱いに廃棄も含めています。
4	特定放射性同位元素を許可廃棄業者が集荷し、どのように廃棄処理するのかについて原子力規制委員会で議論されたのでしょうか。許可廃棄業者を特定放射性同位元素の報告者に規定する以上必要なことと考えます。	
5	特定放射性同位元素の防護に関して、使用・保管に加えて廃棄に係る施設(放射性同位元素の廃棄の詰替えをする室、保管廃棄設備等)、許可廃棄業者について、これまで議論に上がってこなかったはずだが、この段階で加えられた理由の説明をお願いします。	
6	第 1 条第 7 の二号で「放射性同位元素の使用をする室等」を定義しているが、特定放射性同位元素の防護のために定義している用語だと感じた。だからこそ、特定放射性同位元素の使用をする室、特定放射性同位元素の廃棄のための詰め替えをする室のように、「特定」とするべきではないか。特定ではない放射性同位元素と混同する可能性もあるので、「特定」を入れたほうが、誤解がないと感じる。	(回答)特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置は、基本的に許可及び届出の内容に基づいて実施されるものです。このため、放射性同位元素を使用又は保管している場所を「放射性同位元素の使用をする室等」として定義していることから「放射性同位元素」の用語を用いています。
7	則第 1 条第 7 号の 2 放射性同位元素の使用をする室等(用語の定義) この室等で対象となるものは特定放射性同位元素なので、当該定義の名称を「特定放射性同位元素の使用をする室等」とすべき。	

8	<p>第1条第7の二号で「放射性同位元素の使用をする室等」を定義しているが、特定放射性同位元素の防護のために定義している用語だと感じた。だからこそ、特定放射性同位元素の使用をする室、特定放射性同位元素の廃棄のための詰め替えをする室のように、「特定」とするべきではないか。特定ではない放射性同位元素と混同する可能性もあるので、「特定」を入れたほうが、誤解がないと感じる。</p>	
9	<p>則第24条の2の2 この条文中に、「防護区域」、「常時立入者」、「特定放射性同位元素防護従事者」などに関しては、条文中で以下「……」という。として定義するよりは、上記施行規則第1条で適切に定義すべきと考える。</p>	
10	<p>「常時立入者」に関しては放射線施設に対する常時立入者と言う敬称がすでに存在しているので、「防護区域常時立入者」としてはいかがでしょうか。</p>	
11	<p>口は、防護区域に一時的に立ち入る者を含むのか。含むのであれば、防護区域に常時立入者と相対する当該者のための定義(例えば、防護区域に一時的に立入者)がほしい。</p>	
12	<p>イの者の略称である「常時立入者」を「防護区域常時立入者」に変更しては。 また、口の者である「常時立入者を除く」を「防護区域一時立入者」としては。 の理由 「常時立入者」は、管理区域に常時立ち入る者として使用されているので混同するおそれがある。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、防護区域及び特定放射性同位元素防護従事者については、規則案第1条で定義します。具体的には、防護区域については、「放射性同位元素の使用をする室等を含む特定放射性同位元素を防護するために講ずる措置の対象となる場所」と定義し、特定放射性同位元素防護従事者については、「防護従事者」として、「特定放射性同位元素の防護に関する業務に従事する者(特定放射性同位元素防護管理者を含む。）」と定義します。また、常時立入者については、管理区域の常時立入者と区別するため、「防護区域常時立入者」として、規則案第24条の2の2第2項第2号口において定義します。</p>
13	<p>規則第二十四条の二の二 【意見】 「防護区域」、「特定放射性同位元素防護従事者」などの用語の定義は、第一条の用語の定義で定義すべきでは。</p>	

	<p>「常時立入者」は、「防護区域常時立入者」として、まず用語の定義をしては。</p> <p>【理由】</p> <p>用語の定義を明確にして置く方が、読みやすくなる。条文の途中で読み替えられていると、用語の定義を見つけにくい。ため。</p> <p>「常時立入者」は、防護区域に立ち入ろうとする者(イに掲げる証明書等を所持する者)</p> <p>と定義されているが、従前より、「常時立入者」は、管理区域に常時立ち入る者として使用されているので混同する。</p>
14	<p>(イ)の「常時立入者」を「防護区域常時立入者」と定義してほしい。従来より「常時立入者」は、管理区域に常時立ち入る者を示しており、混同するおそれがある。</p> <p>(ロ)の「防護区域に立ち入ろうとする者」も同様に例えば「防護区域一時的立入者」のように定義した方がよいのではないか。(ロ)の使用率も高いことを考えると、区別できた方がよい。</p>
15	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二</p> <p>【意見】</p> <p>「防護区域」、「特定放射性同位元素防護従事者」などの用語の定義は、第一条の用語の定義で定義すべきでは。</p> <p>「常時立入者」は、「防護区域常時立入者」として、用語の定義をしては。</p> <p>【理由】</p> <p>用語の定義を明確にして置く方が、読みやすくなる。条文の途中で読み替えられていると、用語の定義を見つけにくい。ため。</p> <p>「常時立入者」は、防護区域に立ち入ろうとする者(イに掲げる証明書等を所持する者)</p>

	と定義されているが、従前より、「常時時立入者」は、管理区域に常時立ち入る者として使用されているので混同する。
16	放射線障害防止法施行規則の一部改正案新旧対照表 規則二十四条二の二 【意見】 「防護区域」「常時立入者」「特定放射性同位元素防護従事者」に関しては、条文中ではなく、第一条の用語の定義で定義すべきと考えます。また、「常時立入者」に関しては、管理区域に常時立ち入る者として使用されているので、「防護区域常時立入者」としてはいかがでしょうか。 【理由】 防護に関する規制が新たに追加され、その防護に関する用語なので、第一条の用語の定義で定義された方が、条文の読み間違いなどを防止できると考えています。
17	放射線障害防止法施行規則の一部改正案新旧対照表規則第二十四条の二の二 【意見】 「防護区域」「特定放射性同位元素防護従事者」などの用語の定義は、第一条で用語の定義をすべきではないでしょうか。 また、「常時立入者」は、「防護区域常時立入者」として、用語を定義したらいかがでしょうか。 【理由】 放射線業務従事者は第一条で用語の定義をされており、同様にすべきと考える。 また、「常時立入者」は、防護区域に常時立ち入ろうとする者(イに掲

	<p>げる証明書等を所持する者)と定義されているが、従前より「常時立入者」は、管理区域に常時立ち入る者として使用されているので混同するため。</p>
18	<p>規則第二十四条の二の二第二項第二号イロ</p> <p>【意見】 イは、「防護区域常時立入者」としては。</p> <p>【理由】 イの者は、業務従事者であり防護従事者であるように考えられる。</p>
19	<p>規則第二十四条の二の二第二項第二号イロ</p> <p>【意見】 イは、「防護区域常時立入者」としては。</p> <p>【理由】 イの者は、業務従事者であり防護従事者であるように考えられる。</p>
20	<p>第二十四条の二の三で「特定放射性同位元素防護従事者」を定義しているが、これは前条第2項第七号ハで定義すればよいのではないか。後の条文で略称を定義して、それを遡及して使う必然性も合理性も感じられない。あるのであればそれを示していただきたい。</p>
21	<p>第24条の2の2</p> <p>また、「常時立入者」に関しては放射線施設に対する常時立入者と言う認識が一般的となっており、例えば「防護区域常時立入者」とするなどの別定義が必要ではないでしょうか。</p>
22	<p>「防護区域」、「特定放射性同位元素防護従事者」などの用語の定義は、第一条の用語の定義で定義すべきでは。</p> <p>理由 用語の定義を明確にして置く方が、読みやすくなる。条文の途中で読み替えられていると、用語の定義を見つけにくい。</p>

23	多くの主要な用語が出てきているにもかかわらず、用語の定義が、各条文内でされるため、従来の放射線障害防止法の記載方法と異なり、ただでさえ読み辛い法令がわからないものになっている。また、「教育及び訓練」などすでに使用されてきた用語が、新しい規則で初めて使用されたように記載されている箇所もある。用語の整理と記載方法を再調整願いたい。
24	特定放射性同位元素の防護、防護管理者、防護従事者、防護区域など今回の改正で核となる用語は、規則第 1 条に示すべきではないでしょうか。
25	<p>【意見】 「防護区域」の定義を、第一条で具体的に定義してほしい。</p> <p>【理由】 明確にするため。</p>
26	「防護区域」「常時立入者」「特定放射性同位元素防護管理者」「特定放射性同位元素防護従事者」「運搬の責任を有する者」など、新たな用語が多数出てきているが、その定義が明確になっていないものが多く、後から定義される用語もあるため、新たな用語については規則第 1 条(用語の定義)にて定義していただきたい。
27	<p>「次条第 1 項第 1 号にて規定」するのではなく、最初に出てくるタイミングで定義すべきである。</p> <p>全般に係るコメントで述べたように、用語については早い段階で説明すべきであり、第 1 条にて定義していただきたい。</p>
28	<p>第 24 条2の2第2項7号ハ</p> <p>意見 特定放射性同位元素防護従事者定義は1条ですべき。又、呼び名が長すぎるので単に防護従事者としてはどうか。</p>

	理由 次条に規定する・・・はあまりにも複雑です。	
29	25.本条第1号で「特定放射性同位元素の防護のための区域」については「防護区域」と簡潔な名称に定義しているが、「特定放射性同位元素防護従事者」についても「防護従事者」という定義にしてはどうか。	
30	次条第1項第1号に規定する特定放射性同位元素防護従事者(以下この条において「特定放射性同位元素防護従事者」という。)ではあまりにも馬鹿げている。()を削除するか、「防護従事者」くらいにしてはどうか。	
31	当該室等に、保管廃棄設備が含まれているが、これは許可廃棄業者のみに該当する室等なのか否か説明して欲しい。	
32	保管廃棄設備は、許可廃棄業者のみに該当する室等となるのか？ 【理由】 対象を明確にしてほしい	(回答)保管廃棄設備は許可廃棄業者のみに限定されるものではなく、許可届出使用者が保管廃棄を行う場合も該当します。 例えば、血液照射装置を保管廃棄することも法令上は可能であるが、廃棄を防護措置の対象としないと、保管廃棄されている特定放射性同位元素が防護措置から外れてしまうこととなるため、取扱いに廃棄も含めています。
33	第24条の2の2第1項で規定される「放射性同位元素の使用をする室等において使用、保管又は廃棄をしようとする」の「廃棄」を削除する。	
34	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 第一条七の二について 意見:「保管廃棄設備」の特定放射性同位元素に該当する放射性同位元素のみの種類及び数量を確定することは現実として不可能である。別途規程する必要がある。 理由:「保管廃棄設備」には、放射性同位元素及び放射性汚染物が存在する。この内、令第1条の2に定義されている特定放射性同位元	(回答)特定放射性同位元素を保管廃棄設備において保管する場合、通常、放射性汚染物とは別の容器で個別に管理されていると考えています。 放射性汚染物は防護措置の対象ではないので、個別に管理されている特定放射性同位元素について核種と数量を評価することは可能だと考えています。 また、特定放射性同位元素についてはその使用履歴の有無に関わらず、防護措置の対象となります。

	素に該当する放射性同位元素のみの種類及び数量を確定することは現実として不可能である。また、許可証上にも許可核種・数量の設定はなく、当該設備に存在する放射性廃棄物の核種及び数量を確定することは、困難であり、以上のことから防護の対象とすることに適さない。	
35	告示の改正について 新告示内に「放射性同位元素」との記載があります。 おおよそ、保管廃棄設備には、「一度の使ったことのない放射性同位元素」と「使った後の放射性同位元素(放射性汚染物)」が混在しています。今回の「特定放射性同位元素」を上記の「一度の使ったことのない放射性同位元素」のみをすると、現場で対応できるか不明です。今回の特定放射性同位元素の防護について、許可使用者については、保管廃棄設備は除くべきと考えます。(実際の多くの施設では、保管廃棄設備に立ち入るには、使用施設等を通して立ち入るため、安全には、十分な対応ができると思います)	
36	規則に防護管理者が登場しないが、定期講習を受講するほかは形式だけのものなのでしょうか。	(回答)特定放射性同位元素防護管理者の職務は、法第38条の2において特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理することとされています。施行規則において求める個別の防護措置については、特定放射性同位元素防護管理者が自ら行う場合もあれば、あらかじめ指定した防護従事者が行う場合もあると考えています。特定放射性同位元素防護管理者の具体的な業務については、事業者の実情を踏まえ防護規程で定めることとなります。
37	放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表規則第一条七の二号 【意見】 規則第14条の7第3項に定める「密封された放射性同位元素を随時移動させて使用する場合」の防護措置は必要でしょうか。	(回答)「密封された放射性同位元素を随時移動させて使用する場合」においても防護措置は必要です。第10条第6項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出て使用する場合における特定放射性同位元素の防護措置は、規則案第24条の2の2第3項、第4項及び第5項において具体的な措置を求めています。

	<p>【理由】</p> <p>随時移動の場合は、部屋などの障壁が無い野外での使用を想定したものであるから、法第 10 条 6 項の規定を準用するのではなかと思われるが、そうであれば用語の定義において明確に規定し、その後の第 24 条の2の2に於いて、具体的な防護措置の内容を示すべきと考えます。</p>	
38	<p>第 1 条第 7 号の 2 放射性同位元素の使用をする室等(用語の定義)施行規則中の防護区域と防護措置が必要な区域(RI 法上の管理区域以外のエリアを含む場合もあり)の定義、ならびに「使用をする室」と「作業室」の違いが明確ではなく、混乱を来すと考えられますが、ガイダンスあるいは HP 上での補足説明の予定はありますでしょうか。</p>	<p>(回答)防護区域については、規則案第 1 条第 15 号で「放射性同位元素の使用する部屋等を含む特定放射性同位元素を防護するために講ずる措置の対象となる場所」と定義しています。具体的な防護区域の設定については、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムで説明します。</p> <p>規則案第 1 条 7 の 2 に規定される「放射性同位元素の使用をする室等」には、許可及び届出に基づいて放射性同位元素を取り扱うことができる施設として、使用又は詰替等を行う作業室も含まれます。</p>
39	<p>「特定放射性同位元素に対する防護措置について」の関連資料にはある防護については今回出された規則でも用語あるが、セキュリティ対策又はセキュリティがないがどの様な理由で2つの用語を使い分けするのか。規則にはないが、運用上に使用する用語なのか。</p>	<p>(回答)参考2「特定放射性同位元素に対する防護措置について」においては、説明上「セキュリティ対策」といった用語を使っていますが、規則においては関連法令との整合性をとって「防護措置」という用語を用いています。</p>

<区分設定>

40	<p>参考資料「特定放射性同位元素に対する防護措置について」P3</p> <p>区分 1～3 定義:「その放射線が発散された場合において～に人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの」遮蔽無く接近した場合に、～で死亡する可能性がある線源を意味するとなっている。医療、教育、研究、民間などで線源は使用されているが、それぞれで放射線が発散されるようなケースは、全く同じではない。特定放射性同位元素ということだけで、同じ防護措置の対応をするのは、おかしいと</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素の区分については、特定放射性同位元素が盗取され、その放射線が発散された場合の特定放射性同位元素の潜在的な危険性に基づいて設定することを求めています。そのため、医療、教育、研究、民間などの分野や用途に関係なく危険性が高いものについて、施設で保有する特定放射性同位元素の数量によって規制を行うものです。</p>
----	--	---

	<p>思われる。</p> <p>医療、教育、研究、民間などの分野や用途も考慮して、区分を決めるべきである。</p> <p>よっぽどのことであっても、放射線が発散することがないような施設で使用されている線源については特定放射性同位元素であっても対象とすべきではないと考える。</p>	
41	<p>第 24 条の 2 の 2 第 1 項</p> <p>リスクに応じて区分 1～区分 3 と区別分けされているが、2 項～5 項を見ると、要求される防護措置は区分によらずほとんど同じ(遅延が 1 重か 2 重か、立入規制が 1 種類か 2 種類か、通信機器が 1 種類か 2 種類か、点検が毎日 1 回か週 1 回か程度の違い)のように思えた。原子力施設と異なり、RI 法は利用形態も組織も規模も多岐にわたることから、原子力施設の核物質防護の規制と同じ枠組みを用いると、施設や使用等の実態を踏まえた実効性のある規制となるのか、リスクに応じた区分ごとの防護措置となるのか、疑問である。区分 1～区分 3 それぞれの立入に応じた防護措置の基本的な考え方を明らかにしていただき、そのうえで、施設や使用等の実態を踏まえた実効性のある規制案なのか、考えを明らかにしていただけますか。</p>	<p>(回答) 特定放射性同位元素を区分 1 から 3 に分類し、それぞれの区分に応じた防護措置を実施する基本的な考え方については、IAEA の行動規範及び実施指針(放射線源のセキュリティ等)に基づいています。規則案はこれらの考え方を踏まえ、国内における特定放射性同位元素の使用実態等を考慮した上で放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームで検討した結果を踏まえ、条文化したものです。</p> <p><IAEA 行動規範> ※https://gnssn.iaea.org/CSN/CoC/SitePages/Home.aspx</p>
42	<p>原子力施設の核物質防護の規制の枠組みを引用しているように見受けられますが、原子力施設と異なり、使用の形態や規模・組織が多岐にわたることから、RI の施設や使用等の実態を踏まえた実効性のある規制になるかどうか疑わしい。</p>	<p><IAEA 実施指針> ※https://www-pub.iaea.org/books/iaeabooks/8113/Security-of-Radioactive-Sources</p>

43	<p>第24条の2の2について</p> <p>意見: 示別表の数値を示すべきである。</p> <p>理由: 第三号に該当するものを「前二号に掲げるもの以外のもの」としているが、第一号及び第二号は告示別表の 1000 倍及び 10 倍の数量を示しており、「以外のもの」に該当するものが存在しない。</p>
44	<p>第24条の2の2第1項表第3号上欄</p> <p>第三号に該当するものを「前二号に掲げるもの以外のもの」としているが、告示第一号及び第二号は告示別表の 1000 倍及び 10 倍の数量を示しており、「以外のもの」に該当するものが存在しない。「前二号に掲げる以外の特定放射性同位元素」とするか、告示別表の数値を示すべきである。</p>
45	<p>規則第二十四条の二の二第一項の表</p> <p>【意見】</p> <p>表を 3 欄に分け、欄に区分 1、区分 2、区分 3 とする。</p> <p>【理由】</p> <p>区分の呼び出しが煩雑なため、区分の呼びを明確として簡単にすることができる。</p>
46	<p>第24条の2の2第 1 項の表。</p> <p>意見</p> <p>表を3欄に分け、上欄に区分1、区分2、区分3とする。</p> <p>理由</p> <p>区分の呼び出しが現状では煩雑すぎるため、簡単する。</p>

(回答)特放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームの検討結果を踏まえ、特定放射性同位元素の数量等を定める告示案では、D 値以上を特定放射性同位元素に指定した上で、区分1の基準(1000D)、区分2の基準(10D)の数量を定めそれぞれの区分を明確にしていますので、原案のとおりとします。

<p>47</p>	<p>第 24 条 2 の 2 第 1 項 意見密封されていない特定放射線同位元素(固体、粉末、揮発性、可燃性、水溶性でない)の区分に納得がいけないなぜ以下の①と②の放射能が 1000 倍異なるのか説明をおねがいします。 ①密封された特定放射線同位元素又は密封されていない特定放射性同位元素(固体状の特定放射性同位元素であって、粉末でなく、かつ、揮発性、可燃性又は水溶性のいずれも有しない者に限る。):別表1第2欄 ②密封されていない特定放射線同位元素(前号に掲げるものを除く。)別表2第2欄 例 60Co の場合①0.03TBq②30TBq 理由 区分分けは被ばくの影響による危険性を評価して決めているはずと思います。線量は放射能に比例するはずです。</p>	<p>(回答)IAEA が行った放射性同位元素の危険量(D 値)を評価するための被ばくシナリオでは、Co-60 の場合、非放散性核種(密封線源)としての評価の場合、皮膚への接触被ばくによる軟組織における影響が「D1値」を決定します。また、放散性核種(非密封線源)として評価する場合には、室内へ飛散した Co-60 を「吸収」することによる赤色骨髄への影響が「D2値」を決定します。D 値は D1 値と D2値の厳しい方の値が採用されます。このように、D 値は被ばくシナリオ及び対象決定組織・器官によって評価されているため、密封線源・非密封線源に対して大きく異なる放射能値が与えられることになることから、1000 倍異なることとなります。本告示では、放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームの検討の結果を踏まえ、こうした IAEA の考え方を採用しています。</p> <p><IAEA EPR-D-VALUES> https://www-pub.iaea.org/MTCD/Publications/PDF/EPR_D_web.pdf</p>
<p>48</p>	<p>第 24 条 2 の 2 第 1 項 意見密封されていない特定放射性同位元素(固体、粉末、揮発性、可燃性、水溶性でない)の区分に納得がいけない。なぜ以下のA. と B. の区分分けの放射能が1000倍異なるのか説明をおねがいします。 A. 密封された特定放射性同位元素又は密封されていない特定放射性同位元素(固体状の特定放射性同位元素であって、粉末でなく、かつ、揮発性、可燃性又は水溶性のいずれも有しないものに限る。):別表1第2欄 B. 密封されていない特定放射性同位元素(前号に掲げるものを除く。)別表2第2欄 例60Coの場合A. 0.03TBqB. 30TB 理由</p>	

	<p>区分分けは被ばくの影響による危険性を評価して決めているはずと思います。線量は放射能に比例するはずで。</p>	
49	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第一項</p> <p>【意見】 表中の「…原子力規制委員会が定める数量以下のもの」を「…原子力規制委員会が定める数量を超えるもの」とできないか？</p> <p>【理由】 従来、放射性同位元素等の法令は規制値を「超える…以下」で記述されて場合が多く、今回の改正の「以上…未満」の表現を混在させると、間違いが発生する可能性がある。</p> <p>また、放射性同位元素の取扱量として、Co-60 の場合で考えると、10D が、300GBq が数量となり、「数量以上」が規制対象となると、300GBq 未満の放射性同位元素となる。</p> <p>放射性同位元素の数量を考えると 299.9GBq としなければならない。「数量を超える」が規制対象となると、300GBq の放射性同位元素が数量とできる。</p> <p>許可上の数量とすると 299.9GBq では、取扱が煩雑となる。</p> <p>半減期により、減衰することを考えれば、実質的に差は無いと考えられるため。</p>	<p>(回答) 閾値の表現については、これまでの「密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれのあるものを定める告示」においても、「数量以上」としていることから、この告示を踏襲し、同様の表現としています。</p>

50	<p>規則第二十四条の二の二第一項</p> <p>【意見】 表中の「…原子力規制委員会が定める数量以下のもの」を「…原子力規制委員会が定める数量を超えるもの」とできないか？</p> <p>【理由】 従来、放射性同位元素等の法令は規制値を「超える…以下」で記述されて場合が多く、今回の改正の「以上…未満」の表現を混在させると、間違いが発生する可能性がある。</p> <p>また、放射性同位元素の取扱量として、^{60}Co の場合で考えると、10D が、300GBq が数量となり、「数量以上」が規制対象となると、300GBq 未満の放射性同位元素となる。</p> <p>放射性同位元素の数量を考えると 299.9GBq としなければならない。「数量を超える」が規制対象となると、300GBq の放射性同位元素が数量とできる。</p> <p>許可上の数量とすると 299.9GBq では、取扱が煩雑となる。</p> <p>半減期により、減衰することを考えれば、実質的に差は無いと考えられるため。</p>
51	<p>規則第二十四条の二の二第一項</p> <p>【意見】 表中の「…原子力規制委員会が定める数量以下のもの」を「…原子力規制委員会が定める数量を超えるもの」とできないか？</p> <p>【理由】 従来、放射性同位元素等の法令は規制値を「超える…以下」で記述されて場合が多く、今回の改正の「以上…未満」の表現を混在させると、間違いが発生する可能性がある。</p> <p>また、放射性同位元素の取扱量として、^{60}Co の場合で考えると、10D が、300GBq が数量となり、「数量以上」が規制対象となると、300GBq</p>

	<p>未満の放射性同位元素となる。</p> <p>放射性同位元素の数量を考えると 299.9GBq としなければならない。「数量を超える」が規制対象となると、300GBq の放射性同位元素が数量とできる。</p> <p>許可上の数量とすると 299.9GBq では、取扱が煩雑となる。</p> <p>半減期により、減衰することを考えれば、実質的に差は無いと考えられるため。</p> <p>数量の区分けが、法律内で複数種類あるのは、誤解を招くことになる。</p> <p>統一した数量区分となることを希望し、従前の区分方法と同様であることを希望します。</p>	
52	<p>放射線障害防止法施行規則の一部改正案新旧対照表 規則二十四条二の二第一項</p> <p>【意見】</p> <p>表中の「…原子力委員会が定める数量以上のもの」を「…原子力規制委員会が定める数量を超えるもの」に変更はできないでしょうか。</p> <p>【理由】</p> <p>従来、放射線同位元素等の法令は規制値を「超える…以下」で記述されている場合が多く、今回の改正の「以上…未満」の表現を混在させると、間違いが発生する可能性が考えられます。</p>	
53	<p>特定放射性同位元素の定義(例えば第 24 条の 2 の 2)において「その放射線が発散された場合」とあるが、「発散」という言葉が適切でしょうか？放射線源からは常に放射線は発散しており、「被ばく」という事象があって初めて重大な影響を及ぼします。exposure の日本語訳として「暴露」などの方が適しているのでは。</p>	<p>(回答)改正法第2条第3項に規定する特定放射性同位元素の定義において「発散」という表現を使用しているため、これと整合を図ったものです。このため、原案のとおりとします。</p>

54	<p>【意見】 表を 3 欄に分け、欄に区分 1、区分 2、区分 3 と明確にしてください。</p> <p>【理由】 セキュリティ区分に応じた必要な防護措置が明確になり、判りやすくなる。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2第1項では、「次の表の上欄に掲げる特定放射性同位元素の区分に応じ」として、それぞれ、第1号から第3号という号番号を付して明確に区分しています。</p> <p>参考資料では、これらについて区分1～区分3と簡易な名称で記載していますが、規則では、区分の明確な定義及びその正確な引用(「規則第 24 条の2の2第1項の表第1号に規定する特定放射性同位元素等」)が求められることから、このような記載ぶりとしているため、原案のとおりとします。</p>
----	---	--

<防護措置>

55	<p>防護区域に関する定義が明確でない。よって、何を基準に防護区域を設定すべきか、提示された規則からは読み取れません。定義を明確に示すべきです。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、規則案第1条において、「放射性同位元素の使用をする室等を含む特定放射性同位元素を防護するために講ずる措置の対象となる場所」として定義します。防護区域は、人の出入管理や不法な侵入に対する監視等を行う区域であることから、特定放射性同位元素を取り扱う施設の構造及び配置等を踏まえ設定する必要があります。出入管理ができないような貯蔵箱や装置の表面を防護区域とすることはできません。</p> <p>なお、具体的な防護区域の設定例については、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムで説明してます。</p>
56	<p>規則第一条七の二号 当該室等と防護区域の関係が理解できないので詳しい説明をお願いします。</p>	
57	<p>則第 24 条の 2 の 2 第 2 項 第 1 号 どこを防護区域とするのかが定められていない。そもそも定義でどこを防護区域とするのかを記載すべきと考える。</p>	
58	<p>第 24 条の2の2第2項第一号 いきなり「防護区域を定めること」となっているが、次号以降で防護区域に何々せよと防護区域への要求事項が示されているが、そもそものような区域が防護区域なのか、防護区域とは何かという基本的な考え方が規則には示されていないので、例えばどのような区域を防護区域とすべきなのかというような具体的なイメージが湧かない。</p>	
59	<p>質問:「防護区域」には、「施設」以外には管理区域のように設定基準が設けられていないが、単に区域が示されていれば良いのか。</p>	

60	<p>規則第二十四条の二の二第2項第一号</p> <p>意見:「防護区域」を具体的に定義してほしい。</p> <p>理由:「管理区域」の場合は、「外部放射線に係る線量については、実効線量が3月につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある場所」等の定義があるが、「防護区域」については、どこまでを防護区域とするのかわからない。</p>
61	<p>第24条の2の2第2項第一号</p> <p>どのような区域が防護区域なのか、良くわからないので具体的な例を示してください。</p>
62	<p>規則第二十四条の二の二第二項第一号</p> <p>【意見】</p> <p>「防護区域」の定義を具体的に定義してほしい。</p> <p>たとえば、第一条で定義する。</p> <p>【理由】</p> <p>不明確で、理解しにくいため。</p>
63	<p>第24条2の2第2項1号</p> <p>意見</p> <p>防護区域の定義に、具体的な記述を入れてほしい。</p> <p>第1条で定義する方が良い。</p> <p>理由</p> <p>不明確で、理解しにくく、色々な解釈が発生しそうです。</p>
64	<p>第2項第1号</p> <p>具体的な防護区域の境界がどこか明確に示していただきたい。</p> <p>貯蔵箱や装置の表面を防護区域とすることは可能か。</p>

65	<p>第 24 条の2の2 第2項第一号</p> <p>「防護区域」の定義について、条文から具体的に読み取れません。管理区域との関係性については誤解のないように示すべきではないでしょうか。</p> <p>関連資料、その他の「特定放射性同位元素に対する防護措置について」のスライドにおいても管理区域との関連が読み取れません</p>	
66	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号文中の「特定放射性同位元素の防護のための区域(以下「防護区域」という。)」について規制委員会への原案報告時に、「今回の改正部分については、講習会にて、説明している」との答弁をされていたが、原子力規制庁が主催し、日本アイソトープ協会が準備した講習会では、防護区域の設置やその設定基準の説明はなかったと思います。なぜ、急に取り入れたのか説明されたい。</p>	
67	<p>第24条の2の2第2項第1号</p> <p>法第10条第6項の規定による場合も「防護区域」を設定し、施錠するように規定されている。同項による「管理区域」を「防護区域」とみなしているのであれば、その旨をこの条文に記載すべきである。</p>	<p>(回答)法第 10 条第6項の規定により特定放射性同位元素を使用する場所を一時的に変更して使用する場合であって、当該場所において保管する場合には、防護区域を設定し、防護措置を行うことが必要です。当該防護区域は、一時的に使用の場所を変更して使用する場合に設定する管理区域と必ずしも一致するものではありません。</p>
68	<p>第24条の2の2第2項第2号について</p> <p>イロに該当しない、病院の患者はどうするのですか。基本的には放射線業務従事者ではなく、防護区域(管理区域)には患者は数回、数十回と立入こととなります。また、一時立入者の線量限度は当然超えてしまいます。</p>	<p>(回答)医療機関における患者については、健康保険証等で身分の確認が行われ、医師の診断により治療の必要性が確認されていることから、規則案第 24 条の2の2第2項第2号口で改めて身分や防護区域への立入りの必要性の確認を求めないこととします。このため、この趣旨を明確にするため規則案第 24 条の2の2第2項第2号口の条文に「ただし、診療を受ける者を立ち入らせる場合にあっては、この限りではない。」と追記します。</p>

69	<p>「業務上防護区域に常時立ち入ろうとする者については、・・・」とあるが、この時、医療機関において患者は、”業務上”と言う扱いになるのか？</p> <p>”業務上”でなければ証明書等の発行は行わなくて良いのですね。</p> <p>説明会では「防護従事者」という説明があったが、この常時立ち入る者を言うのか？「防護従事者」は何処へ行ったか</p>	<p>規則案第 24 条の2の2第2項第2号ハに規定する「常時立入者」については、「防護従事者」に修正します。</p> <p>また、防護区域常時立入者については、あらかじめ鍵を取扱う者として認めた者であれば、防護区域への出入の都度、入退域の管理を求めるものではありません。</p> <p>さらに、御指摘を踏まえ、規則案第 24 条2の2第2項の規定において「緊急の診療を行う場合その他の緊急の必要がある場合には、第2号、第3号又は第4号に規定する防護区域への立入の制限について、あらかじめ、法第 25 条の4第1項の規定による特定放射性同位元素防護規程（以下「防護規程」という。）に定めるところによることができる。」を追記します。</p>
70	<p>規則第24条の2の2第2項第2号</p> <p>病院の患者のように、業務で入域しない者も対象とするのか。患者は、病院受付時に保険証等で本人確認がされるが、この防護区域の出入時に再度確認が必要なのか。防護区域を複数箇所にもわたって移動する患者もあり非常に煩雑である。これらへは、受診又は入院受付時に確認が済んだものとして扱ってよいか。</p>	
71	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項二常時立入者以外の者には患者さんも含まれるのでしょうか？医療機関における患者への対応するため、「医療行為を受けるために立ち入る患者」を除外するべきではないでしょうか？</p>	
72	<p>病院等における治療・診断のために立ち入る患者等は、防護区域に立ち入る者ではあるが、業務上立ち入るわけではないため、本規則の対象からは外れると解釈してよいか。</p> <p>身分の確認が困難である患者等に対する除外規程を条文に記載していただきたい。</p>	

73	<p>「(参考資料)特定放射性同位元素に対する防護措置について」 2 ページ目 出入管理</p> <p>「常時立入者の場合には、防護管理者が指定した者が立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する書面等を発行し、立入りの際に所持させる。</p> <p>一時立入者の場合には、防護管理者が指定した者が身分及び立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する書面等を発行し、立入りの際に所持させる。立入りの際は常時立入者が同行する。」</p> <p>区分3で、立入りの際に所持させるのは RALS 等での治療時に患者や病棟からの搬送者を含めてということになると考えられるが、放射線業務ではない者まで発行することは事前に指定することが施設によっては困難であると考えられ、医療現場で重大な支障を来しかねない。このため、記帳でも可とすべきであり、この場合に立入りを認めたことを証明する書面等を所持しないことのリスクは、搬送するのは医療機関のスタッフや患者の家族であり、また、患者と同様にスタッフが付きそうことにより最小限にできると考えられる。</p> <p>書面を所持することで出入管理になるのか、出入時に管理者が確認しないと意味がない気がするが、その対応は現実的でない。</p>
74	<p>口は、業務上でない者と言うことだが、病院等における患者が該当するのか否か説明願いたい。病院等における患者が該当すると言うことであれば、患者に対して病院等が発行している診察券をもって「証明書等」に代ることができるのか否か説明願いたい。</p>
75	<p>実績はないと思うが、救急搬送による緊急時の立ち入りも今後起こらないとはいえない。患者がこの条文の対象となる場合、実質その確認が不可能であるため立入不可となってしまう。</p>

76	特に患者に対して言えることだが、(ハ)の常時立入者を同行させることは実質無理である。この条文において、「同行させ」でなく規則第15条第12号のように「常時立入者の指示に従わせ」としてはどうか。	
77	医療における特定放射性同位元素について 今回の規則案をそのまま医療施設に適用すると、あまりにも臨床業務への支障が大きいと考えます。 患者の立場をどう分類するのか？	
78	医療における特定放射性同位元素について 治療中の患者急変などの場合に、出入りする医療スタッフはどう管理するのか？いちいち、登録証を確認しては、人命にかかわる。	
79	医療における特定放射性同位元素について 1件の放射線治療の場合でも、診療スタッフが頻繁に出入りする。この場合の入退出管理を随時行うのは不可能です。	
80	防護措置の規制案では、例えば本人確認の要件について、出入りする患者の本人確認が必要なのか、患者が急変時に本人確認できないスタッフの出入りは禁止なのか等、病院内では実際の運用が難しい項目もある。 そのため、全体を通して本防護措置に関する規則は実際の治療現場に沿った内容ではなく、病院への負担が大きいこともあり、実効性に乏しいものとする。より実効性の高い防護措置案を検討するためには、具体的な防護規程の解釈例を公開し、幅広く意見を吸い上げる必要があると考える。また、本防護措置案は主に病院の防護措置について書かれているが、販売メーカーに対する防護措置の要件を定めることで、病院の負担を軽減し、適正で実効性の高い防護措置も検討していただきたい。	

81	<p>治療中の患者が急変したり装置等のトラブルなどにおいて、早急な対応による出入りが発生します。特に、患者急変時は救急コールが発せられますと、救急チームメンバー（医師、看護師、コメディカル、事務）が対応することとなります。入退出に関する規制を医療現場に合うよう調整していただければと思います。</p>	
82	<p>第24条の2の2第2項第2号 二防護区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。 ハ口に掲げる証明書等を所持する者が防護区域に立ち入る場合は、当該防護区域内において常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定放射性同位元素の防護のために必要な監督を行わせること。</p> <p>規則第15条第12号管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときは、放射線業務従事者の指示に従わせること。 法律第36条第2項使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は放射線障害予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。</p> <p>法律・規則では上記のように指示になっていますが、ハの監督行為はいかなるものなのでしょうか。防護区域の立ち入っている間は、防護区域に立入り監督するのでしょうか。また、常時立入者は放射線業務従事者として管理すべき者なのでしょうか。防護区域は必ずしも管理区域ではないはずです。</p>	<p>(回答)規則案第24条の2の2第2項第2号ハに規定する、同行する常時立入者については、防護従事者に修正します。 「必要な監督」とは、防護区域内における一時立入り者の特定放射性同位元素の持ち出しにつながる不審な行動(防護措置に係る装置、機器等の写真撮影、情報の筆記等)を把握し、その防止を図ることです。これは、防護区域において、一時立入者に同行する防護従事者の職務であり、管理区域の内外によりません。 なお、一時立入者に同行する防護従事者については、同行するために必要な教育及び訓練を受けることが必要となります。</p>

83	<p>第 24 条の2の2第2項第二号ハ</p> <p>「・・・特定放射性同位元素の防護のために必要な監督を行わせること。」とあるが、“監督”とはどのようなことか？</p> <p>監督とは、多くの事柄や人々・組織など見張ったり、指図をすることで取り締ることであり、常時立ち入る者にその監督を行わせるのか？</p> <p>清掃で毎日立ち入る者は、常時立ち入る者として証明書を発行するが、その清掃者に監督させも良いと言う解釈で良いのか、いい加減な法令に思える。</p>
84	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項第二号ハ</p> <p>「特定放射性同位元素の防護のために必要な監督を行わせること。」とありますが、“監督”とはどのようなことを意味しますか？放射線障害防止法の放射線業務従事者の“指示”との違いはなんでしょうか？</p>
85	<p>第 24 条の2の2第2項第二号ハ</p> <p>「常時立入者に特定放射性同位元素の防護のために必要な監督を行わせること」となっている。放射線障害の防止の方では、規則 15 条や 17 条で、管理区域に放射線業務従事者以外の者が立ち入るときは放射線業務従事者の指示に従わせることとなっている。なぜ、指示ではなく監督なのか。放射線障害の防止と同様に指示でよいのではないか。</p>
86	<p>「特定 RI の防護のために必要な監督を・・・」(第 24 条)の「監督」の行うべきことが理解できません。</p>
87	<p>第2項第二号のハ</p> <p>「防護区域内において常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定放射性同位元素の防護のために必要な監督を行わせること」とあるが、監督とは具体的にどのような行為をさすのかが不明と感じます。</p>

88	<p>参考資料「特定放射性同位元素に対する防護措置について」P2 その他出入管理 常時立入者の場合には、防護管理者が指定した者が立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する書面等を発行し、立入りの際に所持させる。 一時立入者の場合には、防護管理者が指定した者が身分及び立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する書面等を発行し、立入りの際に所持させる。立入りの際は常時立入者が同行する。 以上のようになっている。一時立入者は、「身分」の確認があるが、それ以外は同じであるので、常時立入者も一時立入者も同じ要件でよいのではないか。</p>	<p>(回答)「身分の確認」とは、本人確認を指します。御指摘を踏まえ、防護区域常時立入者は事業所等の職員以外の者もなりうることから、身分の確認を行うよう施行規則案第 24 条の2の2第2項第2号イを修正します。また、事業所等の職員については、採用時に身分の確認がなされていれば、改めて身分の確認をする必要はありません。</p>
89	<p>規則第24条の2の2第2項第2号 参考資料の「特定放射性同位元素の区分と防護措置の主な内容」表で、出入り管理のほかに本人確認を求めているが、これは必要ないとの解釈でよいか。</p>	
90	<p>第 24 条の2の2第2項第二号イ 「業務上防護区域に常時立ち入ろうとする者については、…」とあるが、“業務上”とは何をさすのか？</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2第2項第二号イに「業務上」と規定した趣旨は、口に規定する一時立入者と防護区域常時立入者を区別するためです。「業務上」とは、当該施設で業務を目的として、反復継続して防護区域に立ち入る場合を指します。具体的な業務としては、特定放射性同位元素の取扱い(使用及び保管等)や防護に関する業務(監視装置の点検、出入管理、警備等)、その他清掃者等を想定しています。この業務を行う「防護区域常時立入者」の指定の実施主体は事業者です。</p>
91	<p><防護区域への立入り> 第 24 条の2の2第2項第二号イ 「業務上防護区域に常時立ち入ろうとする者については、…」とあるが、“業務上”とは何をさすのか？</p>	

92	<p>則第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 2 号イ、ロ 「業務上」とは何を指すのか説明願いたい。例えば特定放射性同位元素を使用しようとする事、特定放射性同位元素の防護に関する業務に従事することなどを指すのでしょうか、詳細に説明願います</p>
93	<p>イの「業務上」とは何を示すのか？ 特定放射性同位元素を使用する業務従事者なのか？ 防護区域内の防護機器の点検等を行う者なのか？ の理由 イの者は、業務従事者であり防護従事者であるように考えられる。</p>
94	<p>規則第二十四条の二の二第二項第二号イロ 【意見】 「業務上」とは何を示すのか？ 特定放射性同位元素を使用する業務従事者なのか？ 防護区域内の防護機器の点検等を行う者なのか？</p>
95	<p>規則第二十四条の二の二第二項第二号イロ 【意見】 「業務上」とは何を示すのか？ 特定放射性同位元素を使用する業務従事者なのか？ 防護区域内の防護機器の点検等を行う者なのか？</p>
96	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第二号イロ 【意見】 「業務上」とは何を示すのでしょうか？ 他社の警備会社員が防護機器の点検等を行う場合は業務上でしょうか？</p>

97	<p>第 24 条の2の2第2項と3項 各号(一、二、三…)の順番がわかりにくい。原子力施設の核物質防護の法令の枠組みを用いているのかわかりませんが、“防護措置”という新しい概念が導入されるので、参考資料のとおり、検知・遅延・対応・その他の順位に号の順番を見直したほうがよいのではないかな。なぜ、各号がこの順番なのか理解できません。</p> <p>また、参考資料の表題は「特定放射性同位元素に対する防護措置について」であるのに、内容部分では“セキュリティ対策”となっている、法令条文にはセキュリティという文言はない、どのように対応すれば良いのか理解できない。</p>	<p>(回答)「参考資料」は防護措置の要点をまとめたものであり、分かりやすい資料として添付したものです。規制要求の項目は、一連の制度的内容について網羅的にまとめたものであり、検知・遅延・対応だけでなく、特定放射性同位元素の区分の設定、アクセス規制等が必要であり、規則案に規定される規制要求の順番については、既に原子炉等規制法において定めている防護措置の法令の用例を参考としています。</p> <p>また、参考資料の「特定放射性同位元素に対する防護措置について」においては、説明上「セキュリティ対策」といった用語を使っていますが、規則においては関連法令との整合性をとって「防護措置」という用語を用いています。両用語については、同義です。</p>
98	<p>第 24 条の2の2第2項第2号イ及びロと第 24 条の2の 10 記載されている、業務上防護区域に常時立ち入ろうとする者、防護区域に立ち入ろうとする者、特定放射性同位元素防護従事者の3つの者はどのように違うのか。特定放射性同位元素防護従事者は業務上防護区域に常時立ち入ろうとする者以外にどのような者が当てはまるのか。防護区域に一時的に立ち入る者は、特定放射性同位元素の防護に関する業務に従事しているわけではないため、特定放射性同位元素防護従事者には含まれないと考えてよいか。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、防護従事者については、「特定放射性同位元素の防護に関する業務に従事する者(特定放射性同位元素防護管理者を含む。)」と定義します。また、常時立入者については、管理区域の常時立入者と区別するため、「防護区域常時立入者」として、規則案第 24 条の2の2第2項第2号ロにおいて定義します。防護区域常時立入者であっても、特定放射性同位元素の取扱いに関する業務に従事し、防護に関する業務に従事しない場合は、防護従事者には該当しません。また、防護従事者であっても、監視カメラでの常時監視に従事する警備員のように防護区域の外で防護に関する業務に従事する者は防護区域常時立入者にならない場合もあり得ます。</p>
99	<p>ロの者は、一時立ち入り者で特定放射性同位元素を取り扱わない者なのか？ 理由 イの者は、業務従事者であり防護従事者であるように考えられる。それに対して、ロの者は、一時的に立ち入る者と考えられる。 いずれも明確な定義が必要と考える。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、防護従事者については、「特定放射性同位元素の防護に関する業務に従事する者(特定放射性同位元素防護管理者を含む。)」と定義します。また、常時立入者については、管理区域の常時立入者と区別するため、「防護区域常時立入者」として、規則案第 24 条の2の2第2項第2号ロにおいて定義します。防護区域常時立入者であっても、特定放射性同位元素の取扱いに関する業務に従事し、防護に関する業務に従事しない場合は、防護従事者には該当しません。また、防護従事者であっても、監視カメラでの常時監視に従事する警備員のように防護区域の外で防護に関する業務に従事する者は防護区域常時立入者にならない場合もあり得ます。</p>

100	<p>規則第二十四条の二の二第二項第二号イロ</p> <p>【意見】 口の対象者は、一時立ち入り者、特定放射性同位元素を取り扱わない者なのか？ 「防護区域一時立入者」としては。</p> <p>【理由】 口の者は、一時的に立ち入る者と考えられる。</p>	
101	<p>規則第二十四条の二の二第二項第二号イロ</p> <p>【意見】 口の対象者は、一時立ち入り者、特定放射性同位元素を取り扱わない者なのか？ 「防護区域一時立入者」としては。</p> <p>【理由】 口の者は、一時的に立ち入る者と考えられる。</p>	
102	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項 第二号イ及びロと第 24 条の 2 の 10 業務上防護区域に常時立ち入ろうとする者、防護区域に立ち入ろうとする者、特定放射性同位元素防護従事者の 3 つの者の違いがわかり難いです。</p>	
103	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項 第二号イ</p> <p>防護区域に常時立ち入ろうとする者については、証明書等を発行し、立入の際には証明書等を所持させることとなっているが、医療機関では医療のために治療室である区域が防護区域なり、この防護区域に頻繁に出入りすることとなる。証明書等を所持するとなると、ストラップ等でぶら下げる等々の運用が思いつく、しかし、患者や第三者の目に証明書等が触れる可能性があるが、この運用でも問題ないか。</p>	<p>(回答)その運用で問題ありませんが、防護区域常時立入者とその他の者の区別を明確にすることが必要です。</p>
104	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項 第二号ロの「防護区域に立ち入ろうとする者」(常時立入者を除く。)とは、一時立入を想定しているのか。</p>	<p>(回答)その解釈のとおりです。</p>

105	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項第二号ロ 「防護区域に立ち入ろうとする者」(常時立入者を除く。)というのは、一時立入を意味していますか。</p>	
106	<p>「当該立入りを認めたことを証明する書面等(以下「証明書等」という。)を発行し」とあるが、主語がない。誰が発行し、管理するのか？ 特定放射性同位元素防護規程に定める事項にもなっていないものが、当該条文で規定されている。</p>	
107	<p>規則第二十四条の二の二第二項第二号イロ 【意見】 「証明書等」の発行は、誰が行うのか？ 「証明書等」として、生体認証などを使用することも考えられる。 【理由】 生体認証では、その登録により、「証明書等」の発行とし、立入終了は、生体認証の登録抹消により行うことが考えられる。 このような対応も可能か？</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 2 号に規定する口の者に対する証明書等の発行及びそれを所持させることについては、御意見を踏まえ不要とするよう修正します。 規則案第 24 条の 2 の 2 第 2 項各号に掲げる防護のために必要な措置の実施主体は、事業者です。規則案第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 2 号イに規定された証明書等について、事業者において具体的にどのような手続で発行し管理するかについては、規則案第 24 条の 2 の 3 第 5 号の出入管理に関することに基づき防護規程において定めることが必要です。また、証明書等は防護区域に立ち入ることができる者を識別するためのものです。一方、生体認証の登録は、防護区域へ出入りする際の鍵に相当するものであるため、証明書等とはなりません。</p>
108	<p>「証明書等」の発行は、誰が行うのか？ 「証明書等」として、生体認証などを使用することも考えられる。 また、口の者に対して「証明書等」は必要ないのではないのでしょうか。 の理由 生体認証では、その登録により、「証明書等」の発行とし、立入終了は、生体認証の登録抹消により行うことが考えられる。 このような対応も可能か？ また、基本的に、口の者はハでイの常時立入者が同行することを求めているので、証明書そのものが不要かと考えます。</p>	

109	放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第二号イロ 【意見】 「証明書等」の発行は、誰が行うのか？ 「証明書等」として、生体認証などを使用することも考えられる。 【理由】 生体認証では、その登録により、「証明書等」の発行とし、立入終了は、生体認証の登録抹消により行うことが考えられる。 このような対応も可能か？	
110	放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第二号イロ 【意見】 「証明書等」を発行する者が明確でないため、事業者が規定することで良いか。 また、生体認証などを使用することも考えられるが、「証明書等」の発行は、生体認証の登録抹消により行うこととして良いか。 【理由】 生体認証の登録により「証明書等」の発行、立入終了は生体認証の登録抹消により管理できると考えられる。	
111	ハの「…常時立入者を同行させ…」とあるが、これは、「…防護従事者を同行させ…」ではないのか。 の理由 イの者は、防護の職務を行わないと考えるため。	(回答)規則案第 24 条の2の2第2項第2号ハでは一時立入者への同行及び監督を行う者を防護従事者と修正します。
112	規則第二十四条の二の二第二項第二号ハ 【意見】 「ハ…防護のために必要な監督を…」とあるが、これは常時立入者の職務ではなく、防護従事者の職務ではないのか？	

	<p>【理由】 常時立入者は防護の職務を行わない。</p>	
113	<p>第 24 条2の2第2項2号ハ ハ・・・防護のために必要な監督を・・・。 意見 これは常時立入者の職務ではなく、防護従事者の職務ではないのか?? 理由 常時立入者は防護の職務を行わない。</p>	
114	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第二号ハ 【意見】 「ハ防護のために必要な監督を」とあるが、これは(防護区域)常時立入者の職務ではないため、「同行させること」で良いではありませんか。 【理由】 (防護区域)常時立入者は防護の職務を行いません。 「同行」とは、(防護区域)常時立入者が一時的に立ち入る者をエスコートすると解釈できるため。</p>	
115	<p>規則第24条の2の2第2項第2号(ハ) 防護区域が管理区域となっている場合、従来の法律・規則では下の指示になっているが、放射線障害の防止と防護のどちらが優先されるのか。</p>	<p>(回答)防護従事者による一時立入者への同行及び監督において、放射線障害の防止と特定放射性同位元素の防護が相互に干渉する事態を具体的に想定することは困難ですが、万が一そのような事態が発生した場合には、放射線取扱主任者による安全上の指示を優先してください。</p>

	<p>○規則第15条第12号 管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときは、放射線業務従事者の指示に従わせること。</p> <p>○法第36条 第2項 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は放射線障害予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。</p>	
116	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第二号口</p> <p>【意見】 「必要性を確認し、証明書等を発行…」とあるが、証明書等の発行は、不要としていただきたい。</p> <p>【理由】 基本的に、口の者はハでイの常時立入者が同行することを求めているから常に同行しているため。もし、防護区域常時立入者と防護区域一時立入者の外見的な区分であれば、名札やバッジ等で可能であり、「証明書等」の用語の意味を明確にする必要があると考えます。</p>	<p>(回答)規則案第24条の2の2第2項第2号口に規定する「防護区域に立ち入ろうとする者(イに掲げる防護区域常時立入者を除く。)」については、御指摘を踏まえ、証明書等の発行を不要とし、その身分及び防護区域への立入りの必要性の確認を要件とするよう修正します。</p>
117	<p>第24条2の2第2項2号口 必要性を確認し、証明書等を発行…。</p> <p>意見 証明書発行は不要としていただきたい。</p> <p>理由 基本的に口の者はハで常時立ち入り者が同行することを求めているから。</p>	

118	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第二号ロ</p> <p>【意見】 「必要性を確認し、証明書等を発行」とあるが、ロ(一時的に立ち入る者)への証明書等の発行は不要ではないでしょうか。</p> <p>【理由】 ロの者は、ハによりイの(防護区域)常時立入者が同行することを求めているため。 その都度、一時的に立ち入る者を確認する訳で、証明書等を発行する意義はありません。もし管理上必要な場合には、施設に応じた防護規程で運用すべきと考えます。</p>	
119	<p>規則第二十四条の二の二第二項第二号ロ</p> <p>【意見】 「必要性を確認し、証明書等を発行・・・」とあるが、証明書等の発行は、不要としていただきたい。</p> <p>【理由】 基本的に、ロの者はハでイの常時立入者が同行することを求めているから。</p>	
120	<p>証明書等の発行は、「認められていない者が防護区域に立ち入っていない」ことが「防護区域内に入っている者」に対して判断できる。という目的であると解釈してよいか。</p> <p>また、「証明書等」に記載すべき項目は、その目的を達成できる範囲内であれば、事業所毎に判断してよいか。</p>	
121	<p>第 24 条の 2 の 2「防護区域」に関しては標識について書かれていませんが、標識をつけるべきでしょうか？あるいはセキュリティ上、線源の位置を特定する標識はつけるべきではないでしょうか？</p>	<p>(回答)「防護区域に関しての標識」については、特定放射性同位元素の場所を特定されることを防ぐため、不要としております。</p>

122	防護区域には法令に基づく表示は不要との認識で良いか。	
123	<p>特定放射性同位元素に対する防護措置について、そのセキュリティ対策が厳しすぎるように思える。核物質や致死性のある物質を扱う以上はその物質の盗難等に対するセキュリティを重要視する必要があるとは思いますが、一般病院におけるRI施設の背景や使用等の実態を踏まえると本改正案の防護措置の規制は厳しすぎると考える。</p> <p>特に RALS(高線量率小線源療法)を使用している場合、RALS の件数が全国的に伸び悩んでいる中、さらに本改訂で施設維持費用が増加することで撤退を余儀なくされる施設もでてくる可能性がある。RALS はその治療件数が伸び悩んでいる中ではあるが、必要としている患者は少なくない治療法である。そのため、地域病院のRALSの撤退は国民の不利益にもなりかねないと考えます。</p>	<p>(回答)法改正により新たに規制要求した防護措置は、IAEA 核セキュリティ勧告等の国際的な動向及び病院等の特定放射性同位元素を取り扱う施設における使用実態等を踏まえ、放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームの検討結果を経て、特定放射性同位元素の区分に応じた対応を求めるものです。</p> <p>また、具体的な防護措置を定めた規則案等については、意見公募手続で寄せられた御意見を踏まえて、例えば患者を防護区域に立ち入ろうとする者に対する確認の対象から除外するなど病院の実情を踏まえた修正を行っています。</p>
124	<p>防護区域の設定に基準はあるのか？</p> <p>私が従事している非破壊検査において、海外の仕様書を読む機会がありますが</p> <p>200Ci(7.4TBq)のイリジウム、100Ci(3.7TBq)のコバルトという記述を目にします。これほどの放射能を保有しているのであればセキュリティ等厳しくなるのも分かりますが過剰だと思います。</p>	<p>(回答)防護区域については、「放射性同位元素の使用をする室等を含む特定放射性同位元素を防護するために講ずる措置の対象となる場所」と定義しています。防護区域は、人の出入管理や不法な侵入に対する監視等を行う区域であることから、特定放射性同位元素を取り扱う施設の構造及び配置等を踏まえ設定する必要があります。具体的な防護区域の設定の事例については、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムで示します。</p> <p>また、特定放射性同位元素の区分設定については、IAEA の行動規範及び日本におけるこれまでの使用実態等を踏まえ、放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームでの議論と中間とりまとめの意見公募手続を経て決定したものです。</p>
125	<p>第2項第2号(ロ)</p> <p>「(以下「常時立入者」という。)」は(イ)に記載すべきでは。</p> <p>また、用語についても、「常時立入者」とすると作業室等の「人が常時立ち入る場所」に入る者と混乱しやすいため、「防護区域常時立入者」としてはいかがか。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、「常時立入者」を「防護区域常時立入者」に修正します。</p> <p>なお、「常時立入者を除く防護区域に立ち入る者については、定義が明確であること、条文上他に記載がないことから、略称は設けていません。</p>

	併せて、常時立入者を除く防護区域に立ち入る者について、「防護区域一時立入者」という略称を設けてはいかがか。	
126	<p>第2項第2号(ハ)</p> <p>「常時立入者」は「特定放射性同位元素防護従事者」には必ずしも該当しないため、規則第24条の2の11に規定する「防護に関する教育訓練」を受けない可能性がある。</p> <p>本項第13号に規定された「教育及び訓練」のみを受けた者が監督してもよいと解釈してよいか。</p>	(回答)御指摘を踏まえ、一時立入者に同行させる者を「常時立入者」から「防護従事者」へ修正します。防護従事者については、規則案第24条の2の11により防護に関する教育及び訓練を受けることが必要となります。
127	<p>第2項第二号のハ</p> <p>「防護区域内において常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定放射性同位元素の防護のために必要な監督を行わせること」とあるが、この必要な監督を行うのは、常時立入者であれば、誰でもよいのか。医療において、防護区域内で治療行為を行うことがあるため、複数のスタッフが常時立入者となる可能性がある。</p>	
128	<p>第24条の2の2</p> <p>防護区域に立ち入ろうとする者の措置についての条文だと思うが、防護区域以外の防護措置が必要なエリア(二重障壁、アクセス制限等の措置が必要なエリア)にのみ立ち入る者については「常時立入者」である必要はない、あるいは同行必要ないという解釈でよろしいですか。</p>	(回答)御指摘のとおり、防護区域に立ち入らない者については、規則案第24条の2の2第2項第2号の規定は適用されません。

129	<p>第2項第2号文中の「常時立ち入ろうとする者」とは、どのような者を指すのか不明である。</p> <p>過去の改正において、「常時」とは、なにを意味するか(時間か?状態か?)が議論され、「常時」の言葉が削除され、「放射線業務従事者」となった記憶があります。「常時」の削除を適切と思います。</p> <p>次号にも、「立入者」は使いにくいので、「常時立入者」が使われているように感じます。</p> <p>別称を希望します。例えば、「業務立入者」など。「一時立入者」と対となり、わかり易いように思います。</p>	<p>(回答)業務上防護区域に常時立ち入ろうとする者は、当該施設に係る業務に関し反復継続して防護区域に立ち入る者であり、一時的に立ち入る者と区別するため、常時立入者を用いました。実際に立ち入る回数や時間によって定義しているものではありません。このため、原案のとおりとします。</p>
130	<p>第24条の2の2第2項第3号イ</p> <p>あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りではないとなっているが、あらかじめ認めたことについての記録を残す必要があるのか。また、認めるのは特定放射性同位元素防護管理者と考えるとよいのか。</p>	<p>(回答)あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者とは、防護区域に立ち入るために物理鍵を使用する者、IDカードを電子錠として使用する場合にあらかじめIDカードを貸与された者などが該当します。このため、第24条2の12第1項第1号口に基づき、誰が防護区域への立入りのための鍵の使用を認められているのかということは出入管理の観点から記録に残す必要があります。</p> <p>また、規則案第24条の2の2第2項第3号イに規定する鍵の管理者は、特定放射性同位元素防護管理者でもその他の防護従事者でも結構ですが、あらかじめ防護規程に定めておくことが必要です。</p>
131	<p>第24条の2の2第2項第3号</p> <p>防護区域の出入口に施錠すること。とあるが、「特定放射性同位元素に対する防護措置について」のレイアウト図と一致しない。提示されたレイアウト図は本条文に一致しないのか、何のためのレイアウト図なのか、今までの講習会での説明と異なっているので、理解に苦しむ。</p>	<p>(回答)参考資料として示した御指摘のレイアウト図については、「防護区域に立ち入ることが特に必要であることを確認するための措置が2以上要求される場合」(区分1)の防護区域の出入口とその外側を施錠する例を示したものです。</p> <p>規則案第24条の2の2第2項第3号においては、防護区域の出入口に施錠することとしていますので、上記施錠のうち少なくとも1つは防護区域の出入口に施錠することが必要です。また、2つ以上の措置を要求される場合のもう1つの施錠箇所については、レイアウト図のとおり防護区域の外側であっても構いません。なお、上記の考え方はこれまでの防護措置に係る法令説明会での説明内容と変更はありません。</p>

132	<p>第 24 条の2の2第2項第三号イ及びロ</p> <p>鍵を管理する者を決めなくてはいけないことは、理解できるがダイヤル錠の場合には“鍵”というものが存在しないので、“鍵”と表現することに疑問を感じる。</p> <p>「鍵又は錠について不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと」を求めている、ここでいう“不審な点”とは何を意味するのか。</p>	<p>(回答)「鍵」には、物理鍵のみならず ID カードに係る磁気データ、暗証番号、生体認証などの個人認証の暗号鍵を含んでいます。また「鍵又は錠について不審な点が認められた場合」とは、鍵の所在不明、錠に壊された形跡がある場合、また、予定外の開錠の痕跡などを見つけた場合を指します。なお、「不審な点」は他の規定と整合をとるため、「異常」に修正します。</p>
133	<p>第 24 条の2の2第2項第三号イ</p> <p>防護区域の出入口の施錠の鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止することとなっている。医療機関の場合、緊急で治療等を行う場合には防護区域に入室して治療等を行う必要がある。これでは医療は成り立たない、厳しすぎるのではないか。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、規則案第 24 条2の2第2項の規定において「緊急の診療を行う場合その他の緊急の必要がある場合には、第2号、第3号又は第4号に規定する防護区域への立入の制限について、あらかじめ、法第 25 条の4第1項の規定による特定放射性同位元素防護規程(以下「防護規程」という。)に定めるところによることができる。」を追記します。</p>
134	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項第三号イ</p> <p>防護区域の出入口の施錠の鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止することとなっていますが、医療機関の場合、指定したものが不在の場合で、緊急的に防護区域に入室して治療等を行う必要がある場合が考えられる。この内容では、医療は成立しないのではないのでしょうか？</p>	<p>また、規則案第 24 条の2の2第2項第3号イでは、「ただし、あらかじめその鍵を取り扱うことを認めた防護区域常時立入者については、この限りでない。」と規定しており、御指摘のような場合に対応するには、あらかじめ指定しておくことでも可能となります。また、電子錠機能を有した ID カードを貸与することも鍵を取り扱う防護区域常時立入者としてあらかじめ指定すれば可能です。</p>
135	<p>第2項第三号</p> <p>鍵の管理の厳重化については理解できるのですが、防護区域内で医療行為を行う場合において、患者急変時の救命処置上の制限となりかねません。</p>	
136	<p>第 24 条の2の2第2項第三号イ</p> <p>防護区域の出入口の施錠の鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止することとなっています。医療機関の場合、実際の業務を行う場合、その部署全員が管理</p>	

	<p>する者として指定しておかなければならなくなりますが、問題ないのでしょうか。少し厳しすぎるのではないのでしょうか。</p>	
137	<p>病院等の施設の出入口において、患者の安全や消防法の観点から障壁となる扉がパニックオープン仕様となっていることがある。また規則第 15 条第 1 項第 3 号の 3 により設けられる非常脱出装置を設けなければならない出入口もある。</p> <p>それら、非常時等には開錠される機構が設けられている出入口は本規則の「施錠」から逸脱しないと解釈してよいか。</p>	<p>(回答)その解釈のとおりです。</p>
138	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項 第三号イ</p> <p>施錠とは、具体的にどのような錠がよいのか例示してほしい。南京錠ではなく防護機能が高い CP 錠が必要なのか。また、暗証番号式の施錠や、ID カードによる施錠、生体認証による施錠とする必要があるのか。</p> <p>説明会では CP 錠を推奨していたはずなのに、法になれば高額な CP 錠の予算化は不可能。</p>	<p>(回答)施錠には、物理鍵のみならず ID カードに係る磁気データ、暗証番号、生体認証などの個人認証等の暗号鍵による施錠を含んでいます。規則案第 24 条 2 の 2 第 2 項 第 6 号の措置として、物理的な鍵を使用する場合には、CP 認定製品相当以上の鍵を使用する必要があります。</p>
139	<p>施行規則第 24 条の 2 の 2 第 2 項 第 3 号</p> <p>防護区域の出入口の鍵として、機械的な鍵だけでなく、常時立入者ごとに所持する ID カード等のような電磁気的な鍵や暗証番号も利用できるように配慮した「鍵」としての要件にしていきたい。</p>	
140	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項 第三号イ</p> <p>施錠とは、どこまでのセキュリティが必要なのか、具体的に示してほしい。</p>	
141	<p>則第 24 条の 2 の 2 第 2 項 第 3 号イ</p> <p>鍵を管理する者の身分が規定されていない。特定放射性同位元素防護従事者なのか否か？</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、特定放射性同位元素防護管理者を含めた防護従事者であってあらかじめ指定された者が鍵を管理することと修正します。また、鍵には、物</p>

142	<p>鍵を管理する者の身分が規定されていない。特定放射性同位元素防護従事者なのか防護管理者なのか？</p> <p>又、「鍵」は、「鍵等」とすべきでは。</p> <p>理由</p> <p>「鍵」を管理する者は、防護管理者など防護措置の対象者であるべきである。</p> <p>又、「鍵」に限定すると、カードキーや生体認証などの手段もあると考えられるので、「鍵等」とした方が良いと考える。</p>	<p>理鍵のみならず ID カードに係る磁気データ、暗証番号、生体認証などの個人認証の暗号鍵を含んでいますので、原案のとおりとします。</p>
143	<p>鍵を管理する者の身分が規定されていない。特定放射性同位元素防護従事者なのか防護管理者なのか？</p> <p>又、「鍵」は、「鍵等」とすべきでは。</p> <p>【理由】</p> <p>「鍵」を管理する者は、防護管理者など防護措置の対象者であるべきである。</p> <p>又、「鍵」に限定すると、カードキーや生体認証などの手段もあると考えられるので、「鍵等」とした方が良いと考える。</p> <p>ただし、一時的に取り扱うことが認められた者は、容易に鍵の持ち出しができるのは、厳重に管理されていることと相反すると考えられる。</p>	
144	<p>ただし書きで規定されている内容が、軽すぎる。その鍵を一時的に取り扱うことを認められた者が、厳重に管理されている鍵の保管の場所から容易に持ち出すことができることに対して問題ないのか。</p>	<p>(回答)あらかじめその鍵を取り扱うことを認めた趣旨は、防護区域への出入口の鍵の開閉をあらかじめ指定した管理者が全て行うことは現実的ではないためです。なお、一時的に鍵を取り扱うことを認めた者の記録を残す等により、鍵を厳重に管</p>

145	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第三号イ</p> <p>【意見】 ただし書きで規定されている内容が、軽すぎるのでは。 その鍵を一時的に取り扱うことを認められた者が、厳重に管理されている鍵の保管の場所から容易に持ち出すことができることは、問題ではないか。</p> <p>【理由】 一時的に取り扱うことが認められた者は、容易に鍵の持ち出しができるのは、厳重に管理されていることと相反すると考えられる。</p>	<p>理することを第 24 条の2の3第5号において、防護規程に記載することを求めています。また、管理の具体例は、規則の解釈で示します。</p>
146	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第三号イ</p> <p>【意見】 ただし書きで規定されている内容が、軽すぎるので。 その鍵を一時的に取り扱うことを認められた者が、厳重に管理されている鍵の保管の場所から容易に持ち出すことができることは、問題ではないか。</p> <p>【理由】 生体認証等を利用した「鍵」も考えられ、防護の管理としては、生体認証等の登録情報の管理(錠)となると考えられる。</p>	

147	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 3 号イ また、ただし書きであらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認め た者についてはこの限りではないとは、具体的にどのようなケースを 想定しているのか、この条文の主旨がよく分かりません。</p>	
148	<p>錠の管理は無法状態で構わないのか。</p>	<p>(回答)防護区域の出入口の施錠については、規則案第 24 条の2の2第2項第3号 イに基づき、鍵を厳重に管理することを求めています。あらかじめその鍵を一時的 に取り扱うことを認めた防護区域常時立入者の指名及びその管理方法につい ては、防護規程に記載することになります。</p>
149	<p>「鍵又は錠について不審な点」と記載されているが具体的に不審な点 とは何か。第 7 号ハ及び二で記載されている、「異常が認められたと き」との違いは何か？ 詳細な説明をお願いします。</p>	<p>(回答)不審な点が認められた場合と異常が認められた場合は同義であることか ら、「不審な点が認められた場合」を「異常が認められた場合」に修正します。 「鍵又は錠について不審な点が認められた場合」については、鍵がなくなったこと や、錠等に壊された形跡を見つけた場合を指します。</p>
150	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第三号ロ 規則第二十四条の二の二第二項第七号ハニ 【意見】 「鍵又は錠について不審な点」と記載されているが具体的に不審な点 とは何か？ 第七号ハ及び二で記載されている「異常が認められたとき」との違い は何か？ 【理由】 「不審な点」の具体的な事象が判りづらい。 また、第七号ハ及び二で、使用後若しくは毎日1回(読替えにより週1</p>	<p>「特定放射性同位元素又は当該特定放射性同位元素の防護のために必要な設備 若しくは装置に異常が認められた場合」とは、特定放射性同位元素が盗取された 場合、特定放射性同位元素が装備された機器が破壊された形跡がある場合、特定 放射性同位元素を盗取する試みが行われた形跡がある場合、監視装置が壊され た形跡がある場合等を発見した場合を指します。</p>

	<p>回)の点検で、異常が認められた場合と報告のみとなり、あらかじめ指定した者が、対応できるのかが不明確である。</p>
151	<p>規則第二十四条の二の二第二項第三号口 規則第二十四条の二の二第二項第七号ハニ</p> <p>【意見】 「鍵又は錠について不審な点」と記載されているが具体的に不審な点とは何か？ 第七号ハ及び二で記載されている「異常が認められたとき」との違いは何か？</p> <p>【理由】 「不審な点」の具体的な事象が判りづらい。 また、第七号ハ及び二で、使用後若しくは毎日1回(読替えにより週1回)の点検で、異常が認められた場合と報告のみとなり、あらかじめ指定した者が、対応できるのかが不明確である。</p>
152	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第三号口 規則第二十四条の二の二第二項第七号ハニ</p> <p>【意見】 「鍵又は錠について不審な点」と記載されているが具体的に不審な点とは何か？ 第七号ハ及び二で記載されている「異常が認められたとき」との違いは何か？</p> <p>【理由】 「不審な点」の具体的な事象が判りづらい。 また、第七号ハ及び二で、使用後若しくは毎日1回(読替えにより週1回)の点検で、異常が認められた場合と報告のみとなり、あらかじめ指定した者が、対応できるのかが不明確である。</p>

153	<p>規則第24条の2の2第2項第3号(口) 条文に「不審な点」とあるが、第7号(ハ)では、「設備若しくは装置に異常が」とある。不審と異常の相違は何か。</p>	
154	<p>第2項第3号(口) 「不審な点」とは「不正な行為が確認された、又はそのおそれがある」状態と解釈してよいか。</p>	
155	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第三号口、規則第二十四条の二の二第二項第七号ハニ</p> <p>【意見】 「鍵又は錠について不審な点」とは、具体的に不審な点について、ご教示下さい。 第七号ハ及びニで記載されている「異常が認められた場合には…直ちに、その旨をあらかじめ指定した者へ報告」との違いについても、ご教示下さい。</p> <p>【理由】 「不審な点」の具体的な事例があると判りやすい。 また、第七号ハ及びニで、使用後若しくは毎日1回(読替えにより週1回)の点検で、異常が認められた場合は報告のみとなりますが、あらかじめ指定した者が対応するとして、「速やかに取替え又は構造を変更する」ことは難しいので、この場合の防護措置は、施設の実情に合わせて防護規程に定めて運用すれば良いと考えます。</p>	
156	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第三号口 規則第二十四条の二の二第二項第七号ハニ</p> <p>【意見】 速やかに取替え又は構造の変更は、誰が行うのか？</p>	<p>(回答)御指摘の規則案第24条の2の2第2項第3号及び第7号に規定する防護措置は、特定放射性同位元素防護管理者の統一的な管理の下、事業者自らが実施することになります。</p>

157	<p>規則第二十四条の二の二第二項第三号口 規則第二十四条の二の二第二項第七号ハニ 【意見】 速やかに取替え又は構造の変更は、誰が行うのか？</p>	
158	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第三号口 規則第二十四条の二の二第二項第七号ハニ 【意見】 速やかに取替え又は構造の変更は、誰が行うのか？</p>	
159	<p>第二十四条の二の二2項3号「防護区域の出入口に施錠すること」とあるが、炉規則91条(防護措置)3項3号においては、「見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、この限りでない。」とあり、見張人の監視が法要求としてあり、出入口の施錠は代替措置で認められていることから、本規則においても「見張人に防護区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、この限りでない。」のような記載とし、見張り人の常時監視と出入口の施錠の両方を認めていただきたい。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、規則案第 24 条の2の2第2項3号に「ただし、防護従事者に当該出入口を常時監視させる場合にあつては、この限りでない。」を追記します。</p>
160	<p>規則第24条の2の2第2項第3号(イ) 「鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者」とあるが、この後の条文に出てくる「あらかじめ指定した者」は、鍵を管理する者のことか。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2第2項第3号イ、第7号ハ及びニでそれぞれ規定する「あらかじめ指定した者」は、それぞれの条文において定める役割を担当する者を指しています。事業者は、特定放射性同位元素防護管理者の統一的な管理の下、防護規程において、それぞれの条文に規定する役割を担当する「あらかじめ指定した者」を定める必要があります。なお、「あらかじめ指定した者」は、特定放射性同位元素防護管理者である必要はありませんが、防護に関する業務を担う者であることから、防護従事者と修正します。</p>
161	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第三号口 規則第二十四条の二の二第二項第七号ハニ 【意見】 あらかじめ指定した者は、誰なのか？防護管理者なのか？</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2第2項第3号イ、第7号ハ及びニでそれぞれ規定する「あらかじめ指定した者」は、それぞれの条文において定める役割を担当する者を指しています。事業者は、特定放射性同位元素防護管理者の統一的な管理の下、防護規程において、それぞれの条文に規定する役割を担当する「あらかじめ指定した者」を定める必要があります。なお、「あらかじめ指定した者」は、特定放射性同位元素防護管理者である必要はありませんが、防護に関する業務を担う者であることから、防護従事者と修正します。</p>

162	<p>規則第二十四条の二の二第二項第三号口 規則第二十四条の二の二第二項第七号ハニ</p> <p>【意見】 あらかじめ指定した者は、誰なのか？防護管理者なのか？</p>	
163	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第三号口 規則第二十四条の二の二第二項第七号ハニ</p> <p>【意見】 あらかじめ指定した者は、誰なのか？防護管理者なのか？</p>	
164	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 3 号イ 鍵を管理する者は誰があらかじめ指定する必要があるのでしょうか。 また、鍵を管理する者は防護従事者等でなくても良いということですか。</p>	
165	<p>第24条の2の8第2項第3号、第5号、第7号及び第8号 「ときは、直ちにその旨を、」は「ときは、直ちに、その旨を、」と訂正すべき。</p>	<p>(回答)読点の振り方については、それぞれの条文において、文章の文法的な構造などから、規定の趣旨が明確となるよう配意しています。</p>
166	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項三鍵の管理者は防護従事者としなくて良いのでしょうか？また、鍵を二重化した場合、同一の人物が鍵を管理する体制で良いのでしょうか？</p>	<p>(回答)鍵の管理は防護に関する業務に該当するため、鍵の管理者は防護従事者とするよう修正します。鍵を二重化した場合でも同一の者が鍵を管理する体制で問題ありません。</p>
167	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第三号イ</p> <p>【意見】 鍵を管理する者の身分は規定されていませんが、防護規程で定めた者で良いか。 また、「鍵」は「鍵等」とし、カードキーや生体認証なども認めていただきたい。</p> <p>【理由】</p>	<p>(回答)規則案規則第 24 条の2の2第2項第3号イに規定する「あらかじめ指定した者」は、特定放射性同位元素防護管理者の統一的な管理の下、防護規程において定める必要があります。なお、「あらかじめ指定した者」は、特定放射性同位元素防護管理者である必要はありませんが、防護に関する業務を担う者であることから、防護従事者とするよう修正します。</p> <p>また、防護措置としての直接の要求は施錠であり、「鍵」は施錠の開閉の道具であることから、物理鍵のみならず ID カードに係る磁気データ、暗証番号、生体認証などの個人認証の暗号鍵を含んでいます。</p>

	<p>「鍵」を管理する者は、防護管理者や防護従事者など、防護措置に従事する者で、防護規程で定めるべきものである。</p> <p>また、「鍵」に限定すると、カードキーや生体認証などの手段もあると考えられるので、「鍵等」として欲しい。</p>	
168	<p>第二十四条の二の二第2項第三号イにおける一時的な鍵の使用をあらかじめ認めるのは、誰か。鍵の管理者としてあらかじめ指定された者か。特定放射性同位元素防護従事者か。または事業所の判断に委ねられるのか、ご教示願いたい。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2第2項第3号イにおける「あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者」を認める者は、特定放射性同位元素防護管理者又は鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者です。</p> <p>鍵を管理する者として、あらかじめ指定した者は、防護に係る業務を担う者であることから、防護従事者とするよう修正します。</p>
169	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項第三号防護区域の出入口については施錠が規定されていますが、特定放射性同元素を収納する容器等への施錠や鍵管理について規定する必要はないでしょうか？</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2第2項第6号に規定する特定放射性同位元素を容易に持ち出せないようにするための措置の一つとして、特定放射性同位元素を収納する容器への施錠やその鍵の管理を行うことが想定されます。</p>
170	<p>第 24 条2の2第2項3号、5号、6号、7号 意見 施錠、監視、検知、管理措置を常時要求していますが。正規に入るときはこれを除外していただきたい。 除外のために、5号、6号に「ただし、・・・2 人・・・この限りではない。」の文がありますがこれは 3 号のときも必要です。 理由 防護に、セコム等の機械警備を導入しています。正規に従事者が入るときは侵入警報を解除してから立ち入ります。基本は退室時に再度機械警備を入れて作動させます。しかし、非破壊検査行う場合は、線源の操作を、管理区域外で実施する為、段取り・段取り替えの為の入室、照射の為の退室、照射(照射中は入室不可)の繰り返し、</p>	<p>(回答)施錠の代替措置として、防護従事者が防護区域の出入口を常時監視できる場合には、出入りする都度施錠することまでを求めているわけではありません。その趣旨を明確にするため、規則案第 24 条の2の2第2項3号に「ただし、防護従事者に当該出入口を常時監視させる場合にあつては、この限りでない。」を追記します。</p> <p>また、規則案第 24 条の2の2第2項第7号に「ただし防護区域常時立入者が当該防護区域に立ち入る場合には、第5号口の装置により監視することを要しない。」と規定することにより、監視の代替措置を明確にします。</p>

	1日に連続して数十回になる場合があります、この間は機械警備は作動させません。	
171	第2項第3号 不正な進入を防止することが施錠の目的であれば、作業中で防護区域常時立入者が防護区域内にいる期間は、その者が侵入を検知し防止することが可能であるため、施錠は不要であると解釈してよいか。	
172	「特定放射性同位元素に対する防護措置について」の関連資料には図では防護区域でない場所の出入口にアクセス規制があるが、防護区域の出入口に2つのアクセス規制ではないのか。そもそも、図のような出入口を2つ必要なのか。であれば、防護区域は図の外側までではないのか。	(回答)アクセス規制とは、あらかじめ防護区域へ立ち入ることを認められた者本人が防護区域に立ち入ろうとしているのか否かを確認するための措置を行うことです。このため、規則案第24条の2の2第2項第2号では防護区域への立入りの必要性があることを証明するための措置(防護区域常時立入者としての認定の付与等)、同項第3号では施錠及び鍵の管理等、同項第4号では防護区域常時立入者であることの本人性又は同一性の確認のための措置を求めています。
173	第2項第三号 ここでの「施錠」とは、関連資料、その他の「特定放射性同位元素に対する防護措置について」のスライドのセキュリティ対策・アクセス規制をさすのか。また、スライド上は、防護区域の外にもアクセス規制が示されているが、条文上からは読み取れません。	規則案第24条の2の2第2項第4号については、物理鍵の貸し出しによりアクセス規制を行う方法、IDカードや生体認証等の個人認証による暗号鍵によってアクセス規制を行う方法があります。二以上の措置とは、異なる鍵(鍵と鍵、IDカードと生体認証等)を組み合わせることを求めています。
174	第24条の2の2第2項第四号 「……当該防護区域に立ち入ることが特に必要な者であることを確認するための二以上の措置を講ずること。」 “二以上の措置”とは、防護のための構造上の措置と考えるが、必要であるから防護区域に立ち入ることから証明書の発行をしているはずなのに、何故、二以上の措置が必要とするのか、その理由が明確でない。	アクセス規制を行う場所は、防護区域の外にあっても構いません。二以上の措置として、①防護区域の出入口で2つのアクセス規制を行う、②防護区域の出入口の扉と防護区域外の扉で1つずつのアクセス規制を行う、のいずれでも構いません。防護区域へのアクセス経路上に扉が複数ある場合には、防護区域に隣接している場所の扉でアクセス規制を行うことが望ましいと考えられます。 規則案第24条の2の2第2項第4号では、防護区域常時立入者については、あらかじめ防護区域への立入りの必要性が確認されているので、例えば個人IDの認

175	<p>第24条の2の2第2項第4号</p> <p>「当該防護区域立入者」については、同項第2号において既に「立入りの必要性を確認の上」で証明書等を発行しているため、さらに立入りの必要性を求める別の措置が必要と読める、不要ではないか。立入りを制限する措置を講じるのであれば、「当該区域に立ち入ることが許可されていることを確認するため」とすべきである。</p>	<p>証カードを使用して防護区域に立ち入る場合、その都度、個別に立入りの必要性を確認することまでは求めていません。</p> <p>ただし、一時立入者については、防護区域への立入りの都度その必要性を確認し防護従事者が同行することが必要です。</p> <p>具体的な事例については、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムで説明します。</p>
176	<p>第二十四条の二の二第2項第四号に常時立入者の立入の必要性を確認するために二以上の措置を講ずるとあるが、同条第2項第二号イで常時立入者の立入の必要性は確認されている。証明書の提示は二以上の措置の1つになるのか。これら二つの条文の関係をご教示願いたい。</p>	
177	<p>第4号で、「当該防護区域に立ち入ることが特に必要であることを確認することの措置」には、証明証等を当該立ち入りの際に所持していることの確認は含まれないと思いますので、説明方よろしくお願いたします。</p>	
178	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第四号</p> <p>【意見】 「2つ以上の措置」とは、証明書等の所持以外に何を要求しているか？</p> <p>【理由】 「(防護区域)常時立入者」は、特定放射性同位元素使用する者であり、その必要性の確認としては、証明書等及び鍵(等)により2つ以上の措置として考えられる。</p> <p>証明書等に生体認証などを使用した場合、後陣の特定及び防護区域への出入りについて確認することができる。また、防護区域への立入のための鍵(等)の機能を有することとなる。</p>	

	<p>この場合も2つして考えられるのか？</p> <p>また、防護区域内での作業について、「作業指示書」のような社内文章にて、防護区域に立ち入ることが必要な者であることを確認するなども考えられるのか？</p>
179	<p>第 24 条2の2第2項4号</p> <p>意見</p> <p>2以上の措置とは、証明書以外に何を要求しているのか不明なので、必要なものを記述願いたい。</p> <p>理由</p> <p>内容が不明確</p>
180	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表</p> <p>規則第二十四条の二の二第二項第四号</p> <p>【意見】</p> <p>「2つ以上の措置」とは、具体的に何を要求しているのか、ご教示下さい。</p> <p>【理由】</p> <p>証明書等及び鍵(等)により2つ以上の措置として考えられる。</p> <p>生体認証の場合、証明書等と防護区域への出入を確認、防護区域への立入のための鍵(等)の機能を有することとなるが、この場合も2つとして考えて良いのではないのでしょうか。</p>
181	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項第4号及び第 6 号</p> <p>当該防護区域に立ち入ることが特に必要な者であることを確認するための二以上の措置について、補足的な説明をお願いします。</p>

182	<p>第2項第四号</p> <p>常時立入者が防護区域に立ち入ることが必要な者であることを確認するための「二以上の措置」とは具体的にどのような措置か。第2項第二号の口の「証明書等」とは別にもう一系統での確認という意味か。第2項第三号の鍵の所持はこれにあたるのでしょうか。</p>
183	<p>第2項第4号文中の「当該防護区域に立ち入ることが特に必要な者であることを確認するための2以上の措置」とは、どの条文を指すのか、明確になっていない。</p> <p>法令に沿った対応を指導されるのであれば「～～以上の措置」のあとに、かっこ書きで、(第何条第何項第何号を指す)等の記述が必要と思います。</p>
184	<p>第2項第4号</p> <p>本項の措置は、関連資料【特定放射性同位元素の区分と防護措置の主な内容】に記載されている「アクセス規制」のことを規定していると解釈してよいか。</p> <p>この文章では何を表しているのかが明確にならないため、表現をわかりやすく変えていただきたい。</p>
185	<p>第24条の2の2 第2項第四号</p> <p>どんな規制要求なのか全くわからない。参考資料のアクセス規制のことを指すのであれば、そのことがわかるようにした方がよい。</p>
186	<p>関連資料「特定放射性同位元素に対する防護措置について」の「特定放射性同位元素の区分と防護措置の主な内容」に関して、特に、アクセス規制に対応する規則の規定がどれなのかがわからなかった。意見募集のための参考資料なのに不親切ではないか。</p>

187	<p>則第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 4 号及び第 6 号 二以上の措置とは具体的に何を指すのか教えて欲しい。</p>	<p>(回答)アクセス規制とは、あらかじめ防護区域へ立ち入ることを認められた者本人が防護区域に立ち入ろうとしているのか否かを確認するための措置を行うことです。このため、規則案第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 2 号では防護区域への立入りの必要性があることを証明するための措置(防護区域常時立入者としての認定の付与等)、同項第 3 号では施錠及び鍵の管理等、同項第 4 号では防護区域常時立入者であることの本人性又は同一性の確認のための措置を求めています。</p> <p>規則案第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 4 号については、物理鍵の貸し出しによりアクセス規制を行う方法、ID カードや生体認証等の個人認証による暗号鍵によってアクセス規制を行う方法があります。二以上の措置とは、異なる鍵(鍵と鍵、ID カードと生体認証等)を組み合わせて行うことを求めています。</p> <p>規則案第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 6 号については、特定放射性同位元素を容易に持ち出すことができないような措置として、堅固な障壁によって区画することにより人が容易に侵入できないような措置や特定放射性同位元素を容易に動かせないようにするための措置を講ずることを求めています。</p> <p>堅固な障壁によって区画することにより人が容易に侵入できないようにする措置とは、防護区域をコンクリート製の壁、扉、防護柵等の障壁により区画するとともに、防護区域内に人が侵入できる大きさの窓や隙間がある場合には、人が容易に侵入できないように壁、フェンス又は格子等を設置することです。</p> <p>特定放射性同位元素を容易に動かせないようにするための措置とは、特定放射性同位元素が組み込まれている装置等を容易に動かすことができない重量とすること、アンカー等で床又は構造物等に確実に固定することなどです。</p> <p>第 4 号及び第 6 号の措置の具体的な事例については、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムで御説明します。</p>
188	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項四は炉規則法においては、防護規定で定める内容であり、事業者によって対応が異なることから削除すべきではないでしょうか？</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 4 号に規定するアクセス規制は、すべての対象事業者が共通で対応すべきものであることから、施行規則で要求することとしています。具体的な措置の内容については、規則の解釈でお示しする複数の具体</p>

		例を参考に各事業者が適切なものを判断し、防護規程に記載することになります。 このため、原案のとおりとします。
189	第24条の2の2第2項第3・5・11・15号第4項第5項迅速 迅速とは、どの様なことですか。従来の法令に使われていた用語直ちに・速やか・遅滞なくとの時間的な相違は何ですか。	<p>(回答)御指摘を踏まえ、「直ちに」、「速やかに」、「迅速かつ確実に」の用語については、要求度合いに応じて、用語を統一することとした。即時性が求められる場合には「直ちに」、準備を要するが可能な限り早期に対応が求められる場合には「速やかに」とし、可能な限り早期にかつ確実に対応が求められる場合には「確実かつ速やかに」と修正します。</p> <p>なお、「遅滞なく」は、時間的即時性は強く要求されるが、その場合でも、正当な、又は合理的な理由に基づく遅滞は許されるというように解されており、事情の許す限り最も速やかにという趣旨をあらわす場合に用います。</p>
190	第24条の2の2第3項第5号迅速 5項の迅速は、従来の直ちに・速やか・遅滞なくとの違いは何ですか。この条の第1項第3号ハに直ちにとあり、明らかに直ちにとは違う意味だと思いますが。相違を教えてください。	
191	第24条の2の2第2項第十一号及び十五号 迅速かつ確実について、迅速はこれまでの放射性障害防止法令になかった用語と思う。迅速とはどの程度の速さなのかを教えてください。あるいは、放射性障害防止法令で使われている直ちに、速やかに、遅滞なくのどれかに置き換えるほうが、わかりやすいのではないか。	
192	則第24条の2の2第2項第11号、第15号、第3項第5号、第4項表中、第5項表中「迅速に」が記載されているが、「速やかに」、「直ちに」、「遅滞なく」との違いは何か。同項第3号ロでは、「速やかに」が記載されている。	
193	放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第十一号第4項表中第5項表中 【意見】 「迅速に」の定義が知りたい。 【理由】 「速やかに」、「直ちに」、「遅滞なく」との違いどのようになるのか？	

194	<p>規則第二十四条の二の二第二項第十一号第4項表中第5項表中</p> <p>【意見】 「迅速に」の定義が知りたい。</p> <p>【理由】 「速やかに」、「直ちに」、「遅滞なく」との違いどのようになるのか？</p>
195	<p>規則第24条の2の2第2項第11・15号、第4項、第5項</p> <p>「迅速」とは、どの様な時間なのか。従来の法令に使われていた用語 「直ちに・速やか・遅滞なく」との相違は何か。</p>
196	<p>第24条の2の2第2項第11号他</p> <p>「迅速」の定義を示すか、従来の時間的即時性を示す法令用語を用いるべきである。</p> <p>理由 法令用語では、「直ちに」、「速やかに」、「遅滞なく」が、時間的即時性に用いられるものであるが、「迅速」は、どれに該当するのか不明瞭である。</p>
197	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表</p> <p>規則第二十四条の二の二第二項第十一号第4項表中第5項表中</p> <p>【意見】 「迅速に」の定義が知りたい。</p> <p>【理由】 「速やかに」、「直ちに」、「遅滞なく」との違いどのようになるのか？</p>
198	<p>放射線障害防止法施行規則の一部改正案新旧対照表</p> <p>規則第二十四条の二の二第二項第十一号</p> <p>【意見】 「迅速に」の定義を教えてください。</p> <p>【理由】 直ちに・速やか・遅滞なくとの違いを教えてください。</p>

199	改正後欄の第24条の2の2の第2項第11号等の「迅速」は、他の条文で規定する「速やかに」、「直ちに」と比較して、どの程度の迅速性を要求しているのですか？	
200	放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第十一号第4項表中第5項表中 【意見】 「迅速に」の定義をご教示ください。 【理由】 「速やかに」、「直ちに」、「遅滞なく」との違いを知りたい。	
201	38.「迅速」とは、法第32条の「遅滞なく」、法第33条の「直ちに」や規則第29条の「速やかに」のいずれかと同じ状況を示すのであれば、文言を統一していただきたい。 本項第15号、第3項第5号に同じ。	
202	第24条の2の2第2項第5号について 監視装置を設置の必要が無いのは、二人以上の者が同時に作業をする場合で、この作業を行う者は、第24条の2の2第2項第2号のイ口である者以外の者が二人以上でもよいのか。この場合、第24条の2の2第2項第2号ハにある、監督を行わせる者は、必要ないのでしょうか。	(回答)御指摘を踏まえ、「二人以上の防護従事者に同時に作業を行わせるときは」に修正します。
203	第24条の2の2第2項第五号と第六号 「二人以上の者」とは、特定放射性同位元素防護従事者以外の者でも構わないという理解してよいか。	
204	「二人以上」の内訳はどのような者でもよいか。 たとえば防護従事者と放射線業務従事者など。	
205	第24条の2の2第2項五監視装置を設置しなくてもよい「詰替えのみをする場合にあって、二人以上の者に同時に作業を行わせる」	(回答)御指摘の二人以上の者については、防護従事者により信頼性を確保できるように規定を修正します。

	<p>この場合、二人ともが共犯で盗取しようとするれば簡単にできてしまうと思います。</p>	
206	<p>第 24 条の2の2第2項第五号イ 監視装置とは、市販の監視カメラでも構わないのか。予算を確保する必要があるのか、具体的にどの程度の価格帯の監視カメラが最低限必要なのか例示してほしい。また、監視カメラの性能・スペックとして最低限必要な機能等を例示してほしい。 監視装置とは、動画での記録を求めているのか明確ではない、監視可能であれば探知装置付きで、その時だけ記録する機能でも良いと考えているが問題ないか。</p>	<p>(回答)監視装置については、一定の水準を満たすものであれば、市販のものでも構いません。</p> <p>第5号イの監視カメラについては、具体的には次の要件を満たすと同時に、適切な場所に設置することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映像の解像度及び明るさは、不審者を判別することができるものとし、点検周期を踏まえ1週間以上録画する機能を有していること。 ・人の侵入を確実に検知するため、特定放射性同位元素が持ち出される場合にその様子が確認できる視野を確保できること。
207	<p>第 24 条の2の2第2項第五号イ 装置(人の侵入を確実に検知して速やかに表示するとともに、一定期間録画する機能を有する装置)と口の装置(人の侵入を検知した場合に警報を発するとともに、あらかじめ指定した者に速やかにその旨を通報する機能を有する装置)とは、具体的にどのような装置なのか例示してほしい。また、市販品でこのような装置を購入することは可能なのか。予算を確保する必要があるのか、具体的にどの程度の価格帯の装置が必要なのかについても示してほしい。 また、一定期間とはどの程度の期間なのか、事業所で決めてよいのか明確に示してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間においても不審者を判別することができるよう、赤外線を検知できるカメラを用いるか、又は不審者の容姿等の特徴が確認できる明るさの照明装置等を設置すること。 ・映像信号が途切れたことを検知した場合に警報を発するとともに、あらかじめ指定した者に直ちにその旨を通報する機能を有するものとする。 <p>第5号口の侵入検知装置については、次の要件を満たすと同時に、適切な場所に設置することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護区域への人の侵入を振動、赤外線又は扉の開閉等により検知した場合に警報を発するとともに、あらかじめ指定した者に直ちにその旨を通報する機能を有すること。
208	<p>第 24 条の2の2第2項第五号イ 装置(人の侵入を確実に検知して速やかに表示するとともに、一定期間録画する機能を有する装置)と口の装置(人の侵入を検知した場合に警報を発するとともに、あらかじめ指定した者に速やかにその旨を通報する機能を有する装置)とは具体的にどのような装置をいうのかわからない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入検知装置が不完全な取付状態等になった場合に警報を発するとともに、あらかじめ指定した者に直ちにその旨を通報する機能を有するものとする。

209	<p>第 24 条の2の2第2項第五号イとロ 当該装置への不正な活動を検知し警報を発する機能を有するものに限るとなっているが、当該装置への不正な活動を検知し警報を発する機能を有するものとは具体的にどのようなものなのかを例示していただきたい。市販品でこのようなものはあるのか、教えてほしい。</p>	<p>なお、監視カメラが同時に人の侵入検知装置の役割を果たす場合(監視カメラに写った映像を解析して、人の侵入を認識して警報を発する機器を用いる場合)には、監視カメラ及び侵入検知装置の両方の要求を満たすことが必要です。</p>
210	<p>24 条2の2第2項第5号 イ 当該装置への不正な活動を検知し警報を発する機能、とは？ 不正な活動か正常な活動かの区別がつくようなシステムを要求していますか？</p>	
211	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項五 不正な活動とはどのような活動を言うのか？完璧な監視装置は存在しません。現在、多くの施設で予算確保に奔走しています。せっかく導入した装置が不適であるという判断になるようなことは避けてほしいです。</p>	
212	<p>一定期間録画とは、その期間については言及していない、一時間でも一定期間である。使用者にらせていただけるのか。</p>	
213	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項五「一定期間録画」の一定期間とは？</p>	
214	<p>第 2 項第五号 「人の侵入を確実に検知して速やかに表示するとともに、一定期間録画する機能を有する装置(当該装置への不正な活動を検知し警報を発する機能を有するものに限る。)」の一定期間録画とは、具体的にどの程度でしょうか。</p>	

215	<p>24 条2の2第2項第5号 イ 一定期間録画とは、何時間？何日？・・・でしょうか？</p>	
216	<p>第 24 条の2の2第2項第5号イ 一定期間あるがどの程度の期間なのか、各事業所で決めてよいのか明示してもらいたい。</p>	
217	<p>第 24 条の2の2第2項第5号ロ あらかじめ指定した者に速やかにその旨を通報する機能を有する装置について、あらかじめ指定した者については指定したことについての記録を残す必要があるのか。</p>	<p>(回答)「あらかじめ指定した者」については、防護規程において当該者の役割分担等を含め定めることが必要となりますが、それ以外にあらかじめ指定した者を指定したことについて記録を残す必要はありません。</p>
218	<p>第 24 条の2の2第2項第5号 「……特定放射性同位元素の使用又は廃棄のための詰替えのみをする場合であつて、二人以上の者に同時に作業を行わせるときは、この限りでない。」 二人以上のものが作業すれば監視装置は必要ないと言う解釈でよいか。証明書を携帯し使用のために一人で作業するときでも、監視装置は必要であると判断する理由は何か？ 何のための証明書なのか、理由が不明であります。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2第2項第5号のただし書きについては、二人以上の者が同時に作業をすることにより相互監視ができることから、監視装置の設置は不要としています。監視装置の代替措置であることから、当該二人以上の者は防護に関する教育及び訓練を受けることが必要です。この趣旨を明確にするため、「二人以上の防護従事者」と修正します。</p>
219	<p>規則第二十四条の二の二第二項第5号 【意見】 「人の侵入を監視するための監視装置は、「二人以上の者に同時に作業を行わせるとき」を適用する場合は、「監視装置(人の侵入を確実に検知して速やかに表示するとともに、一定期間録画する機能を有する装置)及び(人の侵入を検知した場合に警報を発するとともに、あらかじめ指定された者に速やかにその旨を通報する機能を有する装置)」は、使用又は廃棄のための詰替えのみをする場合は、不</p>	<p>なお、規則案第 24 条の2の2第2項第5号のただし書きは、特定放射性同位元素の使用又は廃棄のための詰替えを行う場合のみに適用されることから、特定放射性同位元素を保管又は貯蔵する場合には、監視装置の設置が必要となります。</p>

	<p>要とすることで良いか。</p> <p>【理由】</p> <p>二人以上の者に同時に作業を行わせるときは、除外されることの確認。</p> <p>ただし、保管や貯蔵は除かれている。</p>
220	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第五号</p> <p>【意見】</p> <p>監視装置の設置は、使用又は、廃棄のための詰め替えをする場合で「二人以上の者に同時に作業を行わせる」ことができれば、設置しなくても良いということか。</p> <p>【理由】</p> <p>理由</p> <p>二人以上の者に同時に作業を行わせるときは、除外されることの確認。</p> <p>ただし、保管や貯蔵は除かれている。</p>
221	<p>則第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 5 号</p> <p>耐火性の構造の容器に放射性同位元素が入っている血液照射装置に関しては、当該装置を使用する室には二人以上で同時に作業をしたとした場合には、当該場所が保管の場所も兼ねていることとなりますが、二人以上で作業することのただし書きが優先され、当該防護区域には監視装置は不必要となるような考え方で構いませんか。</p>
222	<p>則第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 5 号</p> <p>ただし書き(二人以上の者に同時に作業を行わせるとき)を適用する場合は、「監視装置(人の侵入を確実に検知して速やかに表示するとともに、一定期間録画する機能を有する装置)及び(人の侵入を検知</p>

	<p>した場合に警報を発するとともに、あらかじめ指定された者に速やかにその旨を通報する機能を有する装置)は不要と言うことで良いか。この場合の作業とは特定放射性同位元素の使用又は廃棄のために詰替と解釈し、使用しようとする室、及び廃棄のために詰替を行う室であれば該当すると判断して構わないのか。</p>
223	<p>則第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 5 号 上記解釈から、保管する場所及び保管廃棄設備には当該設備が必要となるということか？</p>
224	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 5 号 二人以上の者に同時に作業を行わせるときを適用する場合は、監視装置は不要と読めますが、例えば血液照射装置だと、使用と保管両方を備えた機器であるため、特定放射性同位元素を使用する場合、すなわち複数の常時立入者が同時に使用する場合は不要でも、保管が伴う場合にはただし書きによらず、監視装置が必要ということになります。使用と廃棄のための詰め替えだけに限定している主旨はなんでしょうか。</p>
225	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項第七号口 防護区域において使用または廃棄のための詰め替えのみをする場合は、第五号口の人への侵入を検知した場合の警報・通報装置による監視を要しないと規定されているが、なぜ第五号口装置による監視を要しないのか、理由が明確でないのかわからない。 (二人以上で行えば監視を要しないと言う理由の根拠が理解できない。血液照射装置などは常に一人での作業であり部屋が狭いので二人の入室はできない。)</p>

226	<p>第 24 条の2の2第2項第五号イ 「人の侵入を確実に検知して速やかに表示するとともに、一定期間録画する機能を有する装置(当該装置への不正な活動を検知し警報を発する機能を有するものに限る。)」 人の侵入があり異常事態なのに”速やかに”で良いのですね。危機感が全くない条文であります。 ここは、“速やかに”ではなく“直ちに”ではないですか。</p>	
227	<p>第 24 条の2の2第2項第五号ロ 「人の侵入を検知した場合に警報を発するとともに、あらかじめ指定した者に速やかにその旨を通報する機能を有する装置(当該装置への不正な活動を検知し警報を発する機能を有するものに限る。)」 ”速やか”で良いのですね。防護的に危機感が無い、防護措置とはその程度で良いか。 ”直ちに”が適切ではと考える。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、「直ちに」、「速やかに」、「迅速かつ確実に」の用語については、要求度合いに応じて、用語を統一することとした。即時性が求められる場合には「直ちに」、準備を要するが可能な限り早期に対応が求められる場合には「速やかに」とし、可能な限り早期にかつ確実に対応が求められる場合には「確実かつ速やかに」と修正します。</p>
228	<p>改正後欄の第24条の2の2の第2項第5号イの「速やかに表示」と同第24条の2の12第4項「直ちに表示」について:ハードウェアの表示動作の即時性に条文上の違いを設けたのは、なぜですか？</p>	
229	<p>条文中頻繁に、「直ちに」「速やかに」「迅速に」という表現があるが、時間的部分を考えた表現ではない。混在している。 例:探知して速やかに表示する・・・ 探知したら「直ちに」でしょう、「速やかに」では時間的な余裕が有り、侵入者を探知してもどうにもならないのではないのかこのような安直な防護で良いのか。</p>	
230	<p>「防護区域」については、監視装置、侵入探知装置等で監視するが、患者さんが治療のために着衣を脱ぐ等まで監視するのは問題になる。そのことについて何も触れていない。</p>	<p>(回答)第 24 条の2の2第2項第5号イで規定する監視装置の設置は、あくまで防護区域への人の侵入を検知するためのものです。そのような機能を維持でき</p>

231	防護区域における監視装置などは、患者の更衣においてはプライバシーの関わる事であるので特例等のコメントがあればありがたいです。	ば、その設置場所や視野については、事業者の判断で患者のプライバシー等に配慮し、適切な場所や視野を選択してください。
232	第 24 条の2の2第2項第七号口 監視装置により防護区域内への人の侵入を常時監視すること。ただし、当該防護区域において特定放射性同位元素の使用又は廃棄のための詰替えのみをする場合は、第五号口の装置により監視することを要しない。とあるが、常時監視とは、患者の治療の場合も監視ということなのか。患者プライバシーの問題が発生し常時監視は常識的に無理ではないか。	
233	医療施設における、監視装置による常時監視について 特定放射性同位元素を用いる装置で、ガンマナイフは、頭部を手術的な手技(観血的)で固定する場合があります。また、アフターローディング装置は、女性の子宮頸がんを開排位で治療を行います。これらの様子を診療現場以外でモニタリングするのは、患者プライバシーの点から大きな問題と考えます。	
234	第 24 条の2の2第2項第七号口 「監視装置により防護区域内への人の侵入を常時監視すること」とあるが、常時監視とは患者の治療の場合も含まれるのか。	
235	第 24 条の2の2第2項第七号口 監視装置により防護区域内への人の侵入を常時監視すること。ただし、当該防護区域において特定放射性同位元素の使用又は廃棄のための詰替えのみをする場合は、第五号口の装置により監視することを要しない。とありますが、常時監視とは、患者の治療時も監視ということになるのでしょうか。そうすると、治療中の録画に関しては患者プライバシーの問題が発生するため、同意書が必要になります。同意できなければ治療ができない場合も考えられます。常時監視は従事者をも管理する目的があるのでしょうか。	

236	<p>「人の侵入」とは何を指すのかが規定されていない。当該人には常時立入者が含まれるのか否かを明確にしていきたい。</p>	
237	<p>規則第二十四条の二の二第二項第五号</p> <p>【意見】 「人の侵入」とは、何を示すのか？「(防護区域)常時立入者」の侵入は含まないことで良いのか？</p> <p>【理由】 「人の侵入」とは、必要の無い人の侵入について、検知すれば良いのか？ (防護区域)常時立入者の侵入ごとにあらかじめ指定した者に、通報されることとなると、その都度確認が必要となり、煩雑となる。 必要無い人が侵入した場合のみ警報を発するものとする。 ただし、一定期間録画する機能は、全ての人の侵入を検出(画像におさめることができる)し、実施することが考えられる。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2第2項第5号イに規定する監視装置に求められる機能は、あくまで「人の侵入」の検知・記録であり、その人が正当に立ち入れる者であるかどうかを判定する機能までは要求していません。すなわち、本号において、機能として求めている人の検知は、人の侵入さえ確認できれば、その者が不審者か又は防護区域常時立入者かなどを識別することまで求めるものではありません。 加えて、第5号口においては、人の侵入を検知した場合に警報を発し、あらかじめ指定した防護従事者に警報を発する機能を求めています。これらについては、第7号口において、正当な立ち入りの場合には、第5号口の監視装置により監視することを要しない(警報機能を停止してよい)としています。</p>
238	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第五号</p> <p>【意見】 「人の侵入」とは、何を示すのか？</p> <p>【理由】 理由 「人の侵入」とは、立ち入る全ての人を対象となるのか？ 第四号の規定で常時立入者は、確認されているので、除外されると考えられるものの、表現が不明瞭と思われる。</p>	<p>したがって、第7号口について、防護区域常時立入者が立ち入る場合については、規則案第 24 条の2の2第2項第5号口の装置により監視することを要しないことを明確にするため修正します。</p>

239	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第五号</p> <p>【意見】 「人の侵入」とは、何を示すのか？「(防護区域)常時立入者」の侵入は含まないことで良いのか？</p> <p>【理由】 「人の侵入」とは、必要の無い人の侵入について、検知すれば良いのか？ (防護区域)常時立入者の侵入ごとにあらかじめ指定した者に、通報されることになると、その都度確認が必要となり、煩雑となる。 必要無い人が侵入した場合のみ警報を発するものとする。 ただし、一定期間録画する機能は、全ての人の侵入を検知し、実施することが考えられる。</p>	
240	<p>放射線障害防止法施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第五号</p> <p>【意見】 「人の侵入」とは、何を示すのでしょうか。同項第二号の措置を講じないものの侵入と理解していますが問題ないでしょうか。</p> <p>【理由】 常時立入者の侵入ごとにあらかじめ指定した者に通報されることになると、その都度確認が必要になる。必要がないものが侵入した場合のみ警報を発するものとするのが現実的でないかと考えています。</p>	

241	放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第五号 【意見】 「人の侵入」とは、何を示すのでしょうか。 【理由】 侵入とは、無断で入ることであり、立入りが認められた(防護区域)常時立入者などは、当然除かれると考えられます。	
242	第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 5 号 ここでいう「人の侵入」とは、口では常時立入者等以外の不正な活動のために侵入した者と読めますが、一方で使用する場合に二人以上であれば除外するとあるため、一人で使用する場合の人の侵入時には探知し、警報を発する機能が必要であると読めてしまいましたが、「人の侵入」の定義を明確にするべきではないでしょうか。	
243	【意見】 「人の侵入」とは、何を示すのか？ 【理由】 「人の侵入」とは、施錠及びセキュリティー(警備会社)を実施した時に人が侵入した場合のことになるのか？	
244	「同時」とはどのような業務上の状態を想定しているのか説明願いたい。併せて、「同時」の規定は不要ではないかについても検討願いたい。	
245	「同時に」とは、どのような状態を示すのか？ 「同一場所で」の方が適切な表現では。 【理由】 相互に監視しながら作業することであれば、「同一の場所」の方が良いと考えます。	(回答)規則案第 24 条の2の2第2項第5号のただし書きについては、二人以上の防護従事者が相互監視できる状態で作業を行う場合は監視装置の設置を不要とできるよう修正します。なお、「同一の場所」で作業を行っていても、作業を行う時間帯が異なれば相互監視ができないため、「同時に作業を行わせるとき」については、原案のとおりとします。

246	<p>規則第二十四条の二の二第二項第五号</p> <p>【意見】 「二人以上の者に同時に作業を行わせるとき」の「同時」とは、どのような状態を示すのか？ 「二人以上の者に作業を行わせるとき」で良いのでは。</p> <p>【理由】 「二人以上の者に作業を行わせる」は、二人以上で、当該作業を実施することを示している。「同時」は、同じ業務に同じタイミングで実施することを示すのか？ 二人以上の者が相互に監視しながら作業することで、要求事項は、満足し、「同時」に不要と考える。</p>
247	<p>【意見】 「二人以上の者に同時に作業を行わせるとき」の「同時」とは、どのような作業を示すのでしょうか？なぜ同時でなければならないのですか？</p> <p>【理由】 二人以上で作業を行わせるでいいのでは？ないでしょうか？</p>
248	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第五号</p> <p>【意見】 「二人以上の者に同時に作業を行わせるとき」の「同時」とは、どのような状態を示すのか？ 「二人以上の者に作業を行わせるとき」で良いのでは。</p> <p>【理由】 「二人以上の者に作業を行わせる」は、二人以上で、当該作業を実施することを示している。「同時」は、同じ業務に同じタイミングで実施することを示すのか？</p>

	二人以上の者が相互に監視しながら作業することで、要求事項は、満足し、「同時」に不要と考える。
249	放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第五号 【意見】 「二人以上の者に同時に作業を行わせるとき」の「同時に」とは、どのような状態を想定しているのかをご教示下さい。 「二人以上の者に作業を行わせるとき」で良いのではないのでしょうか。 【理由】 「二人以上の者に作業を行わせる」は、二人以上で当該作業を行うことであり、二人以上の者が相互に監視しながら作業するので、「同時に」は不要と考えます。
250	放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第五号 【意見】 「二人以上の者に同時に作業を行わせる」の「同時に」とはどのような状態を指すのか？ 【理由】 理由 相互に監視しながら作業することであれば、「同一の場所」の方が良いと考えます。
251	規則第24条の2の2第5号 「二人以上の者に同時に作業を行わせるときは」とあるが、「二人以上の者に作業を行わせる」でなく「同時に作業」としている意味はなにか。たとえば、一人が装置の操作、他方が線量測定をやっている場合も同時に作業するとなるのか。

252	第 24 条の 2 の 2 第 2 項五監視装置を設置しなくてもよい「詰替えのみをする場合にあって、二人以上の者に同時に作業を行わせる」というのは、なにを想定しているのでしょうか？	
253	24 時間体制で特定放射性同位元素を監視できる体制が整えられている事業所にも、これらの監視装置を要求するのは、過度な要求ではないのか。	(回答)防護措置の要件を満たすのであれば、既に特定放射性同位元素を監視できる体制が整えられている事業所については、それらを用いて対応することも可能です。
254	規則第24条の2の2第2項第5号(イ)(ロ) (イ)の()内に「装置に不正な活動を検知し警報を発する機能を有するものに限る」とあるが、この機能を有する装置は数百万円からとかなりの高額と聞く。このような高スペックの機能が本当に必要なのか。当初の説明では過剰な規制はかけないとの話もあったことから、防護区域は24時間勤務体制で警備している場合や、守衛がいるような場合は除くなど負担の少ない方向を再度検討してほしい。	(回答)規則案第24条の2の2第2項第5号(イ)に規定する「装置に不正な活動を検知し警報を発する機能」について、当該装置に不正な活動がなされた場合には特定放射性同位元素が盗取されたおそれがあることから、同項第7号に規定する組織的な対応を直ちにとらせる必要があります。したがって、当該機能は特定放射性同位元素を防護する上で必要な機能であると考えています。 また、「装置に不正な活動を検知し警報を発する機能」とは、例えば映像信号が途切れたことを検知した場合に警報を発するとともに、あらかじめ指定した者に直ちにその旨を通報する機能であって、それ以上の高度な機能を求めるものではありません。
255	第 2 項第 5 号(ロ) この機能に変わる警備員等が常時いる場合は(ロ)の条件を満たすと解釈してもよいか。	なお、監視装置には、防護区域への人の出入を記録する役割もあることから、人による警備で代替はできないと考えています。
256	原子炉等規制法第 56 条の3第2項等法令に基づき、特定核燃料物質の防護のために必要な措置を行っている施設において、それら特定核燃料物質の防護のために必要な措置が、規則第 24 条の2の2第2項第5号、第6号等で実施すべき特定放射性同位元素の防護のために講ずるべき措置を包含している場合に、合理的な対応ができるよう、解釈、解釈等で示せないか。	(回答)原子炉等規制法に基づき特定核燃料物質の防護のために必要な措置を行っている施設において特定放射性同位元素の使用又は保管をする場合、特定放射性同位元素に係る防護措置の要求事項を満たしているのであれば、既存の防護措置を活用することができます。この旨は、規則の解釈で明示します。

257	<p>【意見】 「あらかじめ指定した者に速やかにその旨を通報する機能を有する装置」とは具体的にどのような装置のことか？</p> <p>【理由】 「あらかじめ指定した者に速やかにその旨を通報する機能を有する装置」とは警備会社介して連絡をもらうのが妥当と考えています。 人の侵入で速やかに防護管理者に連絡が行く装置があったとしても防護管理者が速やか確認をしに行くのは危険ではないか？</p>	<p>(回答)「あらかじめ指定した者に直ちにその旨を通報する機能を有する装置」とは、防護区域への人の侵入を振動、赤外線又は扉の開閉等を検知した場合に警報を発するとともに、あらかじめ指定した者に直ちにその旨を通報する機能を有した監視装置のことを指します。</p> <p>あらかじめ指定した者として、警備会社を指定しても問題ありません。通報があった場合の対応として、御指摘のように警備会社が警報の評価を行うことで問題ありません。</p>
258	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項五口で検知・警報・通報する装置が規定されていることから、イについては検知しての表示ではなく、一定期間のあいだ常時録画しておき、巻き戻して確認する場合もあると思います</p>	<p>(回答)監視カメラについては、次の要件を満たすと同時に、適切な場所に設置することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映像の解像度及び明るさは、不審者を判別することができるものとし、点検周期を踏まえ1週間以上録画する機能を有していること。 ・人の侵入を確実に検知するため、特定放射性同位元素が持ち出される時の様子が確認できる視野を確保できること。 ・夜間においても不審者を判別することができるよう、赤外線を検知できるカメラを用いるか、又は不審者の容姿等の特徴が確認できる明るさの照明装置等を設置すること。 ・映像信号が途切れたことを検知した場合に警報を発するとともに、あらかじめ指定した者に直ちにその旨を通報する機能を有するものとする。 <p>なお、規則案第 24 条の2の2第2項第7号口の規定により、監視装置により防護区域への人の侵入を常時監視することを求めています。監視カメラによる映像を常に目視しておく必要はありません。侵入検知装置による警報又は点検等により異常が疑われる場合は、録画映像を事後的に確認してください。</p>
259	<p>第 24 条2の2第2項5号イ</p> <p>意見 不明確なので明確な文章としてほしい。以下の意味と理解していますが、良いですか。 一定期間録画できる監視カメラの設置 (カメラ、録画装置への不正な活動に対して検知し、警報を発することができること)</p> <p>理由 資料特定放射性同位元素に対する防護措置について 2/5 より</p>	<p>(回答)監視カメラについては、次の要件を満たすと同時に、適切な場所に設置することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映像の解像度及び明るさは、不審者を判別することができるものとし、点検周期を踏まえ1週間以上録画する機能を有していること。 ・人の侵入を確実に検知するため、特定放射性同位元素が持ち出される時の様子が確認できる視野を確保できること。 ・夜間においても不審者を判別することができるよう、赤外線を検知できるカメラを用いるか、又は不審者の容姿等の特徴が確認できる明るさの照明装置等を設置すること。 ・映像信号が途切れたことを検知した場合に警報を発するとともに、あらかじめ指定した者に直ちにその旨を通報する機能を有するものとする。 <p>なお、規則案第 24 条の2の2第2項第7号口の規定により、監視装置により防護区域への人の侵入を常時監視することを求めています。監視カメラによる映像を常に目視しておく必要はありません。侵入検知装置による警報又は点検等により異常が疑われる場合は、録画映像を事後的に確認してください。</p>

260	<p>第 24 条2の2第2項5号 ……人の侵入を監視……すること。</p> <p>意見 人の侵入を監視するのか、常時監視かあいまい。</p> <p>理由 基本は不正な人の侵入監視と理解しています。</p>	<p>(回答)第 24 条2の2第2項5号及び同項第7号口は、防護区域への人の侵入を検知するため出入口等を常時見張ることを求めるものです。この監視装置には、「人の侵入」を検知する機能を要求しており、装置自身に不正か否かの判定の機能までは求めていません。</p>
261	<p>第 24 条2の2第2項5号口 ……(…に限る)。</p> <p>意見 ……(…を含む)が正しいと思われます。</p> <p>理由 装置への不正だけでは防護にならない。</p>	
262	<p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第24条二の二:2項五:イおよびロについて(「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部改正に関する表」5p上段)</p> <p>「(当該装置への不正な活動を検知し警報を発する機能を有するものに限る)」に関しましては、使用する機器の種類・運用の限定化の問題と、機器からの正常な信号の遮断等によって異常検出を行えることなどから、「当該装置の異常を検知できる機能を含むものとする」等への変更を御検討頂ければ幸いです。</p>	<p>(回答)第 24 条2の2第2項5号口の規定する装置は、人の侵入を検知した場合の警報発出・通知のための機能に加え、当該装置への不正な活動を検知し警報を発する機能を有することを求めるものです。要件を加重する趣旨を表すため、原案のとおり「限る」とします。</p>
263	<p>機器の点検等は上記1で記述いたしました、機器の異常の検知によって担えるものと思われます。</p>	
264	<p>第24条の2の2第2項第5号 「連絡が迅速かつ確実に」は「連絡が迅速、かつ、確実に」と訂正すべき。</p>	<p>(回答)読点の振り方については、それぞれの条文において、文章の文法的な構造などから、規定の趣旨が明確となるよう配慮しています。</p>

265	<p>「2名以上の者が同時に作業を行わせる場合は・・・」とあるが、ここで定義する防護区域と操作室は別室であり、業務体制によっては同時に作業を出来ない場合もある。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2の第2項第5号で規定する「二人以上の防護従事者に同時に作業を行わせるときは、・・・」防護区域で二人以上の防護従事者が相互監視できるような状況下で作業を行うことを求めています。したがって、同時に作業ができない場合があるのであれば、同号で規定する監視装置の設置が必要となります。</p>
266	<p>別表放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部改正に関する表 5 ページ第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 5 号 防護区域への人の侵入を監視するにあたり、防護区域出入口を監視装置で直接監視するのではなく、防護区域へのアクセスルート上の監視装置(防護区域の外側に設置)で監視する事で良いか。</p>	
267	<p>第 2 項第 5 号 関連資料【特定放射性同位元素に対する防護措置について】の図より、監視装置は防護区域の外に設置してもよいか。</p>	
268	<p>関連資料【特定放射性同位元素に対する防護措置について】の図で例示されているように、アクセス規制と監視カメラは防護区域の外に設置することもありうる。 また、本項第 3 号では「防護区域の出入口に施錠すること。」、本項第 7 号(イ)では「特定放射性同位元素は、防護区域内に置くこと。」となっていることから、特定放射性同位元素の設置及び出入口の施錠以外の防護に必要な措置は、防護区域の外で行ってもよいと解釈してよいか。</p>	<p>(回答)第 24 条の2の2第2項第5号に規定する「防護区域への人の侵入を監視する」は、不審者が防護区域(防護区域出入口)に立ち入ることを監視装置で常時監視することを指しています。したがって、人の侵入を監視できるのであれば、監視装置の設置場所が防護区域の外側であっても問題ありません。</p>
269	<p>関連資料「特定放射性同位元素に対する防護措置について」のレイアウト図に関して、監視カメラが2か所の扉(出入り口)の両方を監視するのであれば、水色部分だけでなく黒色部分も防護区域になるのではないか。区分1、区分2、区分3ごとにレイアウト図を作成してほしい。</p>	

270	<p>第2項第五号</p> <p>また、当該装置への不正な活動を検知する装置については、関連資料、その他の「特定放射性同位元素に対する防護措置について」のスライドの「侵入検知装置」のことかと思いますが、防護域内において行為を行う際は、診療時間中に複数のスタッフ(常時立入者)が入室します。使用時間外の侵入に対しての侵入検知でないと業務に支障をきたすように思います。</p>	<p>(回答)同項7号口において「防護区域において特定放射性同位元素の使用又は廃棄のための詰替えのみをする場合には、第5号口の装置により監視することを要しない。」と規定しています。</p> <p>なお、その他の保管又は廃棄施設においても防護区域常時立入者が規則案第24条の2の2第2項第4号の確認を行い立ち入る場合については、規則案第24条の2の2第2項第5号口の装置により監視することを要しないことを明確にするため規則案第24条の2の2第2項第7号口のただし書きを「防護区域常時立入者が当該防護区域に立ち入る場合には、第5号口の装置により監視することを要しない。」に修正します。</p>
271	<p>「侵入」とは不正なアクセスを示しており、業務時間内において手続きを経た立入者が出入りすることは「侵入」には含まれないため、業務時間外のみ監視と解釈してよいか。</p>	
272	<p>人の侵入を検知した場合に警報と、その旨の通報が求められていますが、予め指定した者は、どれくらいで現場に駆けつけられればよいですか？事業所外(自宅等)からでも良いですか？</p>	<p>(回答)御質問の緊急時の対応のあり方については、規則案第24条の2の2第2項第14号の「緊急時対応手順書」において、各事業者の事情に応じ、適切に定めていただく必要があります。</p> <p>警報が通報された場合、状況確認を行い、その結果に応じて警察に確実かつ速やかに通報することが重要です。警備員が常駐しておらず、状況の確認のために現場に駆けつける必要がある場合は、容易に持ち出すことができないようにするための措置(遅延対策)の状況も踏まえ、できる限り速やかに実施する必要があります。</p>
273	<p>監視装置の設置について、特定放射性同位元素の使用又は廃棄のための詰替えのみをする場合であって、二人以上の者に同時に作業を行わせる時は、この限りではないとある。この条文を適用し、監視装置(監視カメラおよび侵入検知装置)の設置をしない場合、特定 RI を使用する時に二人以上の者に作業を行わせることを防護規程に定めることで良いか。</p>	<p>(回答)規則案第24条の2の2第2項第5号のただし書きについては、二人以上の防護従事者が同時に作業をすることにより相互監視ができることから、監視装置の設置を不要とできるよう修正します。また、規則案第24条の2の3第1項第6号の監視装置の設置に関する事に該当しますので、防護規程に定めることが必要です。</p>
274	<p>第24条の2の2第2項第6号について 堅固な障壁によつて区画することとあるが、障壁とは鉄筋コンクリー</p>	<p>(回答)規則案第24条の2の2第2項第6号は、「堅固な障壁によつて区画することその他の特定放射性同位元素を容易に持ち出すことができないような措置」を二つ</p>

	<p>ト作りの壁ですか、それとも人が入れないような柵や格子のようなもので良いのですか。放射線装備機器のレベル計などでは放射線を常時対象物に放射線を照射する必要があり、壁などで仕切ることには使用上できないのですがこの条文は、どのように解釈するのですか。</p>	<p>以上求めるものです。具体的には、堅固な障壁によって区画することにより人が容易に侵入できないような措置や特定放射性同位元素を容易に動かさないようにするための措置を講ずることを求めています。</p> <p>これらの措置を事業所の実態に応じて講ずることになります。</p>
275	<p>「堅固な障壁」の具体的な例を示してほしい。今法改正により、新たに密封された特定放射性同位元素となるレベル計等について、どのような「堅固な障壁」を設置することになるのか？説明願います。</p>	<p>例えば、堅固な障壁によって区画することにより人が容易に侵入できないようにする措置とは、防護区域をコンクリート製の壁、扉、防護柵等の障壁により区画するとともに、防護区域内に人が侵入できる大きさの窓や隙間がある場合には、人が容易に侵入できないように壁、フェンス又は格子等を設置することです。</p>
276	<p>第二十四条の二の二第 2 項第六号「特定放射性同位元素を堅固な障壁によつて区画することその他の特定放射性同位元素を容易に持ち出すことができないようにするための二以上の措置を講ずること」は、堅固な障壁による区画(必須)と、容易に持ち出すことができない措置(2 つ以上)の計 3 層の措置が必要とも読めることから、法令用語を理解していない人にも誤解のない内容にしていきたい。</p>	<p>特定放射性同位元素を容易に動かさないようにするための措置とは、特定放射性同位元素が組み込まれている装置等を容易に動かすことができない重量とすること、アンカー等で床又は構造物等に確実に固定することなどです。</p> <p>規則案第 24 条の2の2第2項第6号のただし書きは、二人以上の防護従事者が同時に作業をすることにより相互監視ができることから、容易に持ち出すことができないようにするための措置を不要としているものです。</p>
277	<p>参考資料「特定放射性同位元素に対する防護措置について」P1 放射線同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム第 10 回放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム「参考資料2-1放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律改正説明会(特定放射性同位元素に係る防護措置の概要について)」 http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/youshikisya/ri_shisetsu_kisei/index.html では、下記のように「堅固な容器」⇒「施錠された貯蔵容器」となっているが、「施錠された貯蔵容器」では、鍵があれば空けられてしまうため、「堅固な容器」のほうがよいのではないか。 「施錠された」容器という表現だと、容器には必ず鍵を付けるということか？ 元々、鍵が付いていない堅固な容器に、鍵を付けてしまつては、逆に簡単に持ち出し易くなってしまうのではないか。</p>	<p>なお、特定放射性同位元素の使用又は廃棄のための詰替を行う場合のみに適用されることから、特定放射性同位元素を保管する場合には、容易に持ち出すことができないようにするための措置が必要となります。</p> <p>例えば、レベル計の容器の重量に遅延効果がある場合は、障壁とすることができます。区分1と区分2には二つ以上の措置が求められるため、レベル計の周囲にフェンス等で障壁を新たに設ける必要がある場合があります。</p> <p>壁と天井との間に隙間がある場合、人の侵入を防止するために障壁を設置する必要がありますが、消防法の要求事項を踏まえ、格子を設置することも可能です。</p> <p>防護区域の扉を規則案第 24 条の2の2第2項第6号に規定する障壁とする場合、そこに設置されている鍵は CP 認定製品相当以上のものであることが必要です。</p> <p>上記を含め具体的な事例については、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムで御説明します。</p>

278	<p>第 24 条の2の2第2項第六号</p> <p>「……特定放射性同位元素を容易に持ち出すことができないようにするための二以上の措置を講ずること。」とあるが、何を講じればよいのか？</p> <p>この条文からは判断できない。また、二人以上で作業していればこの措置は必要ない。この時の作業(使用と詰め替え)二人以上で作業する場合においては、措置は必要ないと理解して良いのですね。</p>
279	<p>規則第24条の2の2第2項第6号</p> <p>「堅固な障壁」とは何であるか。鉄筋コンクリートなどの壁、または柵や格子のようなもので良いのか。障壁が設けれられないような場合もあり得る。この場合は、規則第 14 条の 9 のように「障壁に変わるもの」として別に代用できることを検討いただきたい。</p> <p>(例えばレベル計などは、野外に設置されている)</p>
280	<p>第 24 条の2の2第2項第六号</p> <p>堅固な障壁によって区画することとなっているが、壁等で区画する場合、天井に少し隙間があっても、堅固であったり特定放射性同位元素を容易に持ち出せないのであれば問題ないのか。また、もし天井に少しの隙間も許されないのであれば、消防の関係で防護区域にスプリンクラーを新設する必要があるかもしれない、施設の大幅な改造が必要となる可能性がある。説明会の話とはかけ離れた条文となっている。</p>

281	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第六号</p> <p>【意見】 「特定放射性同位元素を強固な障壁によって区画」は、使用又は廃棄のための詰め替えのみをする場合「二人以上の者に同時に作業を行わせる」を適用すれば、区画は不要ということで良いか？</p> <p>【理由】 二人以上の者に同時に作業を行わせるときは、除外されることの確認。ただし、保管や貯蔵は除かれている。</p>	
282	<p>施行規則第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 6 号 障壁として、いわゆる CP 相当錠での措置を認めていただきたい。</p>	
283	<p>「堅固な障壁」の「堅固」は具体的に何を表すのかご教示願いたい</p>	
284	<p>第 2 項第 6 号 「堅固な障壁」がどのようなものを示すのかガイドライン等で明確に示していただきたい。</p>	
285	<p>「二人以上の者に同時に作業を行わせるとき」は、措置は一つも必要ないと解釈してよいか</p>	
286	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項第七号イ～ニから第 24 条の 2 の 3 第 1 項第八号 特定放射性同位元素の管理には設備や装置の点検が含まれると考える。 第九号はその設備や装置の維持であることから、あえて号を別にせず、統合したほうが、点検・維持を一体的に行うための規程を作成することができるのではないか。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 7 号ハ及びニは、事業者が日常的に実施する点検について規定しています。一方、同項第 10 号は、機能維持のための保守を行うことについて規定しており、それぞれ目的が異なることから号を分けて規定しています。このため、規則案第 24 条の 2 の 3 (防護規程)においても第 8 号と第 9 号に分けて規定していることから、原案のとおりとします。</p>

287	<p>施行規則第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 7 号イ</p> <p>放射性同位元素は保管、使用の場所が定められており、置くという定義は不要と考える。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2第2項第7号イで規定する「特定放射性同位元素は、防護区域内に置くこと」は、特定放射性同位元素を置く場所(定常的に取り扱う場所)を防護区域に限定するという趣旨を明確にするために定めたものです。このため、原案のとおりとします。</p>
288	<p>第24条の2の2第2項第7号</p> <p>「イ特定放射性同位元素は、防護区域内に置くこと。」は同項第1号「特定放射性同位元素の防護のための区域(以下「防護区域」という。)を定めること。」と内容的に同じではないか。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2第2項第7号イで規定する「特定放射性同位元素は、防護区域内に置くこと」は、特定放射性同位元素を置く場所(定常的に取り扱う場所)を防護区域に限定するという趣旨を明確にするために定めたものです。このため、原案のとおりとします。</p>
289	<p>規則第二十四条の二の二第二項第七号ロ</p> <p>【意見】</p> <p>「監視装置により防護区域内への人の侵入を常時監視すること…」とあるが、「2人以上の者もしくは監視装置により防護区域内への人の侵入を常時監視することとできないか。」</p> <p>【理由】</p> <p>装置の保守点検や機器の更新等の為に監視装置を止めざるを得ない場合もしくは停電等の為機器が作動できなくなった場合、現在の条文では代替手段を考慮できない為。</p>	<p>(回答)装置の保守点検や機器の更新等のために一時的に監視装置を止めざるを得ない場合の代替措置については、規則案第 24 条の2の3第1項第9号の規定により防護規程に定め、当該規程にのっとり実施することとなります。</p> <p>なお、規則案第 24 条の2の2第2項第7号ロにおいて、「防護区域常時立入者が当該防護区域に立ち入る場合には、第5号ロの装置により監視することを要しない。」と規定しています。</p>
290	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表</p> <p>規則第二十四条の二の二第二項第七号ロ</p> <p>【意見】</p> <p>二人以上で使用する場所について「第五号イの録画装置は要しない」として良いか。</p> <p>【理由】</p> <p>第五号「二人以上の者に同時に作業を行わせるときは、侵入監視装置を免除」している。しかし第七号では「第五号ロ侵入検知は要しない」となっているが、使用時に「第五号イ録画装置は要しない」との記述がないため。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2第2項第7号ロのただし書きは、同項第5号ロの侵入検知装置(警報・通報)についての規定であり、監視カメラによる防護区域の出入口等の常時監視は実施する必要があります。</p>

291	<p>第 2 項第 7 号(ロ)</p> <p>この条文においては以下の解釈でよいか</p> <p>保管、廃棄を行う場合は第 5 号の(イ)または(ロ)または人による常時監視を行う必要がある特定放射性同位元素の使用又は廃棄のための詰替えのみをする場合において、2 名以上の者が作業している場合は監視装置は(イ)も(ロ)も不要(第 5 号の除外規定)1 名で作業している場合は第 5 号(イ)の監視装置のみが必要(第 7 号の除外規定)</p>	
292	<p>第 2 項第七号のロ</p> <p>防護区域への人の侵入を「常時監視」とありますが、第 2 項第五号の条文では一定期間の録画とあり矛盾があると感じます。また、防護域内において行為を行う際は、診療時間中、複数のスタッフ(常時立入者)が入退室を繰り返します。また、常時監視の記録を残すことは現実的に困難かと考えます。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2第2項第7号ロに規定する「常時監視」とは、監視装置による防護区域への人の侵入を常に監視することを意味し、「録画」は、監視装置による監視結果の記録を意味します。録画の保存期間については、点検周期を踏まえ設定したもので、全ての録画映像の保存や入退域の記録を別途残すことを求めるものではありません。</p>
293	<p>第 24 条の2の2第2項第七号</p> <p>特定放射性同位元素の管理とは、参考資料の定期点検に該当するののか。特定放射性同元素に関する様々な措置が管理であろうから、参考資料の定期点検に該当するのであれば、そのように規定すればよいのではないか。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2第2項第7号の「特定放射性同位元素の管理」は、防護措置のうちいわゆるソフト的なものを規定するものです。このうち参考資料で示した定期点検は、同号の二で規定しています。この他、特定放射性同位元素の管理には、定期点検以外にも特定放射性同位元素を防護区域内に置くことや監視装置により防護区域内への人の侵入を常時監視すること等を含みます。</p>
294	<p>第 24 条の2の2第2項第七号ハとニ</p> <p>特定放射性同位元素に異常が認められた場合と規定されているが、放射性同位元素の異常とか元素の異常という言葉は科学的におかしいのではないか。参考資料の定期点検に該当するのであれば、特定放射性同位元素が定位置にあることが認められない場合とすればよいのではないか。</p> <p>特定放射性同位元素の異常とは何を指すのか具体的に示してほしい。</p>	<p>(回答)「異常が認められた場合」とは、特定放射性同位元素を収納する容器又は装備する装置が定位置にないことその他の保管状況に係る異常が認められた場合を指します。より適切な表現とするため、「特定放射性同位元素に異常が認められた」については、「特定放射性同位元素の管理に係る異常が認められた」に修正します。</p> <p>また、特定放射性同位元素の「防護のために必要な設備若しくは装置に異常が認</p>

	また、防護のために必要な設備若しくは装置に異常が認められた場合にとあるがどのような場合を想定しているのか。	められた場合」とは、当該設備若しくは装置等が正常に機能していないことや破損が認められた場合を指します。
295	特定放射性同位元素に異常が……とある。装置の異常と同位元素の異常に分けて考えるべきでは無いか。 「装置」に関しても、防護装置なのか、同位元素を装備した装置なのか、条文では理解できない。	
296	第24条の2の2第2項第七号ハとニ 特定放射性同位元素に異常が認められた場合と規定されていますが、放射性同位元素の異常とか元素の異常という状態は、どのような状態のことを指すのでしょうか。具体的に示していただきたい。	
297	「特定 RI の異常、元素の異常」とはどのようなことでしょうか。	
298	放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第七号ハ 【意見】 「あらかじめ指定した者」とは、誰でも良いのか？ 【理由】 「特定放射性同位元素防護管理者」でなくても良いのか？ 防護規程で指定することをなると思うが、少なく防護管理者か防護従事者なるのでないでしょうか？	(回答)「あらかじめ指定した者」とは、特定放射性同位元素防護管理者又は特定放射性同位元素防護管理者があらかじめ指定した防護従事者を指します。また、異常が認められた場合には、特定放射性同位元素防護管理者の統一的な管理の下、関係機関への連絡等の対応をとることが必要となります。 この趣旨を明確化するため、「直ちに、その旨をあらかじめ指定した者へ報告させること」を、「直ちに組織的な対応(異常の発生をあらかじめ指定した防護従事者に報告することその他の防護規程に定める措置をいう。以下同じ。)をとらせること」に修正します。
299	「あらかじめ指定した者」とは誰でも良いのか。特定放射性同位元素防護管理者でなくても構わないのか。誰が指定するのか？	また、あらかじめ指定した防護従事者については、防護規程で規定することが必要です。
300	規則第二十四条の二の二第二項第七号ハ 【意見】 「あらかじめ指定した者」とは、誰でも良いのか？ 【理由】 「特定放射性同位元素防護管理者」でなくても良いのか？	

	防護規程で指定することをなると思うが、少なく防護管理者か防護従事者なるのでないでしょうか？	
301	放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第七号ハ 【意見】 「あらかじめ指定した者」とは、誰でも良いのか？ 定義する必要があるのではないか？ 【理由】 「特定放射性同位元素防護管理者」でなくても良いのか？ 防護規程で指定することをなると思うが、少なく防護管理者か防護従事者なるのでないでしょうか？	
302	「あらかじめ指定した者」とは誰でも良いのか。特定放射性同位元素防護管理者でなくても構わないのか。誰が指定するのか？	
303	放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第七号ハ 【意見】 「あらかじめ指定した者」とは、防護規程で規定することで良いか。 【理由】 施設の実情に合わせ、防護規程で規定して運用すれば良いと思われるため。	
304	そもそも当該条文は何を目的として規定されているのですか。単純にハは次の二に包含されているように感じられますが、当該条文を残すのであればハと二の違いを明確に説明願いたい。	(回答)ハは一般論として異常が発生した場合の対応を、二は定期点検の頻度とその点検で異常が認められた場合の対応について規定しています。

305	<p>規則第24条の2の2第2項第7号(ハ)(二) 防護従事者が、線源の異常時の報告と点検を行うとあるが、防護従事者でなければならない理由は何か。規則第24条の2の2第2項第2号(ハ)では、常時立入者に人を監督する権限が与えられている。点検の方が、脅威は低いのではないか。点検行為はある意味誰でもできるが、それでは防護上十分でない場合は「防護従事者に」または「点検担当者を指定し」点検をさせることとしてはいかがでしょうか。</p> <p>(ハ)は、「異常を発見した者は、直ちにあらかじめ指定した者へ報告させられること」とするべきではないか。この場合、防護従事者にだけその義務を課すのではなく、むしろ防護区域に立ち入る全ての関係者を対象とするべきある。しかし報告する先が、鍵の管理者であるのはいかがなものか。防護従事者の方が立場が下ということか。</p>	<p>(回答)規則案第24条の2の2第2項第7号で規定する点検については、特定放射性同位元素又は当該特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置の異常の有無を確認することから、防護に関する知識を有する防護従事者が行う必要があります。このため、原案のとおりとします。</p> <p>なお、規則案第24条の2の2第2項第2号ハに規定する一時立入者に同行する者については、監督に必要な教育や訓練を受ける必要があることを明確にするため、防護従事者に修正します。</p>
306	<p>(二)で、異常が認められない場合でも報告させるのは行きすぎではないか。毎日点検は当たり前のこととなるため、報告されない場合は問題なかったことが補完される。従来の考え方では、「点検を行わせ、当該点検において異常が認められた場合は直ちに〇〇へ報告し、改善の措置を取る」となどとされる。これまでと同様としてほしい。また、この場合の点検も上に同じく防護管理者である必要はない。</p>	<p>(回答)規則案第24条の2の2第2項第7号に規定する点検については、特定放射性同位元素並びに当該特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置が健全であるかを確認するために行うものです。防護従事者が点検を行い、当該点検による結果を報告し、異常の有無にかかわらずその結果を記録することは重要と考えます。このため、原案のとおりとします。</p> <p>なお、点検の頻度については、IAEA 核セキュリティ実施指針では、区分1については毎日1回実施することを求めています。監視装置による常時監視を求めていること、休日における点検体制を整備することが困難であるとの御指摘を踏まえ、区分1についても毎週1回以上と修正します。</p>
307	<p>第3項第3号(ハ) 異常がない場合についても毎日報告する必要があるか。 異常が認められた場合は直ちに報告し、対応することとなるから、異常がないことは管理される。異常が認められない場合の報告まで規定すべきではないと考える。</p>	<p>(回答)規則案第24条の2の2第2項第7号に規定する点検については、特定放射性同位元素並びに当該特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置が健全であるかを確認するために行うものです。防護従事者が点検を行い、当該点検による結果を報告し、異常の有無にかかわらずその結果を記録することは重要と考えます。このため、原案のとおりとします。</p> <p>なお、点検の頻度については、IAEA 核セキュリティ実施指針では、区分1については毎日1回実施することを求めています。監視装置による常時監視を求めていること、休日における点検体制を整備することが困難であるとの御指摘を踏まえ、区分1についても毎週1回以上と修正します。</p>

308	<p>異常がない場合についても毎日報告する必要があるか。 異常が認められた場合は直ちに報告し、対応することとなるから、異常がないことは管理される。異常が認められない場合の報告まで規定すべきではないと考える。</p>	
309	<p>第3項第3号で、異常が認められない場合でも報告させるのは行きすぎではないか。毎日点検は当たり前のこととなるため、報告されない場合は問題なかったことが補完される。従来の考え方では、「点検を行わせ、当該点検において異常が認められた場合は直ちに〇〇へ報告し、改善の措置を取る事」などとされる。これまでと同様としてほしい。また、この場合の点検も上に同じく防護管理者である必要はない。</p>	
310	<p>参考資料「特定放射性同位元素に対する防護措置について」P2 放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム第10回放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム「参考資料2-1放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律改正説明会(特定放射性同位元素に係る防護措置の概要について)」 http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/ri_shisetsu_kisei/index.html と比べると、検知定期点検に「アクセスルート」が追加されている。 アクセスルートは、定修時など以外は、常に操業中で、製品が流れており、ラインに入ることは危険でできません。そのため、アクセスルートまで定期点検の対象とするのは、よろしくないと思います。</p> <p>機器の動作確認、対象となる放射性同位元素が定位置にあることを確認する。 ⇒アクセスルート、機器の健全性及び対象となる放射性同位元素が定位置にあることを確認する。</p>	<p>(回答)アクセスルートの点検については、アクセス規制を行う範囲において、特定放射性同位元素を防護するための障壁、施錠及び通路等、特定放射性同位元素を容易に持ち出せない措置に係る設備の健全性を確認するものです。 操業中に点検者の安全が確保できない箇所があるのであれば、当該箇所の点検は操業後又は操業停止中に実施してください。</p>

311	<p>第 24 条の2の2第2項第七号</p> <p>特定放射性同位元素の管理について、産業界では、高温高圧下で特定放射性同位元素が装備されている機器を用いているので、このような管理は困難ではないのか。</p>	
312	<p>「放射線障害防止法施行規則の一部改正案」(工場等における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置)</p> <p>第二十四条の二の二第二項第七号の二について</p> <p>意見:条文中に「その日の作業の終了後に一回」とあるが、一連の作業終了後に一回」にしてほしい。</p> <p>理由:複数日に渡り、放射線照射を行う施設(滅菌事業所等)は点検内容によっては停止出来ない可能性がございます。</p>	
313	<p>第 2 項第 7 号(二)</p> <p>複数日継続して作業を行っている場合は点検は不要と解釈してよいか。</p>	
314	<p><特定放射性同位元素の管理></p> <p>第 24 条の2の2第2項第七号二</p> <p>その日の作業終了後に 1 回(又は毎日 1 回)設備や装置の点検を行うことを求めているが、医療機関では、作業開始前に点検を行うことが通常である。作業終了後に限定する理由を示してほしい。また、作業前または作業後ではだめなのか。施設や使用等の実態を踏まえた実効性のある規制なのか、中間取りまとめ以降関係事業者団体等から意見を聞いた上で規則案を作成しているのか、あまりに現場を知らなすぎであるので疑問を感じました。</p> <p>この条文から、保管の場合には毎日1回の点検が求められている。土日休日は保管だけとなるので点検を行うために出勤しなくてはならない。その考えで間違いはないか。</p>	<p>(回答)点検の頻度については、IAEA 核セキュリティ実施指針では、区分1については毎日1回実施することを求めています。監視装置による常時監視を求めていること、休日における点検体制を整備することが困難であるとの御指摘を踏まえ、区分1についても毎週1回以上と修正します。また、実施時期は作業終了後に限定しないよう修正します。</p>

315	<p>第 24 条の2の2第2項第七号ニ</p> <p>その日の作業終了後に 1 回(又は毎日 1 回)設備や装置の点検を行うことを求めています。医療機関では、治療における安全と質を担保するために品質保証・品質管理として作業開始前に点検を一般的に点検作業等は行っています。作業終了後に行う理由(目的)を明確に示していただきたい。</p>
316	<p>第 24 条の2の2第2項第七号ニ</p> <p>その日の作業終了後に 1 回(又は毎日 1 回)設備や装置の点検を行うことを求めているが、通常、医療機関では作業開始前に点検を行う。作業終了後に限定するのはなぜか？医療機関の現状を踏まえた上での規制なのか疑問。</p>
317	<p>則第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 7 号ニ</p> <p>「その日の作業の終了後に 1 回」と規定されていますが、当該作業とは、特定放射性同位元素を使用又は詰替ることを指す。ということでしょうか。裏を返せば、特定放射性同位元素を使用又は詰替なかった日は点検をしなくても構わないということとなります。回答の程よろしく願いいたします。</p>
318	<p>保管のみではなく、使用及び保管の場合には使用した日のみ終了後に点検すればよいという解釈になりますか。そもそも防護区域として障壁、アクセス制限を設定し、監視装置等も設置するという厳格な管理に加えて、毎日の点検が必要なのでしょうか。不正な侵入あるいは監視機器等の警報、異常があった場合を必要最低限とする程度でよいのではないのでしょうか。</p>
319	<p>「防護区域において特定放射性同位元素の保管又は保管廃棄のみを行う場合にあっては、毎日 1 回」と括弧書きが規定されていますが、土、日、祝日、年末年始も点検しなければいけないのか。点検する特定放射性同位元素防護従事者と報告を受けるあらかじめ指定さ</p>

	れた者に休日は無いということか。労働基準法との関連で問題は無いのでしょうか。
320	保管の場合には毎日1回の点検が求められているが、土日休日も点検のために出勤しなくてはならないのか。
321	上記と絡めて、毎日使用しない特定放射性同位元素であっても、保管しているので、毎日点検しなければならいとなると、使用しない平日、土、日、祝日、年末年始も点検しないといけないということになります。人数を限定した特定放射性同位元素防護従事者(情報管理の意味も含めて限定する必要がある。)とするので、勤務時間オーバーで労働基準法に抵触してしまう。対応を具体的に示してほしい。
322	毎日の点検となった場合、日曜日や休日に閉鎖されている工場等にわざわざ警備装置等を解除して入る。このリスクの方がはるかに脅威なのではないでしょうか。
323	第24条の2の2第2項七「毎日一回」の点検とは日曜・祭日も含めるのか？大学内施設では防護措置に係る人件費の拠出にも苦慮しており、特定の個人の負担が大幅に増える可能性が高い。事業者側の運用に幅を持たせられるようにお願いします。
324	求められている「点検」について、土日祝日に関しても点検が必要になりますか？線源の保管状態を点検するためには、装置の操作が必要になり、警備担当者等では対応できません。 保管状態の点検のために限られた従事者が出勤することになり、人件費にも大きく影響します。
325	法定休日や公休日の「点検」の義務は、病院施設では困難なケースがあります。点検するためには、装置を稼働させたりする必要があり、当直や警備員の見回りでは不可能です。そのために、管理者が出勤するのは経費的(代休を取らせることも含めて)にも難しいケースが生じます。

326	<p>第二十四条の二の二第2項第七号二によると、防護区域において特定放射性同位元素の保管又は保管廃棄のみを行う場合は、防護従事者に毎日一回の点検が求められていますが、事業所の休業日や年末年始などにおいては、毎日の点検を行うことが困難であることが予想されます。また、第二十四条の二の二第4項の読み替えによる毎週1回以上の場合についても同様の状況が考えられる。</p> <p>そのため、これらの場合においては、監視カメラ等の検知において異常がないことで、防護従事者による点検の代わりとなりえないかと考えております。如何でしょうか。</p>	
327	<p>休日に機械警備を解除して少人数で立ち入ることのリスクが発生するため、業務を行わない日については、監視装置からの異常の通報がない場合は点検は不要ではないか。</p>	
328	<p>規則第24条の2の2第2項第7号(二) 監視装置から異常が認められない状況でも、毎日点検を行う理由は为什么呢。何のために監視装置をつけているのでしょうか。</p>	
329	<p>第24条の2の2第2項第7号二 防護従事者にその日の作業の終了後に1回点検を求めています。保管又は保管廃棄のみを行う場合には毎日1回とは、休日を問わず365日の点検が必要ということになりますか。</p>	
330	<p>特定放射性同位元素の点検とは具体的にどのようなことを要求しているのでしょうか。特定放射性同位元素そのものの点検は、参考資料「規則における区分設定の定義」に記載されているように、それぞれ数分で点検した者が死亡してしまいます。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素の異常の有無を確認する点検については、以下の例を参考に、施設の構造及び配置の特徴を踏まえて実施することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定放射性同位元素又は特定放射性同位元素が装備された機器の目視による外観の確認
331	<p>大線量の放射性同位元素について保管または保管廃棄のみをしている場合、被ばく防護の観点から直接の確認を行うことは困難である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前回点検時からのエリアモニタ又は製鉄所等で使用する厚さ計の計測値等の変動状況の確認 ・特定放射性同位元素を保管している貯蔵箱等の施錠又は封印の状態の確認

	平成 29 年に実施された「特定放射性同位元素に対する防護措置の法令改正に係る説明会」では直接または間接の点検でよいとされ、また、保管場所の施錠確認でも点検とみなされるとの説明があった。その解釈でよいか。	・特定放射性同位元素の在庫管理の記録の確認
332	ウェブカメラ等を用いて遠隔で異常がないことを確認しようと考えているが、機密性について十分配慮の上であればこれらを利用して差し支えないか。	
333	則第 24 条の 2 の 12 第 1 号ニ 「特定放射性同位元素の点検」とは具体的にどのようなことを要求しているのでしょうか。特定放射性同位元素そのものの点検は、参考資料「規則における区分設定の定義」に記載されているように、それこそ数分で点検した者が死亡してしまいます。その点検について記帳をしろとは言語道断です。	
334	防護区域内に特定放射性同位元素が存在しないこと(搬入前だけでなく、線源交換等で事業所内に特定放射性同位元素が存在しない場合)を想定したときに、防護しなければならない対象物が存在しないので、この場合は、監視装置による監視は不要、点検に関しても不要と言うことで構いませんか。回答よろしく願いいたします。	(回答)特定放射性同位元素の使用、保管又は廃棄の許可を得ている場合、特定放射性同位元素が存在しない期間は監視装置による監視は必要ありませんが、監視装置の点検を行いその機能を維持することが必要です。
335	第二四条の二の二2項七号ニ「防護区域において特定放射性同位元素の保管又は保管廃棄のみを行う場合にあっては、毎日一回、当該特定放射性同位元素並びに当該特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置について点検を行わせ、…」となっているが、炉規法に基づくセキュリティ管理が行われているエリアに保管している特定放射性同位元素の点検においては、十分なセキュリティ管理が行われていることならびに原子炉施設保安規定では1回／月の点検で整理されているのに対して過剰な対応になっていることから、「炉規法の規制エリアに保管している特定放射性同位元素に	(回答)原子炉等規制法に基づき核物質防護上の防護措置が行われている区域で特定放射性同位元素を保管している場合、核物質防護規定に基づく点検が、規則案 24 条の2の2第2項第7号ニに規定する日常点検の要件を満たしている場合には、核物質防護規定に基づく点検をもって本号に基づく点検とすることができます。

	おいてはこの限りではない」などの除外規定を設けるなど、二重規制への配慮について、ご検討をお願いしたい。	
336	第24条の2の2第2項第7号ニ及び同条第3項第3号ハ「場合には直ちにその旨を、」は「場合には、直ちに、その旨を、」と訂正すべき。	(回答)読点の振り方については、それぞれの条文において、文章の文法的な構造などから、規定の趣旨が明確となるよう配慮しています。
337	保管又は保管廃棄のみを行う場合にあっては、保管又は保管廃棄以外の作業のためにのみ必要な設備及び装置についての点検は不要と解釈してよいか。	(回答)保管又は保管廃棄のみを行う場合にあっては、特定放射性同位元素及びその防護のために必要な設備及び装置については、点検を行うことが必要です。
338	夜間・休日に機械警備を採用している事業所の場合はセキュリティ業者の監視センターで貯蔵場所の施錠を含めた防護のための設備の異常の有無の管理が行うことができる。 セキュリティ業者の管理体制は信頼のおけるものであり、防護従事者自身が点検を行うことに限定せず、防護従事者の指示の下でセキュリティ業者が点検してもよいか。	(回答)規則案第24条の2の2第2項第7号で規定する点検については、防護従事者が行うことを求めています。例えば、常駐しているセキュリティ業者に点検を行わせる場合、その者を防護従事者として指定することが必要です。
339	第24条の2の2第2項第8号について この条の表題(工場等における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置)とあるが、これでいいのでしょうか。他の条項は工場が先で事業所はそれに続いて書かれている。	(回答)本文との平仄を取り、見出しも事業所等とします。
340	第24条の2の2第2項第八号 事業所においてとあるが、表題は「工場における」である、ここで、あえて“事業所”としたのには理由があるのか。	
341	放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第八号 【意見】 封印又は施錠は、A型輸送物の技術的要件の「シール等」と同じと考えられる。 「また、二人以上の者に作業(運搬)を行わせるときは、この限りでな	(回答)御指摘を踏まえ、二人以上の防護従事者に同時に運搬を行わせるときは、規則案第24条の2の2第2項第8号に規定する施錠又は封印を要しないよう修正します。 また、「施錠又は封印」については、放射性輸送物に規則第18条の5第3号に規定する「容易に破れないシールの貼付け等」の措置と修正します。したがって、A型輸送物の技術上の基準のシール等であっても問題ありません。

	<p>い。」を追記できないか？</p> <p>【理由】</p> <p>事業所等において特定放射性同位元素を運搬する場合は、A型輸送物の場合は、開封されたことが判るように「シール等」を貼付することになっている。一種の封印と考えられる。</p> <p>また、放射性同位元素等の使用では、「二人以上の者に作業を行わせるとき」で除外されている。容器の「シール等」貼付けによる封印もあり、二人以上の者で運搬を行わせるときは、相互に監視しながら実施し、事業所内に限られるため、使用時と同じ対応でも良いのでは</p>
342	<p>規則第二十四条の二の二第二項第八号</p> <p>【意見】</p> <p>封印又は施錠は、A型輸送物の技術的要件の「シール等」と同じと考えられる。</p> <p>「また、二人以上の者に作業(運搬)を行わせるときは、この限りでない。」を追記できないか？</p> <p>【理由】</p> <p>事業所等において特定放射性同位元素を運搬する場合は、A型輸送物の場合は、開封されたことが判るように「シール等」を貼付することになっている。一種の封印と考えられる。</p> <p>また、放射性同位元素等の使用では、「二人以上の者に作業を行わせるとき」で除外されている。容器の「シール等」貼付けによる封印もあり、二人以上の者で運搬を行わせるときは、相互に監視しながら実施し、事業所内に限られるため、使用時と同じ対応でも良いのでは。</p>
343	<p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第二十四条の二の二</p> <p>第2項第八号及び第3項第四号</p> <p>ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠又は封印と</p>

	<p>同等以上の措置とは、何をさすのか 理由施錠又は封印と同等以上の措置に二人以上の者を行わせた場合を含むのか</p>
344	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第八号</p> <p>【意見】 封印又は施錠は、A型輸送物の技術的要件の「シールの貼付等」と同じと考えられる。 「また、二人以上の者に(同時に)作業(運搬)を行わせるときは、この限りでない。」を追記できないか？</p> <p>【理由】 事業所等において特定放射性同位元素を運搬する場合は、A型輸送物の場合は、開封されたことが判るように「シールの貼付等」を行う。一種の封印と考えられる。 また、放射性同位元素等の使用では、「二人以上の者に(同時に)作業を行わせるとき」で除外されている。容器の「シールの貼付等」による封印もあり、二人以上の者で運搬を行わせるときは、相互に監視しながら実施し、事業所内に限られるため、使用時と同じ対応でも良いのでは。</p>
345	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第八号</p> <p>【意見】 「事業所等において、二人以上の者に作業(運搬作業を含む)を行わせるときは、施錠又は封印を要しない。」を追記していただきたい。</p> <p>【理由】 輸送物に施錠又は封印する行為は、荷送人と運搬人が異なることを</p>

	<p>想定しているからではないでしょうか。</p> <p>荷送人が自ら運搬する場合、施錠又は封印の意味は無いと考えられます。</p> <p>よって、事業所内において二人以上の者で運搬作業を行うときも、使用時と同じ対応が良いのではありませんか。</p>	
346	<p>関連資料「特定放射性同位元素に対する防護措置について」の「工場等外の運搬に係る区分と防護措置」に関して、「(10D 又は 3000A2 以上の B 型輸送物の場合)と(D 値以上の B 型輸送物の場合)」と記されていることから、中間とりまとめでは防護措置の対象となっていた一部の A 型輸送物が、防護措置の対象外になったと理解しました。実態に合った判断だと思いました。</p>	
347	<p>事業所内では、必要に応じて施錠や封印を解除した状態で運搬することがある。</p> <p>規則第 18 条第 2 項、第 3 項、第 4 項に相当する除外規定を設けることを強く要望する。</p>	
348	<p>第24条の2の2第2項第8号「…特定放射性同位元素を運搬する場合には、当該特定放射性同位元素を収納する容器に施錠又は封印すること。…」について</p> <p>第1項において、「…室等において使用、保管又は廃棄をしようとする特定放射性同位元素…」と規定して、この号で「運搬」を規定するのは矛盾する。運搬についての条文に記載すべきである。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素の防護のための措置のうち、いわゆる事業所内のものについては規則案第 24 条の2の2において、いわゆる事業所外のものについては規則案第 24 条の2の4以下において、それぞれ規定しています。このうち、規則案第 24 条の2の2第1項では、使用、保管又は廃棄に係る数量に応じた防護措置の区分を規定しています。事業所内における運搬は数量によらず一律で同じ措置であるため、同項には規定していません。</p>

349	<p>第2項第8号</p> <p>この規定は運搬に関する記述なので、規則第18条(事業所等における運搬の基準)に記述したほうがわかりやすいのではないか。</p>	
350	<p>規則第二十四条の二の二第2項第八号 規則第二十四条の二の二第3項第四号 規則第二十四条の二の四第1項第二号</p> <p>意見:「ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠又は封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。」とは、どのような構造の容器を想定しているのでしょうか?</p> <p>理由:「施錠又は封印と同等以上の措置」というのがあいまいでよくわからない。専用工具でしか開封できない容器とか、開封までに最低でも15分以上かかる容器などもう少し具体的に説明してもらいたい。</p>	<p>(回答)「容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠又は封印と同等以上の措置を講じたとき」とは、例えば、輸送容器をボルト等によって固定する場合を指します。また、「施錠又は封印」については、放射性輸送物に規則第18条の5第3号に規定する「容易に破れないシールの貼付け等」の措置と修正します。</p> <p>なお、「容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠又は封印と同等以上の措置」は、「容易に破れないシールの貼付け等の措置」に含まれます。</p>
351	<p>第24条の2の2第2項第9号について</p> <p>第24条の2の2第2項第7号には人の侵入とあるが、ここでアクセスや電気通信回線としているのは、7号の侵入と意味が違うのか。また、わざわざ電気通信回路ではなく通信回路ではいけないのか。</p>	<p>(回答)規則案第24条の2の2第2項第9号は、電気通信回線を通じた防護措置に関する情報を取り扱う電子計算機等への不正アクセスを指すものであり、同条同項第7号で示す人の侵入とは意味が異なります。</p>

352	<p>(意見1)第二十四条の二の二第二項第九号,第十二号に対する意見</p> <p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第二十四条の二の二第二項で定める工場等における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置において,特定放射性同位元素の防護のために必要な情報,及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項について,情報漏えい防止の措置が求められていますが,特定放射性同位元素の防護のために必要な情報及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項とは,どのような情報を示すのか具体的に提示いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>管理すべき情報の内容や範囲等を具体的に示して頂かないと,どこまでの情報を管理しなければならないか不明であるため。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項とは、例えば以下に示す事項です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時及び緊急時における特定放射性同位元素の防護措置に係る業務の役割分担に関する情報 ・施錠に係る情報、監視装置の仕様、取付図及び配置図等に関する情報 ・特定放射性同位元素及びその防護のために必要な設備及び装置の点検項目、頻度及び点検結果等に関する情報 ・特定放射性同位元素の盗取への対応手順及び対応の実施体制等に関する情報 ・事業所で実施した特定放射性同位元素の防護体制の実効性等の評価結果、要改善事項等を示す情報 ・特定放射性同位元素のシールの貼付け等に係る情報 ・輸送計画に関する情報
353	<p>規則第24条の2の3第11号</p> <p>「詳細な事項に係る情報」とは、なにを指しているのか。何に関する詳細なのか示さないと規定できない。たとえば、「情報の保護」などと項目をしめすべきではないか。</p>	

354	<p>第1項第11号</p> <p>「詳細な事項」は「重要な事項」と表記を改めてはいかがか。また、この事項は具体的にどの程度の情報を指すかは事業所で判断してもよいか。</p> <p>具体的に開示してはいけない事項が想定されているのであれば、ガイドライン等で明確に示していただきたい。</p>	
355	<p>◎第24条の2の2第2項第九号</p> <p>内容的には、第十二号に含まれるのではないか(第九号は不要ではないか)。あるいは、防護措置ではなく、防護規程で定める事項ではないか。</p>	<p>(回答)規則案第24条の2の2第2項第9号で規定している特定放射性同位元素の防護のために必要な情報を取り扱う電子計算機に対する外部からの不正アクセスの遮断については、電子計算機のハード面での対策としての防護措置を要求しています。一方、同規則案第24条の2の2第2項第12号で規定している特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項については、パスワードで管理すること等ソフト面での対策としての情報管理を求めています。これらの措置は、施行規則の条文として規定するとともに、規則案第24条の2の3第1項第9号の規定により防護規程においても定めるべき事項となります。このため、原案のとおりとします。</p>
356	<p>「特定放射性同位元素に対する防護措置について」のレイアウト図では、“セキュリティ”という記述があるが、法令、施行規則では“セキュリティ”という文言はない。</p> <p>セキュリティと防護措置は、まったく違う概念で考えているが問題ないか？</p> <p>また、“アクセス規制”とあるが、施行規則の第24条の2の2第2号第9項にある“アクセス”と同一の意味で良いのか？</p> <p>“アクセス規制”という文言は施行規則には出てこないが、説明レイアウト図に出ている。これはカタカナにする意味があるのか。</p>	<p>(回答)参考資料「特定放射性同位元素に対する防護措置について」においては、説明上「セキュリティ対策」といった用語を使っていますが、規則においては関連法令との整合性をとって「防護措置」という用語を用いています。</p> <p>「特定放射性同位元素に対する防護措置について」に記載されたアクセスとは、防護区域に人が立ち入ることを指します。一方、規則案第24条の2の2第2号第9項にあるアクセスとは、電気通信回線を通じて電子計算機へ接続することを指し、両者の意味は異なります。</p> <p>参考資料においてアクセス規制という用語を用いたのは、端的で分かりやすい用語として使用したものです。</p>

357	<p>則第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 9 号 「アクセス」とは具体的になんですか？「接続」とかでは不味いのでしょうか？</p>	
358	<p>関連資料「特定放射性同位元素に対する防護措置について」に関して、区分1、区分2、区分3ごとに絵を作成していただきたい。また、アクセス規制が規則案のどこに示されているのか全く分からない。また、この絵で区分1～区分3すべてを示しているのであれば、リスクに応じた区分ごとのセキュリティ措置とはなっていないように思える。まずは区分1～区分3それぞれのリスクに応じたセキュリティ措置の基本的な考え方を参考資料などで示すべきではないか。</p> <p>レイアウト図の表題が“防護措置”とあるのに、セキュリティとかアクセス規制とかのカタカナ表現に関してカタカナとの関連を明確に示していただきたい。(法令、規則等にセキュリティという表現はなく、混乱を招いている。)</p>	
359	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第九号</p> <p>【意見】 「アクセス」は、「不正なアクセス」としては。</p> <p>【理由】 システムの運用上、ファイヤーウォール等の措置を取り、防護措置の状況を通信回線でもって確認することが考えられる。 そのため、「不正なアクセス」として、不正なアクセスを防止することが必要と考える。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、規則案第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 9 号に規定する「アクセス」は、「不正アクセス」に修正します。</p> <p>電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する措置とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットに接続しない電子計算機で情報を取り扱うこと ・情報を取り扱っている電子計算機がインターネットに接続している場合にはファイアウォールを設置すること <p>等により不正アクセスを遮断することを指します。</p>

360	<p>規則第二十四条の二の二第二項第九号</p> <p>【意見】 「アクセス」は、「不正なアクセス」としては。</p> <p>【理由】 システムの運用上、ファイヤーウォール等の措置を取り、外部よりのアクセスにより、防護措置の状況を確認することが考えられる。 そのため、「不正なアクセス」として、不正なアクセスを防止することが必要と考える。</p>
361	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第九号</p> <p>【意見】 「アクセス」は、「不正なアクセス」としては。</p> <p>【理由】 システムの運用上、ファイヤーウォール等の措置し、外部よりのアクセスにより、防護措置の状況を確認することが考えられる。 そのため、「不正なアクセス」として、不正なアクセスを防止することが必要と考える。</p>
362	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第九号</p> <p>【意見】 「外部からのアクセスを遮断」は、「外部からの不正なアクセスを遮断」とすべきではないでしょうか。</p> <p>【理由】 管理業務のため外部からアクセスし防護措置の状況確認を行うことがあります。 そのため、「不正なアクセスを防止する」と「不正な」を入れていただ</p>

	<p>かないと外部からのアクセスができないため、管理に支障をきたすことになるため。</p>
363	<p>第2項第9号</p> <p>「外部からの「不正な」アクセスを遮断する装置」との表記にしていきたい。</p> <p>情報処理端末をネットワークから物理的に独立することは業務上できない。(特定放射性同位元素の受払い等の報告などはネットワークを介して行うことを規制当局から求められている)</p>
364	<p>「放射線障害防止法施行規則の一部改正案新旧対照表」P7～8</p> <p>九特定放射性同位元素の防護のために必要な情報を取り扱う電子計算機については、電気通信回線を通じた当該電子計算機に対する外部からのアクセスを遮断する措置を講ずること。</p> <p>上記となっているが、電気通信回線を通じて、コンピューターウィルスによってシステムが使えなくなったり不正アクセス行為によってデータやプログラムを破壊されないためであるのだから、インターネットと社内の LAN との間に、ファイアウォールを設置し、PC にアクセスできる人(社内)をパスワードなどで制限すれば、十分ではないでしょうか。</p> <p>1 台の PC だけで、情報の管理をするのは、非常に使い勝手が悪いです。</p>
365	<p>第24条の2の2第2項第九号</p> <p>参考資料にはありませんでしたが、“外部からのアクセスを遮断する措置を講ずる”とあり、これを行うには結構な予算やシステムの見直しが必要となる。本当に必要な措置なのか。また、特定放射性同位元素の防護のために必要な情報とはどのような情報なのか。かなり広い範囲の情報となるかもしれないので、具体例を示してほしい。</p>

366	第2項第9号 「遮断する措置」とはファイアウォールやセキュリティソフト等の対策と解釈してよいか。	
367	特定放射性同位元素の防護のために必要な情報を取り扱う電子計算機については、外部からのアクセスを遮断する措置を講ずることとあるが、常時外部からのアクセスを遮断する必要はなく、不正なアクセスを検出した際に遮断する機能を有していれば良いか。	
368	第24条の2の2第2項第10号について 保守のみでいいのでしょうか。点検と保守が一般的であるが、点検を行う事なく保守のみの理由はあるのか。	(回答)規則案第24条の2の2第2項第7号ニは、事業者が日常的に実施する点検について規定しています。一方、同項第10号は、機能維持のための保守を行うことについて規定しており、それぞれ目的が異なることから号を分けて規定しています。
369	則第24条の2の2第2項第10号 要求事項が、「その機能を維持するため、保守を行うこと。」で保守のみを行う。ということの説明をお願い致します。	
370	第2項第10号 設備、装置の点検は専門の業者が実施することが多い。その場合は、業者へ情報開示することになるが、業者の作業員は一般的な機密保持契約等を取り交わすため、防護従事者に指名しなくてもよいか。	(回答)規則案第24条の2の2第2項第10号の保守を委託する場合、委託業者の作業員を防護従事者に指名する必要性はありません。ただし、同項第12号の要求事項を満たすため、当該委託業者との間で機密保持契約を取り交わすことが必要です。
371	第24条の2の2第2項第十一号及び十五号は密接に関係していると考えられるが、何故離して規定しているのか。非常にわかりにくい。内容を統合するとか、十一号の次に十五号の内容を規定するとか、工夫が必要ではないか。	(回答)規則案第24条の2の2第2項では第1号から第12号までに個別の防護措置について規定し、第13号(修正前の第14号)以降に体制整備、文書作成といった横断的な防護措置を規定しています。このため、原案のとおりとします。
372	「関係機関」とは具体的に何を指すのか具体的に示してほしい。規則第24条の2の3第10号についても同じ。	(回答)関係機関とは、事業所等の場合では、原子力規制委員会及び最寄りの警察署を指します。また、特定放射性同位元素を事業所等の外で運搬する場合で

373	放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第十一号第4項表中第5項表中 【意見】 「関連機関」とは、具体的に何を指すのか？記述があると明確になる。 【理由】 条文中に記載なく、対応先が不明瞭なため。	は、国土交通省及び最寄りの警察署(海上での盗難の場合は海上保安庁)を指します。
374	規則第二十四条の二の二第二項第十一号第4項表中第5項表中 【意見】 「関連機関」とは、具体的に何を示すのか？ 記載があると明確となる。 【理由】 条文中に記載が無く、対応先が不明であるため。	
375	放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第十一号第4項表中第5項表中 【意見】 「関連機関」とは、具体的に何を示すのか？ 記載があると明確となる。 【理由】 条文中に記載が無く、対応先が不明であるため。 これまでの説明会での説明では、出ているが、将来、新たに法律を参照して業務を開始する者にとっては、そのような説明資料は、目にしていない。 そのようなことを考慮して頂ければと考えます。	

376	<p>第 2 項第 11 号 「関係機関」とは具体的にどの機関を指すのか。 法第 32 条に定められる警察(海上での盗難の場合は海上保安庁)及び規則第 39 条に定められる原子力規制委員会を指しているのか。</p>	
377	<p>特定放射性同位元素防護規程 第24条の2の310関係機関との連絡体制の整備に関すること。とあるが関係機関とはどの機関を示すのですか。</p>	
378	<p>規則第24条の2の2 第2項第11号 規則第24条の2の3 第10号 「関係機関との連絡」とあるが、関係機関とはどこのことか。対象の機関を従来の条項のように示すべきである。</p>	
379	<p>第 1 項第 10 号 「関係機関」とは具体的にどの機関を指すのか。 法第 32 条に定められる警察(海上での盗難の場合は海上保安庁)及び規則第 39 条に定められる原子力規制委員会を指しているのか。</p>	
380	<p>第 2 項第 12 号 「詳細な事項」は「重要な事項」と表記を改めてはいかがか。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2第2項第 12 号に規定する「詳細な事項」は、他法令の用例を踏まえ、平仄を合わせています。このため、原案のとおりとします。</p>
381	<p>第 24 条の2の2第2項第十二号 当該事項を知る必要がある者以外の者に知られることがないように管理することとなっているが、当該事項を知る必要がある者とは特定放射性同位元素防護従事者とは異なる者のことか。ここだけではなく、全般的にいろいろな「者」が出てきて、非常にわかりにくく理解できない。</p>	<p>(回答)「当該事項を知る必要がある者」とは、特定放射性同位元素の防護措置に関する情報を知らなければ業務が遂行できないと事業者が判断をした者のことを指します。例えば、監視カメラに関する情報を知らなければ監視カメラの保守という業務はできないため、当該保守を行う者を監視カメラに関する情報を知る必要がある者とするといった場合です。なお、「当該事項を知る必要がある者」が必ずしも防護従事者である必要はありません。</p>

382	<p>参考資料の情報の取扱・管理の項目</p> <p>「防護措置に係る情報の漏洩を防止するための措置を講じ、情報を取り扱える人の範囲、情報の管理の方法、開示の方法を定めた手順書を整備する。」</p> <p>放射線に限らない情報のセキュリティに関する専門的知識が求められるが、手順書の具体的内容が医療機関では専門的知識を持つとは限らず理解できないこともあると考えられる。このため、ガイドラインのようなものが求められる。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素の防護のために必要な詳細な事項(以下、管理情報という。)の管理については、以下のような措置をとることが求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理情報が記録されている媒体(紙媒体及び電磁媒体)は、施錠できるロッカー等で適切に管理すること ・管理情報を取り扱う電子計算機については、情報の閲覧をIDやパスワード等で管理することによって、当該事項を知る必要がある者以外の者に知られることがないようにすること ・管理情報は、その旨の表記を付して、他の情報と容易に識別できる措置を講ずること ・管理情報の外部漏えいを防止するため、特定放射性同位元素の防護措置に係る設備等の保守又は線源交換等で防護区域に立ち入る事業者及び防護措置に関する業務を委託する事業者との間の契約においては、契約内容として情報の秘匿に関する事項を規定するなどの措置を講ずること
383	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項 第十三号</p> <p>防護のために必要な教育及び訓練(以下「教育及び訓練」という。)となっている。障害防止に関する教育及び訓練とは違う事を明確に表現して欲しい。教育及び訓練と言う表現が重複して解りにくい。</p>	
384	<p>「放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練(次条及び第 24 条第 1 項第 1 号々において単に「教育及び訓練」という。)に関すること。」で規定される「教育及び訓練」と、第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 13 号で、「従業者に対し、その職務の内容に応じて特定放射性同位元素の防止のために必要な教育及び訓練(以下「教育及び訓練」という。)」の記載があり、一つ法令条文上で、「教育及び訓練」の定義が 2 種類存在することとなる。通常法令条文ではこのようなことを避けるはずなので、双方を別の定義にすべきと考える。例えば、防護に関する教育及び訓練に関しては「防護に関する教育及び訓練」とするなどの検討が必要、第 24 条の 2 の 11 に規定の「教育及び訓練」、第 24</p>	<p>(回答)「教育及び訓練」については、御指摘を踏まえ、「防護に関する教育及び訓練」に修正します。</p>

	<p>条の2の12第1項第1号へに規定の「教育及び訓練」に関しても同様です。</p>
385	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十一条第一項第七号 規則第二十四条の二の二第二項第十三号</p> <p>【意見】 第二十四条の二の二第二項第十三号の(以下、「教育及び訓練」という)。を(以下、「防護に関する教育及び訓練」という。)としては。</p> <p>【理由】 第二十一条第一項第七号の「教育及び訓練」と第二十四条の二の二第二項第十三号の「教育及び訓練」は異なる内容であるため、同一の文言では混同してしまう。</p>
386	<p>規則第二十四条の二の二第二項第十三号</p> <p>意見(以下「教育及び訓練」という)ではなく、防護に関する教育及び訓練とするほうが分かりやすい。</p> <p>理由放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練もあるため教育及び訓練では、どちらの教育及び訓練か判りづらいため。</p>
387	<p>規則第二十一条第一項第七号 規則第二十四条の二の二第二項第十三号</p> <p>【意見】 第二十四条の二の二第二項第十三号で「教育及び訓練」を「防護に関する教育及び訓練」としては。</p> <p>【理由】 規則第二十一条で「教育及び訓練」を規定しているが、第二十四条の二の二第二項第十三号で「教育及び訓練」と規定しており、異なる</p>

	<p>「教育及び訓練」が規定されているため。 教育及び訓練の内容が異なり矛盾がある。</p>
388	<p>規則第24条の2の2第2項第13号 条文上は分けて書かれているので問題ないように見えるが、実務上は大いに問題である。従来「教育及び訓練」と言えば第21条の2のことを指すので、後者を「防護の教育及び訓練」又は「防護に関する教育及び訓練」などとして、明確に分けるべきです。</p>
389	<p>第24条の2の2第2項第十三号 防護のために必要な教育及び訓練(以下「教育及び訓練」という。)となっている。放射線障害防止に関する教育及び訓練とは異なる事を明確にした方が良くと思います。</p>
390	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十一条第一項第七号 規則第二十四条の二の二第二項第十三号 【意見】 第二十四条の二の二第二項第十三号で「教育及び訓練」を「防護に関する教育及び訓練」としては。 【理由】 規則第二十一条で「教育及び訓練」を規定しているが、第二十四条の二の二第二項第十三号で「教育及び訓練」と規定しており、異なる「教育及び訓練」が規定されているため。 教育及び訓練の内容が異なり用語を替えないと混乱する。</p>

391	<p>放射線障害防止法施行規則の一部改正案新旧対照表 規則二十四条の二の二第二項第十三号</p> <p>【意見】 第二十一条第一項第七号では、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練(次条及び第二十四条第一項第一号々においては単に「教育及び訓練」という。)と記載があります。「防護に関する教育及び訓練」としてはいかがでしょうか。</p> <p>【理由】 「教育及び訓練」の定義が2種類存在するように読み取れます。</p>
392	<p>第24条の2の2第2項第十三号</p> <p>防護のために必要な教育及び訓練(以下「教育及び訓練」という。)となっています。障害防止に関する教育及び訓練と同じ表現ですので、誤解を招く恐れがあると考えますので防護のために必要な教育及び訓練に関しては、(以下「・・・」)という表現がない方がいいのではないのでしょうか。条文を理解するうえで、常に防護に関する教育及び訓練なのか障害防止に関する教育及び訓練なのか置き換えなければならない。</p>
393	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表規則第二十一条第一項第七号 規則二十四条の二の二第二項第十三号</p> <p>【意見】 第二十四条の二の二第二項第十三号で「教育及び訓練」を「特定放射性同位元素の防護に関する教育及び訓練」としてはいかがでしょうか。</p> <p>【理由】 規則第二十一条で「教育及び訓練」を規定、第二十四条の二の二第二項第十三号においても「教育及び訓練」と同じ用語となっていま</p>

	<p>す。</p> <p>内容が異なるため、判るような用語にすべきと考えます。</p>
394	<p>第二十一条第1項第七号や第二十四条の二の二第2項第十三号においてあえて「教育及び訓練」と略称を定義して用いなくてはならない根拠は何か。第二十四条の二の三、第二十四条の二の十一及び第二十四条の二の十二について、あえて文章の形を大きく変えることなく用語だけ替えてそれぞれ現規則の第二十一条、第二十一条の二及び第二十四条と同じような表記にすればよいところではないか。用いるところが少ない上にそれぞれで略称を定義することで論理が複雑になり、しかも二種類の同じ用語の「教育及び訓練」が混在することで専門家以外は混同してしまう。安易な略称の使用は逆に分かりづらくしており不適切である。</p>
395	<p>第21条第1項第7号</p> <p>放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練としての「教育及び訓練」と、第24条の2の2第2項第13号で、「従業者に対し、その職務の内容に応じて特定放射性同位元素の防止のために必要な教育及び訓練(以下「教育及び訓練」という。)」の記載があり、「教育及び訓練」の定義が複数存在しているため、防護に関する教育及び訓練に関しては定義を分ける、あるいは明確化したほうがよいのではないのでしょうか。</p>
396	<p>本号の教育及び訓練をする理由、対象者、目的、内容などを示していただき、法第25条の8及び規則第24条の2の11で定める「教育及び訓練」とは異なる教育及び訓練を実施させる意図を明確に示していただきたい。</p> <p>また、条文をいずれかに集約し、その違いが明確になるようにしていただきたい。</p>

397	<p>規則第 21 条第 7 項に規定する「放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練」の略称である「教育及び訓練」と本号で規定する「その職務の内容に応じて特定放射性同位元素の防護のために必要な教育及び訓練」の略称である「教育及び訓練」について、条文上は区別可能であるが、一つの規則の中に同じ略称で異なる意味を持つ語が複数あることは実務上大いに支障をきたす。</p> <p>従来「教育及び訓練」と言えば第 21 条の 2 のことを指すので、本条の用語については「防護の教育及び訓練」又は「防護に関する教育及び訓練」など、明確に分けていただきたい。</p>	
398	<p>第 24 条の 2 の 3 第 1 項第十二号</p> <p>予防規程(規則第 21 条第 1 項第七号)と同じように、「特定放射性同位元素を防護するために必要な教育及び訓練に関すること」とした方が分かり易いのではないか。</p>	
399	<p>第 1 項第 12 号</p> <p>「特定放射性同位元素の防護のために必要な」という文言を追加していただきたい。</p> <p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項で意見したような略称を使用するのであればその略称(「防護の教育及び訓練」又は「防護に関する教育及び訓練」など)を使用していただきたい。</p>	
400	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項第十三号</p> <p>冒頭の従業者とは何を指すのか。常時立入者か、それ以外の防護区域に立ち入ろうとする者か、特定放射性同位元素防護従事者なのか、一般の従事者か、よくわからない。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 13 号の教育及び訓練と規則案第 24 条の 2 の 11 の特定放射性同位元素の防護に関する教育訓練の違いが分かりにくいとの御指摘を踏まえ、規則案第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 13 号を削除し、規則案第 24 条の 2 の 11 に防護に関する教育訓練の要求事項を集約することとします。</p>

401	<p>則第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 13 号 「従業者」ではなく「特定放射性同位元素防護従事者」ではないのか。それとも「防護区域に立ち入る者」なのか、ここに規定されている教育及び訓練の対象者が不明確である。法第 25 条の 8 において、特定放射性同位元素の防護に従事する者に対して教育及び訓練を求めているのであって、当該者以外の者には何ら教育及び訓練を課してはいない。</p>	<p>また、規則案第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 2 号ハに規定する一時立入者に同行し監督する防護区域常時立入者、防護措置の代替として二人ルールを適用する場合の作業員(※)を防護従事者とする修正を行い、防護に関する教育及び訓練の対象者とします。 ※規則案第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号並びに同条第 3 項第 2 号に規定する二人以上の防護従事者に同時に作業(運搬)を行わせる場合をいう。</p>
402	<p>医療法上「診療用放射線照射装置使用室」における「診療用放射線照射器具」の使用がありますが、この場合、「診療用放射線照射器具」を使用する医師などは特定放射性同位元素を全く使用しない放射線業務従事者(常時立ち入る)となります。このようなスタッフに関しても防護規程の教育及び訓練が必要になりますか？無用に情報を拡散することになりませんか？</p>	
403	<p>第二十四条の二の二第二項第十三号に対する意見 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第二十四条の二の二第二項で定める工場等における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置において、第十三号で求めている「従事者に対し、特定放射性同位元素の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。」とは、具体的にどのような従事者に対して行う教育及び訓練なのか明確にして頂きたい。 (理由) 「従事者に対し」と抽象的な表現となっているため、放射線業務従事者、取扱い業務に従事する者、特定放射性同位元素防護従事者、常時立入者の誰に対して行う教育訓練なのか不明であるため。</p>	
404	<p>ここに記載の「教育及び訓練」は、第 24 条の 2 の 11 に規定されている特定放射性同位元素の防護に関する教育訓練と違うのか否かを明確にして欲しい。</p>	

405	法第25条の8で規定する「防護に関する教育訓練」であるならば、ここで規定するのは誤りで規則第24条の2の11に適切に定めるべきである。
406	どのような教育及び訓練をするのか。具体的に条文化して頂きたい。
407	「従業者」と規定されると、許可届出使用者等と雇用関係にある者を指す(則第20条第4項第7号及び第22条第2項第3号)ので、ここでは「従業者」という文言は使用しない方が良い。
408	第二十四条の二の二第二項十三号について 意見:条文中に「従業者」とありますが、定義を明確にするか、同号を削除する。定義が不明です。明記願います。 理由:法第25条の8において「特定放射性同位元素の防護に関する教育訓練」を規定し、則第24条の2の11その詳細を規定する、という構成をしているのであれば、13号で教育及び訓練を規定するのは、法令の構成としておかしくないのか。ここでの対象者は「従業者」としているため、則第24条の2の11の対象者とは別のものであるとするのであれば、「従業者」を明確にし、何を教育訓練すべきかを規定しなければ実施することができない。
409	規則第二十四条二の二第2項第十三号 意見従業者とは、誰のことを言うのか判らない 理由初めて出てくる用語なので、防護従事者、業務従事者又は常時立入者のうち誰のことを言っているのか判らない。
410	放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第十三号 【意見】 「従業者」とは、誰のことを指すのか不明である。 許可届出使用者等との雇用関係ある者を示す用語として使用されている

	<p>【理由】 防護従事者、業務従事者又は常時立入者の内、誰のことを言っているのか判らないため。</p>
411	<p>規則第二十四条の二の二第二項第十三号</p> <p>【意見】 「従業者」とは、誰のことを指すのか不明である。 許可届出使用者等との雇用関係ある者を示す用語として使用されている。</p> <p>【理由】 防護従事者、業務従事者又は常時立入者の内、誰のことを言っているのか判らないため。</p>
412	<p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第二十四条の二の二第2項第十三号</p> <p>従業者に対し、(略)教育及び訓練を行うこととあるが従業者とは何をさすのか。 理由従業者の説明がないため不明である。従業者とは特定放射性同位元素防護従事者にあたるのか。</p>
413	<p>規則第24条の2の2第2項第13号</p> <p>「従業者」とはだれのこと、「従業者の職務」とは何を示しているのか。「その職務の内容に応じた教育及び訓練」が何を実施すべきかもわからない。</p>
414	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第十三号</p> <p>【意見】 「従業者」とは、誰のことを指すのか不明である。 許可届出使用者等との雇用関係ある者を示す用語として使用されている。</p>

	<p>【理由】 防護従事者、業務従事者又は常時立入者の内、誰のことを言っているのか判らないため。 明確に定義すべきではないでしょうか？</p>
415	<p>放射線障害防止法施行規則の一部改正案新旧対照表 規則二十四条二の二第二項第十三号</p> <p>【意見】 「従事者」ではなく「特定放射性同位元素防護従事者」ではないでしょうか。</p> <p>【理由】 ここに規定されている教育及び訓練の対象者が不明確です。従事者では雇用関係にある者をさすように読み取れます。</p>
416	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項十三「従業者」はここで初めてでてきた用語です。定義はありますか？</p>
417	<p>第 24 条2の2第2項13号</p> <p>意見 従業者が不明瞭です。教育の内容が不明瞭です。</p> <p>理由 関係社員、常時立入者、防護従事者全員ですか。誰に、何を(どの程度)教育するのが不明。</p>
418	<p>施行規則第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 13 号</p> <p>「従業者」ではあいまいであるため、「特定放射性同位元素の管理を行う従業者」と明記すべきである。</p>

419	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第十三号</p> <p>【意見】 「従業者」とは、誰のことを指すのか？ご教示ください。</p> <p>【理由】 誰のことを言っているのか判らないため確認したい。</p>
420	<p>第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 13 号</p> <p>「従業者」とありますが、この定義はなんでしょうか。また、防護のために必要な教育訓練を行うとありますが、防護従事者なのか、防護区域に立ち入る者なのか、教育及び訓練の対象者が不明確であると思います。「従業者」というと雇用されている労働者を指す場合が多いため、明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。</p>
421	<p>第 2 項第 13 号</p> <p>「従業者」とは誰か。第 1 条の定義に含めていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その事業所に直接雇用されている者 ・放射線業務従事者 ・特定放射性同位元素防護従事者
422	<p>規則第二十四条の二の二第二項第十三号</p> <p>【意見】 「従業者」とは、誰のことを指すのか不明である。 許可届出使用者等との雇用関係ある者を示す用語として使用されている。</p> <p>【理由】 防護従事者、業務従事者又は常時立入者の内、誰のことを言っているのか判らないため。</p>

423	<p>現法令では、規則第22条第2項第3号中に「健康診断を受けた者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなった場合」として、「従業者」の言葉が出てきます。</p> <p>本号の「従業者」はこれと同意と考えているのでしょうか。もし、同意であるならば、規則第22条第2項第3号と同様に、「～～の従事者」とすべきと思います。</p>
424	<p>規則第21条第7項</p> <p>放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練(次条及び第24条第1項第1号タにおいて単に「教育及び訓練」という。)に関すること。</p> <p>規則第24条の2の2第2項第13号</p> <p>従業者に対し、その職務の内容に応じて特定放射性同位元素の防護のために必要な教育及び訓練(以下「教育及び訓練」という。)を行うこと。</p>
425	<p>第24条の2の2第2項第13号</p> <p>法第25条の8において「特定放射性同位元素の防護に関する教育訓練」を規定し、則第24条の2の11その詳細を規定する、という構成をしているのであれば、13号で教育及び訓練を規定するのは、法令の構成としておかしいため、則第24条の2の11に含めるべきである。</p>
426	<p>「教育及び訓練」について、今回規定された項目であれば、業務を開始した後は規程や法令の変更がない限り全て省略できることになりますか？労働安全衛生法のように、業務を開始する前と、変更があった場合に限定してはどうでしょうか？</p>
427	<p>すべての従業者に対して教育及び訓練が必要と読めるが、その職務に応じ「教育及び訓練の必要はない」と判断した場合はその者に対する教育及び訓練は行わなくても良いと解釈してよいか。</p>

428	従業者以外で防護区域に立ち入る者(一時立入者など)に対する教育及び訓練は不要と解釈してよいか。	
429	第2項第13号文中の「従業者」とは、誰をさすのか。	
430	本項では第2項13号に規定される従業者への「教育及び訓練」の項目が規定されていないことから、一時的に変更された場所で使用する者に対しては教育及び訓練は行わなくても良いと解釈してよいか。	
431	規則第24条の2の3第12号 この規定は、規則第24条の2の2第2項第13号の従業者の教育及び訓練のことになるが、防護従事者に対する教育及び訓練を規定する条文がないのはなぜか。	
432	第24条の2の11教育及び訓練の項目と時間が定められていますが、機微情報の取り扱いの範囲が人によって大きく異なっているのにも関わらず、教育及び訓練の項目と時間を定めるのは運用上問題です。項目や時間は事業者自らが定めるべきではないでしょう。	
433	第24条の2の2第2項第十四号 特定放射性同位元素の防護のために必要な体制を整備することを防護措置として要求しているが、放射線障害の防止の方ではこのような体制整備の規制要求はないと思う。 防護措置ではなく、放射線障害予防規程のように防護規程で要求すればよいのではないかと思います。	(回答)放射線障害の防止の諸対策は、放射性同位元素の利用に随伴する、いわば本来的な業務ですが、特定放射性同位元素の防護は盗取防止のため一定範囲の事業者の方に追加的に求める措置(検知・遅延・対応のための諸措置)であり、そのために必要な体制を整備することは、事業者が防護措置を確実に実施する上で重要な項目の一つと考えています。IAEAの実施指針においても、セキュリティレベルに見合う管理システムの確立を事業者を求めるべきとしています。したがって、体制整備に関する措置については、防護措置の一つとして位置付けるとともに、防護規程においても定めるべき事項としています。

434	<p>第 24 条の2の2第2項第14号</p> <p>「特定放射性同位元素の防護のために必要な体制を整備すること。」とあるが、前後に記載されている、防護措置・装置および管理者・従事者等の設置、連絡体制の整備の事で良いのでしょうか。もしくは記載されている事項以外のことを示すのであれば、「体制」というのは具体的にどのような状態を示すのでしょうか。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2第2項第 14 号に規定する「体制の整備」とは、特定放射性同位元素の防護に係る様々な業務についての各部署の役割分担及び責任者を明確にすることを指します。</p>
435	<p>第二十四条の二の二第2項第十四号および第3項第七号にある「防護のために必要な体制を整備」とは具体的に何が必要なかを事業所で検討し、整備してよいか。具体的に要件があるのであればご教示願いたい。</p>	<p>防護規程の記載例については、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムで御説明します。</p>
436	<p>第 2 項第 14 号</p> <p>「体制」とは第 24 条の 2 の 3 に定める防護規程に記載すべき項目と解釈してよいか。もし異なるのであれば具体的に示していただきたい。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の3第1号の要求事項に該当し、防護規程に定めるべき事項です。</p>
437	<p>第 24 条の2の2第2項第十五号</p> <p>緊急時対応手順書の作成を求めているが、当該手順書に記載すべき事項が明確に示されていないので、何を手順とすべきか解りません。具体的に示してほしい。</p>	<p>(回答)緊急時対応手順書とは、特定放射性同位元素の盗取が行われるおそれがある場合、又は行われた場合において、確実かつ速やかに対応するための手順を事前に備えておくものです。</p>
438	<p>第 24 条の2の2第2項第十五号</p> <p>緊急時対応手順書の作成を求めているが、当該手順書に記載すべき事項が明確に示されていないので、何を手順とすべきかわかりません。具体的に示して下さい。</p>	<p>具体的には、教育訓練、連絡手段の準備、組織体制、通報連絡の手順、緊急時における安全の確保等を定めることとなります。緊急時対応手順書の記載例については、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムで御説明します。</p>
439	<p>第 2 項第 15 号</p> <p>「手順書」には具体的にどのようなことを記載すべきか。</p>	

440	第24条の2の2第2項第15号 「場合において迅速かつ確実に」は「場合において迅速、かつ、確実に」と訂正すべき。	(回答)読点の振り方については、それぞれの条文において、文章の文法的な構造など文脈の観点から、規定の趣旨が明確となるよう、規則の解釈が異なることのないよう、配意しています。
441	第24条の2の2第3項について この項は特定放射性同位元素の一時的使用場所における使用を規定するもので、ここでの使用における特定放射性同位元素防護従事者等の関わりを、口で規定しているが本来2号の前に記載されるべきではないのか。	(回答)規則案第 24 条の2の2第3項については、第1号で出入管理、第2号で常時監視の代替措置、第3号で特定放射性同位元素の管理という順に規定しています。この順序は規則案第 24 条の2の2第2項の規定順と整合しています。
442	第 1 条第 7 の二号の「法律第 10 条第6項の規定による変更後の使用の場所(以下「変更後の使用の場所」という。)」に関して、法律第 10 条第6項では一時的に使用の場所を変更しているだけなので、「変更後の使用の場所」はおかしいのではないか。規則の様式 12 中の言葉どおり「一時的に使用する場所」が正確ではないか。	(回答)規則案第 24 条の2の2第3項第1号及び2号については、「変更後の使用の場所」を法第 10 条第6項の用語を踏まえ、「一時的に使用する場所」に修正します。
443	第24条の2の2第3項第1・2号について 変更後の使用の場所は表現としては正しいが、この部分のみを読むと、10条6項の一時的使用の使用場所として読めない。	
444	第 1 条第 7 の二号の「法律第 10 条第6項の規定による変更後の使用の場所(以下「変更後の使用の場所」という。)」に関して、法律第 10 条第6項では一時的に使用の場所を変更しているだけなので、「変更後の使用の場所」はおかしいのではないか。規則の様式 12 中の言葉どおり「一時的に使用する場所」が正確ではないか。	
445	「大十条第六項の規定による変更後の使用の場所」ではなく一時的に使用する場所の届出あり表現がおかしいので、一時的に使用する場所 理由法第十条第六項の規定が、一時的に変更する使用場所の届出であるので、一時的な使用の場所とした方がよいと考える。	

446	<p>「法第十条第六項の規定による変更後の使用の場所」ではなく一時的に使用する場所の届出であり表現がおかしいので、「法第十条第六項の規定による一時的に使用する場所」としては。</p>
447	<p>規則第一条七の二号</p> <p>【意見】</p> <p>「法第十条第六項の規定による変更後の使用の場所」ではなく一時的に使用する場所の届出であり表現がおかしいので、「法第十条第六項の規定による一時的に使用する場所」としては。</p> <p>【理由】</p> <p>法第十条第六項の規定が、一時的に変更する使用の場所の届出であるので、一時的な使用の場所とした方が良いと考える。</p> <p>法第十条第六項は、届出の期間内で一時的に使用の場所を変更し、期間終了後自動的に解消される。</p>
448	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表</p> <p>規則第一条七の二号</p> <p>【意見】</p> <p>「法第十条第六項の規定による変更後の使用の場所」ではなく一時的に使用する場所の届出であり表現がおかしいので、「法第十条第六項の規定による一時的に使用する場所」としては。</p> <p>【理由】</p> <p>法第十条第六項の規定が、一時的に変更する使用の場所の届出であるので、一時的な使用の場所とした方が良いと考える。</p> <p>法第十条第六項は、届出の期間内で一時的に使用の場所を変更し、期間終了後自動的に終了するため、恒久的に変更されるものとは異なるため。</p>

449	<p>規則第一条七の二号</p> <p>【意見】</p> <p>「法第十条第六項の規定による変更後の使用の場所」ではなく一時的に使用する場所の届出であり表現がおかしいので、「法第十条第六項の規定による一時的に使用する場所」としては。</p> <p>【理由】</p> <p>法第十条第六項の規定が、一時的に変更する使用の場所の届出であるので、一時的な使用の場所とした方が良いと考える。</p> <p>法第十条第六項は、届出の期間内で一時的に使用の場所を変更し、期間終了後自動的に解消される。</p>
450	<p>第1条7の2放射性同位元素の使用をする室等</p> <p>放射性同位元素の使用をする室、放射性同位元素の廃棄のための詰替えをする室・・・</p> <p>意見</p> <p>「使用施設の形態が建築物、居室に該当しない使用の場所」を加える。</p> <p>変更後の使用場所(以下「変更後の使用場所、という)を一時的変更場所に変更。</p> <p>変更例</p> <p>七の二放射性同位元素の使用をする室等</p> <p>放射性同位元素の使用をする室、放射性同位元素の廃棄のための詰替えをする室、貯蔵室</p> <p>若しくは貯蔵箱、第14条の9第二号(第14条の10において準用する場合を含む。)の容器、保管廃棄設備、第14条の11第1項第八号ハの容器、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第3条第2項第4号の使用の場所(使用施設の形態が建築物、居室、ではない使用場所に限る。以下「随</p>

	<p>時移動の使用場所」という)及び法第10条第6項の規定による一時的変更届の使用の場所(以下「一時的変更使用の場所」という。</p> <p>理由</p> <p>使用施設の形態として「建築物、居室、その他」があります。使用する室には建築物、居室はなんとか含まれると思いますが、「その他」の形態に対応できません。現在「その他」として許可使用者の使用場所内で建築物、居室以外の場所で使用する、随時移動による使用(使用場所の中で一時的に管理区域を設定して使用)がこれに当たります。許可使用者の事業所以外の場所で随時移動による使用を行うのが、第10条第6項の規定による使用の場所の一時的変更です</p>
451	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表規則第一条七の二号</p> <p>【意見】</p> <p>「法第十条第六項の規定による変更後の使用の場所」では無く、「法第十条第六項の規定による一時的に使用する場所」ではありませんか。</p> <p>【理由】</p> <p>法第十条第六項の規定が、一時的に変更する使用の場所の届出である。</p> <p>尚、「一時的な使用の場所」は、当該届出の使用期間終了後には自動的に消滅します。</p>
452	<p>規定の記述として、「第10条第6項の規定による変更後の使用の場所(以下「変更後の使用の場所」という。)」ではなく「第10条第6項の規定による一時的に変更する使用の場所(以下「一時的な使用の場所」という。)」としなければならない。当該使用の場所の変更後の場所ではない。法第10条第6項の届出は、一時的に使用の場所を変更するための届出であって、当該届出をもって届け出た使用の期間</p>

	が終了したときには届出上の一時的な使用の場所は、自動的に解消されることとなっている。	
453	則第 24 条の 2 の 2 第 3 項本文、第 1～4 号 「第 10 条第 6 項の規定による変更後の使用の場所(以下「変更後の使用の場所」という。)」ではなく「第 10 条第 6 項の規定による一時的に変更する使用の場所(以下「一時的な使用の場所」という。)」としなければならない。当該使用の場所は変更後の場所ではない。法第 10 条第 6 項の届出は、一時的に使用の場所を変更するための届出であって、当該届出をもって届け出た使用の期間が終了したときには届出上の一時的な使用の場所は、解消されることとなっている。	
454	規則第 24 条の 2 の 2 第 3 項 「変更後の使用の場所」を見た者が、法第 10 条 6 項の使用の場所の一時的変更とは解釈しない。誤解のないよう「特定放射性同位元素を一時的に使用する場所」などとした方がよい。	
455	則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 5 号「変更後の使用の場所に係る管理区域」ではなく「一時的に変更する使用の場所の管理区域」としなければならない。	
456	第 24 条の 2 の 2 第 3 項第 2 号について 二人以上の者に同時に行わせることとあるが、防護管理者等でも良いのか。防護管理者は関わらないのか。	(回答)防護従事者が二人以上で同時に作業をする必要があります。この点を明確にするために、規則案を「二人以上の防護従事者」と修正します。
457	第 24 条の 2 の 2 第 3 項第二号 変更後の使用の場所における作業については、二人以上の者に同時に行わせるとなっているが、二人以上の「者」となっているので、特定放射性同位元素防護従事者以外の者でも問題ないと考えてよいのか。	

458	<p>第24条の2の2第3項第3号ロ・ハについて 特定放射性同位元素防護従事者に、特定放射性同位元素に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者へ報告させること。報告でいいのでしょうか、連絡ではないのでしょうか。</p>	<p>(回答)あらかじめ伝達すべき事項と伝達すべき相手が明確であるという意味で、「報告」という言葉を用いています。 なお、法令用語では、「報告」とは、ある事実を特定の他人又は他の機関に、法令又は契約に基づく義務として、知らせることを意味しています。</p>
459	<p>第24条の2の2第3項第8号について 緊急時対応手順書を作成することとあるが、防護規程ではいけないのでしょうか。 この手順書は、その放射線が発散された場合において極めて短時間に人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして原子力規制委員会が定める数量以上のものを使用する者のみが対象者。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素の盗取が行われるおそれ又は盗取が行われた場合に確実かつ速やかに対応するためには、あらかじめ手順を定めておくことが不可欠です。IAEA の実施指針でも、緊急時計画を策定すべきとされています。このため、原案のとおりとします。 なお、規則案第 24 条の2の3第 1 項第 13 号において、防護規程に緊急時対応手順書に関する記事を記載することを求めています。これは、緊急時対応手順書の策定のプロセスや利用についての原則を定めることを求めるものです。防護規程は、原子力規制委員会への届出が必要ですが、緊急時対応手順書は、その必要はありません。</p>
460	<p>第 24 条の2の2第3項 法 10 条第6項による一時的に使用の場所を変更して使用する場合には、規則 15 条第1項第 10 の4号で、1種又は2種の主任者免状を有する者の指示の下で行うこととなっているが、防護にも同様の規制(特定放射性同位元素防護管理者の指示の下で行うこと)は不要と理解してよいか。</p>	<p>(回答)改正法第 38 条の2において、特定放射性同位元素防護管理者は特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理することとされています。この特定放射性同位元素防護管理者の管理の下で作成された防護規程に則って防護に関する業務が実施されることが求められます。 なお、個別の防護に関する業務を行うに当たっては、特定放射性同位元素の防護管理者が個別に指示を行うことまでは求めています。</p>
461	<p>第 24 条の2の2第3項第三号ロ及びハ 特定放射性同位元素の異常、元素の異常という用語は、科学的に正しくないと思う。また、法第 10 条6項で一時的に使用の場所を変更して使用する場合は、放射性同位元素ではなく放射性同位元素装備機器なので、どちらにしろ、放射性同位元素の異常という言い方は現状と齟齬が生じると思う。</p>	<p>(回答)施行令第1条において「放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物(機器に装備されているこれらのものを含む。)」とされており、本規則でもその定義に従っています。 「異常が認められた場合」とは、特定放射性同位元素を収納する容器又は装置が定位置にないことその他の保管状況に係る異常が認められた場合を指し、より適</p>

		切な表現とするため、「特定放射性同位元素に異常が認められた」については、「特定放射性同位元素の管理に係る異常が認められた」に修正します。
462	当該定義が室等となっているにもかかわらず、当該一時的な使用の場所は放射線施設ではない。放射線施設ではないような箇所であり許可届出使用者の事業所外となる他機関の敷地内で、当該他機関の許可なく防護の措置を定め、防護を実施させるというのは如何なものかと思う。	(回答)許可使用者の事業所外となる他機関の敷地内で、一時的に使用の場所を変更して使用する場合であっても、特定放射性同位元素の盗取のリスクがあることから、許可使用者に防護措置を要求しているものです。
463	放射性同位元素等の規制に関する法律第十条第六項の規定による変更後の使用の場所を含めるのには、無理があるのではないか？	
464	放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第一条七の二 放射性同位元素等の規制に関する法律第十条第六項の規定による変更後の使用場所を含めるには無理があるのではないか。 理由法律第十条第六項の規定による変更後の使用の場所は、許可使用者が一時的に使用の場所を変えて放射性同位元素の使用を行う場所であり、許可使用者の所持する施設ではない。	
465	規則第一条七の二号 【意見】 放射性同位元素等の規制に関する法律第十条第六項の規定による変更後の使用の場所を含めるのには、無理があるのではないか？ 【理由】 法第十条第六項の規定による変更後の使用の場所は、許可使用者が使用の場所を変えて放射性同位元素の使用を行う場所であり、許可使用者の所持する施設でない。	

466	<p>規則第 24 条の 2 の 2 第 3 項第 3 号ロ、ハ 法第 10 条第 6 項の規定により使用の場所を一時的に変更して使用している際に、その日の作業終了後に 1 回点検をさせることとなると、複数の一時的な使用の場所で使用を同一日に実施しているとする、その使用の場所を一時的に変更している場所の数だけ特定放射性同位元素業務従事者が必要となってしまう、一事業者等において相当数の特定放射性同位元素防護従事者を抱え込まなくてはならないこととなり、一時的な使用の場所での使用を業として実施している事業者等においては防護を導入したことにより過大な負担を強いることとなる。当該使用の場所の一時的に変更して使用する際には、規則第 15 条第 1 項第 10 号の 4 の規定により、当該使用時には放射線取扱主任者免状を有する有資格者の下で使用する事となっておりこと及び最低二名以上で使用する事などを鑑み、「特定放射性同位元素防護従事者」ではなく「放射線業務従事者」で記載し直すことを検討願いたい。</p>	<p>(回答)法第 10 条第6項の規定により使用の場所を一時的に変更して使用する場合には、規則案第 24 条の2の2第3項第3号ロの規定に基づき、使用時の異常については報告義務を課していること、保管中であっては規則第 24 条の2の2第2項第7号二に基づき点検を実施(1週間に1回以上)する義務を課していることから、御指摘を踏まえ、規則案第 24 条の2の2第3項第3号ハの作業後の点検を削除します。</p>
467	<p>規則第24条の2の2第3項第3号(ロ)(ハ) (ロ)では、防護従事者が作業終了後に点検することになっているが、常に現地に同行しなければならず無駄である。第2項と同様に作業者の点検でよいのではないか。そうできない理由がある場合は、その理由を具体的に説明してほしい。</p>	

468	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表規則第二十四条の二の二第三項</p> <p>【意見】 法第十条六項の一時的な使用場所では、「特定放射性同位元素は管理区域内に置くこと」とあり、法第十条六項の一時的な使用場所には防護区域は無いと解釈できる。 従って、その日の作業終了後の特定放射性同位元素の点検は「特定放射性同位元素防護従事者」ではなく「放射線業務従事者」としていただきたい。</p> <p>【理由】 法第十条六項の一時的な使用場所には、防護区域が無く、二人で作業を行うことを考慮すると、防護に関わる機器はなく、点検するものは線源のみとなります。 しかるに、その日の作業終了後に行う特定放射性同位元素の点検は、従前通り「放射線業務従事者」が行うとして問題ないと考えます。</p>
469	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表規則第二十四条の二の二第三項</p> <p>【意見】 法第十条六項の一時的な使用場所では、「特定放射性同位元素は管理区域内に置くこと」とあり、法第十条六項の一時的な使用場所には防護区域は無いと解釈できる。 従って、その日の作業終了後の特定放射性同位元素の点検は「特定放射性同位元素防護従事者」ではなく「放射線業務従事者」としていただきたい。</p> <p>【理由】 法第十条六項の一時的な使用場所において、二人で作業を行うことを考慮すると、防護に関わる特別な機器はなく、点検するものは線源</p>

	のみとなります。 よって、その日の作業終了後に行う特定放射性同位元素の点検は、従前通り「放射線業務従事者」が行うとして問題ないと考えます。	
470	第二十四条の二の二第三項五～八について 意見: 特定 RI の運搬時にも、このような規定が必要ではないでしょうか。 理由: 運搬は、通常、販売業者が運搬を委託して実施することが多く、「緊急時対応手順書」の作成は、特定RIを所有する許可届出使用者及び許可廃棄業者に課せられているため。	(回答) 特定放射性同位元素の事業所外における運搬方法については、国土交通省が所掌しており、必要な関係規則等については、国土交通省において整備される予定です。
471	規則第二十四条の二の二第三項 意見 現在では意味のない規制である。 理由 法第十項第六項で使用できる数量は、上限で3TBqとなっていて、ここで言う数量のものはあり得ないため。 第一項の表第一号 60Co で 30TBq、192Ir で 80TBq、75Se で 200TBq 以上 第一項の表第二号 60Co で 300GBq、192Ir で 800GBq、75Se で 2TBq 以上	(回答) 規則案第 24 条の2の2第三項に規定する特定放射性同位元素の使用の場所の変更を届け出て使用する場合には、現時点で区分1に該当するものではありませんが、理論上は、該当する特定放射性同位元素が使用される可能性があることから、規定しています。

472	<p>第 24 条 2 の 2 第 3 項 (.....).....第 1 項 第 1 号.....定めるところによる。</p> <p>・意見 「第 1 項 第 1 号」を除く。 「使用施設の形態がその他(随時移動)である使用の場所」を追加する。</p> <p>変更例 法第 10 条 第 6 項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出て、使用をする場合(保管に係る場合を除く。)及び使用施設の形態がその他(随時移動)である使用の場所における特定放射性同位元素の防護のために必要な措置は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>理由 法 10 条 6 項の適用となるのは A1, A2 値以下の RI で危険性の少ない RI が対象第 1 項 第 1 号の特定放射性同位元素は法 10 条 6 項の適用とならない。随時移動による使用は許可使用者の事業所内で実施するもので、法第 10 条 6 項の使用の場所一時的変更は他の事業所で随時移動の使用を行うものである。同じ方法で使用するためこの 2 種類の使用場所は同じ項目で記述する必要がある。</p>
473	<p>規則第二十四条二の二第 4 項 意見第 4 項を第 3 項に入れ替えて、ここから第一項の表第二号の特定放射性同位元素の防護のために必要な措置としたほうが分かりやすいと思います。</p> <p>理由法第十項第六項で使用できる数量は、上限で 3TBq となっていて、ここで言う数量のものはあり得ないため。</p> <p>第一項の表第一号 60Co で 30TBq、192Ir で 80TBq、75Se で 200TBq 以上</p>

	<p>第一項の表第二号 60Co で 300GBq、192Ir で 800GBq、75Se で 2TBq 以上</p>	
474	<p>規則第二十四条の二の二第四項</p> <p>【意見】 第四項を第三項と入れ替えて、ここから第一項の表第二号の特定放射性同位元素の防護のための必要な措置とした方が判りやすい。</p> <p>【理由】 法第十条第六項で使用できる数量は、上限で 3TBq となっていて、ここで言う数量のものはあり得ないため。 第一項の表第一号 60Co で 30TBq、192Ir で 80TBq、75Se で 200TBq 第二項の表第二号 60Co で 300GBq、192Ir で 800GBq、75Se で 2TBq</p>	
475	<p>関連資料「特定放射性同位元素に対する防護措置について」の「特定放射性同位元素の区分と防護措置の主な内容」に関して、区分1の野外等での使用が「該当なし」となっているが、正しいか。規則案 24 条の2の2の第3項のことを指しているのではないか。</p>	
476	<p>規則第二十四条の二の二第3項第三号ロ、ハ</p> <p>意見「異常が認められた場合には、直ちに」ではなく、遅滞なくにして頂きたい。</p> <p>理由一時的に変更する使用の場所での作業は、原則として夜間がほとんどで、特定放射線同位元素防護管理者は、寝ている時間帯と思われ、連絡がつきにくいと考えられるので。</p> <p>あらかじめ指定した者が、特定放射性同位元素防護従事者でよければ可能だと思われる。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2第3項第3号ロ及びハに規定する報告については、異常が認められた場合には、特定放射性同位元素が盗取され、悪用されることが懸念されるため、直ちに報告する必要があります。また、「あらかじめ指定した者」は「あらかじめ指定した防護従事者」と修正します。</p>

477	<p>防護の対象となる許可使用者や法第10条6項の使用を規制当局に届け出ないのは、認知する必要がないからでしょうか。それとも確実に把握できるから必要なかったということでしょうか。輸送だけに届出の義務(締結届)が課された理由も合わせてお願いしたい。</p>	<p>(回答)許可届出使用者等については、線源登録システムによって、防護の対象となる事業所を把握することができます。また、法第10条第6項に規定する使用の場所の変更については、規則第11条に規定する届出によって、把握することができます。特定放射性同位元素の運搬の取決めについては、その実施状況を把握するために、運搬に係る取決めの締結の届出を求めています。</p>
478	<p>この条文は、参考資料の「特定放射性同位元素の区分と防護措置の主な内容」の表で「野外等での使用」であるならば、表では区分にすべてに適用と見えるが、規定上そのように読み取れない。第4項に規定される「第2項各号(前項の場合にあつては、同項各号)」は、前2項各号の誤りではないか(その場合はこの条文の()は不要となる?)。(第5項も同様)</p>	<p>(回答)参考資料「特定放射性同位元素の区分と防護措置の主な内容」の表で「野外等での使用」について、法第10条第6項に規定する場合は、規則案第24条の2の2第3項が適用されます。 規則案第24条の2の2第4項に規定する「前項の場合にあつては、同項各号」のうち、「前項」とは「第3項」を意味し、「同項」とは、同じ項すなわち「第3項」を意味します。</p>
479	<p>第5項 「(第3項の場合にあつては、同項各号)」とは何を指しているのか。 第1項の表第3号の特定放射性同位元素については、第3項の内容についても適用されるのか、その場合は除外項目はないということか。 そうであれば、「第2項各号(第5号及び第7号口を除く。)及び第3項各号に定めるところによる。」としてはいかがか。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、第24条2の2第5項については、趣旨を明確にする観点から、「第1項の表第3号の特定放射性同位元素の防護のために必要な措置は、第2項各号(第5号及び第7号口を除く。)に定めるところ(第3項に規定する一時的な使用の場合にあつては、同項各号に定めるところ)による。」と修正します。</p>
480	<p>第24条の2の2第4項及び同条第5項 「第2項各号(前項の場合にあつては、同項各号)」とあるが、前項(第3項)は、第2項とは別の項であり、()書きをする。</p>	

481	<p>第24条の2の2第4項表及び同条第5項表</p> <p>政令では、読み替えの表について「読み替える法の規定」、「読み替えられる字句」、「読み替える字句」と表項目が明示されている。関連法令内で記載方法を統一した方が良いのではないかと。</p>	(回答)御指摘を踏まえ、読替え表については、表項目を追加することとします。
482	<p>条文中の表の中で読み替えを規定していますが、非常に読みづらいので、同じようにパブコメされている施行令第24条・25条・27条～29条の2に記載の読み替えの表と合わせた方が良いのではないのでしょうか。ご検討願います。</p>	
483	<p>則第24条の2の2第6項</p> <p>「透過写真撮影用ガンマ線照射装置」については、通常許可証では「非破壊検査装置」と記載されているので法令と法令に基づく許可証で齟齬が生じている。「電離放射線障害規則第18条の2で規定する透過写真撮影用ガンマ線照射装置」とした方が良い。</p>	
484	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第二項第六号</p> <p>【意見】</p> <p>1)「透過写真撮影用ガンマ線照射装置」は、「電離放射線障害防止規則第十八条の二で規定する透過写真撮影用ガンマ線照射装置」としては？</p> <p>1)の理由</p> <p>用語が定義されていないので、電離則で定義された名称であることを明記した方が良く考えるため。</p>	(回答)従前より放射線障害防止法に基づく告示において、「透過写真撮影用ガンマ線照射装置」を使用しております。

485	<p>規則第二十四条の二の二第六項</p> <p>【意見】</p> <p>「透過写真撮影用ガンマ線照射装置」は、「電離放射線障害規則第18条の2で規定する透過写真撮影用ガンマ線照射装置」としては。</p> <p>【理由】</p> <p>用語の定義がされていないので、電離放射線障害規則での名称であるので、法令名を記載してはどうか？</p>
486	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表</p> <p>規則第二十四条の二の二第六項</p> <p>【意見】</p> <p>「透過写真撮影用ガンマ線照射装置」は、「電離放射線障害規則第18条の2で規定する透過写真撮影用ガンマ線照射装置」としては。</p> <p>【理由】</p> <p>用語の定義がされていないので、電離放射線障害規則での名称であるので、法令名を記載してはどうか？</p>
487	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表</p> <p>規則第二十四条の二の二第六項</p> <p>【意見】</p> <p>「透過写真撮影用ガンマ線照射装置」は、「電離放射線障害規則第18条の2で規定する透過写真撮影用ガンマ線照射装置」としては。</p> <p>【理由】</p> <p>用語の定義がされていないので、電離放射線障害規則での名称であるので、法令名を記載してはどうか？</p>

488	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の二第六項</p> <p>【意見】 「透過写真撮影用ガンマ線照射装置」は、「電離放射線障害規則第18条の2で規定する透過写真撮影用ガンマ線照射装置」として明確にする。</p> <p>【理由】 用語の定義をなされていないが、電離放射線障害規則にある名称を使用するのであれば、法令名を記載すれば良いと存じます。</p>	
489	<p>第24条2の2第6項 意見</p> <p>なぜ非破壊検査装置は区分3(告示の数値(以下D)の10倍未満)なのに区分2の取り扱いとなるのですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数量では区分3(第5項)の適用になるはずですが ・過去からIAEAの区分では区分2に非破壊検査装置と、アフターローディング装置がある。このため線源登録制度ではこの2つを登録対象とした。しかし両方の装置とも国内の装置は放射能が低く区分3に該当します ・アフターローディング装置は区分2から外れ、非破壊検査装置のみが区分2相当として残ることとなりました。理由ははっきり分かりません。 ・IAEAの区分では非破壊検査装置は区分2となっていますが、国内の装置との違いは理解されているのでしょうか、疑問に感じます。 ・検討チームはIAEA安全指針「放射線源の類別化」(安全基準シリーズRS-G-1.9)を参考にしたと記述されています。もう一度RS-G-1.9を再確認して下さい。 	<p>(回答)IAEA勧告では、「可動型及び携帯型の線源について、特別の措置を要求することができる」とされています。規則案第24条の2の2第6項に規定する「透過写真撮影用ガンマ線照射装置」については、国内での過去の盗難・紛失事例等を考慮し、法第10条第6項の届出をして一時的に使用をする場所を変更して使用する場合を除き、一律区分2としています。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・IAEA の調査による非破壊検査装置 (RS-G-1.9 表 2 より 192Ir) と国内装置の違い (国内は極端に数量が低い。平均で国外の 1/6 です) IAEA 調査最大放射能 7.4TBq 平均放射能 2.2TBq 最小放射能 0.19TBq 国内の調査最大放射能 0.74TBq 平均放射能 0.38TBq 最小放射能 0.37TBq ・国外に比べて国内の装置は極端に放射能を低く規制されています。平均は (95%以上装置で) で 5D に満たない装置を使用しています。 ・昨年の検討チームの会議、中間のとりまとめのパブリックコメントではこの数量の違いを無視し、単に「持ち運びが容易」、「過去の盗難」の事例のみで判断を下しています ・区分分けは科学的な根拠のある数値でなされるべきだと考えます ・「持ち運びが容易」、「過去の盗難事例」だけで区分を考えるなら、非密封線源も同じです。盗難は第 10 回検討チームの資料 2-1 に有りますように。非破壊検査装置の盗難は 2 回 S46 (恐喝目的)、H20 (会社への怨恨) です。当然、非密封の線源も盗難されています。 ・非密封の線源はもっと悪意のある拡散目的で盗難されています。 ・本項目は法 8 条の許可の条件で記述されている「不当な義務」に相当すると考えます 	
490	<p>規則第 24 条の 2 の 2 第 7 項 条文の意図としているものがよく分からないので、図や表 (ポンチ絵) で説明がほしい。</p>	<p>(回答) 一つの建屋において放射性同位元素を使用する室と貯蔵室が隣接する場合、例えば、使用する場所と貯蔵室をまとめて防護区域として設定することにより、アクセス規制や監視装置の設置などの防護措置を一体的に講じることができることを規定したものです。</p>
491	<p>則第 24 条の 2 の 2 第 7 項 「二以上の放射性同位元素の使用する室等がある場合」とは具体的に何を指すのか教えて欲しい。例えば、放射性同位元素を使用する</p>	

	室と貯蔵室が独立した建築物の場合、又は、一つの建築物内であっても部屋として独立している場合にあっては、これに該当するのか？	その際、一体的な防護措置を講じる「放射性同位元素を使用する室等」の区分が異なる場合、例えば、区分1と区分2であれば、区分1に係る防護措置が求められます。
492	「二以上の放射性同位元素の使用する室等がある場合」においては、それぞれ防護区域が独立していてさらに防護区分が異なる場合も想定できるのに「一体的」とはどのようなことを指すのか、区分ごとにそれぞれ対応が異なる規定になっているではないかではないか。防護の講習会での事業者への説明(このときは防護区域ごとに個別に対応と説明)と大きく異なっている。これでは、今までの原子力規制委員会と連絡しあって行ってきた個別の防護対応の準備を見直さなければならないので、「一体的」の対応の具体例を示してほしい。	
493	【意見】 条文が読み替えや参照で、非常に判りにくい。 読みやすい条文にできないでしょうか？ 【理由】 条文の記載を平文化できないでしょうか？ 読み違いが発生し、法令違反を招く可能性があるため。	(回答)規則案第24条の2の2第5項に記載する同条第1項の表第3号の特定放射性同位元素の防護のために必要な措置(御指摘の区分3)は、第2項及び第3項の事項を基本として、そこから除かれる事項(第2項第5号及び第7号口)を記載するとともに、異なる部分を表中に対比して記載しております。このため、原案のとおりとします。 また、規則案第24条の2の2第3項に規定する特定放射性同位元素の使用の場所の変更を届け出て使用する場合については、現時点で区分1に該当するものではありませんが、今後、対象となる特定放射性同位元素が使用される可能性があることを想定して規定しています。
494	【意見】 条文が読み替えや参照で、非常に判りにくい。 読みやすい条文にできないでしょうか？ 【理由】 条文の記載を平文化できないでしょうか？ 読み違いが発生し、法令違反を招く可能性があるため。	
495	一番使用者の多い区分3の要件が、最もわかりづらい組み立てになっている。共通する項目を先に建て、区分ごとに異なる項目を、後に示すようにしていただきたい。これでは、法令が難解で間違いを起しやすいように見える。条文の再検討をお願いします。	

496	<p>条文が読み替えや参照で、非常にわかりにくい。 第四項を第三項に、第三項を第四項に入れ替えた方がわかりやすい。</p> <p>【理由】 条文の記載を平文化できないでしょうか？ 読み間違いが発生し、法令違反を招くおそれがあるため。法第十条第六項の規定で上限は、3TBq までなので、第一項の表第一号の規定する RI は、法第十条第六項の規定で使用することができないため。</p>	
497	<p>条文の並びが、参考資料の「特定放射性同位元素の区分と防護措置の主な内容」表と異なるため対比ができない上、無作為に並んでいて読みにくい。措置の内容も粗すぎ、要求事項もわからない。せめて、設備への要件と行為に関することに分けてほしい。</p>	<p>(回答)参考資料は、放射性同位元素の防護措置に係る考え方を簡潔に示したものであり、法令等の条文と用語、順番等が必ずしも同一のものとなっていません。今後、説明を行う際は、資料を工夫して分かりやすい説明を行うよう努めます。</p>
498	<p>関連資料「特定放射性同位元素の区分と防護措置の主な内容」に関して、それぞれの要件が規則案のどの条・項・号に記載されているのかわかりにくく、意見するための参考にはならなかった。</p>	
499	<p>関連資料「特定放射性同位元素に対する防護措置について」の「特定放射性同位元素の区分と防護措置の主な内容」に関して、規則案 24 条の2の2の防護措置が、参考資料の検知・遅延・対応・その他の順になっていないため、読みにくいし、理解しにくく、意見するための参考にはならなかった。</p>	
500	<p>第 24 条の2の2 に関する内容が、「特定放射性同位元素に対する防護措置について」のレイアウト図と一致していなく、理解できない。</p>	

501	「防護区域」と「管理区域」について、「特定放射性同位元素に対する防護措置について」のレイアウト図には管理区域が示されていないので、防護区域の設定基準が明確でない。	
502	「特定放射性同位元素に対する防護措置について」のレイアウト図は検討段階でも示され、講習会でも指導され現場はこのように動いてきたが、今回の条文との整合性が全くなく、条文での行動が難しい状況である。	
503	平成 30 年度第 19 回原子力規制委員会資料 2-1 の参考 3 (http://www.nsr.go.jp/data/000238563.pdf) は意見するときに非常に重要な参考資料なので、意見募集のページに掲載すべきではないか。	
504	規則案で記されている防護措置がとても難解で、理解しにくい。参考資料も規則のどの部分を示しているのかがわからなく、意見するのが難しい。	
505	様式第 26 の 2 特定放射性同位元素防護規程届について、「使用廃棄業の開始年月日」となっているが、使用や廃企業を開始していても、特定放射性同位元素の取り扱いを開始しているとは限らないため、例えば、特定放射性同位元素の取扱いの開始年月日と修正してみてもいいでしょうか。	(回答) 御指摘を踏まえ、「使用廃棄業の開始年月日」を「特定放射性同位元素の取扱いの開始年月日」に修正します。
506	規則第 24 条の 2 の 3 規則第 24 条の 2 の 12 「防護区域」が、次のように 2 つの意味を持たせているが、間違いの元である。無理に含める必要がなぜあるのか。併記するか、別の号であげるのによいのではないか。 規則第 24 条の 2 の 3 第 4 項第 10 条第 6 項の一時的使用場所の管理区域は入らない。	(回答) 規則案第 24 条の 2 の 12 第 1 項第 1 号口については、御意見を踏まえ、自らの事業所ではなく出入管理の記録を取ることが実務上困難であることを踏まえ、一時的に使用をする場所の管理区域の出入管理については記帳を不要とし、規則案第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 5 号を修正することにより、防護区域のみに関する規定とします。

	<p>第5項第10条第6項の一時的使用場所の管理区域を含む。 規則第24条の2の12 第1項(イ)第10条第6項の一時的使用場所の管理区域は入らない。 第1項(ロ)第10条第6項の一時的使用場所の管理区域を含む。</p>	<p>規則案第24条の2の3第1項第5号は、出入管理に関する規定であることから、防護区域及び一時的に使用をする場所における管理区域について、まとめて記載しています。</p>
507	<p>則第24条の2の12第1号ロ ここでの規定は、防護区域の出入管理となっているが、法第10条第6項の一時的な使用の場所における管理区域に関する出入管理は不要と言うことでよろしいでしょうか？</p>	

<防護規程>

508	<p>規則第24条の2の3 防護規程にある防護区域や監視装置に関して外部に漏らしてはいけない秘密事項ではないのか。規定上にそれに関しては触れられていない。任意でかまわないということか。</p>	<p>(回答)防護区域や監視装置に関する詳細な情報については、規則案第24条の2の2第2項12号に規定する特定放射性同位元素に係る情報の管理において、当該事項を知る必要がある者以外の者に知られることがないように、適切に管理することが求められています。例えば、防護区域の設定(第4号)、監視装置の設置(第6号)について、防護規程には、その設定又は設置の手順を定め、図面や仕様等の詳細な事項については下部規程に記載することにより、情報の管理を行うといったことが考えられます。</p>
509	<p>第3項 特定放射性同位元素の取り扱いが許認可から確認することができない場合があるため、取り扱いを終了した旨を規制当局が把握する手段を規定すべきである。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素を取り扱う事業所については、許可証及び許可申請書類等に基づいて把握します。特定放射性同位元素の取扱いを行わなくなったことについては、事業者による使用の変更や廃止の届出により把握します。</p>

510	<p>今法改正により、告示の数量の 10 倍から告示の数量になったので、この間の数量の放射性同位元素を所持している許可届出使用者に対しての、当該規定の連絡・通知についてどのようにしているのか、当該法令による当初の運用をどのようにするのか教えて欲しい。</p>	
511	<p>施設を新設し特定放射性同位元素(ガンマナイフ)を設置する場合、防護規程等をどのように記載すれば良いか、解釈等は非公開と聞いているので、どうすべきか全くつかめません。がん患者が増加する一方、このように医療を抑制するのは、国民の健康を維持する医療機関として大きな足かせとなります。</p> <p>また、防護設備等を新設施設に設置する場合、配線・配管等の設備をどのようにすべきか等、公開していただかないと、施設建築も出来ません。新設する施設にはどのような対応をしていただけるのか明確なお答えをお願いします。</p> <p>設計図の作成の時点で防護のあり方が明確に解らないと設計ができないと思いますので、非公開の限度を考えて頂けませんでしょうか。</p> <p>また、このような設計図面を作成する方々も防護従事者とすべきなのか、大きな問題だと考えます。お答えをお願いします。</p>	<p>(回答)防護措置の対象となる全事業者が施行日までに適切な防護措置をとることができるよう、平成 29 年 9 月に事前説明会を行うとともに基本的な防護措置の考え方に関して、個別の面談等を行っています。さらに、本年末には特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムにおいて防護措置の具体的な事例や防護規程の記載例などを御説明してまいります。</p> <p>また、防護に係る設備等を新設施設に設置する場合について、御質問がある場合は、面談等で対応しますので、御連絡ください。</p> <p>なお、防護措置に係る施設の設計図面等防護措置の詳細に係る情報については、管理情報として必要な者のみが取り扱うよう管理することが必要です。外部の設計者等を防護従事者とする必要はありませんが、管理情報が適切に管理されるよう契約等において担保することが必要です。</p>
512	<p>施行規則案第 42 条の対象となる届出書はその容量が小さな書類のみであり、使用者側のメリットはあまりないとする。規制当局としてこの手続きによるメリットがあれば協力したいとも考えるが、今後の対象書類拡大予定等も含めそのメリットをご教示いただきたい。</p>	<p>(回答)業務の効率化のために電磁的記録媒体による手続を進めていますので、御協力をお願いします。</p>
513	<p>万が一、電磁的記録媒体がウイルスに感染していた場合、その対策及び提出者へのフィードバック等はどのように考えておられるかご教示願いたい。</p>	<p>(回答)事業者が提出する電磁的記録媒体については、ウイルス等に感染しないよう対策を講ずる必要があります。提出された電磁的記録媒体が万が一ウイルスに感染していた場合には、事業者に連絡をします。</p>
514	<p>様式の変更も平成 31 年 9 月 1 日からと理解するが、変更後 30 日以内に届出が必要な様式について、新様式での提出は変更日で考え</p>	<p>(回答)平成 31 年 9 月 1 日の施行日以降に提出される届出等から新様式を用いてください。</p>

	ればよいか、あるいは提出日で考えればよいか(例えば、平成 31 年 8 月下旬に変更して9月に届出の場合は新様式を使用すべきか?)。	
515	様式第 26 「使用(廃棄の業)の開始年月日」について、何の開始をした日を記入すればよいか。 特定放射性同位元素の使用開始予定日と解釈するのであれば、本規則の施行前から特定放射性同位元素の取り扱いを行っている者は施行日を記載すればよいか。	<p>(回答)御指摘を踏まえ、「使用廃棄業の開始年月日」を「特定放射性同位元素の取扱いの開始年月日」に修正します。</p> <p>また、既に特定放射性同位元素を取り扱っている事業所については、施行日である平成 31 年9月1日と記載してください。なお、特定放射性同位元素防護規程は、改正法の附則第 12 条に基づき、施行日から3ヶ月以内に提出してください。</p>
516	第 2 項 法第 25 条の 4 第 1 項で「取扱いを開始する前に届け出なければならない」とされているが、本規則の施行前から取り扱いを行っている事業所は、いつまでに届け出を行えばよいか。	
517	特定放射性同位元素防護規程について、様式 26 の 2 に特定放射性同位元素防護規程を添えて届出する必要があるが、法 25 条の 4 第 1 項の規定では、特定放射性同位元素の取扱を開始する前に提出することが定められている。平成 31 年 9 月 1 日の関係法令施行に際して、既に特定放射性同位元素を使用している事業者についての特定放射性同位元素防護規程の届出期限を明確にして頂きたい。(法令説明会資料においては、法律が施行されるまでに防護規程を策定し、施行の日から3ヶ月以内に届出るとの記載がある)	
518	第 24 条の2の3第 1 項 特定放射性同位元素の区分と防護区域の設定に関することは防護規程を作成するうえで重要な事項(条件や前提)となることから、第 3 号と第4号ではなく、第1号と第2号とすべきではないか。	

519	防護管理者と防護従事者の定義や職務が明記されていない。第 24 条の 2 の 3 で防護管理者や防護従事者の職務は防護規程で定めよと書いてあるが、第 24 条の 2 の 2 で防護管理者と防護従事者の定義や職務を明記すべき。	(回答)特定放射性同位元素防護管理者の職務は、法律第 38 条の2に規定するとおり特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理することです。また、特定放射性同位元素防護管理者及び防護従事者の具体的な職務の内容については、事業者が個別の事情を踏まえ、防護規程において定めることとなります。
520	第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号 「特定放射性同位元素防護管理者」の定義がなされておらず、責務、職務が明確になっていないため、第1条の用語の定義に記載いただきたい。	
521	防護区域内に立ち入り放射性同位元素の取扱いをするが、特定放射性同位元素の防護に関する業務を行わない者は「特定放射性同位元素防護従事者」ではない、と解釈できるがよいか。	(回答)その解釈のとおりです。
522	特定放射性同位元素を取り扱うが防護の業務に従事しない者は「防護従事者」ではないと解釈してよいか	
523	緊急連絡に関与するなど防護に関する業務を行うが、防護区域には立ち入らない者が「特定放射性同位元素防護従事者」であることも想定されると解釈してよいか。 規則第 24 条の 2 の 2 第 13 号に定められた従業者との違いを明確に示していただきたい。	(回答)防護区域には立ち入らない者が防護従事者となる場合もあると考えられます。また、規則案第 24 条の2の2第2項第 13 号については削除し、防護従事者に関する定義を規則案第1条第1項 16 号に規定しました。
524	第 1 項第 3 号 「前条第 1 項の表の上欄に掲げる特定放射性同位元素の区分の別」とは、事業所内で保管、使用、廃棄する特定放射性同位元素がそれぞれ区分 1～3 のどれに相当するのかを記載するという解釈でよいか。	(回答)その解釈のとおりです。規則案第 24 条の2の2第1項の表の第1号から第3号が区分1から区分3に対応します。

525	<p>第24条の2の3第6号 「六監視装置の設置に関すること。」に「(ただし、第24条の2の2第1項表第三号に区分される場合は除く)」を追加する。</p> <p>理由 「第24条の2の2第1項表第三号」に該当する場合は、監視装置は不要のため、ただし書きで示して明確にする。</p>	(回答)規則案第24条の2の2第2項第5号に規定する監視装置については、同条第5項において、規則案第24条の2の2第2項第5号及び第7号口を除くことが規定されており自明であるため、原案のとおりとします。
526	<p>施行規則第24条の2の12第1項第1号ハ 施行規則第24条の2の2第1項表第3号にはハを適用する必要が無いため、第1号ハにおいて「第3号を除く」旨、明記すべきである。</p>	
527	<p>第1項第9号 「設備又は装置の機能を常に維持するための措置」とは具体的には保守、点検のことを指すと解釈してよいか。</p>	(回答)その解釈のとおりです。
528	<p>第24条の2の3関係機関への連絡が迅速かつ確実に行う手段を2以上とありますが、なにを持って2つとするのかが曖昧です。確実な連絡をするのであれば、まったく異なる手段を複数用いる必要があります。</p>	(回答)規則案第24条の2の2第2項第11号に規定する「二以上の連絡手段」については、固定電話と携帯電話等、異なる通信回線を利用することを想定しています。
529	<p>第1項第13号 「防護のために必要な」という文言を追加するなど、他の条文にて意見しているとおり、防護に対する緊急時対応であることが分かるような表現に統一していただきたい。</p>	(回答)緊急時対応手順書については、規則案第24条の2の2第2項第14号(修正前の第15号)において、「特定放射性同位元素の盗取が行われるおそれがあり、又は行われた場合において確実かつ速やかに対応するための手順書(以下「緊急時対応手順書」という。)」と定めており、防護に関するものであることが自明であるため、原案のとおりとします。

530	<p>第 24 条の2の3第 1 項第十四号</p> <p>特定放射性同位元素で規制される取り扱い、使用、保管、運搬、廃棄(廃棄物埋設を除く。)なのに、なぜ、運搬に関するのみ防護規程で定めることを求めるのか。</p> <p>また、法 25 条の6の運搬の取決めの締結に関することを防護規程に定める必要はないと理解してよいか。</p>	<p>(回答)使用、保管又は廃棄する特定放射性同位元素の防護措置については、規則案第 24 条の2の2第2項各号に規定する措置等に対応する第 24 条の2の3第 1 項各号に基づき防護規程に定めることを求めています。特定放射性同位元素の運搬に係る防護措置については、規則案第 24 条の2の2第2項第8号及び第 24 条の2の8(運搬の取決め)に規定する措置に対応する第 24 条の2の3第 1 項第 14 号に基づき防護規程に定めることを求めています。</p>
531	<p>第 24 条の2の3第 1 項第十七号</p> <p>業務の改善に関することを防護規程に定めることとなっているが、放射線障害の防止の方では、予防規程で業務の改善に関することを定めるのは特定許可使用者(密封線源なら 10TBq 以上)と許可廃棄業者に限られていて、GradedApproach 段階的規制が適用されている。なぜ、防護規程には GradedApproach 段階的規制が適用されないのか。区分2又は区分3(10TBq 未満は多数含まれる)に業務の改善を防護規程で求めるとすれば、リスクに応じた規制となっているとは考えられない。講習会の時の説明に疑問を感じます。</p>	<p>(回答)防護措置の対象事業者は、放射性同位元素を取り扱う事業所のうち、特定放射性同位元素を取り扱う許可届出使用者及び許可廃棄業者に限定しています。改正法第 38 条の4で特定放射性同位元素の防護に関し業務の改善等が事業者の責務とされたことから、防護規程において業務の改善についての記載を要求するものです。</p>
532	<p>第 24 条の2の 12 第1項ト</p> <p>区分1～区分3すべてで業務の改善について記帳するとなっている。一方、放射線障害の防止の場合は、特定許可使用者と許可廃棄業者だけが業務の改善を予防規程で記載し、予防規程解釈等で業務の改善記録について記載されている。区分1～3すべてではなく、区分 1 のみ又は区分1と2に限定すべきではないか。</p>	<p>なお、業務の改善に係る既存の体制がある場合には、これを活用することも可能です。</p>
533	<p>第 24 条の 2 の 3「業務の改善」に関する具体的なイメージを示すべきでしょう。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素の防護に関する業務の改善は、事業者の特定放射性同位元素の取扱いに係る実態、特定放射性同位元素の盗難の事例及び最新の知見等を踏まえ、特定放射性同位元素の防護に関する業務を評価し、その評価を踏まえた改善を行うことです。防護規程にはそのための体制及び手順を記載することとなります。</p>

<運搬>

<p>534</p>	<p>第24条の2の2第2項第8号 「容器に施錠又は封印すること」は、現行法施行規則第18条の5第3号他において、L型輸送物除く全ての輸送物について「三みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。」と規定しており、この条項は削除すべきである。</p>	
<p>535</p>	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の四～七 【意見】 第二十四条の二の四～七の読み替えは、必要ないのでは。 【理由】 特定放射性同位元素を収納する容器の封印又は施錠の措置を求めているが、第十八条の五第一項第三項の「シールの貼り付け等」に、「封印」、「施錠」及び「同等以上の措置を講じたとき」が含まれると考えられる。 第十八条の五第三号に、「みだりに開封されないように、かつ、開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼り付け等の措置が講じられていること。」とあり、すでに、封印の要件は、A型輸送物の技術上の要件を満たしていると考えられる。 また、第二十四条の二の六の表中の書類及び特定放射性同位元素を収納する容器について講じられる当該特定放射性同位元素の防護のための措置に関する説明書も強化セキュリティのA型輸送物及びB型輸送物であり、当然その説明書は、作成されることが考えられる。</p>	<p>(回答)事業所外における特定放射性同位元素の運搬については、放射線障害防止の観点から既に規制要求がされているため、今回新たに制定する防護の観点からの技術上の基準についても、既存の事業所外運搬に係る基準をそのまま引用することにより、重複した規制とならないようにします。 したがって、「施錠又は封印」については、放射性輸送物に規則第18条の5第3号に規定する「容易に破れないシールの貼付け等」の措置と修正します。したがって、A型輸送物及びB型輸送物の技術上の基準のシール等であっても問題ありません。</p>

536	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の四第二項</p> <p>【意見】 「…容器に施錠又は封印をすること。…」を「…容器に、規則第十八条の五第三号の措置又は施錠すること。…」としてはどうか？</p> <p>【理由】 規則第十八条の五第三号に、「みだりに開封されないように、かつ、開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼り付け等の措置が講じられていること。」とあり、すでに、封印の要件は、A型輸送物の技術上の要件を満たしていると考えられる。 特定放射性同位元素を工場等の外におすいて運搬する場合は、シールの貼り付け等(封印)若しくは、特定放射性同位元素を収納する容器の施錠を持って満足すると考えられるため。 また、シールの貼り付け等(封印)又は施錠の措置は、「容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠又は封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。」ともあり、シールの貼り付け等に、この条件が含まれる必要がある。</p>
537	<p>第1項第2号</p> <p>流通するBU型容器は海外で承認されている容器のため、容器に新たな機構を付加することはできない、また、A型容器が対象となる場合でも、多くは海外線源メーカーの容器であり勝手に改造等とはできないため、前号中の第18条の5第3号で規定される「シールの貼り付け等の措置」をもって、当項で規定する封印が適用できるという解釈で良いか。</p>

538	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の四第二項</p> <p>【意見】 「…容器に施錠又は封印をすること。…」を「…容器に、規則第十八条の五第三号の措置又は施錠すること。…」としてはどうか？</p> <p>【理由】 規則第十八条の五第三号に、「みだりに開封されないように、かつ、開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼り付け等の措置が講じられていること。」とあり、すでに、封印の要件は、A型輸送物の技術上の要件を満たしていると考えられる。 特定放射性同位元素を工場等の外において運搬する場合は、シールの貼り付け等(封印)若しくは、特定放射性同位元素を収納する容器の施錠を持って満足すると考えられるため。 また、シールの貼り付け等(封印)又は施錠の措置は、「容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠又は封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。」 ともあり、シールの貼り付け等に、この条件が含まれる必要がある。</p>
539	<p>(特定放射性同位元素の運搬に関し取り決めが必要な事項等) 第二十四条の二の四 一～二</p> <p>コメント:一のところで引用される第十八条の五の(3)に「シール」に関する文言があります。 これは二の「封印」と相当するものでしょうか。シールをして、A型輸送技術基準を満たしたうえで、施錠または封印となっております。が、「容易に開封されない構造の容器」の場合、シールは必要だが、封印は必要ない、という風に読み取れます。A型輸送技術基準にシールに関する規則があるため、二の部分で封印を改めて表記する必要な</p>

	<p>いのではないでしょうか。</p> <p>提案: 二特定放射性同位元素を収納する容器に施錠すること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠と同等以上の措置を講じたことは、この限りではない。</p>	
540	<p>関連資料の「特定放射性同位元素に対する防護措置について」p.5の工場等外の運搬に係る区分と防護措置について</p> <p>施行規則第24条の2の4第2項によれば、強化セキュリティレベルでも基礎的セキュリティレベルでも「施錠又は封印」が要求され、施行規則第24条の2の8第2項4のとおり「錠又は封印の確認」が要求されるのではないのでしょうか。つまり、基礎的セキュリティレベルと強化セキュリティレベルで記載は同じになるのではないのでしょうか。</p>	<p>(回答)御指摘のとおり、参考資料の記載で、基礎的セキュリティレベルの要求事項が封印の実施及びその確認となっていたのは誤りであり、施錠又は封印の実施及びその確認が正しい表現です。</p> <p>事業所外における特定放射性同位元素の運搬については、放射線障害防止の観点から既に規制要求がされているため、今回新たに制定する防護の観点からの技術上の基準についても、既存の事業所外運搬に係る基準をそのまま引用することにより、重複した規制とならないようにします。</p> <p>したがって、「施錠又は封印」については、放射性輸送物に規則第18条の5第3号に規定する「容易に破れないシールの貼付け等」の措置と修正します。したがって、A型輸送物及びB型輸送物の技術上の基準のシール等であっても問題ありません。</p> <p>また、基礎的セキュリティレベルにおいても、シール等の健全性の確認は必要です。</p>
541	<p>本図には「B型輸送物の場合」しか記載がありませんが、A型輸送物も対象になる場合があると理解しています。A型輸送物は規制対象にならないとの誤解が生ないように、A型輸送物の場合の記載を加えた方が適切と考えます。</p>	<p>(回答)「参考資料」は運搬に係る防護措置について代表例を示したものです。運搬に係る防護措置については、B型輸送物だけでなく、A型輸送物も対象となるため、今後用いる資料では、B型輸送物とA型輸送物を記載することとします。</p>
542	<p>(1)及び(2)でB型輸送物の場合と記載されているのはA型輸送物の場合の間違いではないのか。このままではA型輸送物に防護措置はかけられない。</p>	

543	<p>第 24 条の 2 の 4</p> <p>関連資料【工場等外の運搬に係る区分と防護措置】には、運搬の取り決めを事前作成する対象の輸送物として、「強化セキュリティレベル」及び「基礎的セキュリティレベル」のみが記載されている。いずれのレベルについても B 型輸送物のみが明示されているので、A 型輸送物は運搬に関する防護措置の対象ではないと解釈してよいか。</p> <p>また、A 型が対象とならない旨を条文上で明確にしてほしい。</p>	
544	<p>放射線障害防止法施行規則の一部改正案第二十四条の二の四第二号で、特定放射性同位元素を収納する容器に施錠又は封印することを求めています。</p> <p>ここで『収納する容器』とは、輸送物(輸送容器)のことを指すのだと思われませんが、用語の使い分けが必ずしも明確でなく、解りにくいと考えます。(放射性同位元素を容器に収納し、施錠又は封印した後に輸送容器に収納することでも良いように読めてしまいます。)</p> <p>2.本条第一号で呼び込まれている第十八条の五では、A 型輸送物の基準として『シールのはり付け』等の措置が要求されております。が、第十八条の五で要求される【シール】と第二十四条の二の四で要求される【封印】とは異なるものなのでしょうか。</p> <p>(英語で云う《seal》は《封印》なのではないでしょうか。それとも従来第十八条の五で要求していた《シール》とは、貼り付ける《Sticker(ステッカー)》を意図されておられたのでしょうか。)</p> <p>【シール】、【封印】等の用語の定義を明確に示して戴きたい。</p> <p>《理由》</p> <p>【シール】と【封印】の用語の使い分けが明確に示されておらず、解りづらだけでなく、不用意に混乱を招く恐れがあるため。(「シール</p>	<p>(回答)事業所外における特定放射性同位元素の運搬については、放射線障害防止の観点から既に規制要求がされているため、今回新たに制定する防護の観点からの技術上の基準についても、既存の事業所外運搬に係る基準をそのまま引用することにより、重複した規制とならないようにします。</p> <p>したがって、「施錠又は封印」については、放射性輸送物に規則第 18 条の5第3号に規定する「容易に破れないシールの貼付け等」の措置と修正します。したがって、A 型輸送物及び B 型輸送物の技術上の基準のシール等であっても問題ありません。</p>

	をした上、施錠又は訪印を施すこと」と云った風にも読めてしまいます。)	
545	第1項第2号流通するBU型容器は海外で承認されている容器のため、容器に新たな機構を付加することはできない、また、A型容器が対象となる場合でも、多くは海外線源メーカーの容器であり勝手に改造等とはできないため、前号中の第18条の5第3号で規定される「シールの貼り付け等の措置」をもって、当項で規定する封印が適用できるという解釈で良いか。	(回答)御指摘のとおりです。
546	第24条の2の7 65.流通するBU型容器は海外で承認されている容器のため、容器に新たな機構を付加することはできないため、前項中の第18条の5第3号で規定される「シールの貼り付け等の措置」をもって、当項で規定する封印が適用できるという解釈で良いか。	
547	規則第24条の2の6 申請書(様式18)にその旨を記載する必要がないような軽い扱いなのか。登録機関は、申請書に記載のないものに対して確認ができるのか。説明書の添付だけで、特定放射性同位元素の運搬の確認を含むと判断させるのは、制度としておかしいのではないか。	(回答)防護措置としての運搬物確認については、運搬確認申請書(様式第18)により行います。特定放射性同位元素の運搬にあたって求められる防護措置を登録機関が確認するため、運搬確認申請書(様式第18)に添付される「放射性輸送物の発送前の点検に関する説明書」にシール貼付け等の状況を示す図面を記載するよう修正します。
548	第24条の2の6 表中下欄に記載されている「特定放射性同位元素を収納する容器について講じられる当該放射性同位元素の防護ための措置」とは、具体的に容器の施錠又は封印に関する事項と解釈してよいか。 また、この措置に関する説明を「書類」の中に記載してある場合、説明書の添付は不要と解釈してよいか。	

549	<p>則第 24 条の 2 の 7</p> <p>当該条文の削除ができないとなった場合について確認しますが、当該容器承認で新たに追加となる事項は、「特定放射性同位元素を収納する容器に施錠又は封印すること。」となりますが、本件は容器承認の追加事項となりますので、現在使用中の容器を含めて、新たに容器承認の取り直しということとなりますが、この判断でよろしいでしょうか。容器承認を取り直しと言うこととなれば、許可しよう者等に過度な負担を強いることとなるばかりではなく、原子力規制委員会の承認を得るまでの間輸送ができなくなります。その場合は原子力規制委員会が補償するのでしょうか。また、外国で容器承認を得ている BU 型輸送容器についてまで、勝手に施錠や封印を付けられませんが、この件について原子力規制委員会の見解をお願い致します。</p>	
550	<p>則第 24 条の 2 の 4～7</p> <p>放射性同位元素の運搬に関する技術上の基準、運搬に関する確認、容器承認の申請に関しては、現状の運搬の規則等で十分に読める。特定放射性同位元素にこだわり、敢えて規定する意味は無いと考えられる。また、則第 24 条の 2 の 4 第 2 号の規定も則第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 8 号で既に規定されているので上記と同様に不要と考えられる。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の4については、放射性輸送物に規則第 18 条の5第3号に規定する「容易に破れないシールの貼付け等」の措置と修正します。したがって、A 型輸送物及び B 型輸送物の技術上の基準のシール等であっても問題ありません。</p> <p>なお、既に容器承認を受けている容器については、容器承認を取り直す必要がない旨を経過措置において明記します。</p>
551	<p>第二十四条の二の七について</p> <p>意見:規則第 24 条の 2 の 4 第 2 号の「施錠又は封印」は、A型輸送物については除外すべきではないか。</p> <p>理由:規則第 24 条の 2 の 4 に定めるように技術基準としては第 2 号の施錠又は封印が追加されましたが、A型輸送物に係る技術上の基準として第 18 条の 5 第 3 号にシールの貼付けが義務付けられていますが、再度、容器承認申請(容器承認には氏名等以外は変更の制度がありません)をする必要は無いのではないのでしょうか。省略でき</p>	

	ないでしょうか。施錠等の確認であれば、運搬物確認申請時で十分だと思われま	
552	<p>規則第24条の2の7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第24条の2の4第2項の要件は、海外の容器と合っていない。海外他社の容器に勝手な都合で改造をかけることは当然できるものではなく(容器承認上できない)、このことにより国内の輸送が立ち行かなくなった場合はどのような責任を取られるのでしょうか。 ・容器承認は、放射性輸送物を安全に運搬するための基準であるため、特定放射性同位元素に防護とは関係ないのではないか。無理に当てはめず、規則第24条の2の6の運搬確認の申請時にその旨を説明すれば、規則第24条の2の4の基準に関しては十分に満たされる。 	
553	参考資料「特定放射性同位元素に対する防護措置について」の「工場等外の運搬に係る区分と防護措置」に関して、強化セキュリティレベル、基礎的セキュリティレベル」とあるが、条文のどこに対応しているのかわからない。	(回答)規則案第 24 条の2の8第1項の表第一号が強化セキュリティレベルに、同表第2号が基礎的セキュリティレベルに該当します。
554	参考資料「工場等外の運搬に係る区分と防護措置」について法令では、強化セキュリティレベルや基礎的セキュリティレベルは出てこないの、ここで使用するのはおかしい。	
555	公安への届出に A 型輸送物が入るような表がありますが、条文上では読めません。どこに示されているのでしょうか。それとも、公安委員会への届出は A 型輸送物は該当しないということでしょうか。	(回答)政令第 17 条に規定する内閣府令(放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和 56 年総理府令第 30 号))において、A 型の強化セキュリティレベルが制定される予定です。
556	公安委員会の届出には 2 週間以上かかるため、A 型輸送には向かない制度で、これが実施されるのであるならば、届出期間を見直してもらう必要がある。	(回答)都道府県公安委員会への届出に係る特例として、運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会が急を要するやむを得ない理由があると認めた場合には、運搬届出書の提出期限をその認めた日とする旨を定めた「放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成 30 年内

		閣府令第2号)」が平成 30 年 1 月 24 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されています。
557	(2)の記述に関しては法令と同様に D 値以上 10D 未満となるものしか示されていないにもかかわらず、参考として示されているのが、3000A2 以下の 99Mo というのは辻褄が合いません。ここの例題は 192Ir の A 型輸送物にしたら如何でしょうか。	(回答)「参考資料」は放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム等で使用した資料を基に、防護措置の要点をまとめたものであり、分かりやすい資料として添付したものです。今後用いる資料については、Mo-99 だけでなく、他の核種も記載します。
558	施行規則第 24 条の 2 の 8(特定放射性同位元素の運搬に関し取決めが必要な事項等) 放射性医薬品原料の Mo-99 を外国から輸入し、空港から工場に輸送する場合には、発送人、特定放射性同位元素の運搬について責任を有する者、及び受取人が同一の者となる。このような場合に、第二十四条の二の八第六項に準じて、取決めの締結については、特定放射性同位元素防護規程に定めることを認めていただきたい。	(回答)御意見を踏まえ、発送人、当該特定放射性同位元素の運搬について責任を有する者及び受取人が全て同一の者である場合における法第 25 条の 6 第 1 項の措置は、特定放射性同位元素の搬出及び搬入に係る通知に関する事項並びに放射性輸送物のシール貼付け等の健全性の確認に関する事項を防護規程に定めることにより、行うことができるよう修正します。
559	第 6 項 法第十条第六項の規定によらず、「発送人、当該特定放射性同位元素の運搬について責任を有する者及び受取人が全て同一の者である」以下のような場合についても防護規程に記載することで措置を行うと認めていただきたい。 ・事業所の軒先で譲渡しが行われ、譲渡された者の事業所まで責任を持って輸送する ・同一者の複数事業所間での輸送	規則案第 24 条の 2 の 8 第 2 項第 6 号に規定する「運搬に係る責任が移転」とは、運搬について防護に係る責任を有する者が変わることを指します。なお、譲受・譲渡により届出販売業者に特定放射性同位元素の管理が移転したときから当該届出販売業者が運搬についての防護に係る責任を負うのであれば、その時点から運搬に係る責任が移転されることとなります。 例えば、許可使用者 A の事業所で許可使用者 A から届出販売業者 B へ責任が移転され、許可使用者 C の事業所へ運搬され、許可使用者 C の事業所で届出販売業者 B から許可使用者 C へ責任が移転される場合は、許可使用者 A、届出販売業者 B 及び許可使用者 C の間で取決めの締結が必要となります。この例の場合、発送人は許可使用者 A 又は届出販売業者 B、受取人は許可使用者 C となります。発送人は規則案第 24 条の 2 の 8 第 2 項に規定する通知等を行うことができるのであれば、許可使用者 A であっても届出販売業者 B であってもよく、当事者間で取決めに締結していただければ結構です。
560	第二十四条の二の九「別記様式第二十六の四の届書」について 質問:発送人・受取人・責任を有する者が同じであっても届出が必要でしょうか。 理由:別記様式 26 の 4 の書式は、発送人の工場又は事業所から搬出することを前提としていますが、現状は、運搬を販売業者が行うことが多く、販売業者は施設を持たないことがございます。発送人から	

	<p>搬出、又は、廃棄(引取)の場合も同様です。RI の場合、病院と販売業者が、特定放射性同位元素の搬出・搬入することが多く、特に、病院の予防規程内に外運搬は業者に委託する旨が規定されていることが多いため、販売業者が運搬を行っています。よって、特定放射性同位元素の運搬に係る責任の移転がされない場合の書類を省略できると判断する。</p>
561	<p>則第 24 条の 2 の 8 第 2 項第 6 号 「運搬に係る責任が移転」とあるが、どういう場合を想定しているのか教えて欲しい。</p>
562	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の八第二項第六号 【意見】 「・・・の運搬に係る責任が移転される・・・」とは、特定放射性同位元素を、運搬のため、許可届出使用者又は届出販売業者より、譲受・譲渡により届出販売業者にその所有権が移ったときと理解して良いか？ 【理由】 許可届出事業者又は販売届出事業者の敷地内で、特定放射性同位元素を譲受・譲渡により所有権が移転されることになり、そのタイミング以降は、届出販売業者の責任範囲により運搬が実施されるため。</p>

563	<p>第 24 条の 2 の 8</p> <p>「運搬の責任を有する者」は具体的にどのような者で、「責任が転移」する場合がどのような状況を表すのかガイドライン等で明確に示していただきたい。</p>
564	<p>規則第二十四条の二の八第二項第六号</p> <p>【意見】</p> <p>「…の運搬に係る責任が移転される…」とは、特定放射性同位元素を、運搬のため、許可届出使用者又は届出販売業者より、譲受・譲渡により届出販売業者にその所有権が移ったときと理解して良いか？</p> <p>【理由】</p> <p>許可届出事業者又は販売届出事業者の敷地内で、特定放射性同位元素を譲受・譲渡により所有権が移転されることになり、そのタイミング以降は、届出販売業者の責任範囲により運搬が実施されるため。</p>
565	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表</p> <p>規則第二十四条の二の八第二項第六号</p> <p>【意見】</p> <p>「…の運搬に係る責任が移転される…」とは、特定放射性同位元素を、運搬のため、許可届出使用者又は届出販売業者より、譲受・譲渡により届出販売業者にその所有権が移ったときと理解して良いか？</p> <p>【理由】</p> <p>許可届出事業者又は販売届出事業者の敷地内で、特定放射性同位元素を譲受・譲渡により所有権が移転されることになり、そのタイミング以降は、届出販売業者の責任範囲により運搬が実施されるため。</p>

566	<p>施行規則第24条の2の8, 運搬に関し取決めが必要な事項に関する特定放射性同位元素の区分に係る数量について, 去年9月に開催された説明会資料には, 「輸送物の放射能(減衰を考慮)に応じて区分設定する」との記載がありましたが, 告示には「減衰を考慮」するような記載がないので, 当該の告示または, 今後提示されるガイドライン等に「減衰を考慮」する旨を記載していただきたい。</p> <p>(理由) 強化セキュリティレベルによって必要な防護措置も変化するが, 線源強度が落ちているのであれば, 防護措置は合理的に行われることが望ましいことから, 減衰を考慮する旨を明文化していただきたい。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、特定放射性同位元素を運搬する場合の数量については、減衰を考慮することができる旨を様式に記載します。</p>
567	<p>様式第26条の4 取決めの締結届の注2について、発送人、受取人、運搬について責任を有する者のいずれか又は連名により記載することと規定されている。もし、運搬を委託された者が運搬について責任を有する者となった場合、運搬を委託された者がこの様式を提出することが可能なのか。原子力施設の核燃料物質等の運搬とは異なることから、RI等の運搬の実態を踏まえた様式にする必要があるのではないか。</p>	<p>(回答)取決めの締結の届出は、許可届出使用者、許可廃棄業者、届出販売業者又は届出賃貸業者のいずれかです。</p>
568	<p>第24条の2の8 法25第条の6第1項で規定される「運搬について責任を有する者」に関する定義がされていない。 法第18条に記載された「運搬を委託された者」と「運搬の責任を有する者」は別の者であると解釈してよいか。</p>	
569	<p>第24条の2の8第2項について 第2号から第8号までで、第4号の規程には時間軸がないが、発送人への通知は直ちにではなく確認後適当な時間で通知すれば良いのではないか。</p>	<p>(回答)規則案第24条の2の8第2項第4号については、特定放射性同位元素が受取人の工場又は事業所へ搬入されたときの措置であることから、特定放射性同位元素が無事到着したことを想定しており、緊急的な対応を要しないため時間的制約</p>

		については記載していません。しかし、その他の号については、異常事態を想定しており、直ちに連絡し合い、適切な対応を行う必要性があります。
570	<p>第 24 条の2の8第2項第一号から五号</p> <p>発送人、受取人という今までの障害防止法とは異なる表現で記述されている。</p> <p>荷送人、荷受人とは異なる者を指しているのか、理解できない。</p> <p>施行規則の中で、異なる表現と言うことは明らかに異なる者を指しているのですよね。</p> <p>発送人、受取人の定義を示していただければと助かります。</p>	
571	<p>規則第二十四条の二の八第二項</p> <p>【意見】</p> <p>「発送人」、「受取人」は、「荷送人」、「荷受人」と同じか？</p>	(回答)発送人と荷送人、受取人と荷受人は、同じ者を指しています。規則案第 24 条の2の8第2項で用いている「発送人及び受取人」については、改正法 25 条の6と整合性を図っていますので、原案のとおりとします。
572	<p>放射線障害防止法施行規則の一部改正案新旧対照表</p> <p>規則第二十四条二の八第二項第一号</p> <p>【意見】</p> <p>・「発送人」「受取人」と記載があります。第二十四条第1項第1号又は、「荷送人」「荷受人」とあります。違いを教えてくださいませんか。</p> <p>【理由】</p> <p>・「荷送人」「荷受人」が使用されており、同じこととを指すのか確認したい。</p> <p>・発送人の定義を明確にしたい。</p>	

573	<p>第 24 条の2の8第2項</p> <p>現在の障害防止法令では荷送人、荷受人、運搬を委託された者という用語がありますが、発送人、受取人、運搬について責任を有する者との違いはあるのか。規則第 24 条の放射線障害防止に関する記帳では、工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称を記帳することとなっています。区別がつかないと、記帳や運搬の取り決めに関する締結が複雑になると危惧しています。原子力施設の規制と異なり、放射線施設を有しない販売業・賃貸業(又はそれらから委託された者)が運搬を行うなり運搬の主体者となることがあることから、原子力施設の核物質防護の規制の枠組みを引用するのではなく、放射性同位元素の運搬の実態を踏まえて規則等を作成する必要があるのではないか。</p>
574	<p>則第 24 条の 2 の 8 第 2 項第 1 号、第 4 号</p> <p>・法第 25 条の 6 において、「発送人」、「受取人」が記載されていることを受けて、これらの条文でも使用されているものと推察しますが、則第 24 条第 1 項第 1 号又で規定されている「荷送人」「荷受人」との違いについては説明できないと思いますので、当該規則の「荷送人」「荷受人」をそれぞれ「発送人」、「受取人」と変更することしなければならないと思う。</p>

575	<p>第 24 条 2 の 8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見発送人、受取人の語句の統一が必要です。 <p>規則で発送人、受取人を荷送人、荷受人として再定義すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理由発送人、受取人の語句は今回の法改正でいきなり発生した語句で、荷送人、荷受人が従来から使用されている表現で、他の省庁（国交省の運搬規則等）でも使用されています。統一する必要があります。
576	<p>質問：発送人・受取人は、則第18条の5、第24条車両運搬規則でいう荷送人・荷受人と同義でしょうか。</p> <p>理由：RIの運搬では、発送人は非破壊検査事業者以外、販売業者になることが多い。また、受取人は購入の時は、現在は病院等の場合がありますが、販売業者が現地で到着を確認する場合は、病院等に負担をかけないように同一の販売業者が受取人になると思います。</p>
577	<p>意見発送人、受取人の語句の統一が必要です。規則で発送人、受取人を荷送人、荷受人として再定義すべきと考えます。</p> <p>理由発送人、受取人の語句は今回の法改正でいきなり発生した語句で、荷送人、荷受人が従来から使用されている表現で、他の省庁（国交省の運搬規則等）でも使用されています。統一する必要があります。</p>
578	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の八第二項第一号、第四号</p> <p>【意見】 「発送人」、「受取人」は、「荷送人」、「荷受人」と同じか？</p> <p>【理由】 すでに、「荷送人」、「荷受人」が使用されており、同じ意味であるのか？</p>

579	<p>規則第二十四条の二の八第二項第一号、第四号</p> <p>【意見】 「発送人」、「受取人」は、「荷送人」、「荷受人」と同じか？</p> <p>【理由】 すでに、「荷送人」、「荷受人」が使用されており、同じ意味であるのか？</p>
580	<p>【意見】 「発送人」、「受取人」は、「荷送人」、「荷受人」と同じでしょうか？ 違うのであれば何が違うかご教授ください。</p> <p>【理由】 すでに、「荷送人」、「荷受人」が使用されております。</p>
581	<p>規則第24条の2の8第2項</p> <p>同一の法令において、「発送人・受取人」と「荷送人・荷受人」(例えば、第24条第1号(ヌ))との違いはなんでしょうか。既存の帳簿との整合性がとれなくなる可能性がある。従来用語に統一するか、異なる意味での使用ならばその使い方の説明をお願いします。</p>
582	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表</p> <p>規則第二十四条の二の八第二項第一号、第四号</p> <p>【意見】 「発送人」、「受取人」は、「荷送人」、「荷受人」と同じか？</p> <p>【理由】 すでに、「荷送人」、「荷受人」が使用されており、同じ意味であるのか？</p>

583	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の八第二項第一号、第四号</p> <p>【意見】 「発送人」、「受取人」は、「荷送人」、「荷受人」と同じでしょうか？</p> <p>【理由】 すでに、「荷送人」、「荷受人」が使用されており、同じ意味であれば、混乱しないよう用語を合わせて欲しい。</p>	
584	<p>第2項第1号</p> <p>「発送人」「受取人」はそれぞれ規則第24条第2号(ハ)等に規定される「荷送人」「荷受人」と同じ者を表していると解釈してよいか。同じ場合は文言を統一していただきたい。</p>	
585	<p>第24条の2の8第2項</p> <p>例えば医療機関が血液照射装置やガンマナイフ等を返却又は線源交換する場合、届出販売業者が医療機関の軒先で線源を受け取り、運搬を行うことが頻繁にされているのが通常であると考えます。この場合、第2項第一号は発送地ではなく「発送人の工場又は事業所」なので、工場又は事業所となる医療機関を運営する医療法人が発送人になります。このため、第2項第二号では発送人である医療法人が受取人に通知すると考えてよいのでしょうか。もし、そうならば、大半の特定放射性同位元素の運搬に関して、許可届出使用者が発送人または受取人になると思いますが、この考えで正しいのでしょうか。発送人の工場又は事業所ではなく、発送地が正しいのではないのでしょうか。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、「発送人の工場又は事業所」を「出発地」に修正します。また、当該修正に併せ「受取人の工場又は事業所」を「到着地」に修正します。</p>

586	<p>第二十四条の二の八第2項</p> <p>意見:新規定である法第25条の6に合わせて、届出販売・賃貸業者にも対応できる条文にしてほしい。また、別記様式第26条の4も、同様に販売業者が対応できるようにしてほしい</p> <p>理由:現状では、特定 RI 等の運搬は、輸送時の緊急対応は、販売業者が行っている場合が多い。また、販売業者は RI 施設を持たないので、「発送人・受取人の工場又は事業所から搬出・搬入」はありません。よって、販売業者が発送人・受取人になれるような条文に変更して戴きたくお願いいたします</p>
587	<p>第24条の2の8</p> <p>2—三(四～七にも応用)</p> <p>コメント:届出販売業に貨物を譲渡し、運搬役務を委託する場合に相応しくない表現。病院の敷地内に血液照射装置を譲受し、発送人として運搬すること多々あるが、「発送人の工場」という縛りは相応しくないと思われます。病院が敷地内で販売届出業に線源を譲渡し、輸送に関わらないこと多々あるが、それは輸送や貿易のノウハウがなく、自ら責任を持って輸送するに当たってリスクが大きい(公衆安全に関わる)ため。</p> <p>提案:特定放射線同位元素が発送地の工場や事業所から搬出されたときは、貨物の荷主(名義人)が直ちにその旨を受取地の工場や事業所に通知すること。</p> <p>Where:発送地の工場や事業所、受取地の工場や事業所</p> <p>Who:荷主や名義人、受取地の工場や事業所</p> <p>How:輸送開始を持って書面や電子ファイルで通知</p> <p>When:予定日時(公安委員会に合わせ、±30分以内なら通知義務なしにする)</p>

588	<p>第 24 条の2の8第2項第三号から第八号</p> <p>“予定日時”とあるが、細かな時刻まで必要なのか。その理由を示してほしい。</p>	
589	<p>・B 型輸送物であれば現状の運用が輸送日時を定めているためこれらに対応できるが、A 型輸送物はそのような運搬の形態を取る必要がなく時間までの定めはない。時間単位での輸送を行う場合は、全工程をチャータ便としなければならないため、数万円～数十万円の上乗せとなる。輸送物の時間管理をしなければならない理由が全く見当たらないが、どういった理由からか。</p> <p>・B 型輸送は公安委員会に運搬経路や運搬時間を届け出て、輸送に関する予定時間は前後 30 分となっており、この時間を逸脱する場合は公安委員会に連絡を行うことになっている。A 型輸送も同様にこれを行わせるとなると、A 型輸送の考え方がまるで変わってしまう。どこまでの対応を必要とするのか。依然の会合で公安委員会とは調整していると聞いているがそれはいつ開示されるのか。</p>	<p>(回答)防護措置の観点上、予定日時を把握することは必要と考えます。しかしながら、輸送方法によって、「細かな時刻」を指定することが困難な場合には、その輸送の実態に応じ、一定の幅を持って予定日時を設定することは問題ないと考えます。</p>
590	<p>意見:別記様式第 26 条の 4 の予定日時について、時間の幅を持たせてほしい。例えば、「午前・午後」又は8時～11 時等々。</p> <p>理由:予定日時に関しては、BM 型・BU 型輸送物は専用積載で運搬するため、公安委員会への届出に予定日時を記載しているが、A 型輸送物は、専用積載での運搬以外、時間まで特定するのは困難であるので、時間の幅を持たせて載きたい</p>	
591	<p>第 24 条の2の8第2項第六号</p> <p>当該責任が移転されるための手続とあるが、どのような手続きをもってあてられるのか、詳しく説明してほしい。</p>	<p>(回答)運搬に係る責任が移転されるための手続とは、特定放射性同位元素の防護の責任が移転される時点を明確に取り決めることを指します。責任が移転される時点とは、例えば、特定放射性同位元素を運搬車両に積み終わった時点や、特定放射性同位元素を施設に搬入した時点等を指します。具体的には、当事者間で協議して決定してください。</p>

592	<p>第2項第6号 「手続」とは具体的にどのような内容かガイドライン等で明確に示していただきたい。</p>	
593	<p>通常、許可届出使用者から放射性同位元素が搬出される場合、届出販売業者等が許可届出使用者の事業所等へ出向き、当該事業所内で当該放射性同位元素を受け取り、届出販売業者等の所有物として運搬を開始している。特定放射性同位元素の運搬に際しても同様の扱いとなるが、この時の発送人は当該届出販売業者等で良いのか否か説明願いたい。</p>	
594	<p>放射線障害防止法施行規則の一部改正案新旧対照表 規則二十四条二の八第二項第一号 【意見】 ・許可届出使用者の事業所で届出販売業者に払出しを行った場合、その時点で届出販売業者の所有物となります。発送人は届出販売業者になると理解していますが、この考えで問題はないでしょうか。</p>	<p>(回答)規則案第24条の2の8第2項第6号に規定する「運搬に係る責任が移転」とは、運搬について防護に係る責任を有する者が変わることを指します。なお、譲受・譲渡により届出販売業者に特定放射性同位元素の管理が移転したときから当該届出販売業者が運搬についての防護に係る責任を負うのであれば、その時点から運搬に係る責任が移転されることとなります。</p> <p>例えば、許可使用者Aの事業所で許可使用者Aから届出販売業者Bへ責任が移転され、許可使用者Cの事業所へ運搬され、許可使用者Cの事業所で届出販売業者Bから許可使用者Cへ責任が移転される場合は、許可使用者A、届出販売業者B及び許可使用者Cの間で取決めの締結が必要となります。この例の場合、発送人は許可使用者A又は届出販売業者B、受取人は許可使用者Cとなります。発送人は規則案第24条の2の8第2項に規定する通知等を行うことができるのであれば、許可使用者Aであっても届出販売業者Bであってもよく、当事者間で取決めに締結していただければ結構です。</p>
595	<p>規則第二十四条の二の八第二項 【意見】 「荷送人」及び「荷受人」が共に届出販売業者となる。 【理由】 許可届出使用者又は届出販売業者より、事業所内(発地)で、特定放射性同位元素を譲受・譲渡により、その所有権が、届出販売業者に移転される。輸送は、所有権を移転された届出販売業者が運搬会社に輸送を委託し、輸送先(着地)まで輸送が実施される。輸送先(着地)の届出販売業者等に、特定放射性同位元素を譲受・譲渡し、その所有権が移転される。 この形態が現在最も多く実施されている。 この場合、特定放射性同位元素に対する責任の移転も適切に実施さ</p>	

	<p>れている。</p> <p>「発送人」は、「荷送人」、「受取人」は、「荷受人」として運用が可能と考える。</p>	
596	<p>・輸送の大概の運用は、販売業者等が使用事業所に引き取りに出向き、受取の時点で販売業者の所有物として運搬するため、「発送人」「受取人」ともに「販売業者」となるがそれでよいか。例えば、A事業所がB事業所から特定放射性同位元素の使用をやめるために引き取り依頼を受けたときは、B事業所において、A事業所が線源を受け取る。この時点で、線源の所有権はA事業所に移るため、発送人(荷送人)は、A事業者である。</p>	
597	<p>則第24条の2の8第2項第3号、第5号</p> <p>予定日時までに搬出されないとき、及び、予定日時までに搬入されないときは、「直ちにその旨を」ということは、「予定日時までに搬出できませんでした。」又は「予定日時になっても搬入されませんでした。」のみを通知すれば良いのか。回答願います。</p>	<p>(回答)規則で求めているのは、予定日時までに搬出又は搬入されないための通知のみです。ただし、当事者間では、その理由や新たな予定日時等が伝えられることを想定しています。</p>
598	<p>・第5号では、通知することで終わっていますが、連絡を受けた者は、遅れの理由を確認し適切な対応をとらなくてよいのでしょうか。</p>	
599	<p>則第24条の2の8第2項第3号、第4号</p> <p>「健全性を確認し、その旨を発送人に通知し」ではなく「健全性に異常が認められた場合にはその旨を連絡し」ではないでしょうか。検討願います。</p>	<p>(回答)運搬に係る防護措置については、特定放射性同位元素の搬出又は搬入において、予定どおり実施されているか、及びシールの貼付け等が健全であるか否かを確認することが必要です。このため、確認行為が行われたことを通知する必要</p>

600	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の八第二項第四号</p> <p>【意見】 2)通知は、異常有無に関わらず通知するのでしょうか？</p> <p>【理由】 2)の理由 発送人への通知は、異常のある場合に通知すれば良いのでは？ 運搬の回数が増えると、対応できない可能性もある。</p>	<p>があり、結果的に異常が認められた場合のみに通知することでは不十分ですので、原案のとおりとします。</p>
601	<p>規則第二十四条の二の八第二項第四号</p> <p>【意見】 「…容器についている鍵又は封印の健全性を確認し、その旨を発送人に通知すること。」とあるが、「…容器について、鍵又は錠又は施錠又はの健全性に異常が認められたときに、その旨を…」でいいのでは。？</p> <p>【理由】 通知の内容を取り違える可能性があること。また、運搬数が多くなる場合に、通知に対応できない。 「オオカミ少年」ではないが、必要な場合のみの通知とした方が良い。</p>	
602	<p>則第24条の2の8第2項第4号、第5号</p> <p>・輸入及び輸出における基準点が「輸入港」及び「輸出港」となっているが、実際に使用される航空機又は船舶は日本籍のものが多く使用されている。これらの航空機又は船舶により輸送が行われる際にいて、輸入及び輸出における基準点が「輸入港」及び「輸出港」で構わないのでしょうか？回答願います。</p>	<p>(回答)輸入港及び輸出港については、船舶に係る海港だけでなく、航空機に係る空港も含まれますので、原案のとおりとします。</p>
603	<p>第24条の2の2第2項船舶輸送の記載はあるが、航空機輸送がない。</p>	

604	第4項 航空機による輸入については空港名を記載すると解釈してよいか。 であれば、その旨を条文に記載していただきたい。	
605	第5項 航空機による輸出については空港名を記載すると解釈してよいか。 であれば、その旨を条文に記載していただきたい。	
606	「外国の工場又は事業所から」及び「外国の工場又は事業所に運搬される」の記載があるが国外については法律が及ばないことから、これらの記述を「国外から輸入され」及び「国外へ輸出される」に変更しては如何でしょうか。	(回答)「外国の工場又は事業所」については、他の法令の用例を参考として策定しましたので、原案のとおりとします。
607	質問:「搬出」・「搬入」は、「出発」・「到着」と同じでしょうか。 理由:例えば、引っ越しの時、家から荷物を搬出してトラックに積載し出発、トラックが到着して荷物を搬入します。RIでも、例えば、RI協会の施設から特定RIを搬出し、滅菌事業所へ出発し、滅菌事業所へ到着し所定の施設へ搬入します。よって、用語を確認したい。	(回答)規則案第24条の2の8第2項は事業所外運搬の場合の要求事項であり、「搬出」は特定放射性同位元素を事業所から運び出すこと、また、「搬入」は特定放射性同位元素を事業所に運び入れることを意味します。したがって、一般的な用語としての「出発」、「到着」と同じ状況を指します。
608	放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の八第二項第四号 【意見】 1)「…容器についている鍵又は封印の健全性を確認し、その旨を発送人に通知すること。」とあるが、「…容器について施錠又は封印の健全性を…」では、ないでしょうか? 【理由】 1)の理由 条文の「鍵」は、「施錠」の誤植では。	(回答)事業所外における特定放射性同位元素の運搬については、放射線障害防止の観点から既に規制要求がされているため、今回新たに制定する防護の観点からの技術上の基準についても、既存の事業所外運搬に係る基準をそのまま引用することにより、重複した規制とならないようにします。 したがって、「施錠又は封印」については、放射性輸送物に規則第18条の5第3号に規定する「容易に破れないシールの貼付け等」の措置と修正します。 また、運搬に係る防護措置については、特定放射性同位元素の搬出又は搬入において、予定どおり実施されているか、シールの貼付け等が健全であるか確認する

609	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の八第二項第四号</p> <p>【意見】 「鍵又は封印」とあるが、「施錠又は封印」ではありませんか。</p> <p>【理由】 「鍵」は、「施錠」ではないかと存じます。</p>	<p>ことが必要です。そのため、異常が認められた場合のみを通知するのでは不十分となります。</p>
610	<p>規則第二十四条の二の八第二項第四号</p> <p>【意見】 「…容器についている鍵又は封印の健全性を確認し、その旨を発送人に通知すること。」とあるが、「…容器について施錠又は封印…」では、ないでしょうか？ 健全性の確認とは、「施錠」の状態に異常が無いこと。「封印」が破損していないなどの状況を確認して、異常がある場合に「発送人」に通知すればよいのでしょうか？</p> <p>理由】 「鍵」は、「施錠」若しくは「鍵又は錠」の誤植では。 健全性の通知について、異常のある場合に通知すれば良いのでは？ 「封印」は、取付の有無、破損などの確認。 「鍵又は錠」は、施錠の状態、破損の有無などの確認。 など、の確認となると考える。</p>	

<p>611</p>	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の八第二項第四号</p> <p>【意見】 3)健全性の確認方法を明記すべきではないでしょうか。</p> <p>【理由】 3)の理由 健全性の確認は、次の通りと考えます。 ②「封印」は、取付の有無、破損などの確認。 ②「鍵又は錠」は、施錠の状態、破損の有無などの確認。</p>	<p>(回答)規則案第24条の2の8第2項第四号に規定する「健全性の確認」とは、シールの貼付け等が破損していないか、又は維持されているかの確認を行うことを指します。</p> <p>運搬に係る防護措置については、特定放射性同位元素の搬出又は搬入において、予定どおり実施されているか、シールの貼付け等が健全であるか否かを確認することが必要です。このため、確認行為が行われたことを通知する必要があり、結果的に異常が認められた場合のみを通知することでは不十分となりますので、原案のとおりとします。</p>
<p>612</p>	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の八第二項第四号</p> <p>【意見】 「健全性」の定義をご教示下さい。 また、「健全性に異常がある場合に通知」としていただきたい。</p> <p>【理由】 健全性の具体的例と、異常のある場合に通知すれば良いのではありませんか。</p>	

放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表
規則第二十四条の二の八第二項第五号

【意見】

予定日時までに搬出されないとき、及び予定日時までに搬入されないときは、「直ちにその旨を」とあるが、予定日時には、運搬手段により時間の幅がある。

その幅で最も遅くなった日時をタイミングとしていいのか？

また、予定日時は、実際の運搬時の交通状況等により、変更を余儀なくされ、その変更された予定日時は、荷送人(発送人)荷受人(受取人)に連絡されるため、その都度予定日時が変更され、その予定日時に対して、直ちに通知することで良いのか？

【理由】

交通事情や天候等により、運搬の予定日時が変更されることが考えられるが、運搬を実施する者が、その予定日時の予測が可能となる。

運搬を実施する者は、ある条件により(B型輸送では、予定日時を30分以上遅れる場合に、公安委員会等に報告する)を超過した場合に荷送人(発送人)荷受人(受取人)に予定日時を通知する。

予定日時については、運搬の実施状況を鑑み適切に荷送人(発送人)及び荷受人(受取人)に予定日時を通知し、荷受人(受取人)は、その通知された予定日時に対して搬入されないときに、荷送人(発送人)に通知することになり、防護措置が必要かどうかの判断も必要となると思われる。

(回答)輸送方法によっては、その輸送の実態に応じ一定程度の時間の幅を持って予定日時を設定することは問題ないと考えます。

規則案第 24 条の2の8第2項で求めている通知は、予定日時になっても搬出されないとき(第3号)又は予定日時までに搬入されないとき(第5号)にその旨を通知することであり、新たな予定日時まで通知することを求めているものではありません。予定された搬出日時又は到着日時までに、予定日時の変更の連絡があった場合には、その予定日時を基準として規則案第 24 条の2の8第2項第3号又は第5号の通知を行うことが必要です。

【意見】

予定日時までに搬出されないとき、及び予定日時までに搬入されないときは、「直ちにその旨を」とあるが、予定日時には、運搬手段により時間の幅がある。

その幅で最も遅くなった日時をタイミングとしていいのか？

また、予定日時は、実際の運搬時の交通状況等により、変更を余儀なくされ、その変更された予定日時は、荷送人(発送人)荷受人(受取人)に連絡されるため、その都度予定日時が変更され、その予定日時に対して、直ちに通知することで良いのか？

【理由】

交通事情や天候等により、運搬の予定日時が変更されることが考えられるが、運搬を実施する者が、その予定日時の予測が可能となる。

運搬を実施する者は、ある条件により(B型輸送では、予定日時を30分以上遅れる場合に、公安委員会等に報告する)を超過した場合に荷送人(発送人)荷受人(受取人)に予定日時を通知する。

予定日時については、運搬の実施状況を鑑み適切に荷送人(発送人)及び荷受人(受取人)に予定日時を通知し、荷受人(受取人)は、その通知された予定日時に対して搬入されないときに、荷送人(発送人)に通知することになり、防護措置が必要かどうかの判断も必要となると思われる。

【意見】

予定日時までに搬出されないとき、及び予定日時までに搬入されないときは、「直ちにその旨を」とあるが、予定日時には、運搬手段により時間の幅がある。

その幅で最も遅くなった日時をタイミングとしていいのか？

また、予定日時は、実際の運搬時の交通状況等により、変更を余儀なくされ、その変更された予定日時は、荷送人(発送人)荷受人(受取人)に連絡されるため、その都度予定日時が変更され、その予定日時に対して、直ちに通知することで良いのか？

【理由】

交通事情や天候等により、運搬の予定日時が変更されることが考えられるが、運搬を実施する者が、その予定日時の予測が可能となる。

運搬を実施する者は、ある条件により(B型輸送では、予定日時を30分以上遅れる場合に、公安委員会等に報告する)を超過した場合に荷送人(発送人)荷受人(受取人)に予定日時を通知する。

予定日時については、運搬の実施状況を鑑み適切に荷送人(発送人)及び荷受人(受取人)に予定日時を通知し、荷受人(受取人)は、その通知された予定日時に対して搬入されないときに、荷送人(発送人)に通知することになり、防護措置が必要かどうかの判断も必要となると思われる。

616	<p>・放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の八第二項第五号</p> <p>【意見】 予定日時までに搬入されないときは「直ちに」その旨をとあるが、1分でも遅れたら通知するのでしょうか。「直ちに」の許される時間をご教示下さい。</p> <p>【理由】 交通事情等により、運搬の予定日時は変更を余儀なくされます。従って実際の運用では、あらかじめ計画した時間に「例えば 30 分以上」遅れる場合に予定日時を通知する等が考えられ、遅れる場合の措置を計画に含めれば良いのではないのでしょうか。</p>
617	<p>第 2 項第 2 号</p> <p>通常の輸送では搬出の翌日以降に届くことが多く、あらかじめ到着の予定日時が知らされており、搬出時にすぐにその旨を知る必要性が少ないため、「予定が変更になった場合のみ連絡する」としていただきたい。</p>
618	<p>第 2 項第 3 号</p> <p>71.「予定日時」までに搬出されない場合は、直ちに通知することとなっているが、「予定日時」はあくまでも予定であり、直ちに通知する必要はないと思われる。「遅れが生じた場合または遅れが生じるおそれがある場合に連絡する。」と規定してはいかがか。</p>
619	<p>第 2 項第 5 号</p> <p>「予定日時までに搬入されない」については、どのくらいの時間の遅れを持って通知する必要があるのか。</p> <p>A 型輸送物が対象になる場合は、時間の変更は日常的に発生する。運用に耐えうる解釈を望む。</p>

620	<p>規則第24条の2の8第2項第2号、第3号、第4号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「予定日時」までに搬出または搬入されない場合は、直ちに通知することとなっているが、直ちである必要があるのか。 <p>実態として、受け取る側にとっては、到着が大幅に遅れるまたは遅れが生じるおそれがある場合に連絡があればよい。予定通りの運搬であったならば、第2号、第3号と共に担当者にとってはうるさいだけである。問題なく動いているものまで管理させるのは、形骸化する上、過剰な規制ではないか。</p>
621	<p>第24条2の8第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見この項には「直ちにその旨を」は不要と考えます。 ・理由異常があった場合だけ急ぐのであって、連絡するで良いのでは。到着した時も異常があれば直ちにだけど正常であれば到着の連絡で良いと思う
622	<p>「予定日時」までに搬入されない場合は、直ちに通知することとなっているが、「予定日時」はあくまでも予定であり、直ちに通知する必要はないと思われる。「遅れが生じた場合または遅れが生じるおそれがある場合に連絡する。」と規定してはいかがか。</p>

623	<p>放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第二十四条の二の八第2項 発送人と受取人とは何を表すのか。</p> <p>理由発送人・受取人とは何を指すのか不明である 例として輸送業者を介さず、特定放射性同位元素を運搬する場合で、 A 社が B 社の事業所へ行き、B 社の事業所内で特定放射性同位元素を受け取り、 A 社が B 社の事業所から A 社の事業所へ特定放射線同位元素を運搬する場合、 A 社は発送人と受取人の両方に該当するのか。 その場合の取決めは必要であるか。</p>	<p>(回答)御指摘のケースでは、B 社の事業所で B 社から A 社へ運搬の責任が移転され、A 社の事業所へ運搬されることになるので、A 社と B 社の間で運搬に係る取決めの締結をしていただく必要があります。この場合、発送人は A 社又は B 社、受取人は A 社となります。</p> <p>発送人は規則案第 24 条の2の8第2項に規定する通知等を行うことができるのであれば、A 社であっても B 社であってもよく、当事者間で取決めに締結していただければ結構です。</p>
624	<p>「発送人」と「受取人」が同一者の場合には通知する必要はないか。</p>	<p>なお、「発送人」と「受取人」がともに A 社の場合であっても、社内での通知をしていただくことになります。</p>
625	<p>輸送の大概の運用は、販売業者等が使用事業所に引き取りに出向き、受取の時点で販売業者の所有物として運搬するため、「発送人」「受取人」ともに「販売業者」となるがそれでよいか。例えば、A 事業所が B 事業所から特定放射性同位元素の使用をやめるために引き取り依頼を受けたときは、B 事業所において、A 事業所が線源を受け取る。この時点で、線源の所有権は A 事業所に移るため、発送人(荷送人)は、A 事業者である。</p> <p>・この場合は、A 事業所だけが運搬に関係することになるが、取決めの締結書(様式26の5)は A 事業所として提出するのでよいということか。</p>	<p>なお、「発送人」と「受取人」がともに A 社の場合であっても、社内での通知をしていただくことになります。</p>

626	規則第24条の2の8第2項 第4号で、「その健全性を確認し、その旨を発送人に通知する」とあるが、あとから知らせる行為が通知はおかしい。「報告」ではないのか。	(回答)規則案第24条の2の8第2項第4号に規定する「通知」については、原子炉等規制法に基づく「特定核燃料物質の運搬の取決めにに関する規則」の規定の用例を参考として策定しましたので、原案のとおりとします。
627	第2項第4号 「その健全性を確認し、その旨を発送人に通知する」とあるが、「通知」ではなく「報告」という表現が適切ではないか。	
628	規則第24条の2の8第2項第6号、第7号、第8号 ・条文の意図としているものがよく分からないので、図や表(ポンチ絵)で説明がほしい。	(回答)規則案第24条の2の8第2項第6号に規定する運搬に係る責任が移転されるための手続とは、特定放射性同位元素の防護の責任が移転される時点を明確に取り決めることを指します。責任が移転される時点とは、例えば、特定放射性同位元素を運搬車両に積み終わった時点や、特定放射性同位元素を施設に搬入した時点等を指します。具体的には、当事者間で協議して決定してください。 同項第7号は、同項第6号で定めた予定どおりに責任が移転されない場合には通知するという約束を交わしておくことを示します。 また、同項第8号は、予定どおり責任の移転が行われた場合又はあらかじめ定めた予定どおり責任の移転が行われない状況が生じた場合には、運搬に関する責任を引き受けることになっている者が、発送人に通知することを規定したものです。これらの事項については、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムで御説明します。
629	運搬手段については、車両、航空機、船舶等の別を記載することでよいか。	(回答)その解釈のとおりです。
630	第2項第8号 発送人に通知する目的は何か。	(回答)運搬に係る防護措置については、特定放射性同位元素の運搬が予定どおり実施されているか、シールの貼付け等が健全であるか等に関し、発送人、運搬について責任を有する者及び受取人の三者間で予定どおり実施されたか否かの情報を共有することにより、確実に防護を図ることを目的としています。

631	<p>則第 24 条の 2 の 8 第 4 項及び第 5 項 輸入及び輸出における基準点が「輸入港」及び「輸出港」となっているが、実際に使用される航空機又は船舶、日本国内での輸入の玄関となる税関の保税地域との関係は明確になっているのでしょうか。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素が輸入港を出発又は輸出港に到着した時点が基準であり、保税地域にあるかどうかは関係ありません。</p>
632	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の八第四項第五項 【意見】 「輸入港」、「輸出港」は、場所であり、実際には、届出販売業者が「受取人」、「発送人」となると考えられるが？この条文は必要でしょうか？ 【理由】 輸入時は、海外のメーカーより送付された放射性同位元素は、届出販売業者等が輸入元となっている。 また、輸出時も届出販売業者等が輸出者として、放射性同位元素を海外のメーカーに送付している。 この現状と合わせてはどうか？</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素の運搬に関する防護措置は、国内輸送に対してのみ適用されることから、輸出入の場合の国内の基準地点を輸出港又は、輸入港として規定しているものです。このため、原案のとおりとします。</p>
633	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第二十四条の二の八第四項第五項 【意見】 「輸入港」、「輸出港」は、場所であり、実際には、届出販売業者が「受取人」、「発送人」となると考えられるが？この条文は必要でしょうか？ 【理由】 輸入時は、海外のメーカーより送付された放射性同位元素は、届出販売業者等が輸入元となっている。 また、輸出時も届出販売業者等が輸出者として、放射性同位元素を</p>	

	海外のメーカーに送付している。 この現状と合わせてはどうか？	
634	様式第 26 条の4 取決めの締結届ですが、密封された特定放射性同位元素、密封されていない特定放射性同位元素の2種類の欄があるが、告示案では密封されていない場合さらに2種類あることから、見直す必要があるのではないか。	(回答)御指摘を踏まえ、様式第 26 の4の密封されていない特定放射性同位元素の種類及び数量の欄に「密封されていない特定放射性同位元素(固体状の特定放射性同位元素であって、粉末でなく、かつ、揮発性、可燃性又は水溶性のいずれも有しないものに限る。)」を追加できるよう注釈を記載します。
635	様式第 26 条の4 取決めの締結届の「輸出予定日時」は「搬出予定日時」の間違いではないか。また、注2で発送人、受取人、運搬について責任を有する者のいずれか又は連名により記載することとなっているが、なぜ、いずれか又は連盟としているのかわかりませんでした。	(回答)御指摘を踏まえ、「輸出予定日時」を「搬出予定日時」に修正します。また、「注2で発送人、受取人、運搬について責任を有する者のいずれか又は連名により記載する」については、事業者の負担の軽減のため、いずれかの者が代表して記載し、提出することを認めているものであり、運搬確認申請書等の申請方法と整合をとっています。
636	様式第二十六の四(第24条の2の9関係取決めの締結届 質問:「輸出予定日」は、誤字ではないでしょうか。 特定放射性同位元素の数量等を定める告示 (特定放射性同位元素の数量)	
637	「輸入予定年月日」とあるのは「搬出予定年月日」のことか。であれば表記を「搬出予定年月日」としていただきたい。	
638	様式第 26 の4 取決めの締結届の注3に関して。輸送物に収納する実数量を示すとなっているが、許可証上のどの核種・数量の組み合わせの線源だったり装備機器なのかわからないので、許可証上の数量と輸送物に収納する実数量の両方を記載させるようにする方がよいのではないか。実数量だけ記載して原子力規制庁に提出しても、原子力規制庁から許可証の数量と異なるなどの質問を受けたくないの、両方を記載させる方が良いと考えます。	(回答)御指摘を踏まえ、許可証上の数量と輸送物に収納する実数量(減衰補正)の両方を記載するよう様式を修正します。 また、規則案第 24 条2の9の届出に添付する説明書については、関係法令に基づき提出される書類を確認することで代替可能であると判断できることから、削除します。

639	<p>様式第 26 の 4 について</p> <p>様式上、運搬される特定放射性同位元素の数量を記載することとなっているが、記載の注意事項を見ると、「数量は、輸送物に収納する実数量を示し」とあります。確かに輸送時は実数量で運搬するのが常ですが、特定放射性同位元素とうたっている以上、許可証の何番の放射性同位元素であって、許可されている数量を明確にしなければまずいとする。特定放射性同位元素の定義数量以下に減衰している線源もあることを考慮しても実数量を明記しても意味の無い届出書になってしまう。</p>
640	<p>許可上の数量で輸送を行っている実態があるため、注 3 については「数量は輸送物に収納する実数量または許可上の数量を示し、単位としてはベクレルを用いること。」としていただきたい。</p>
641	<p><運搬取決め></p> <p>◎第 24 条の 2 の 9 第一号</p> <p>運搬される特定放射性同位元素に関する説明書や第三号の特定放射性同位元素の運搬に係る責任の移転に関する説明書は必要なのか。様式 26 の 4 に欄を設けて、様式の注釈を丁寧に記載すれば十分だと思うし、あえて説明書を作成させて添付させる必要があるのかわからない。過剰な要求ではないか。</p>
642	<p>第 24 条の 2 の 9 各号(特に第一号と第三号)</p> <p>取決めの締結の内容の写しを添付させれば十分で、さらに説明書を作成させ添付させるのは過剰な要求ではないか。核燃料物質の運搬とは異なり、運搬される特定放射性同位元素に関する情報は多岐に渡らないし、国内の運搬で運搬に係る責任が複数移転することもありないと思う。核燃料物質の運搬の考え方を流用しているのか不明だが、国内の放射性同位元素の運搬の実態を踏まえて作成されているのか、疑問です</p>

643	<p>第 24 条の 2 の 9 第 1 項第 1 号</p> <p>80.「特定放射性同位元素に関する説明書」とは何を表すのか明確に示していただきたい。</p> <p>核種と放射能であれば、届出書の様式内に記載する項目があるため添付する必要はない。</p>	
644	<p>第 24 条の 2 の 9 第二号</p> <p>特定放射性同位元素の運搬計画に関する説明書については、運輸省令の車両運搬規則で要求されているので、二重規制にならないか。例えば、車両運搬規則第 20 条では、法第十八条第二項の国土交通大臣の確認(以下「運搬の安全の確認」という。)を受けようとする者は、運搬前に、運搬に関する計画書を国土交通大臣に提出しなければならない。と定められているので、B 型については運搬に関する計画書を国土交通大臣に提出している。</p>	
645	<p>第 24 条の 2 の 9 第二号</p> <p>運搬計画がどんな内容なのかわからないが、第 24 条の 2 の 8 第 2 項の運搬の取決め事項以上に要求事項があるのであれば、締結の届出で要求するのではなく、第 24 条の 2 の 8 第 2 項の運搬の取決めで要求し、取決めの締結内容の写しを届出に添付すれば足りるようにした方が良いのではないかと。と言うより、していただきたいと思ます。</p>	
646	<p>(特定放射性同位元素の運搬に関する取決めの締結の届出)</p> <p>質問:第二十四条の二の九の届出期限と提出方法(郵送も可能でしょうか)</p>	<p>(回答)運搬に関する取決めの締結の届出期限については、当該運搬が開始される前までに提出する必要があります。提出方法については、郵送による提出も可能ですが、提出期限までに原子力規制委員会に到着していることが必要です。</p>
647	<p>質問:届出は、強化セキュリティレベルのものは、別記様式第 26 の 4 で届出るとのことなので、基礎的セキュリティレベルの場合は、各事業所独自の書式を作って良いとのことでしょうか。</p>	<p>(回答)基礎的セキュリティレベルについては、運搬の取決めの締結の届出を求めているため、事業者が運搬の取決めの締結について記録する際の様式は独自の形式でも差し支えありません。</p>

648	<p>規則第24条の2の9</p> <p>・様式第26の4(取り決めの締結届)の提出期限が定められていないが、予定日時より前であればかまわないのか。提出の時期によっては、予定日時は大幅な変更の可能性がある。変更が生じた場合、規制庁への変更届は必要ないということによいか。ただし、変更まで求められた場合は、確定されるのは搬入の直前となり、それまでは頻繁に変更が発生することが考えられとても対応できるものではない。</p>	<p>(回答)届出期限については、当該運搬が開始される前までに提出する必要があります。また、予定日時を変更した場合に、原子力規制委員会へ変更を届け出る必要はありません。</p>
649	<p>様式第26の4</p> <p>・表題は、「特定放射性同位元素の運搬に関する取り決めの締結届」とすべきでないか。</p>	<p>(回答)放射性同位元素等の規制に関する法律において、運搬の取決めの締結を求めているのは、特定放射性同位元素に限られており、混同が生じるおそれがないことから、原案のとおりとします。</p>
650	<p>様式第26の4</p> <p>表題を「特定放射性同位元素の運搬に関する取り決めの締結届」としてはいかがか。</p>	
651	<p>・発送人欄の「搬出される事業所等の名称及び所在地」は発送人と同じ場合は、同上と記入するだけでよいか。(受取人の欄、運搬について責任を有する者の欄も同様)</p>	<p>(回答)その解釈のとおりです。</p>
652	<p>注釈4運搬について責任を有する者が複数の場合とは、どのような想定の場合か。</p>	<p>(回答)運搬の途中で積替え等により責任を有する者が変わる場合についても対応できるように様式として定めたものです。</p>
653	<p>許可上は規制対象だが減衰して実数量は対象外となる場合は届け出なくてよいと解釈してよいか。</p>	<p>(回答)放射能が減衰して特定放射性同位元素でなくなった場合には、規則案第24条の2の10第2項の規定により、特定放射性同位元素でなくなった旨を原子力規制委員会に報告しなければなりません。当該報告を行った後は、特定放射性同位元素ではありませんので、取決めの締結を届け出る必要はありません。</p>
654	<p>「注4 運搬の責任を有する者が複数の場合」は「欄を増やす」だけでなく、「(別紙のとおり)」と記載し、別紙を添えること」の文言も記載していただきたい。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、別紙を添えることができるよう修正します。</p>

＜特定放射性同位元素に係る報告＞

655	<p>第 24 条の 2 の 10 線源登録システムを用いて報告しているのだから、様式を定める必要はないのではないか。線源登録システムで報告することで第 24 条の 2 の 10 の報告とすることができるという規定が法令上あるのではないか。(もしないのであれば、今まで様式を用いずに線源登録システムで報告してきたものは何だったのか疑問です)。あるいは、様式の提出と、線源登録システムでの報告の両方が必要というのが正しい手続きなのか。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の 2 の 10 において、様式を書面で届け出る場合に加えて、電磁的記録を用いた線源登録システムを通じて届け出る場合の根拠を明確にしました。 特定放射性同位元素の報告についての様式を定めたのは、線源登録システムが使えない場合の手続を定める必要があるためです。線源登録システムを通じた報告を行っていただければ、様式を用いた報告は必要ありません。</p>
656	<p>第 24 条の 2 の 10 密封された特定放射性同位元素に対して報告を求めているが、密封されていない放射性同位元素に対しても報告を求めなくてよい理由を回答ほしい。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素に該当する非密封放射性同位元素は、ID による管理が行われていないこと、国内で使用されている非密封放射性同位元素の多くが短半減期であることや小分けして使用することにより放射能が短期間で大きく減ることから、線源登録制度の対象とはしていません。</p>
657	<p>則第 24 条の 2 の 10 第 1 項 法令条文でも同様の話しですが、今法令改正において表示付認証機器届出使用者が削除された理由、根拠について説明願いたい。同様に、許可廃棄業者に規制が係られたことについても説明願いたい。殆どの許可廃棄業者は、放射性汚染物としての集荷をしているが、放射性同位元素の廃棄のための集荷をしていない。実体上、許可廃棄業者が特定放射性同位元素に係わることがないのにどういう理由で対象となったのか教えてほしい。</p>	<p>(回答)表示付認証機器に特定放射性同位元素を装備することは認められていないため、対象から除外しています。また、許可廃棄業者については、今後、特定放射性同位元素の一時的な保管を行うことも考えられることから対象としました。</p>
658	<p>則第 24 条の 2 の 10 第 3 項 届出版売業者及び届出賃貸業者においても法第 30 条の規定により所持の制限がかけられ 3 月 31 日に所持している場合が想定できるにも係わらず、当該報告の義務が課せられていないのは何故か説明願いたい。</p>	<p>(回答)届出版売業者及び届出賃貸業者については、販売所及び賃貸事業所で使用又は保管することはありませんので、当該報告の義務は課せられません。</p>

659	<p>防護の説明会で、3月31日に特定放射性同位元素を所持していなければ当該報告は要らないと説明を受けていますが、これとは別に管理状況報告書で3月31日に所持している放射性同位元素について報告をしています。特定放射性同位元素であっても当該管理状況報告書で報告しています。何故、同じような報告をさせているのでしょうか。説明願います。</p>	<p>(回答)管理状況報告書は許可又は届出の範囲内で適切に放射性同位元素を使用しているかの確認及び被ばく状況の確認のために提出するものであり、規則第24条の2の10の報告は、放射線源の識別と所持の把握や不法所持の抑制のために特定放射性同位元素のトレーサビリティを確保する観点から所在を把握するために報告するものです。したがって、目的及び報告等の内容並びにその利用方法が異なることから、それぞれの報告様式の提出を求めるものです。</p>
660	<p>規則第24条の2の10第3項 年度報告は、管理状況報告書でも提出しているものであることから、同じ報告を二重に提出しているものである。この改正時に削除することはできないのか。</p>	
661	<p>規則第24条の2の10 密封線源に限っている報告なので、表題も(密封された特定放射性同位元素に係る報告)としたほうが一目瞭然でよい。</p>	<p>(回答)規則案第24条の2の10に規定する放射性同位元素に係る報告については、本文中において明確に「密封された特定放射性同位元素」に限定していますので、原案のとおりとします。</p>
662	<p>規則第24条の2の10 見出しが、(特定放射性同位元素に係る報告)とありますが、今法改正により密封されていない放射性同位元素にも特定放射性同位元素が規定されたので、当該見出しは、(密封されている特定放射性同位元素に係る報告)とすべきと考えます。</p>	
663	<p>第24条の2の10 密封線源に限っている報告なので、表題も(密封された特定放射性同位元素に係る報告)としていただきたい。</p>	
664	<p>様式第26の5 「注7用途」について、現行のwebで登録を行う線源登録システムでは用途が限定されているため、注の中に選択できる用途についてすべて記載していただきたい。</p>	

<防護に関する教育訓練>

665	<p>第 24 条の2の11第 2 項 特定放射性同位元素業務従事者の職務の内容……とありますが、当該従事者となる者は内容によって解ることになるのですか。そのようには読み取れないので、この職務内容の意図することを示してください。</p>	<p>(回答)個別の防護従事者の具体的な職務内容は出入管理、防護区域の常時監視や一時立入者への同行・監督等、様々なものが想定されます。この職務内容を踏まえて、防護に係る教育及び訓練の具体的な内容を事業者が定めることが必要となります。</p>
666	<p>第 24 条の2の 10 第1項第2号 教育及び訓練の項目に関して、各事業所が執る防護措置と防護規程は関連が非常に深いことから、総論として、イ特定放射性同位元素の防護に関する法令と概要、各事業所ごとの教育訓練として、ロ特定放射性同位元素の防護に関する措置及び特定放射性同位元素防護規程とする方がよいのではないかと。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の11 第1項2号イについては、「特定放射性同位元素の防護に関する概論」において、特定放射性同位元素の防護に関する基本的な考え方及び措置についての教育を行うことを想定しています。また、「特定放射性同位元素の防護に関する法令及び特定放射性同位元素防護規程」においては、法令及び防護規程に基づく具体的な防護措置に関する教育及び訓練を行うことを想定しています。</p>
667	<p>第 24 条の2の 11 第1項第2号 教育及び訓練の項目に関して、特定放射性同位元素防護管理者の要件の一つに、放射性同位元素の取扱いに関する一般的な知識が求められているので、特定放射性同位元素防護従事者にも同様に放射性同位元素の取扱いに関する一般的な知識を 30 分でも教育する必要があるのではないかと。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素防護管理者については、施設における特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理する者であることから、放射性同位元素の取扱いに関する一般的な知識を求めています。他方、防護従事者については、警備員のように管理区域に立ち入らない者もいることから、放射性同位元素の取扱いに関する一般的な知識を一律に教育することを求めています。</p>
668	<p>第 24 条の2の 11 第2項 「項目の全部又は一部を行う必要がないと認める場合」について、放射線障害の防止の方では、第 21 条の2第2項で、項目又は事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、と定められている。同じ規則なのだから、有していると認められる者、行う必要がないと認める場合、と書き方が異なるのは、規制を受ける我々にとって複雑なので避けてほしいし、規則案を見直してほしい。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の11 について、御指摘を踏まえ、規則第 21 条の2第2項に規定との整合性をとって、「防護従事者の職務の内容、防護従事者の知識等により同項第2号に掲げる項目の全部又は一部を行う必要がないと認める場合」を「防護従事者の職務の内容に応じて、同項第2号に掲げる項目の全部又は一部に関し十分な知識等を有していると認められる者に対して」に修正します。</p>

669	<p>第 24 条の 2 の 11 の 1</p> <p>コメント: RI の運搬においては販売届出事業者が荷主として輸送の許可を取得したうえで運搬を実施している。輸送会社に対して指示する立場でもあるため、同等の教育訓練が必要と思われます。ご検討ください。</p>	<p>(回答)届出賃貸業者及び届出販売業者については、販売所又は賃貸事業所において特定放射性同位元素を使用又は保管する施設がないことから、防護区域の設定や監視装置の設置等の防護措置を行うことはありませんので、特定放射性同位元素の防護に関する教育及び訓練を実施することまでは求めています。一方、運搬中における防護に係る教育及び訓練については、「放射性同位元素等車両運搬規則」を所管する国土交通省とも調整してまいります。</p>
670	<p>(特定放射性同位元素の防護に関する教育訓練)</p> <p>質問: 第二十四条の二の十一販売業者は教育訓練の対象から外れていますが、販売業者の教育訓練は不要でしょうか。</p> <p>理由: 届出販売・賃貸業者は特定 RI を所持することはないが、運搬を委託し、許可届出使用者に保管の委託をすることはある。</p>	<p>(回答) 昨年説明会では、防護従事者に対する教育及び訓練について、「防護措置に関する課目」、「放射線及び放射性同位元素の概論」、「放射線の人体に与える影響に関する課目」を行うことが必要であると説明しました。その後の検討の結果、防護従事者については、警備員のように管理区域に立ち入らない者もいることから、放射性同位元素の取り扱いに関する一般的な知識を一律に教育することを求めないこととしました。</p>
671	<p>則第 24 条の 2 の 11 第 1 項第 2 号</p> <p>特定放射性同位元素防護従事者に対する教育及び訓練の項目が、今までに行ってきた説明会で示されたものと比較しますと項目が 3 つから 2 つに減っていますが、防護を運用するうえで項目が減っても構わないという判断だったのでしょうか。回答願います。</p>	<p>(回答) 昨年説明会では、防護従事者に対する教育及び訓練について、「防護措置に関する課目」、「放射線及び放射性同位元素の概論」、「放射線の人体に与える影響に関する課目」を行うことが必要であると説明しました。その後の検討の結果、防護従事者については、警備員のように管理区域に立ち入らない者もいることから、放射性同位元素の取り扱いに関する一般的な知識を一律に教育することを求めないこととしました。</p>
672	<p>則第 24 条の 2 の 12 第 1 号ニ</p> <p>“並びに“で続いているので、「特定放射性同位元素の点検及び保守の状況」と読むのでしょうか？このままでは、特定放射性同位元素の保守をすることを求めていると判断できますが、当該同位元素の点検と保守はどのようにすればよいのか、詳細を示していただけると願います。</p>	<p>(回答) 御指摘を踏まえ、規則案第 24 条 2 の 12 第 1 項第 1 号ニを修正し、二とホに分けて規定します。</p>

673	<p>各条文中「教育及び訓練」と「教育訓練」の違いについて、「教育及び訓練」は法令用語と考えていたが、新法律(第5条関係)第三十八条の四には「…放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護に関し、業務の改善、教育訓練の充実その他の必要な措置を講ずる責務を有する。」との記載もある。「及び」の有無による意図に差があるのか、加えて予防規程等に定める場合等にこの用語の使い方に考慮すべきことがあればご教示願いたい。</p>	<p>(回答)「教育及び訓練」と「教育訓練」は同義です。放射性同位元素等の規制に関する法律においては、具体的な要求事項を定める場合には「教育及び訓練」を用い、条文の見出しには「教育訓練」を用いています。事業者が防護規程に定める場合には、「教育及び訓練」と「教育訓練」を使い分ける必要はありません。</p>
674	<p>第24条の2の11 第1項第1号 「初めて特定放射性同位元素の防護に関する業務を開始する前」について、本規則の施行前から特定放射性同位元素の防護に関する業務を行っている者(特定放射性同位元素の取り扱いを行っている者)に対する教育及び訓練は施行前に実施しなければならないのか。 施行前の実施だと根拠法令がない状態になるが有効と判断していたか、施行後の猶予期間を設けていただきたい。</p>	<p>(回答)規則案第24条の2の11に規定する特定放射性同位元素の防護に関する教育訓練については、施行後に実施してください。 上記については、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムで御説明します。</p>
675	<p>第1項第2号(イ) 「概論」とすると定期的に実施する項目としてはすぐわないため、「防護に関する項目」として、適切な内容を実施できる表現に変えていただきたい。</p>	<p>(回答)規則案第24条の2の11第1項第2号イに規定する「特定放射性同位元素の防護に関する概論」では、特定放射性同位元素の防護に関する基本的な考え方及び措置についての教育を行うことを想定しております。このため、原案のとおりとします。</p>
676	<p>第2項 「特定放射性同位元素の防護のために必要な教育及び訓練の時間数を定める告示」では、項目と時間数が同じ号に記載されているため、本項の規定により、項目だけでなく時間数についても一部の省略を可能とさせていただきたい。</p>	<p>(回答)教育及び訓練の時間数については、その防護従事者の職務の内容に応じて事業者が定めることとなります。また、十分な知識等を有していると認められる者については、時間数についても省略することができます。</p>

<記帳>

677	<p>第24条の2の12第1項 ホ特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に関する情報の管理の状況 詳細な事項に関する情報とは何を求めているのか。</p>	
678	<p>第 24 条の2の 12 第1項ホ 防護のために必要な措置に関する詳細な事項に関する情報の管理の状況の帳簿の具体例を示していただきたいとおもいます。</p>	<p>(回答)「特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に関する情報の管理の状況」については、実際の管理状況を立入検査で確認できることから、記帳まで求めないこととし、規則案第 24 条の2の 12 第1項第1号ホは削除します。</p> <p>なお、特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に関する情報(以下、管理情報という。)の管理については、以下のような措置をとることが求められます。</p>
679	<p>第 1 項第 1 号(ホ) 「管理の状況」とは具体的にどのような項目で、どの程度の頻度で記録を残すのか、条文内に示していただきたい。 また詳細な内容をガイドライン等で明確に示していただきたい。</p>	<p>・管理情報が記録されている媒体(紙媒体及び電磁媒体)は、施錠できるロッカー等で適切に管理すること</p>
680	<p>第 24 条の2の 12 第1項ホ 防護のために必要な措置に関する詳細な事項に関する情報の管理の状況とは、具体的にどのようなことを記録すればよいのか。これだけでは想像がつかないので、具体的な例や規制側の記帳のイメージを示してほしい。</p>	<p>・管理情報を取り扱う電子計算機については、情報の閲覧をIDやパスワード等で管理することによって、当該事項を知る必要がある者以外の者に知られることがないようにすること</p> <p>・管理情報は、その旨の表記を付して、他の情報と容易に識別できる措置を講ずること</p>
681	<p>第 24 条の2の 12 第1項ホ 特定放射性同元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に関する情報の管理の状況を、なぜ記帳する必要があるのか。防護措置で要求している項目を何でもかんでも記帳させるのは、現実的ではないと思う。</p>	<p>・特定放射性同位元素の防護措置に係る設備等の保守又は線源交換等で防護区域に立ち入る業者及び防護措置に関する業務を委託する業者との間の契約においては、管理情報の外部漏えいを防止するため、契約内容として情報の秘匿に関する事項を規定するなどの措置を講ずること</p> <p>上記については、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムにおいても御説明します。</p>
682	<p>第 24 条の2の 12 第1項ホ 特定放射性同元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に関する情報の管理の状況を記帳する必要性がわからない。</p>	

683	<p>第24条の2の12第2項について</p> <p>法第二十五条の九第一項の規定により、許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、毎年三月三十一日又は許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日若しくは死亡、解散若しくは分割(法第二十六条の二第一項、第二項、第四項、第六項又は第七項の規定による承継がなかった場合に限る。)の日に、前項に規定する帳簿を閉鎖しなければならない。</p> <p>この項は、記帳の項目ですが、平成21年の法改正で、毎年三月三十一日等が法令に入ったときには、予防規程に取り入れるように事務連絡があった。現在の放射線予防規程の表現とは違う事業所は、この表現を使用しなければならないのですか。</p>	<p>(回答)防護規程は放射線障害予防規程とは別に定めていただくこととなりますが、規則第24条の2の12第2項の規定により毎年3月31日に帳簿を閉鎖することを求めています。</p>
684	<p>【放射線障害防止法施行規則の一部改正案について(特定放射性同位元素の防護に関する記帳等)】</p> <p>放射線障害の防止の方の記帳(24条)では、「帳簿に記載しなければならない事項の細目」として、具体的な内容が定められているが、第24条の2の12第1項では、「帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。」としながらも、…の状況という言葉が並んでいて、何を記帳すればいいのか、イメージが全く湧かない。</p>	<p>(回答)規則案第24条2の12第1項第1号に規定する帳簿に記載しなければならない事項の細目の具体的な内容は以下のとおりです。</p> <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護区域常時立入者へ証明書等を発行した年月日、発行を受けた者の氏名、発行を行った担当者の氏名 ・証明書等を紛失した事例があった場合には、その対応の顛末 <p>ロ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護区域の出入口の物理鍵の貸出し記録(鍵の借受人の氏名、貸出し及び返却の日時並びに鍵を貸し出した担当者の氏名) ・防護区域の出入口の鍵管理をIDカード等の個人認証で行う場合には、IDカード等を貸与された者の氏名、貸与した日時及び貸与した担当者の氏名 ・生体認証の場合には、登録された者の氏名、その日時及び登録した担当者の氏名
685	<p>第24条の2の12第1項イ</p> <p>証明書等の発行の状況とは、どのようなことを書けばよいのか例示してほしい。例えば、証明書等の発行を名簿管理していればよいのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防護区域の出入口の鍵管理をIDカード等の個人認証で行う場合には、IDカード等を貸与された者の氏名、貸与した日時及び貸与した担当者の氏名 ・生体認証の場合には、登録された者の氏名、その日時及び登録した担当者の氏名
686	<p>第24条の2の12第1項ロ</p> <p>防護区域の出入管理の状況を記載する場合、何を記載すればよいのか、例を示してほしい。防護区域の出入の都度記帳しなければならない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防護区域へ立ち立った一時立入者の氏名、立入りの目的、入退域の日時、同行した防護従事者の氏名

	らないのであれば、医療機関の場合、患者や職員の入退室のたびに記帳することが求められるため、業務に支障が出るのは明白である。	ハ ・監視カメラ及び侵入検知装置が警報を発した記録(発報した日時、警報の評価、評価結果に基づいて講じた対応、警報の評価に対応した担当者の氏名)
687	第1項第1号(ロ) 「管理の状況」とは具体的にどのような項目で「担当者」とは誰を表すのか、条文内に示していただきたい。 また詳細な内容をガイドライン等で明確に示していただきたい。	ニ ・規則第24条の2の2第2項第7号ニに規定する特定放射性同位元素の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った担当者の氏名
688	第24条の2の12第1項ロ 防護区域の出入管理の状況とは具体的に何を記載すればよいかわからない。防護区域を出入する都度記帳しなければならないのか？	ホ(従前の「特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に関する情報の管理の状況」を削除し、従前の二の「特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置の点検及び保守の状況並びにこれらの担当者の氏名」に係る部分を新たにホと修正します。)
689	第24条の2の12第1項ロ 防護区域の出入管理の状況の記帳について、証明書等が発行され、監視カメラ等で出入を監視され、さらに監視カメラに一定期間録画されているのだから、防護区域の出入管理の状況の記帳は不要ではないか。記帳する意味に関して説明をしていただきたい。	・規則第24条の2の2第2項第7号ニに規定する防護のために必要な設備及び装置の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った担当者の氏名 ・規則第24条の2の2第2項第10号に規定する保守については、保守のために実施した点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った担当者の氏名
690	第24条の2の12第1項ハ 監視装置による防護区域内の監視の状況とは、どのようなことを記録すればよいのか。監視カメラの録画を5年間保存する必要があるのか。それとも、問題あり・なしを記録すればよいのか、例を示してほしい。	ヘ ・特定放射性同位元素の防護に関する教育及び訓練の実施年月日、項目、各項目の時間数、並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名
691	第1項第1号(ハ) 「監視の状況」とは具体的にどのような項目で「担当者」とは誰を表すのか、条文内に示していただきたい。 また詳細な内容をガイドライン等で明確に示していただきたい。	ト(従前の「特定放射性同位元素の防護に関する業務の改善の実施状況」を削除し、従前のチを「特定放射性同位元素の運搬に関する取決め」と修正します。) ・特定放射性同位元素の運搬に関する取決め(原子力規制委員会への届出を義務付けていない基礎的セキュリティレベルの放射性輸送物に係る運搬の取決めを含む。)

692	<p>監視装置による監視は継続して行われているが、どの程度の頻度で記録を残す必要があるのか。</p> <p>異常があったときのみ記録を残すと解釈してよいのか。</p>	<p>チ(削除します。)</p>
693	<p>則第 24 条の 2 の 12 第 3 号</p> <p>「監視装置による防護区域内の監視の状況」に関する帳簿の保存期間についても帳簿の閉鎖後 5 年間となっていますが、当該帳簿とは何を指すのか具体的に示していただきたい。監視モニターによる記録は録画時間が決められていたはずなのに、全データを保管しろと言うことなのではないでしょうか。5 年間とすると膨大なデータ量になるので、問題なければ上書きで十分なように規定して欲しい。</p>	<p>上記については、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムにおいても御説明します。</p>
694	<p>第 24 条の 2 の 12 第 1 項ハ</p> <p>監視装置による防護区域内の監視の状況とは何を記録すればよいのか。監視カメラの録画を 5 年間保存する必要があるのでしょうか？</p>	
695	<p>第 24 条の 2 の 12 第 1 項ハ</p> <p>監視の状況というのは、具体的にはどのような状況を示すのでしょうか。単に監視装置が稼働していることがわかる内容と考えてよいでしょうか。また状況に変化がない場合は記載しなくてもよいと考えてよいでしょうか。その他、帳簿についても記録タイミングなど具体例があれば示してほしい。</p>	
696	<p>第 24 条の 2 の 12 第 1 項ニ</p> <p>特定放射性同位元素の点検や防護のために必要な装備・設備の点検・保守状況の記帳について、作業後 1 回の点検を 5 年分保存するのはかなりの量になるのではないかと。</p> <p>また、特定放射性同位元素の点検とは、どのような点検を指すのですか、もう少し具体的にお願ひしたい。</p> <p>担当者氏名とは、誰のことを指すのか、装置の点検についてはメーカーの者が行うので、その者を担当者として記載するのですか。</p>	

697	<p>第 24 条の 2 の 12 第 1 項ロやハに関連しますが、具体的な入出管理の方法や監視状況の帳簿への記載については、具体例が必要かと思えます。前述のとおり、診療時間中の入退室記録を残すのは業務に支障がでますし、監視状況を動画で残すのであれば膨大なデータ量となります。保管期間のことも考えると現実的に可能である範囲でなければならないと考えます。</p>
698	<p>第 24 条の 2 の 12 第 1 項チ 運搬に関する取決めの締結の実施状況とは、具体的には取決めの締結内容とか締結書と考えてよいか。締結までのやり取りを記帳する必要はないと考えてよいか。</p>
699	<p>第 1 項第 1 号(チ) 「取決めの締結の実施状況」とは具体的にどのような項目を表すのか、条文内に示していただきたい。</p>
700	<p>規則第 24 条の 2 の 12 ・規則第 24 条(記帳)は記帳すべき事項が定められているが、この規定は、同じ規則とは思えない記載方法になっている。「〇〇の状況」だけでは、担当者の解釈によって変わる。必要な記載事項を従前と同じように示すべきである。 ・第 1 号(チ)で、取決めの締結についての記帳が求められ、実運搬については記帳する必要がないようであるがそれでよいのか。</p>
701	<p>第 24 条の 2 の 12 規則第 24 条(記帳)は記帳に関する事項が具体的に定められているが、この条では定められていないため、何をどのように書くのかわからないため、条文内に具体的に示していただきたい。 条文として示すことができないのであれば、各号について具体的な内容をガイドライン等で明確に示していただきたい。</p>

702	第1項第1号(へ) 「教育及び訓練の実施状況」とは具体的にどのような項目を表すのか、条文内に示していただきたい。	
703	第24条の2の12第1項ロ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の第二十四条で指定される、記帳項目の帳簿と同一のものとしてよいのでしょうか。防護に関する記帳の種類が多く、また放射性同位元素使用に関する帳簿と重複する場合も考えられるため管理が煩雑となると思います。	
704	第1項第1号(イ) 「担当者」とは誰を指すのか。「従事する者」としていただきたい。 同号(ロ)、(ハ)、(ニ)に同じ	
705	第24条の2の12第1項と第3項 記帳しなければならない項目が多すぎて、それを5年間保存するのであれば、記録用紙が非常に増えるのではないか。日々の管理だけでなく記帳するという業務も業務量としては負担である。このままでは、記帳のために人材を採用しなければならなくなる。 実態に合うような記帳を考えていただきたい。	(回答)記帳の具体的な内容については、意見番号 684 から 704 の御意見に対する考え方で示したとおり事業者に過大な負担をかけないよう整理し、最小限としています。防護措置に関する記帳は、事業者及び原子力規制委員会が特定放射性同位元素の防護措置に係る活動状況を把握し、法令の遵守状況を確認する上で重要な情報となるため、御協力をお願いします。
706	第24条の2の12第1項と第3項 記帳項目が多すぎる上に、5年間保存するのであれば、膨大な記録用紙となり保管場所の確保も困難である。このままでは記帳のためだけに業務量が増加し、負担が大きい。もう少し実態に見合うように考えていただきたい。	
707	第24条の2の12三帳簿の保存期間は、同様の帳簿である「核燃料物質の使用等に関する規則」第二条の十一第一項の表第八号に準じた期間にすべきではないでしょうか？	(回答)規則案第24条の2の12第3項に規定する「保存期間」については、規則第24条第3項と整合性をとって定めています。

708	<p>第 3 項 特定放射性同位元素の取扱いを終了し、その後取り扱いを行う予定がない場合において、その時点で防護の措置に異常が無ければ、防護が達成したと判断できるため、その後 5 年間記録を保管する必要はないのでは。</p>	<p>特定放射性同位元素の取扱いを終了した場合であっても、事後的に確認を要する事態が生じた場合に備え、5年間保管が求められます。</p>
709	<p>第 24 条の 2 の 12 第 1 項ト 防護に関する業務の改善の実施状況を記帳することとなっている。一方、放射線障害の防止に関する業務の改善については、放射線障害防止の記帳(第 24 条)では業務の改善を記録することは求められてなく、予防規程解釈等で業務の改善を記録するようになっている。なぜ、特定放射性同位元素の防護の場合は、業務の改善を記帳することを求めるのか。放射線障害の防止と同じように、防護規程解釈等で業務の改善の記録を求めればよいのではないか。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、規則案第 24 条の 2 の 12 第 1 項トの項目を削除し、防護規程に業務の改善に係る記録を取ることを記載することとし、その旨防護規程のガイドで明確にします。</p>

<特定放射性同位元素防護管理者>

710	<p>法第 38 条の 4 関係 法律で「許可届出使用者等の責務」として新たに追加され、さらに章(第 6 章:この条文のみで成り立っている章)建てまでしたにも関わらず、これに関する規則が規定されないのは何故ですか。許可届出使用者等の責務は有名無実、精神論だけ規定したと言うことでしょうか? 許可届出使用者等は一体何をしたら良いのでしょうか。</p>	<p>(回答)許可届出使用者等の責務については、IAEA の考え方を踏まえ、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護に関する一義的な責任は事業者にあるとの考えに基づき、今般法第 38 条の 4 に規定したものです。具体的な措置については、規則案第 24 条の 2 の 3 第 17 号に規定する業務の改善として定めています。</p>
-----	---	--

711	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 その他</p> <p>【意見】 会社等の中での組織が同一（同一の部・課等）の敷地等々の条件のため、2つ以上の許可届出使用者である場合、同一の「防護管理者」として、2つ以上の施設の兼任をすることは可能か？</p> <p>【理由】 このように同一敷地内に、複数の許可届出使用者が存在し、法令上は、別々の組織として運営されているが、実態としては、同一の人員が配置されている場合がある。</p> <p>このような場合、情報管理や組織運営の観点から「防護管理者」については、2つ以上の施設で兼任することが可能か（特に、防護管理者の要件に「防護に関する業務を統一的に管理できる地位にある者」とあり、複数人の人選が困難になることが考えられる。</p>	
712	<p>第 38 条の 5 防護管理者は 2 つ以上の事業所を兼任できるのでしょ うか？「統一的に管理できる地位」というのが曖昧です。</p>	<p>(回答)同一敷地内であっても、許可番号が異なる事業所であれば、それぞれに特定放射性同位元素防護管理者を選任する必要があります。特定放射性同位元素防護管理者は、特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理することがその職責です。お尋ねの点については、同一の者に兼任させることにより、緊急時における対応を含め、特定放射性同位元素防護管理者の職責を果たすことができるのかという観点から事業者において適切に判断することが必要です。</p>
713	<p>その他</p> <p>【意見】 会社等の中での組織が同一（同一の部・課等）の敷地等々の条件のため、2つ以上の許可届出使用者である場合、同一の「防護管理者」として、2つ以上の施設の兼任をすることは可能か？</p> <p>【理由】 このように、複数の許可届出使用者が存在し、法令上は、別々の組織として運営されているが、実態としては、同一の人員が配置されている場合がある。</p> <p>このような場合、情報管理や組織運営の観点から「防護管理者」につ</p>	

	<p>いては、2つ以上の施設で兼任することが可能か(特に、防護管理者の要件に「防護に関する業務を統一的に管理できる地位にある者」とあり、複数人の人選が困難になることが考えられる。</p>	
714	<p>第 38 条の 4 第 2 項 施行時点で特定放射性同位元素の取り扱いをしている事業所については、施行日前に選任した場合でも有効と解釈されるか。 その場合、施行日前に届け出ることとは可能か。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素防護管理者は、施行日に選任し、30 日以内に届出が必要です。</p>
715	<p>則第 38 条の 5 第 1 号、第 3 号 「統一的に管理できる地位にある者」と「管理的地位にある者」との違いについて説明願いたい。</p>	
716	<p>(意見3)第三十八条の五第1項に対する意見 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第三十八条の五第1項で定める特定放射性同位元素防護管理者の要件について、「特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理できる地位にある者」と、「特定放射性同位元素の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者」とありますが、具体的にどの程度の職位の者を示すのか具体的に提示いただきたい。 (理由) 今後、特定放射性同位元素防護管理者を選任するために「特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラム」を受講させることとなりますが、その際に、その他の要件を確実に満足している者を受講させる必要があり、教育プログラム参加申込み手続きまでに具体的な要件を確認しておきたいため。</p>	<p>(回答)規則案第 38 条の 5 第 1 号に規定する「防護に関する業務を統一的に管理することができる地位」とは、原則として、特定放射性同位元素の防護に関する業務に係る意思決定権を持ち、予算等の措置に一定の裁量を持つ職位にある者であり、防護部門の実務上のトップを指します。 同条第 3 号に規定する「管理的地位」とは、前者の指示の下で施設の防護に係る一部又は全部の業務を管理運営する職位にある者を指します。</p>

717	規則第38条の5 ・第1項の管理できる地位にある者と第3項の管理的地位にある者と書き分けている理由はなんでしょうか。管理的地位とはどういった地位のことですか。	
718	第38条の5 第1項第1号 防護に関する業務は複数の部門にわたるため、「防護に関する業務を統一的に管理」する者が経営者しか選任できなくなる可能性がある。 柔軟に対応できる表現に改めていただきたい。	
719	「管理できる地位」と第3号の「管理的地位」については同じことを表していると解釈できるため、文言を統一していただきたい。	
720	管理的地位になる前に防護に関する業務に従事した実績があった者も認めるべきではないか。	
721	則第38条の5第2号 取扱いに関する一般的な知識とあるが、「一般的」に関する基準は何をもって定めるのか、もっと具体的に示してほしい。	
722	第三十八条の五第1項に対する意見 「放射性同位元素の取扱いに関する一般的な知識を有する者」とは、放射性同位元素取扱主任者免状の取得者なのか、放射線業務従事者なのか、具体的にどのような者を示すのか提示いただきたい。 (理由) 今後、特定放射性同位元素防護管理者を選任するために「特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラム」を受講させることとなりますが、その際に、その他の要件を確実に満足している者を受講させ	(回答)規則案第38条の5第2号に規定する「一般的な知識」とは、放射性同位元素の安全上の取扱い等に係る基礎的知識を指します。 御指摘の放射線取扱主任者免状の取得者や、放射線業務従事者であれば一般的な知識を有する者に該当します。

	<p>る必要があり、教育プログラム参加申込み手続きまでに具体的な要件を確認しておきたいため。</p>	
723	<p>防護管理者の要件として、放射性同位元素の取扱いに関する一般的の知識を有する者とあるが、具体的にどの程度の知識が必要であるのか。資格等の要件は有るか確認したい。</p>	
724	<p>第三十八条の五の三特定放射性同位元素防護管理者の要件は、「特定放射性同位元素の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者であること。」とあり、後者の対応として、今回は特定放射性同位元素防護管理者育成プログラム受講で対応可能ですが、今後異動等により特定放射性同位元素防護管理者が変わる場合、タイムリーに特定放射性同位元素防護管理育成プログラム講習が受講できるよう、今後も継続して特定放射性同位元素防護管理育成プログラム講習を開催いただく等の配慮をお願いしたい。</p> <p>また、特定放射性同位元素防護管理者の要件に必要な特定放射性同位元素防護管理者育成プログラム講習の受講においても、「特定放射性同位元素防護管理者に選任後、一年以内に、特定放射性同位元素防護管理者育成プログラム講習を受講すること」などの記載により、猶予期間設定の配慮をお願いしたい。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムは、特定放射性同位元素防護管理者及びその代理者に選任される予定の方の2名に参加いただくよう準備しています。また、特定放射性同位元素の防護措置は、新たに規制要求するものであるため、現時点において経験者を有する事業者は少ないと考えています。これを踏まえ、事業者は、特定放射性同位元素防護管理者の人事異動等に伴う変更をあらかじめ想定し、当該防護管理者とともに業務を行う代理者等に防護措置に係る業務を経験させる等、次の防護管理者を適切に選任できるように運用することが必要となります。</p> <p>また、特定放射性同位元素防護管理者は、緊急時等において、現場の状況を把握した上で適切な判断及び現場への指示を含む対応が求められることから、要件として防護に関する知識のみならず実務経験を必要としています。</p> <p>なお、事業者の特定放射性同位元素防護管理者の資格の要件となる特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムを継続的に開催することの必要性については、特定放射性同位元素防護管理者及びその代理者の運用状況を踏まえ、今後検討してまいります。</p>

725	<p>規則第38条の5第3項</p> <p>防護管理者の要件に「特定放射性同位元素の防護に関する業務に管理的地位にある者として1年以上従事した経験を有する者」とありますが、管理的地位にある者に、第24条の2の2にあるような防護従事者の業務をやらせられるとは思えません。管理的地位にある者をいずれ防護管理者にできるようにしておくため、運用上なにもしない防護従事者を立てざる得なくなり目的と外れるのではないのでしょうか。管理的地位になる前の時点でも過去に実績があった者も認めるべきではないのでしょうか。</p> <p>また、防護管理者は、防護の措置に直接携わることがないようですが、防護の実務経験を必要とする理由はなんですか。第2号と同じく管理するために必要な防護の知識だけ持っているのではだめなのではないでしょうか。</p> <p>新規に参入した事業所で防護従事者の経験者はいません。また、新規でなくとも「管理的地位にある者」が防護従事者の経験を1年以上有しているとは限らず、「これと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者」として実施される育成プログラムは継続的に実施してもら必要があります。</p>	
726	<p>「これと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会 が認めた者」として、育成プログラムは継続的に実施していただき たい。</p>	
727	<p>第1項第3号</p> <p>育成プログラムを受講した者は「原子力規制委員会が認めた者」に 該当すると解釈してよいか。また、これ以外の手段があるのか。</p> <p>育成プログラムに参加できなかった場合や、参加したが施行日まで に当該者が病気等で事業所からいなくなってしまった場合にはどの ように対応すればよいか。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムを受講した者は、規則 案第38条の5第3号に規定する「知識及び経験を有していると原子力規制委員会 が認めた者」とみなすことができるよう調整しています。現時点で同育成プログラム に代わるものはありません。同育成プログラムは全国7都市で開催し、東京では2 回開催する予定です。もし、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムに</p>

		参加できなかった場合や病気等で特定放射性同位元素防護管理者に選任される予定の該当者がいなくなった場合には、原子力規制庁に御相談下さい。
728	第 38 条の6 防護管理者に関する選任届(様式第53の2)への記入について、管理者として適切であるかを確認する項目がない。(取扱主任者の選任届では主任者番号等の記載項目がある。)この様式で問題ないか。	(回答)規則案第 38 条の5に規定する要件を満たす者を事業者自らが判断し、防護管理者として選任することになりますので、当該様式については、原案のとおりとします。
729	様式第 53 の2 防護管理者選任・解任届ですが、「使用・廃棄業運び入れ年月日」はおかしいのではないかと。運び入れだけでよいのかわからない。例えば、「特定放射性同位元素の取扱いの開始年月日」はいかがでしょうか。	(回答)御指摘を踏まえて、「使用・廃棄業運び入れ年月日」を「特定放射性同位元素の取扱いの開始年月日」に修正します。なお、既に特定放射性同位元素を取り扱っている事業所については、施行される平成 31 年9月1日と記載してください。
730	様式53の2 表の「使用／廃棄業の運び入れ年月日」について、記載の「使用」では行為の使用と読めるが、許可届出使用者のことを指しているのでしょうか。	
731	運び入れ年月日とは、いつのタイミングを書けばよいのでしょうか。常に出入りしている場合もあり何を想定された項目かがわかりかねます。	
732	様式第 53 の 2 本規則の施行前から特定放射性同位元素を取り扱っている事業所は「使用(廃棄業)運び入れ年月日」については施行日を記入すればよいと解釈してよいのか。	
733	注 4 に「運び入れた年月日を記載すること」とあるが、新たに特定放射性同位元素を取り扱う予定の者においては、まだ運び入れ等を行っていないため、年月日を記入することができない。項目を削除する	

	か、「運び入れ年月日」あるいは「運び入れた年月日または予定の年月日」等の表現にしてはいかがか。	
734	運び入れ年月日はどのタイミングを書くのか。日常的に運び入れを行っている者や非密封の場合は、対象となるか否かが日々変化する可能性があるが、いつの日付を記載すればよいか。	
735	様式第 53 の2について 記載項目の「使用運び入れ年月日及び廃棄業運び入れ年月日」については特定放射性同位元素を運び入れた日を記載することとされているが、特定放射性同位元素防護管理者の選任・解任に全く関係ない事項なので削除することを提案します。例えば、非破壊検査事業所のように、一つの線源は 3 から 4 か月で交換、さらに複数の線源を所持していること。セシウムなど半減期の比較的長いものは特定放射性同位元素防護管理者が複数人選解任を行ったとしても、この欄に記載する事項が変わらないことなどを考慮しても、意味の無い記載事項と考えます。	
736	【放射線障害防止法施行規則の一部改正案について(特定放射性同位元素防護管理者の選任)】 第 38 条の4第2項 規則案では、防護管理者の選任は、業として特定放射性同位元素の廃棄を開始するまでにしなければならないと規定されていますが、放射性同位元素等の許可廃棄業者で、許可上、特定放射性同位元素の貯蔵能力を有していても、業として特定放射性同位元素の廃棄を開始しないのであれば、防護管理者の選任は不要と考えてよいでしょうか。この場合、同様に、防護規程の作成や届出も不要と考えてよいでしょうか。	(回答)新たに特定放射性同位元素の取扱いを開始する場合には、御指摘のとおりです。ただし、既に特定放射性同位元素の取扱いを行っている場合に、特定放射性同位元素の取扱いを止めたとしても変更許可申請の許可あるいは廃止届の受理の後でなければ、防護措置の規制対象から外れることはありません。

737	法律の施行日において、特定 RI を使用している事業はいつまでに防護管理者選任届および代理者選任届を提出すれば良いか。施行日に防護管理者および代理者を選任し、30 日以内に届けば良いか。	(回答)その解釈のとおりです。
-----	---	-----------------

<特定放射性同位元素防護管理者定期講習>

738	第 38 条の 7 核物質防護管理者の場合には定期講習の制度がありません	(回答)特定放射性同位元素防護管理者については、特定放射性同位元素の防護に係る知識及び経験について、資質の維持及び向上を図るために定期講習を行うこととしています。これは、放射線取扱主任者に係る定期講習と整合性をとったものです。
739	第 38 条の 7 第 2 項第 1 号 本規則の施行前に実施される育成プログラムを受講し、施行日をもって選任された防護管理者であっても、選任後 1 年以内に定期講習を受ける必要があるか。	(回答)規則案第 38 条の7第2項第1号の規定により、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムを受講した者であっても、選任後1年以内に特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受講しなければなりません。
740	「放射線障害防止法施行規則の一部改正案新旧対照表」において、「第三十条の七 3 登録 特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関は、毎年少なくとも二回、特定放射性同位元素 防護管理者定期講習を実施しなければならない。」となっているが、多数の工場又は事業所から多数の受講者がいるものと推測される。特に初回については、申込み多数で受講ができないということがないよう講習会の回数増、講習会の追加開催などをしていただきたい。	(回答)御指摘を踏まえ、特に施行後の初回については、受講希望者の状況に応じて特定放射性同位元素防護管理者定期講習の回数を増やすよう検討します。

741	<p>【放射線障害防止法施行規則の一部改正案について(特定放射性同位元素防護管理者定期講習について)】</p> <p>第 38 条の7第3項</p> <p>防護管理者定期講習の回数について、防護管理者定期講習機関は毎年少なくとも2回以上実施するとなっているが、対象事業所が放射線障害防止よりもかなり少ないことから、複数の登録機関が年2回以上実施することは難しいのではないかと懸念する。</p> <p>最初に登録した防護管理者定期講習機関が防護管理者定期講習を独占し、後から防護管理者定期講習機関の登録をしたくてもニーズがないというような状況になる可能性もあり、登録制度の根幹が揺るぐのではないかと危惧する。年2回以上という制限はなくする必要があらうと思う。</p> <p>また、毎年少なくとも2回以上とは、障害防止法での年度概念と異なっている。受講する者としては、混乱を招くものである。</p>	(回答)御指摘を踏まえ、「毎年少なくとも2回」を「毎年少なくとも1回」に修正します。
742	<p>則第 38 条の7第 4 項</p> <p>「過去 3 年以内に放射線取扱主任者定期講習を受けた者に対しては、第 1 号及び第 2 号に掲げる課目を省略することができる。」とあるが、放射線取扱主任者に選任されていないものが特定放射性同位元素防護管理者となっている場合においては、次の特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受ける際には、第 1 号及び第 2 号に掲げる課目省略の対象とはならないと解釈することによろしいですか？</p>	(回答)その解釈のとおりです。
743	<p>「放射線取扱主任者定期講習」そのものが「特定放射性同位元素防護管理者定期講習」と規定すべき内容だったのでしょうか？防護関連の条文中に放射線取扱主任者に関する定期講習の事項が出てきますので非常に違和感があります。</p>	(回答)法改正に伴い、新たに防護措置に係る定期講習を設けたことから、これまでの放射線取扱主任者に対する定期講習の名称を「放射線取扱主任者定期講習」とし、防護措置に係る定期講習の名称を「特定放射性同位元素防護管理者定期講習」としました。

744	放射線取扱主任者定期講習には課目の省略規定がないのに、特定放射性同位元素防護管理者定期講習において課目の省略規定が設けられた理由を説明願います。	また、特定放射性同位元素防護管理者を放射線取扱主任者が兼務する場合がありますことも踏まえて、特定放射性同位元素防護管理者定期講習の課目のうち、放射線取扱主任者定期講習と重複する課目について省略規定を設けました。
745	放射線取扱主任者定期講習の再講習の期間の考え方も特定放射性同位元素防護管理者と同じなので確認いたしますが、再講習を受ける時間のタームは、前回の放射線取扱主任者定期講習を受けた年度の翌年度の開始の日から3年以内となっているので、場合によっては3年を超えることが考えられ、その場合は当該規定により、当該科目の省略はできないこととなりますが、そのような解釈で良いですか。	
746	特定放射性同位元素防護管理者定期講習の課目が省略できる放射線取扱主任者定期講習は、施行規則別表第4に規定されている全ての放射線取扱主任者定期講習が該当し、例えば、届出版売業者が選任した放射線取扱主任者が受講する定期講習を受けた者でも省略可能と判断できますが、改正規則の規定の解釈はこれで間違いありませんか。	(回答)御指摘を踏まえ、特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受けようとする日の属する年度の開始の日から過去3年以内に放射線取扱主任者定期講習を受講した場合には、放射線障害防止法若しくは放射性同位元素の取扱いに関する課目又はその双方を省略できるように修正します。
747	第38条の7第4項 「過去3年以内に放射線取扱主任者定期講習を受けた者に対しては、第1号及び第2号に掲げる課目を省略することができる。」とありますが、例えば第1種主任者であっても主任者として選任され定期講習を行っていない防護管理者は、主任者資格を有していない防護管理者と同じく省略はなしということになりますか。また、主任者定期講習はそれを受けた年度の翌年度から3年以内となっていますが、タイミングによっては定期講習を受けていても、防護管理者講習を受けて3年以上が経過していれば省略なしと解釈できるため、主任者定期講習と同じく受けた日の翌年度から3年以内とするなど、統一的な期限の考え方にする方が良いのではないのでしょうか。	

748	<p>第 38 条の7第4項 過去三年以内にとあるが、取扱主任者の定期講習の項目に三年以内というくりはない。どのように解釈すれば良いのか理解できない。</p>	
749	<p>特定放射性同位元素防護管理者の定期講習において、再講習時に省略が適用された場合に必要な項目は、「特定放射性同位元素の防護に関する課目:1 時間以上」にもかかわらず、総合時間数が1 時間30 分以上となっている。登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関において上記省略の有無の確認をしたり、受講者が課目ごとに異なったり、課目によっては時間数で受講者を分けるなど、講習機関としては複雑怪奇な対応をしなければならない。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素防護管理者定期講習を受講する事業所における特定放射性同位元素の使用の実態等を踏まえて必要な教育訓練を行うことができるようにするため、必要最低限の時間数のみを定め、省略の有無にかかわらず、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が自ら時間数を決められるようにしたものです。</p>
750	<p>このような定期講習は、登録機関に任せず、国がやるべきと考える。まして、新規の事業所で特定放射性同位元素を取り扱うような場合における特定放射性同位元素防護管理者の講習についても、登録機関に任せるのには無理があると思う。国は防護の仕方、何を防護すれば良いのか、防護規程に記載すべき内容等については国が全ての情報を持っている。国が責任をもって特定放射性同位元素防護管理者を育成すべきと考える。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素防護管理者定期講習については、法令上、原子力規制委員会又は登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が実施できることとなります。登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関については、当該登録機関として業務を行うための要件を満たすとともに、その業務規程は原子力規制委員会の認可が必要です。さらに、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関に対しては、適切に業務を実施しているか立入検査において定期的に確認していきます。</p>
751	<p>特定放射性同位元素防護管理者に対する定期講習の課目が、今までに行ってきた説明会で示されたものと比較しますと項目が4 つから3 つに減っていますが、防護管理を運用するうえで項目が減っても構わないという判断だったのでしょうか。課目が減ったにもかかわらず課目の省略ができるとは、あまりにも特定放射性同位元素防護管理者を甘く観ているのではないですか。回答願います。</p>	<p>(回答)説明会では、①防護に関する課目、②放射線及び放射性同位元素の概論(放射線に係る法令を含む)、③放射線の人体に与える影響、④海外及び最新技術の動向に関する課目の4課目を一案として示していましたが、その後の検討により、④の海外及び最新技術の動向に関する課目を①の防護に関する課目と統合し、最終的に①放射性同位元素の規制に関する法律に関する課目、②放射性同位元素の取扱いに関する課目、③放射性同位元素の防護に関する課目に整理したもので、基本的な講習内容として、変更はないと考えています。</p>

752	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 規則第三十八条の七第四項</p> <p>【意見】 課目に記載が、告示で示されている題目と異なる。 同一とする必要は無いのか？ 告示を読み出してもよいのでは？</p> <p>【理由】 告示で示される課目と異なっている。 合わせる必要があると考えます。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素防護管理者定期講習の時間数を定める告示案については、当該告示内において、放射性同位元素等の規制に関する法律という法律名称が初めて出てくるため、「放射性同位元素等の規制に関する法律に関する課目」と規定しています。このため、原案のとおりとします。</p>
753	<p>【意見】 課目に記載が、告示で示されている題目と異なる。 同一とする必要は無いのか？ 告示を読み出してもよいのでは？</p> <p>【理由】 告示で示される課目と異なっている。 合わせる必要があると考えます。</p>	
754	<p>施行規則第 38 条の 7 第 4 項</p> <p>許可使用者又は許可廃棄業者が選任する放射線取扱主任者定期講習を受けた者に対しては、「第一号又は第二号」でなく、「第一号及び第二号」の省略が可能と考える。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、「第1号若しくは第2号又はその双方に掲げる課目」に修正します。</p>
755	<p>規則第38条の7第4項</p> <p>省略を受けることができる者は、第3号のみの受講でよいとなっているが、告示では第3号の時間数が1時間、総時間数1.5時間となっている。課目を省略できる者が最低時間の受講だけではない理由を説明してほしい。</p>	<p>(回答)「特定放射性同位元素防護管理者定期講習の時間数を定める告示案」の第2項については、「第1号若しくは第2号又はその双方に掲げる課目を省略した場合における特定放射性同位元素防護管理者定期講習の総時間数は、前項の規定にかかわらず、省略した課目以外の課目の時間数(当該課目が2以上ある場合は、その合計時間数)とする。」と修正します。</p>

	<p>総時間数1.5時間であった場合、定期講習機関が第3号の課目を1時間で実施している場合はどうすればよいのか。結果として省略できず使用者に何のメリットもない。</p>	<p>また、特定放射性同位元素防護管理者定期講習の課目の省略については、規則第38条の7第3項の規定により、事業所において取扱う特定放射性同位元素の種類に応じた放射線取扱主任者定期講習を受講している場合に、当該課目を省略することができます。</p>
756	<p>主任者の定期講習の受講者は課目を省略できるとなっているが、どれであっても省略できると解釈してよいか。</p>	

施行規則案第 38 条の 7 第 4 項についての意見です。

定期講習の内容を放射線障害の防止と RI セキュリティとで区別し、特定放射性同位元素の防護に係る課目に特化することによって防護管理者の資質向上を図るべきであると考えます。また、下記に案を示しますが、防護の事案についての情報共有は特出しして規定すべきと考えます。

一方で、第 38 条の 5 第 2 号において、特定放射性同位元素防護管理者の要件として「放射性同位元素の取扱いに関する一般的な知識を有する者」とあります。この要件は普遍的な要素がほとんどであり、選任時に当該知識を有することが前提であるため、定期講習で時間を割いて受講する課目ではないように思います。

上記を踏まえ、下記を提案します。

一法のうち特定放射性同位元素の防護に関する課目

二特定放射性同位元素の防護措置に関する課目

三特定放射性同位元素の防護に係る事案及び対処に関する課目

上記場合、第 4 項ただし書きの除外規定は不要となります。

また、特定放射性同位元素防護管理者定期講習の時間数を定める告示も同様に変更すべきです。

告示の表第 1 号から第 3 号について次の通り提案いたします。

一放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)のうち特定放射性同位元素の防護に関する課目 30 分以上

二特定放射性同位元素の防護措置に関する課目 1 時間以上

三特定放射性同位元素の防護に係る事案及び対処に関する課目 1 時間以上

上記の場合、除外規定は不要となります。

(回答)第 1 号の「法に関する課目」は、3 年ごとに最新の防護措置に関する要求事項を学習する機会として必要だと考えています。放射線取扱主任者定期講習の課目の考え方も同様です。

また、特定放射性同位元素防護管理者の要件は、規則案第 38 条の 5 第 1 項で「防護に関する業務を統一的に管理できる地位にある者」等としており、放射性同位元素を直接取り扱う部署に所属していない者が選任される場合があることを想定しています。日常的に放射性同位元素を取り扱っている訳ではないため、3 年ごとに定期講習で放射性同位元素の取扱いに関する課目を受講することには意義があると考えています。このため、規則案及び告示案は原案のとおりとします。

758	<p>第 38 条の 8 防護規程で管理体制を規定することを要求しており、また、代理者の選任をした際の届け出を求めていることから代理者の選任は不要ではないでしょうか？セキュリティの観点からも、安易に機密情報を知る人の範囲を広げるべきでないと考えます。</p>	<p>(回答)疾病などによる防護管理者の長期不在時にその職務を代行できる人材を確保しておく必要があると考えています。したがって代理者の選任については、原案のとおりとします。</p>
-----	---	--

<電磁的記録媒体>

759	<p>【放射線障害防止法施行規則の一部改正案について(電磁的記録媒体による手続)】 第 42 条第 1 号第六号 放射線管理状況報告書が電磁的記録媒体による手続きが認められているが、第 24 条の 2 の 10 第 1 項～第 3 項の特定放射性同位元素に係る報告も放射線管理状況報告書と類似のものが含まれているので、この手続きの対象としてもかまわないのではないかと感じました。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、規則案第 24 条の 2 の 10 に規定する特定放射性同位元素に係る報告についても、電磁的記録媒体による手続ができるよう修正します。</p>
760	<p>第 42 条第 1 号第六号 放射線管理状況報告書が電磁的記録媒体による手続きが認められている。第 24 条の 2 の 10 第 1 項～第 3 項の特定放射性同位元素に係る報告も類似したものが含まれているので、電磁的記録媒体による手続きの対象としてよいのではないか。</p>	

<その他>

761	<p>第 42 条…(次項において…「…」といを… ・訂正 …(次項において…「…」という)を… ・理由 誤記</p>	<p>(回答)当該条文に誤記はないことから、原案のとおりとします。</p>
-----	---	---------------------------------------

762	<p>特定放射線同位元素に関して、提示された規則では、密封と非密封の区別が解りにくい、密封と非密封を明確に示してほしい。</p>	<p>(回答)密封・非密封の呼称は実務上定着しているものと考えておりますが、告示案において、その区別と放射性同位元素の数量をもとに、特定放射性同位元素を定義しています。施行規則案では、密封、非密封の区別はなく、告示で定められた区分に応じて、防護措置に関する規制を要求しています。</p>
763	<p>条文中頻繁に出てくる「特定放射性同位元素」については、「同位元素」そのものを指しているのか。「特定放射性同位元素」を装備している「装置・機器」を指しているのか。両者が混在して理解できない。</p>	<p>(回答)「放射性同位元素」とは法律第2条において、「りん 32、コバルト 60 等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物(機器に装備されているこれらのものを含む。)で政令で定めるものをいう。」と規定されています。「特定放射性同位元素」は、「放射性同位元素」に含まれるものとなります。したがって、特定放射性同位元素についても、同じ定義となります。</p>
764	<p>「作業」という言葉が出てくるが、防護での作業とは何を指すのか。</p>	<p>(回答)事業所等において、特定放射性同位元素を取り扱う行為(使用、保管又は廃棄等)を指します。</p>
765	<p>様式全般 記載項目がない場所においても、注)を記載し、様式の下段で説明されている箇所が多々あるが、まったく意味の無いものがあるので、再度様式の見直しを願いたい。</p>	<p>(回答)御指摘を踏まえ、全様式を再確認し、必要な修正を行います。</p>
766	<p>今回の改正内容の条文を見ますと炉規法における防護条文をそのまま引用しているように感じられますが、炉の事業所及び核燃料の事業所で防護が適用される事業所の数は放射性同位元素の防護に係る事業所の数と比較して非常に少ないです。また、放射性同位元素の防護に係る事業所は、原子炉事業者や核燃料で防護に係る事業所と会社規模で比較しますと、大手と零細企業くらいの開きがあります。放射性同位元素に係る事業所に対する防護に関してはこの辺を考慮の上、事業所がわかりやすく対応しやすい防護の規制にしていだけないでしょうか。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素の防護に関する要求事項については、IAEA の基準や我が国における事業者の実情を踏まえて、制定したものです。また、今回の意見募集を踏まえ、要求事項の見直し、明確化を行っています。今後、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムを通じて丁寧な説明を行っていきます。</p>

767	<p>特定放射性同位元素の防護措置に関して、医療機関においていわゆる施設基準は金さえかければどうにかなるかもしれないが、行為基準として人の出入りに証明書の確認や、扉の施錠、モニタによる 24 時間監視などはとても実現出来る物ではありません。せめて、日勤の時間帯は制限をゆるめていただけないでしょうか？</p>	
768	<p>弊社は原子炉用中性子源(Sb+Be925GBq×2 個:50 年以上昔の古い放射性同位元素)を特定放射性同位元素として保管しています。</p> <p>弊社の原子炉用中性子源(Sb+Be)は、原子炉等規制法のみで規制されていましたが、平成 7 年度になって障害防止法での規制が追加されました。</p> <p>原子炉用中性子源に関しては、規制を過剰に実施することがないように、放射性同位元素に係る許可を自動で削除し、当初の原子炉等規制法のみでの規制とすることで、原子炉の汚染物として合理的かつ安全に管理することが望ましいと考えます。</p> <p>原子炉用中性子源(Sb+Be)の放射エネルギーは、原子炉の運転によって、線源を放射化することで、その線源強度を維持していました。原子炉の運転を 2001 年 3 月 31 日に終了したため、原子炉用中性子源(Sb+Be)の放射エネルギーは 2018 年 4 月 1 日現在 8.3E-20Bq 以下×2 個と非常に小さい値に減少しています。</p> <p>現在の原子炉用中性子源(Sb+Be)からの線量寄与は、原子炉の運転に伴う放射化によるものなので、障害防止法の規制を過剰に実施することがないように、放射性同位元素に係る許可を自動で削除し、原子炉等規制法のみでの規制とすることで、原子炉の汚染物として合理的かつ安全に管理することが望ましいと考えます。</p>	<p>(回答)放射能が減衰し、特定放射性同位元素の定義から外れる場合には、変更許可申請等を行い、当該手続の後に防護の対象から外すことができます。また、放射能が減衰して特定放射性同位元素でなくなった場合には、規則案第 24 条の 2 の 10 第 2 項の規定により、特定放射性同位元素でなくなった旨を原子力規制委員会に報告しなければなりません。</p>

769	<p>減衰により放射エネルギーが特定放射性同位元素の数量から外れた場合密封されていない放射性同位元素の区分において、時間経過による減衰により告示数量を下回る場合には、防護措置の規制対象から外れると考えてよいか。</p>	
770	<p>その他 【意見】 セキュリティの担当官によって、法令解釈の細かいところに相違があるのか、同じような質問等に関して異なる返答をいただくことがあります。 統一して頂かないと、混乱してしまい。適切な判断ができません。 【理由】 各担当官で意見を統一して欲しい。 特に、セキュリティに対しては、各社ことなる対応をすることになり、担当官の判断によるところが大きくなる。</p>	<p>(回答)今回の関係規則等の整備や意見募集の回答を通じ原子力規制委員会として統一的な見解を示しています。御指摘のようなことのないよう今後とも努めてまいります。</p>
771	<p>今回の防護措置の規則は、意見募集されている防護措置の規則案を見ても何が要求されているかほとんどわからない。それでも対象となる事業所等に対しては説明会が設けられたので少しはわかるのだろうが、新規に参入する事業所にとっては全く分からないと思われます。</p>	<p>(回答)今回の意見募集での御指摘を踏まえ、関係規則等の見直しを行い、防護措置に関する要求事項の見直しや明確化を行っています。また、意見募集への回答によって統一的な見解を示しています。今後、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムを通じて丁寧な説明を行っていきます。</p>

772	全体的に規則案で記されている防護措置が非常に難解であり、何を具体的に要求されているのか理解しにくい。	また、事業者からの御質問や御相談については、個別に丁寧に対応してまいります。
773	本規制の目的、範囲、要求事項を明確に示していただきたい。	
774	<p>セキュリティという観点から、個々の防護策は非公開とするべきではあるが、平成 29 年に実施された「特定放射性同位元素に対する防護措置の法令改正に係る説明会」で説明された内容や、各事業所に共通する質問とその回答等は公開するべきである。</p> <p>また、関連資料【特定放射性同位元素の区分と防護措置の主な内容】で示されたそれぞれの要件が本規則のどの条・項・号に記載されているのかが明確になっていないため、対照表についても公開するべきである。</p>	
775	今回の意見募集の関連資料は、「中間とりまとめ」はここに至った経緯を知ることができたが、法令と一致しないためむしろ混乱したし、「特定放射性同位元素の区分と防護措置の主な内容」に関しては、それぞれの要件が規則のどの条・項・号に記載されているのかわからない。それ以外の資料も条文を理解するうえでの解釈が書かれたものでなく参考にはならなかった。	
776	放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見募集の結果について (http://www.nsr.go.jp/data/000169434.pdf)では、「防護措置に係る詳細な要求事項は、今後明確にしていきます。当該文書は、セキュリティの観点から非公開文書とすることが適当であることから、パブリックコメントは行いません。しかしながら、その策定にあたっては、関係事業者団体等から意見を聞くなど、施設や使用等の実態を踏まえて実	

	<p>効性のある規制措置となるよう、検討していきます。」という考え方を示されているが、規則案での防護措置に関する要求事項は、よくわからない。どこに詳細な要求事項が示されているのか。また、すべてを非公開にされると何が要求事項なのか、規則や告示が公布・施行されてもこちらはまったくわからない。これでは規制をこちらに要求されても対応できない。</p>
777	<p>防護措置関係の規則案を見ても、よくわからなかった。機微事項だからといって防護措置に関する規則の解釈や防護規程ガイドの全部や原子力規制委員会での会合をすべて非公開とするのは、規制を受ける側としては非常に辛いし、意見もできない。進め方に問題があるのではないか。</p>
778	<p>平成 30 年度第 19 回原子力規制委員会資料 2-1 の参考 3 (http://www.nsr.go.jp/data/000238563.pdf)の「放射線障害防止法規制体系(改正法第5条関係)」では、防護措置に係る規則の解釈や防護規程に定めるべき事項に関するガイドは、別途、非公開の原子力規制委員会会合に諮る予定となっているが、意見募集されている防護措置の規則案を見ても何が具体的に要求されているかほとんど理解できなかった。防護措置に係る規則の解釈や防護規程に定めるべき事項に関するガイドを公開できる範囲で公開したうえで、今回の意見募集が行われないと、意見したくても意見できない。</p>
779	<p><その他-意見> 防護措置には予算が必要なので、規則案が早期に示されるのは一般的には良いことなのかもしれないが、防護の規則案を見ても、何が要求されているのか非常に難解であった。やはり、規則の解釈なり防護規程に定めるべき事項をもっと公開した上で意見公募すべきではないか。</p>

	(以前の説明会で指導を頂いた以上に予算化が必要であるように施行規則案からは理解できるので、今後どれだけの予算が必要なのか心配である。)	
780	特定放射性同位元素防護管理者については、特定放射性同位元素が盗取されないように管理、監督と理解しますが、盗取されてしまったら、報告と責任は特定放射性同位元素管理者にあるのか、施行規則から読み取れませんので、教えてください。	(回答)法第38条の4では、「許可届出使用者…は、この法律の規定に基づき、…特定放射性同位元素の防護に関し、…必要な措置を講ずる責務を有する」とされており、特定放射性同位元素が盗取された場合の報告と責任は事業者にあります。
781	<p>同一事業所に放射線取扱主任者(国家資格者)と特定放射性同位元素防護管理者(認定資格者)が居ることになります。どちらが上位の責任者になるのでしょうか？</p> <p>特定放射性同位元素の受払い等は、放射線取扱主任者が行っているのに、当該同位元素の報告は特定放射性同位元素防護管理者となる、報告を怠った場合は、どちらに責任があると判断しますか？国家資格である主任者が責任を負うのでしょうか？</p> <p>できれば、放射線取扱主任者の業務に、防護に関する監督責任を有する。と加えていただければ、国家資格を持った放射線取扱主任が上位に立つことが出来ますし、主任者業務の拡大となり、施設内での地位が向上し管理業務に特化できると考えます。</p> <p>多くの施設では特定放射性同位元素防護管理者は事務系の方が行うのが多いと思いますが、事務系の方は転勤等の移動が多く、防護の監督が出来るか疑問であり、業務自体は技術系の主任者に任されることが想定されます。よって、防護に関する監督責任を有する。と加えるのが良いと思います。</p>	(回答)放射線取扱主任者と特定放射性同位元素防護管理者の職務と役割は全く異なります。したがって、どちらが上位かという比較はできません。御指摘の点については、放射線取扱主任者が特定放射性同位元素防護管理者を兼務することが可能ですので、事業者の実情に応じ、そのような運用を行うことによって解決可能だと考えます。
782	<p>取扱主任者と防護責任者の立場上の上下関係はどうなりますか？</p> <p>防護責任者は取扱主任者の監督下もしくは指示に従うことになりませんか？</p>	

783	<p>特定放射性同位元素の使用許可申請は今まで通りでよいのでしょうか？</p> <p>また、防護規程について、障害予防規定の解釈等のようなものは提示されますか？</p>	<p>(回答)今回の特定放射性同位元素の防護についての規制要求に伴って、変更許可申請を行う必要はありません。なお、特定放射性同位元素に該当するか否かについては、許可証に記載している数量等で判断することになります。放射性同位元素の使用の実態が許可証の記載と乖離し、特定放射性同位元素の基準を満たさない場合には、変更許可申請等を行うことにより防護の措置の対象から除外されることもあります。</p> <p>防護規程の作成の参考となるようガイドを作成し、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムでお示します。</p>
784	<p>特定放射性同位元素が盗取された場合、報告は防護責任者がするのでしょうか？</p> <p>この場合、取扱主任者との責務の違いはどうなりますか？</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素が盗取された場合は、法第 32 条の規定に基づき、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならないとされています。また、規則第 28 条の3の規定に基づき、盗取された旨を直ちに原子力規制委員会に報告しなければならないとされています。</p> <p>これらの報告は、放射線取扱主任者自らが報告しなければならないとはしていませんが、具体的に誰が報告をするのかについては、事業者が緊急時対応手順書において定めることとしています。</p>
785	<p>主任者は国家資格ですが、医療においては専門知識のない医師にも選任が認められています。防護責任者の認定も医師であれば、専門知識がなくてもよいのではないですか？</p> <p>逆を言えば、医療における医師の主任者を見直すべきと考えます。</p>	<p>(回答)放射線取扱主任者については、法第 34 条において、放射性同位元素又は放射線発生装置を診療の目的のために用いる場合に限り医師又は歯科医師を選任できるとしています。これは医師及び歯科医師が診療目的の放射線利用に関して、専門知識を有すると考えられるからです。特定放射性同位元素の防護に関する業務については、医師及び歯科医師は一般に専門知識を有しているとは考えられないため、規則案第 38 条の5に定める要件を備える者のうちから選任しなければなりません。</p>
786	<p>さまざまな様式の届け出が書類の提出となっているが、セキュリティ的に問題でないでしょうか？暗号化した電子媒体のみとすべきと思います。</p>	<p>(回答)電磁的記録媒体による手続の対象となる情報は、規則案第 24 条の2の2第 2 項第 12 号に規定する情報管理の対象とはならないことから、暗号化した電磁的記録媒体による提出は求めていません。</p>

787	<p>特定放射性同位元素防護規程の遵守状況の検査に関する規定が見当たりません。</p>	<p>(回答)法改正に伴い、放射線障害防止法の目的が変更され、事業者には、「安全」に加えて「防護」の義務も課されることとなりました。これにより、防護規程の遵守状況については、法第 43 条の2の規定に基づく立入検査で確認します。</p>
788	<p>医療分野で用いられている特定放射性同位元素については、アフターローディング装置、ガンマナイフ、血液照射装置というような限られた装置であり、その使用室の構造も画一的であり、全て固定されて使用するものです。また、容易に線源を取り出せるものではない。全施設に同じ対応を求めるのは非常に効率の悪い方法と考えます。医療に特化した装置については、「平成 24 年 3 月事務連絡」の放射化物の対応」のような限定した防護措置、運用の対応案の提示を求めます。</p>	<p>(回答)今回の規則案等で示した具体的な防護措置や意見募集で示した見解については、御指摘のような医療分野の実情も踏まえて作成しています。また、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムにおいて、医療分野についての具体的な事例をお示しすることとしています。</p>
789	<p>警備のプロである警備会社を活用することは、防護の確実性、各事業所における実現性、事業所職員の身の安全の観点から大変重要であり、このことを運用上問題なく行えることにご配慮頂ければ幸いです。特に、異常事態発生等の初動については大変有用と思われます。</p> <p>もちろん、専門知識を持つ事業所職員が責任を有し、明らかな異常事態の発生が生じた場合の状況把握を速やかに行う必要があります。</p> <p>常駐の警備員を雇用することが不可能な小規模事業所においては、警備会社の監視センター、システムの活用は防護の強化につながると思います。</p> <p>また、事業所、警察、警備会社の3者がルールを定めた上で、連携を行うことが肝要と思われます。異常事態の防止、対応の他、事後の追跡作業にも役立つと思われます。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素の防護に関する業務において、事業者の責任の下で、警備会社と連携することについて、問題ないと考えています。</p>

790	<p>「放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム」にて議論されたようであるが、最終とりまとめが公開されていないため、どのような経緯で本規程案が検討されたかの経緯が示されていない。</p> <p>整合性を含め、法令条文についての有識者によって構成される第三者機関による確認を行わなくてよいのか。</p>	<p>(回答)規則案等については、放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム中間とりまとめを踏まえて、原子力規制委員会の責任において作成しています。なお、防護措置に係る当該検討チームの検討結果としては、現時点において中間とりまとめが最終のものです。</p> <p>また、今回の意見募集での御指摘を踏まえ、関係規則案等の見直しを行い、防護措置に関する要求事項の見直しや明確化を行っています。今後、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムを通じて丁寧な説明を行っていきます。</p>
791	<p>特定放射性同位元素の規制の対象となる放射性同位元素が保管廃棄等された場合に規制の対象となるのは当然であるが、法第 1 条に定義される放射性汚染物は個々の濃度が低い。</p> <p>放射性汚染物は特定放射性同位元素の防護規程の対象とはならないと解釈してよいか。</p>	<p>(回答)その解釈のとおりです。</p>
792	<p>関連資料【告示で定める特定放射性同位元素の D 値と区分】の表では「取扱い数量」によって区分されるため、貯蔵または使用を行っていない期間は防護の措置を実施しなくてもよいと解釈してよいか。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素の防護の規制対象となるか否かは許可証に記載された数量等で判断することになります。このため、一時的に特定放射性同位元素の保管又は使用を行わない期間があったとしても、全ての防護措置の要求が解除されるわけではありません。例えば、点検では、特定放射性同位元素の点検を行う必要はありませんが、監視装置等防護のために必要な設備及び装置の点検は行う必要があります。</p>
793	<p>参考資料の「告示で定める特定放射性同位元素の D 値と区分」表で示される非密封の考え方では許可証の数量が合致しないが、その開始と終了をどのように判断すればよいのか。特定放射性同位元素を受け入れたときを開始、全てを払いだしたときを終了(非密封は取扱い数量が各室において規定以上かどうかを計算し、超えた時点を開始、数量以下を終了)とする、いずれの場合も所持していない期間は、防護の措置を実施しないと解釈してよいか。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素の防護の規制対象となるか否かは許可証に記載された数量等で判断することになります。このため、一時的に特定放射性同位元素の保管又は使用を行わない期間があったとしても、全ての防護措置の要求が解除されるわけではありません。例えば、点検では、特定放射性同位元素の点検を行う必要はありませんが、監視装置等防護のために必要な設備及び装置の点検は行う必要があります。</p>

794	<p>施行規則第 24 条の 2 の 2(工場等における特定放射性同位元素の防護のために講ずべき措置)</p> <p>数量告示第三条(防護措置に関する特定放射性同位元素の区分に係る数量)</p> <p>施行規則第二十四条の二の二の表の区分について、密封されていない放射性同位元素の場合、一の容器に収納されている数量によるのであって、作業室の貯蔵能力や一日最大使用数量によらないと考えてよいか。</p>	<p>(回答)取扱い数量とは、許可証に記載された数量であり、密封された放射性同位元素については、数量、貯蔵能力等を、密封されていない放射性同位元素については、貯蔵能力、一日最大使用数量等を用います。また、保管廃棄設備のように許可証上、数値の記載が無いものについては、保管廃棄する実態を踏まえ、取り扱う数量を評価することが必要となります。</p>
795	<p>第一条第7号ニ「放射性同位元素の使用をする室等」から「保管廃棄設備」を削除すべきである。</p> <p>特定放射性同位元素には、放射性汚染物が含まれない。保管廃棄設備に保管廃棄されている放射性廃棄物を「特定放射性同位元素」と「放射性汚染物」に分離することはできない。</p> <p>保管廃棄設備の保管能力として許可証上、許可核種・数量の設定はなく、当該設備に存在する放射性廃棄物の核種及び数量を確定することは、困難であるため。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素を保管廃棄設備において保管する場合、通常、放射性汚染物とは別の容器で個別に管理されていると考えています。</p> <p>放射性汚染物は防護措置の対象ではないので、個別に管理されている特定放射性同位元素について核種と数量を評価することは可能だと考えています。</p>

796	<p>放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する中間取りまとめ（案）に対する意見募集の結果について (http://www.nsr.go.jp/data/000169434.pdf)では、「防護措置に係る詳細な要求事項は、今後明確にしていきます。当該文書は、セキュリティの観点から非公開文書とすることが適当であることから、パブリックコメントは行いません。しかしながら、その策定にあたっては、関係事業者団体等から意見を聞くなど、施設や使用等の実態を踏まえて実効性のある規制措置となるよう、検討していきます。」という考え方を示されているが、中間取りまとめ以降、関係事業者団体等から意見を聞いているのでしょうか。中間取りまとめ以降の検討チームではそのような資料は見当たりませんでしたし、中間取りまとめ以降に関係事業者団体等から意見や要望などを聞いているというような話しを耳にしたこともありません。使用等の実態を踏まえて実効性のある規制措置となるように検討するとの考え方であったが、中間取りまとめ以降、どのような関係事業者団体等からどのような意見なり要望をお聞きになったのか教えてください。</p>	<p>(回答)中間とりまとめ以降、非破壊検査工業会、日本放射線腫瘍学会小線源部会その他、平成 29 年9月には防護規制対象予定全事業所の担当者を集め、法令改正に関する説明会を実施するとともに、病院、研究所、大学、鉄鋼関連会社をはじめ、防護措置規制対象予定事業者と面談、現場確認等を行っています。</p>
797	<p>セキュリティ対策について 医療分野においても線源セキュリティ対策に取り組むことが社会的な責任として重要と考える。線源セキュリティ対策は潜在的な脅威の大きさなどを踏まえて段階的な規制とすることが適切であり提案に賛成する。これまで日本放射線技術学会では放射線管理フォーラムでこの課題を取り上げるなど、学会員への普及啓発活動を進めており、その結果、防犯関係者との連携が重要であることが認識された。医療機関がその責任を果たす上でも防犯関係者との連携が重要であり、業務委託が円滑になされるように規制整備することが有用であると考えられる。 線源に関する脆弱性を回避するには、使用後の線源の安全確保が</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素の防護に関する業務において、事業者の責任の下で、警備会社と連携することは有効と考えます。一方、御指摘のような保険業界との関係については、事業者において判断されるべき事項と考えます。</p>

	<p>重要であり、国際的にも協調した対策を進める必要がある。この課題は難問であり幅広い関係者の貢献を求める必要がある。事業所では、線源購入前からの計画的な対応が求められるが、不測の事態も生じ得るので保険業界のサポートも必要になるのではないか。</p>	
798	<p>当該パブリックコメントによって示された防護関連の規定について、現在の許可届出使用者で防護を実施しなければならない者にあつては、事前の説明もあり、ある程度理解できると考えられるが、新規に許可申請等をし、使用をしようとする放射性同位元素が特定放射性同位元素に該当してしまうとき、現状のまま（非公開とされる防護に関する解釈等）では、許可申請等はできても防護関連の手続きや準備ができず、当該特定放射性同位元素を使用することに支障をきたすおそれがある。研究の遅れや、産業開発の遅れなどを生じ得ないこととなり、海外に太刀打ちできない状況を作り出しているように感じる。</p>	<p>(回答)事業者が新規に特定放射性同位元素を取り扱う場合には、事業者において関係法令を確認し、計画性を持って法令に基づく許可申請等の手続を行う必要があります。原子力規制委員会としても、ホームページ等で特定放射性同位元素を取り扱う場合に必要な手続について広報してまいります。また、新規に特定放射性同位元素を取り扱う事業者を含め事業者からの御質問や御相談については、個別に丁寧に対応してまいります。</p>
799	<p>放射性同位元素を使用は、原子力施設のように規制当局とつながりを持ち、立ち上げ前から綿密に計画を練って事業を始める運用と違い、どの事業所・個人でも参入できるため、核防護と同じ運用では立ち行きません。特定放射性同位元素の導入を検討する段階から、防護に関する情報を知る仕組みづくりが必要です。特定放射性同位元素の防護の必要性、その内容の開示の広報活動とフォローアップを引き続きお願いします。</p>	

800	今改正の施行日を平成31年9月1日としているが、当日において防護を必要とする許可届出使用者が法令に従った防護設備を設置し、防護措置を運用していることの妥当性をどのように国は確認しようとしているのか。法律施行後の防護関連の立入検査において、防護設備が不備だ、追加しろといわれても多額な費用が掛かることであり、後出しで指摘されても困る。	
801	第19回原子力規制委員会において、委員より「条文が難解なので改正案だけでわかるのか。わかりやすい資料を提示するべきではないか」とのコメントに対して、これまでに対象事業者へ説明会、電話対応などで丁寧に対応しているため、対象者はわかっていると回答されていましたが、1回だけの説明会で、かつこれらの関連資料で本当に理解できたのか疑問が残ります。	(回答)特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムにおいて、防護措置の具体的な事例を含め説明を行います。また、防護措置に関する個別の相談は、面談等により随時対応を行います。
802	新しい規制が出る際は、必ず主要な改正部分の解釈が合わせて提示されていたが、今回はおざりな検討資料だけが参考に出てきただけである。これで内容を理解できるのは、規制する貴庁だけではないだろうか。利用者を見捨て、行政手続きに則って義務的に意見募集を行っているだけではないかと感じる。	
803	これらを踏まえ、法令公布後直ちに、防護に関する原子力規制委員会への必要な手続き等に関する説明会の実施、関連連絡文書の作成・通知などをお願いします。	
804	改めて、条文に対応した要求内容・解釈等を示す資料の提示をお願いしたい。	
805	現在、当事業所では特定放射性同位元素に相当する不必要な密封線源を廃棄(日本アイソトープ協会へ譲渡)するための手続きを進めているところです。しかし、予算の確定から契約および線源の譲渡まで時間を要することから、法律の施行日である平成31年9月1日までに線源廃棄が終了しない可能性があります。法律施行日から線源	(回答)改正法の施行日以降については、特定放射性同位元素に係る防護措置の対象になります。

	<p>廃棄までの期間に必要とされる防護措置等に係る経費を無駄にしないために、施行規則のうち特定放射性同位元素に係る条文については、施行日以降に1年間程度の経過措置期間(猶予期間)を設けていただきたい。</p>	
806	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表 目次 【意見】 『第五章放射線取扱主任者等(第30条～第38条の9)』を以下の章に分割する。 ①第五章の1放射線取扱主任者(第30条～第38条の3) ②第五章の2特定放射性同位元素防護管理者(第38条の4～第38条の9) 【理由】 「放射線取扱主任者」を「放射線取扱主任者等」として、この等に「防護管理者」を含めるようになっているが、「放射線取扱主任者」と「防護管理者」は、その役割が異なるため、別の条項にして明確に規定すべきではないか？</p>	<p>(回答)改正法における章立てと同様の章立てにしています。このため、原案のとおりとします。</p>
807	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表目次 【意見】 第五章放射線取扱主任者等(第30条～第38条の9)に「防護管理者」を含めるのではなく、例えば「第五章の1放射線取扱主任者」、「第五章の2特定放射性同位元素防護管理者」として明確にしていだきたい。 【理由】 「放射線取扱主任者」を「放射線取扱主任者等」とし、この等に「防護管理者」を含める？ようになっている。</p>	

	<p>しかし、「放射線取扱主任者」と「防護管理者」は、その役割が異なりますから、別の条項にして明確に規定すべきではないでしょうか。</p>
808	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表</p> <p>【意見】</p> <p>第五章放射線取扱主任者等(第30条～第38条の9)</p> <p>別の章とする。</p> <p>第五章の1放射線取扱主任者(第30条～第38条の3)</p> <p>第五章の2特定放射性同位元素防護管理者(第38条の4～第38条の9)</p> <p>【理由】</p> <p>「放射線取扱主任者」を「放射線取扱主任者等」として、この等に「防護管理者」を含めるようになっているが、「放射線取扱主任者」と「防護管理者」は、その役割が異なるため、別の条項にして明確に規定すべきではないか？</p>
809	<p>放射線障害防止施行規則の一部改正案新旧対照表</p> <p>目次</p> <p>【意見】</p> <p>第五章放射線取扱主任者等(第30条～第38条の9)</p> <p>別の章とする。</p> <p>第五章の1放射線取扱主任者(第30条～第38条の3)</p> <p>第五章の2特定放射性同位元素防護管理者(第38条の4～第38条の9)</p> <p>【理由】</p> <p>「放射線取扱主任者」を「放射線取扱主任者等」として、この等に「防</p>

	<p>「防護管理者」を含めるようになっているが、「放射線取扱主任者」と「防護管理者」は、その役割が異なるため、別の条項にして明確に規定すべきではないか？</p>	
810	<p>関連法令等との関係について 防護措置に係わる規制が、薬機法や輸送関連法令（航空輸送、車両運搬）との間で二重規制とならないように、関係法令間における整合性、及び合理性の図られた改正が実施されることを期待する。</p>	<p>(回答)法令の制定にあたっては、関係省庁と密接な連携の下、作業を行っています。今後も、御指摘の整合性及び合理性についても、十分配慮してまいります。</p>
811	<p>防護措置に係る規則の解釈や防護規程に定めるべき事項に関する解釈等は、非公開の原子力規制委員会会合に諮る予定となっているが、セキュリティの観点から非公開の内容があるのは仕方ないと思いますが、条文に対する注釈または解釈は公開すべきではないでしょうか。特定放射性同位元素の防護の目的、範囲、要求事項、解釈を明らかにしなければ、この規制への対応はできない。 防護の規則に関する解釈・運用等が非公開の会合で定められ、当事者のみに知らされる運用は問題ではないか。必要性・平等性等の第三者確認機関もないことで過剰規制へと繋がる原因にもなる。 これらのことから、公開と非公開の部分を明確にした上で、非公開解釈等は公開されている項目について示す資料としていただきたい。</p>	<p>(回答)意見募集への回答として、規則の解釈として公開できる事項についてはできるだけ丁寧に説明するよう努めています。具体的な防護措置の事例等、公開できない事項については、本年度中に、防護の対象となる事業所を対象に、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムを開催し、御説明します。</p>
812	<p>本ページの脚注*の10D及び3000A2の説明「輸送していた放射性同位元素が爆発又は人の活動によって放散した際に、周辺1km²の住民における生涯線量が1Svとなる放射線量。」については、NSSNo.9のAppendixA.7の説明に基づいているのではないかと思います。10D及び3000A2のしきい値はこのシナリオから決定された訳ではありませんので、誤解を生じないように削除すべきと考えます(A.7の記載内容とも一致していません)。後半の「IAEAの行動規範</p>	<p>(回答)今後作成する資料については、御指摘の箇所は修正します。</p>

	<p>において 26 核種の密封線源を輸送する場合は 10D値を使用し、その他の輸送物については 3000A2 を使用することが記載されている。」のみで十分と思われます。なお、上記のシナリオの記載は NSSNo.9 の改定版の草案 NST044(2018 年出版予定)からも削除されており、このままでは根拠が不明な説明になってしまうと思われます。</p>	
813	<p>「放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する中間とりまとめ」17 ページにあるように「規制要求を性能要求とする」というはずでしたが、そのような改正になっているのか今回の法改正の内容からは読み取れません。具体的にどの部分が性能要求となっているのかを明らかにしてください。</p>	<p>(回答)御指摘の箇所は、放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームでの関係団体ヒアリングにおいて、規制要求の範囲内で施設の実態に応じて自ら工夫し柔軟に防護措置を講じることを認めてほしいとの要望を踏まえ、記載したものです。</p> <p>これを踏まえ、例えば、規則案第 24 条の2の2第2項第6号では、「特定放射性同位元素を容易に持ち出すことができないようにするための措置を講ずること。」と規定することにより、具体的には施設の実態に応じて防護措置を工夫して実施できるようにしています。</p>
814	<p>条文の表記間違い及び整合性等、又はRIの取扱いについての認識違い等がみられるため、法令作成の専門家及びRIの取扱いについての専門家を含めて、条文を見直していただきたい。</p>	<p>(回答)今回の意見募集を通じて提出された御意見を踏まえ、防護措置の見直しや明確化を図るため、規則案等の見直しを行います。</p>
815	<p>意見 第 24条の2を第 24 条第4項に変更。 第 24条の2の2をを第 24 条の2に変更。 理由 条文の番号が長く、記述が煩雑となる。</p>	<p>(回答)政令や規則等の条文は、類似の記載を繰り返すのではなく簡潔な条文とするために、本来は違う事柄についての規定をもってきてあてはめる場合に用いる「技術的な読替え」という形で記載しており、原案のとおりとします。</p>

816	<p>規則第24条の2の2～第24条の2の12 この番号振りでは、どの位置に必要な条文が記載されているかわからない。第24条の8～第24条の18とするか、適切な条番号の変更を求めます。</p>	
817	<p><用語><防護管理者育成プログラム> 意見募集の対象外かもしれませんが、7月11日の原子力規制委員会資料2-2で防護管理者育成プログラムについてです。規則等の施行までには、防護管理者の代理者も確保する必要があるため、各事業所から複数名受講できるようにしてほしいです。また、資料2-2に「放射線測定装置」という言葉を用いているようですが、放射線障害防止法では「放射線測定器」という言葉を使っていませんか。法令の用語はと混同させるのは行政機関として好ましくないと思います。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムは、特定放射性同位元素防護管理者及びその代理者に選任される予定の方の2名に参加いただくよう準備しています。 また、放射線を測定する装置については、「放射線測定装置」及び「放射線測定器」とともに、放射線障害防止法で使用されていますが、規則第20条と整合性と図って「放射線測定器」と修正します。</p>
818	<p><防護管理者育成プログラム> 第38条の5第3号 7月11日の原子力規制委員会資料2-2で防護管理者育成プログラムについてです。育成プログラムの内容に「緊急時等を含む防護措置」とありますが、検知・遅延・対応についての措置であって、例えば盗取された線源を奪い取ったり、ばらまかれた線源を回収するというような高度な知識経験やハイリスクなものを防護管理者に要求することはないと考えてよいでしょうか。</p>	<p>(回答)今回、新たに導入する特定放射性同位元素防護措置は、盗取されることを防ぐことを目的として、検知・遅延・対応といった一連の措置を求めるものです。放射性同位元素の安全の確保は、事業者の責任であり、所在不明となった線源を捜索、回収することも事業者の責任です。ただし身の安全が確保できないような場合にまでそれを実施するようなことを求めているものではありません。</p>
819	<p><防護管理者育成プログラム> 防護管理者育成プログラムについてです。プログラムの内容に運搬方法が含まれていました。運搬方法は原子力規制委員会の所管外(国土交通省の所管)だと思いますが、このプログラムでは縦割りを排除するとのことで、受講者にとって非常に良いことだと思います。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムについては、国土交通省とも連携して進めています。</p>

820	<p>防護措置の導入に伴い新たに制定される解釈等や規則の解釈等については、別途、非公開の原子力規制委員会に諮るとされているが、解釈等や規則の解釈等の公開時期および公開範囲をお知らせ願いたい。非公開の原子力規制委員会で審議予定とされているが、遅くとも初回の防護管理者育成プログラム時においては、参加者に公開およびプログラム内で解説をお願いしたい。</p>	<p>(回答)意見募集への回答として、規則の解釈として公開できる事項についてはできるだけ丁寧に説明するよう努めています。具体的な防護措置の事例等、公開できない事項については、本年度中に、防護の対象となる事業所を対象に、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムを開催し、御説明します。</p>
821	<p>参考資料「放射線障害防止法施行令の改正の概要」P1 ～また、防護措置の導入に伴い必要となる解釈等については、別途、非公開の原子力規制委員会会合に諮ることとしたい。 現場の実情を考慮しないガイドラインは、実態と乖離したルールを押し付けることとなりかねない。 そのため、ガイドラインの作成に当たっては、拙速な対応ではなく、十分現場を踏まえた実態的な検討をして作成し、必要に応じて、随時、変更をするようにしてください。</p>	<p>(回答)今回の意見募集の御指摘を踏まえ、関係規則等の見直しを行い、防護措置に関する要求事項の見直しや明確化を行っています。また、意見募集への回答によって統一的な見解を示しています。今後、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムを通じて丁寧な説明を行っていきます。 改正法施行後においても、防護措置の実施状況等を踏まえ、必要に応じて、関係規則等の見直しを行っていきます。</p>
822	<p>放射線障害防止法で規定されている防護以外の内容と定義や引用する用語などについて齟齬が生じていますので、具体的な放射線障害防止法の運用を管理している、放射線規制部門の職員の方々と綿密な相談を実施し、より良い政令・規則・告示に改正して欲しい。</p>	
823	<p>昨年秋に「放射性同位元素に対する防護措置の法令改正に係る説明会」が開催されました。対象となる事業者にとって、あの時の説明や配布資料が最終資料であり、その後の更新に関して特に説明を受けていません。説明会時と比較してなにが変わったのか明示してほしい。</p>	<p>(回答)意見募集への回答として、規則の解釈として公開できる事項についてはできるだけ丁寧に説明するよう努めています。具体的な防護措置の事例等、公開できない事項については、本年度中に、防護の対象となる事業所を対象に、特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラムを開催し、御説明します。</p>
824	<p>防護に関する説明会等で、「ご質問がある場合、個別案件ですので防護グループへ電話等で連絡していただければ、個別に相談に応じます。」との案内を受け、防護措置を検討中の事業所から防護グループへ電話で相談したところ、会話の途中で電話を切られた。という</p>	<p>(回答)事業者からの問い合わせに対しては、丁寧に対応するよう努めてまいります。</p>

	<p>事象があったと聞いております。放射性同位元素の防護に関する規制への対応を手探りで進めている中、このような事象を受ける事業者は不安を感じるとおもわれます。</p>	
825	<p>防護に関する説明会の中で、「ご質問がある場合には防護グループへ電話等で連絡していただければ個別案件ですので、個別に相談に応じます。」との連絡を受け、防護が必要な事業所から防護グループへ電話で連絡したところ、会話の途中にもかかわらず一方的に電話を切られた。ということをよく聞いておりますが、本当でしょうか。放射性同位元素の世界に初めて防護に関する規制がかかるのも関わらず、このような行為を受ける事業者は不安を感じています。</p>	
826	<p>RALSの固縛に関して、アンカーを打ちチェーンで固縛することを講習会で言われましたので対応すべく動いていました。しかし、構造物に関してアンカーを打つという行為をするので電話で「遮蔽計算には問題ないと思うが、変更申請が必要ですか？」と尋ねたのですが「こちらは、防護に関することで、アンカー打ちで変更申請が必要か否かは他部門のことで、こちらには関係ない。」との回答でした。そこで許可申請の担当部門に電話でお尋ねしたら、「それは防護措置の部門で確認してください。」と言われました。つまりたらい回しです。これでは何をすることも前に進めない。どのように考えているのかお答えを頂きたい。</p>	
827	<p>その他の規則条文について その他、今回の法令改正部分ではありませんが、以下の点の検討を望みます。 第22条の健康診断の条文の第1項第1号に放射線業務従事者に対して健康診断を行うことになっていますが、号文内に「放射線業務従事者(一時的に管理区域に立ち入る者を除く。)」の記載が有りま</p>	<p>(回答)放射線業務従事者に関しては、放射性同位元素等による規則第1条第8号に「放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務(以下「取扱等業務」という。)に従事する者であつて、管理区域に立ち入るもの」と定義されていることから、取扱等業務に従事する者であつて管理区域に立ち入るものは、管理区域への立ち入り方の態様を問わず、全て放射線業務従事者となります。</p>

	<p>すが。「一時的に管理区域に立ち入る者」とは、どんな者を指しているのか不明です。具体的に示して頂きたい。もし、該当者がいないのであれば、現状の安全管理体制を考えると削除されるのが妥当と思います。</p>	<p>一方、規則第 22 条の健康診断については、管理区域への立ち入り方の態様に依らず一時的に管理区域に立ち入る放射線業務従事者に対してまで健康診断を行うことは不合理であるため、同条第1項第1号において、初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断の対象から一時的に管理区域に立ち入る放射線業務従事者を除いています。</p>
--	---	--

特定放射性同位元素の数量を定める告示案への御意見に対する考え方

意見番号	御意見	考え方
1	<p>【意見】 「密封された放射性同位元素」の定義が知りたい。</p> <p>【理由】 Cs-137 線源などでは、粉末状の線源がある。密封された線源では、別表第 1 の数量が対象となる。何らかの状況により、カプセルが破損した場合は、少なくとも密封された放射性同位元素で無く、密封されていない放射性同位元素となる。別表第 2 の数量となる。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素が、密封であるか非密封であるかについては許可証の内容で判断し、防護措置の区分についてもその内容に沿って決定します。</p> <p>密封が損なわれたからといって、非密封線源の区分を適用するわけではありません。</p> <p>規則第 15 条第 2 号においては「密封された放射性同位元素の使用をする場合には、その放射性同位元素を常に次に適合する状態において使用すること。イ 正常な使用状態においては、開封又は破壊されるおそれのないこと。ロ 密封された放射性同位元素が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないこと。」と規定されています。特定放射性同位元素の数量を定める告示案では、前述の状態に密封された特定放射性同位元素の使用をすることを前提にしています。</p> <p>なお、密封が損なわれた場合は、許可証の内容と異なる状態になることから、まずは、法に基づき安全上の適切な対応をとることが必要です。</p>
2	<p>【意見】 「密封された放射性同位元素」の定義について解説願いたい。</p> <p>【理由】 137Cs線源などでは、粉末状の線源がある。密封された線源では、別表第 1 の数量が対象となる。何らかの状況により、カプセルが破損した場合は、少なくとも密封された放射性同位元素で無く、密封されていない放射性同位元素となる。別表第 2 の数量となる。</p> <p>137Cs 別表第 1 0.1TBq 別表第 2 20TBq 対象となる数量が大きく異なることになる。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素が、密封であるか非密封であるかについては許可証の内容で判断し、防護措置の区分についてもその内容に沿って決定します。</p> <p>密封が損なわれたからといって、非密封線源の区分を適用するわけではありません。</p> <p>規則第 15 条第 2 号においては「密封された放射性同位元素の使用をする場合には、その放射性同位元素を常に次に適合する状態において使用すること。イ 正常な使用状態においては、開封又は破壊されるおそれのないこと。ロ 密封された放射性同位元素が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないこと。」と規定されています。特定放射性同位元素の数量を定める告示案では、前述の状態に密封された特定放射性同位元素の使用をすることを前提にしています。</p> <p>なお、密封が損なわれた場合は、許可証の内容と異なる状態になることから、まずは、法に基づき安全上の適切な対応をとることが必要です。</p>

<p>3</p>	<p>特定放射性同位元素の数量を定める告示案</p> <p>【意見】 「密封された放射性同位元素」の定義について解説お願いいたします。</p> <p>【理由】 ^{137}Cs線源などでは、粉末状の線源がある。密封された線源では、別表第1の数量が対象となる。何らかの状況により、カプセルが破損した場合は、少なくとも密封された放射性同位元素で無く、密封されていない放射性同位元素となる。別表第2の数量となる。</p> <p>^{137}Cs 別表第1 0.1TBq 別表第2 20TBq</p> <p>対象となる数量が大きく異なることになる。</p>	
<p>4</p>	<p>関連資料「特定放射性同位元素に対する防護措置について」の「告示で定める特定放射性同位元素のD値と区分」に関して、特定放射性同位元素の数量を定める告示では非密封が2つになり、非密封の性状によってD値とD2値のどちらかが適用されるようだが、この表ではそのようになっていないのではないのか。また、「取扱い数量」としているが、その考え方を示してほしい。密封と非密封ではその意味が大きく異なるように思われるので、注釈をつけるなど、参考資料であつてもっと工夫するべきではないのか。</p>	<p>(回答) 告示案に定める特定放射性同位元素の下限数量については、非放散性(密封線源及び非密封であつて金属固体等の放散性がないもの)又は放散性(非密封であつて、前記以外のもの)という性状を考慮した核種ごとの具体的数量を定めています。</p> <p>関連資料では、簡易に説明をするため放散性又は非放散性という言葉は用いておりません。</p> <p>御指摘を踏まえ、今後、特定放射性同位元素の数量を定める告示案と整合した説明資料を作成し、丁寧に説明を行ってまいります。</p>

5	<p>第2条</p> <p>本告示では密封されていない放射性同位元素の判断基準が2つあり、非密封の性状によって限度値が異なっているが、関連資料【告示で定める特定放射性同位元素のD値と区分】の表では非密封は一律の区分になっている。</p> <p>提示された資料に矛盾があるのは事業所の混乱を招くことになるので、適切な資料を準備していただきたい。</p>	
6	<p>関連資料「特定放射性同位元素に対する防護措置について」の「告示で定める特定放射性同位元素のD値と区分」に関して、特定放射性同位元素の数量を定める告示案では非密封線源が2つに大別され、非密封線源の性状によってD値とD2値のどちらかが適用されるようだが、この表ではそのようになっていないのではないか。また、「取扱い数量」と書かれているが、告示案では密封と非密封ではその意味が大きく異なるように感じるので、きちんと注釈をつけるなど、参考資料をもっと工夫するべきではないか。</p>	
7	<p>参考資料「告示で定める特定放射性同位元素のD値と区分」について法令では、D値やD2値は出てこなくなっているはずなので、ここで使用するのをおかしい。</p>	<p>(回答)参考資料では、特定放射性同位元素の基準となる数値について、IAEAにおける数値であるD値及びD2値を用いていました。</p> <p>法令においては、D値及びD2値という名称は使用していませんが、内容的にはそれらと同一のものです。</p> <p><IAEA EPR-D-VALUES></p> <p>https://www-pub.iaea.org/MTCD/Publications/PDF/EPR_D_web.pdf</p>

<p>8</p>	<p><数量告示> 【特定放射性同位元素の数量を定める告示案について】 告示案第2条第2号 なぜ、放射性輸送物の数量を定めているのか。工場又は事業所外の運搬の告示では、放射性輸送物1個当たりの数量を定めているはずである。</p>	<p>(回答)「特定放射性同位元素の数量を定める告示案」では、放射性輸送物1個当たりの数量を定めており、これは現行の「放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」と同様の定め方となっています。 告示案第2条第2号では、分かりやすくするため、運搬について防護の対象となる特定放射性同位元素を一の放射性輸送物に含まれている放射性同位元素と明確に定義しました。</p>												
<p>9</p>	<p>特定放射性同位元素の数量を定める告示について 密封された放射性同位元素及び固体状の放射性同位元素であって粉末ではなく、かつ、揮発性可燃性又は水溶性にいずれも有しない密封されていない放射性同位元素(1)と前述のものを除く密封されていない放射性同位元素(2)において、当該数量告示で規定されている数量に大幅な違いがあるものがあります。当該特定放射性同位元素からの被ばく量は、当該数量により決まってくるものなので、本来同じ数量でなければならないと思います。規制における区分設定の定義からも被ばくの観点から決められているようなので、数量の大幅な違いを理解できないのですが。</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(1)</th> <th>(2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コバルト 60</td> <td>30GBq</td> <td>30TBq</td> </tr> <tr> <td>セシウム 137</td> <td>100GBq</td> <td>20TBq</td> </tr> <tr> <td>イリジウム 192</td> <td>80GBq</td> <td>20TBq</td> </tr> </tbody> </table>		(1)	(2)	コバルト 60	30GBq	30TBq	セシウム 137	100GBq	20TBq	イリジウム 192	80GBq	20TBq	<p>(回答)IAEA が行った放射性同位元素の危険量(D 値)を評価するための被ばくシナリオは、複数のシナリオのうちから核種の性状や特徴を踏まえた評価結果を採用しています。 Co-60の場合、非放散性核種(密封線源)としての評価の場合、皮膚への接触被ばくによる軟組織における影響が「D1値」を決定します。また、放散性核種(非密封線源)として評価する場合には、室内へ飛散した Co-60 を吸収することによる赤色骨髓への影響が「D1値」を決定します。D 値は D1値又は D2値の厳しい方の値が採用されます。このように、D 値は被ばくシナリオ及び対象決定組織・器官によって評価されているため、密封線源と非密封線源に対して大きく異なる放射能値が与えられることとなります。その結果、Co-60 の場合、密封線源と非密封線源では、1000倍異なる下限数量となっています。本告示案では、こうした IAEA の考え方を採用しています。</p>
	(1)	(2)												
コバルト 60	30GBq	30TBq												
セシウム 137	100GBq	20TBq												
イリジウム 192	80GBq	20TBq												

10	<p>Co-60 の D 値、D2 値を比較した場合、密封の規制が厳しすぎるのではないのでしょうか。セキュリティの観点からみた場合の 24 核種とそれ以外の規制から外れる核種との違い、非密封であることと無いことでの違いなど、セキュリティの対象とする RI に関しての基本的な考え方をもう少し明確、明瞭にできないのでしょうか。</p>	
11	<p>IAEA から 2006 年に出版された EPR D-value, Dangerous quantities of radioactive material (D-values) の D 値算出のシナリオにおける被ばく経路は、D1 値算出には外部被ばくのみ、D2 値算出には内部被ばくのみが考慮されている。それゆえ、D1 値及び D2 値のどちらか小さい(厳しい)値(=D 値)を緊急時の対応に関する基準値として用いることが推奨されている。</p> <p>一方で、「特定放射性同位元素の数量を定める告示案」の第二条第三号においては、非密封線源(前号(=固体状の放射性物質であつて、粉末でなく、かつ、揮発性、可燃性または水溶性のいずれも有しないものに限る。)に掲げるものを除く。)(以下、非密封線源(粉末又は液体))における特定放射性同位元素の基準値に、D2 値を用いることとされている。</p> <p>EPR D-value の表 1 によれば、D2 値が D 値よりも大きな値となる核種が多く、内部被ばくよりも外部被ばくの影響が大きい核種があることが示唆されている。非密封線源(粉末又は液体)であっても、緊急時等において線源周辺の人への外部被ばくは起こることが想定されるが、外部被ばくの影響を考慮しないこととした理由を説明していただきたい。非密封線源(粉末又は液体)であっても、内部被ばくだけでなく、外部被ばくの影響も考慮した運用をすべきではないか。</p>	<p>(回答)非密封線源で非放散性である核種については、告示案第2条第2号に基づき、別表第1で評価する必要がありますが、我が国の放射性同位元素の利用実態を踏まえ、現状では別表第1で評価する対象核種を 24 核種としています。</p> <p>また、御指摘のとおり、D1値(外部被ばく)の影響がD2値(内部被ばく)より大きくなる核種がありますが、放散性核種による脅威としては、内部被ばくシナリオによるものを想定することが合理的と考えられるため、D2値(内部被ばく)で評価することとしています。</p>

12	<p>参考資料では、「取扱い数量」という表現になっていますが、取扱い数量とは何なのか説明がない。</p> <p>一日最大使用数量なのか、許可された使用数量(密封)なのか、本当に使用しようとする数量(非密封)なのか、全く判断できません。</p>	
13	<p>第1項第2号</p> <p>「使用する室等に存し」ということは、ある時点で室に置かれている放射性同位元素について数量が超えているかどうかを判断すればよいと解釈されることから、一日最大使用数量や貯蔵能力ではなく、1度に取り扱う数量と解釈してよいか。</p> <p>関連資料【告示で定める特定放射性同位元素のD値と区分】表内でも「取扱い数量」によって区分されている。</p>	<p>(回答)参考資料の別表の中の「取扱い数量」とは、許可証に記載された数量であり、密封された放射性同位元素については数量、貯蔵能力等を、密封されていない放射性同位元素については貯蔵能力、一日最大使用数量等を用います。</p> <p>また、保管廃棄設備のように許可証上、数値の記載が無いものについては、保管廃棄の実態を踏まえ、事業者が取扱い数量を自ら評価し、防護規程に記載した上で届け出る必要があります。</p>
14	<p>関連して、防護措置としての区分に該否の判断をする際の特定放射性同位元素の定義としては、許可証上の一日最大使用数量又は貯蔵能力で判断するのでしょうか。告示では「数量」とありますが、説明資料では「取扱い数量」であり、この「数量」の定義を明確にすべきではないでしょうか。</p> <p>また、密封線源に関しては総量規制から個別規制に変更された経緯があると思いますが、防護に関しては、再び総量規制で区分することでしょうか。</p>	
15	<p>第2条第1号</p> <p>「密封した物1個」の後に「(通常1組又は一式をもって使用するものにあつては1組又は一式とする。)」を追加する。</p> <p>理由</p> <p>数量告示(科学技術庁告示第5号)では、「放射性同位元素を密封した物1個(通常1組又は一式をもって使用するものにあつては1組</p>	<p>(回答)告示案第2条第1号に規定する特定放射性同位元素は、密封された放射性同位元素1個当たりの数量で判断することになります。そのため、特定放射性同位元素を決める段階で1組又は1式における放射性同位元素の数量を合算してしまうと、放射性同位元素1個当たりで特定放射性同位元素でないものも特定放射性同位元素になってしまいます。そうした状況を考慮し、告示案第2条第1号では、放射性同位元素1個当たりの評価を行い、特定放射性同位元素を定めるとともに、</p>

	又は一式とする。)」としており、()書きをはずすと1つの装置に装備された複数線源で1つの機能を持つものも、個々の線源の数量で評価することとなる。	告示案第3条第1号では、「1組又は1式」に代えて「放射性同位元素の使用する室等」における特定放射性同位元素を合算し、区分設定を行うことを規定しています。このため、原案のとおりといたします。 また、告示案第3条第1号及び第2号に規定する「一の放射性同位元素の使用をする室等において使用、保管又は廃棄をしようとする特定放射性同位元素」とは、そこに存する全ての特定放射性同位元素を指します。 これを踏まえ、区分設定については、「一の放射性同位元素の使用をする室等」において使用、保管又は廃棄をしようとする特定放射性同位元素の数量を用いて評価します。
16	が標記されていますが、この意味を明確にしてください。 耐火性の構造の容器に入っている放射性同位元素に関しても加算するのか否か？	
17	第2条 2 について 「使用をする室等」とは、使用に係る「作業室」、保管に係る「貯蔵室又は貯蔵箱」及び廃棄に係る「保管廃棄設備」を指すと理解して良いのか。	(回答)特定放射性同位元素の数量等を定める告示案第2条2に規定する「放射性同位元素の使用をする室等」とは、規則案第1条第14号に規定される「放射性同位元素の使用をする室等」のことを指します。当該条文で規定される室、貯蔵箱、容器、保管廃棄設備等とは許可に基づいて放射性同位元素を取り扱うことができる施設を指します。
18	保管廃棄設備に存在するものは、「放射性同位元素」のみが対象となり「放射性汚染物」は対象外と判断できるが、その区別ができない場合(放射性同位元素と放射性汚染物が混合している場合)は、どのように判断するのか。	(回答)特定放射性同位元素を保管廃棄設備において保管する場合、通常、放射性汚染物とは別の容器で個別に管理されていると考えています。 放射性汚染物は防護措置の対象ではないので、個別に管理されている特定放射性同位元素について核種と数量を評価することは可能だと考えています。
19	「使用をする室等に存し」とあるのは、許可数量(「1日最大使用数量」や「貯蔵能力」)ではなく、「実際に当該室等に存在する放射性同位元素の数量」と理解して良いのか。	(回答)特定放射性同位元素の数量等を定める告示案第2条第2号及び第3号に規定する「放射性同位元素の使用をする室等に存し」とは、実際に当該室等に存在する放射性同位元素の数量ではなく、許可証に記載された許可数量(1日最大使用数量や貯蔵能力)を指しています。ただし、保管廃棄設備のように許可証上、数値の記載が無いものについては、保管廃棄する実態を踏まえ、取扱い数量を評価することが必要となります。
20	第1項第2号 「使用する室等に存し」ということは、ある時点で室に置かれている放射性同位元素について数量が超えているかどうかを判断すればよいと解釈されることから、一日最大使用数量や貯蔵能力ではなく、1度に取り扱う数量と解釈してよいか。	

	<p>関連資料【告示で定める特定放射性同位元素の D 値と区分】表内でも「取扱い数量」によって区分されている。</p>	
21	<p>危険時の事前措置を定める告示と同様の基準を新たに設けた趣旨を示していただきたい。</p>	<p>(回答) 特定放射性同位元素の数量等を定める告示案は、防護の対象となる特定放射性同位元素を定義するために作成したものであり、危険時の事前対策の対象となる数量とは異なります。</p>
22	<p>関連資料「特定放射性同位元素等に対する防護措置」及び説明会等では、特定放射性同位元素の定義として、密封は D 値、非密封は D2 値で、密封については IAEA の行動規範を参考に 24 核種を選定したとありますが、セキュリティの対象とすべく線源として、告示案においては、非密封についても「固体状の放射性同位元素であって、粉末でなく、かつ、揮発性、可燃性又は水溶性のいずれも有しないものに限る。」ものと、これ以外のものが定義されていますが、IAEA の主旨をそのままセキュリティの対象とすることは、現行の放射線障害防止法での危険時(被ばく等)を対象とした RI を混在した規制になり、非密封についての定義が明確ではなく、規制が分かりにくいのではないのでしょうか。</p>	<p>(回答)「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第 21 条第 1 項第 14 号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示」と「防護措置に係る特定放射性同位元素の数量等を定める告示案」については、共に IAEA の国際的な基準を参考にし、放射性同位元素の性状(密封・非密封、放散性・非放散性)に対応した数量を示しています。ただし、これらの告示・告示案は、前者は危険時の措置の事前対策の対象を定めること、後者は防護措置の対象を定めることと目的が異なります。この目的に応じて数量を評価するための被ばくシナリオが異なることから、それぞれ別に数量を定めたものです。</p>
23	<p>使用室において、例えば区分3の密封線源を複数同時使用できる条件で許可を得ている場合、複数同時使用時の総放射エネルギーから区分を判断することになりますか？ またこの場合、使用の方法変更により、同時使用なしといった条件を付することで、区分3として判断しても問題はないのでしょうか。この場合においても一つの貯蔵施設に複数個の密封線源を保管する場合には同様に総放射エネルギーに応じて区分2とする等が必要となりますか。また一つの貯蔵施設に1個の密封線源(区分3)を保管し、その貯蔵施設が複数ある場合には、区分3として考えていいのでしょうか。</p>	<p>(回答)特定放射性同位元素の区分の設定は、規則案第1条で定義される許可証に記載された「放射性同位元素の使用する場所等」ごとの、特定放射性同位元素の数量の合算で区分を設定します。使用の方法を変更したとしても、「放射性同位元素の使用する場所等」に存在する特定放射性同位元素の量が変わらなければ区分は変更されません。</p> <p>例えば、使用の場所における一日最大使用数量が区分2に相当する場合において、使用の方法の変更ではなく、一日最大使用数量を引き上げる変更を行うことにより、一日最大使用数量が区分2の数量を下回る場合には、区分3として対応することが可能となります。</p>

24	<p>告示案別表第 1 は合計 24 核種ある。しかし、参考資料では、「IAEA の行動規範において 26 核種の密封線源」となっている。別表第 1 はあと 2 個核種が足りないのではないか。</p>	<p>(回答)我が国における放射性同位元素の利用実態を踏まえ、IAEA の行動規範 (Code of Conduct)で示す 26 核種のうちから、核燃料物質である Pu-238、Pu-239/Be、Am-241と重複するAm-241/Beを除き、中性子源に用いられるSb-124を追加した結果、24 核種となっています。</p> <p><IAEA 行動規範> https://gnssn.iaea.org/CSN/CoC/SitePages/Home.aspx</p>
25	<p>「特定放射性同位元素の数量を定める告示案」の第二条第二号においては、密封線源だけでなく、非密封線源(固体状の放射性物質であって、粉末でなく、かつ、揮発性、可燃性または水溶性のいずれも有しないものに限る。)(以下、非密封線源(固体状))についても、特定放射性同位元素の対象核種が 24 核種に限定されています。</p> <p>密封線源においては、国内流通を調査した結果に基づき 24 核種に限定がされたのだと理解しますが、非密封線源(固体状)についても同様の調査がされたのでしょうか。</p> <p>放射化生成物や固体廃棄物などにおいては多様な核種が含まれるため、24 核種以外の核種が、非密封線源(固体状)として保管、廃棄、運搬がされることがあるのではないかと想定されますが、それらについては、防護措置は不要ということなのでしょうか。それとも 24 核種以外は固体状の放射性物質であっても、粉末として規制するのでしょうか。運用の仕方を明確にすべきと思います。</p>	<p>(回答)非密封線源で非放散性である核種については、我が国では、Fe-55、Ni-63、Co-60 が主なものであり、これらは別表第 1 で評価する対象核種である 24 核種に含まれています。</p>
26	<p>特定放射性同位元素の数量を定める告示別表第 1 及び別表第 2 に関して、危険時の措置にかかわる非密封 RI の数量と防護措置にかかわる非密封 RI の数量は、放散性 RI は同一の数値を使用しているが、非放散性の場合には防護措置にかかわる RI の数量が危険時の措置に比較してかなり小さくなっている。また、対象核種の種類が 24 種</p>	<p>(回答)「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第 21 条第 1 項第 14 号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示」と「防護措置に係る特定放射性同位元素の数量等を定める告示案」については、共に IAEA の国際的な基準を参考にし、放射性同位元素の性状(密封・非密封、放散性・非放散性)に対応した数量を示しています。ただし、これらの告示及び</p>

	<p>類に絞られている。今回の法令改正の趣旨を理解するうえで重要と考えるので、この根拠あるいは考え方を明確に示していただきたい。</p>	<p>告示案は、前者は危険時の措置の事前対策の対象を定めること、後者は防護措置の対象を定めることと目的が異なります。この目的に応じて数量を評価するための被ばくシナリオが異なることから、それぞれ別に数量を定めたものです。</p> <p>詳しくは、平成 28 年 11 月 9 日に開催された原子力規制委員会の資料 2 (別紙 2) において記載していますので、次の URL を御参照ください。</p> <p>https://www.nsr.go.jp/data/000171657.pdf</p>
<p>27</p>	<p>特定放射性同位元素の数量を定める告示別表第 2 の第一欄において 239Np の備考欄に「放射平衡中の子孫核種を含む」と記載されているが、237Np の備考欄に記載すべき文言ではないか。</p>	<p>(回答) 御指摘を踏まえ、Np-239 の備考欄の記載を削除し、Np-237 の備考欄に「放射平衡中の子孫核種を含む」を記載するよう修正します。</p>
<p>28</p>	<p>委員会の中で IAEA の D 値が日本で計算した数値と合わないのが当該数値について IAEA に問い合わせることとなっていたはずですが、その結果の内容が未だに示されていない。</p> <p>告示で示されている数量は IAEA の D 値を引用したのですか。それとも 1Gy を計測することとなる放射性同位元素の数量としたのですか？</p> <p>因みに、当時の原子力規制委員会の議事録は以下のとおりです。</p> <p>平成 29 年 10 月 20 日 (金) 10:00~11:07 の議事録</p> <p>伴委員 その IAEA の D 値に関しては、御存じかと思えますけれども、外部被曝をパスイとして計算した D1 値と、それから、内部被曝を対象とした D2 値とあって、D2 値のほうが、結局、内部被曝といっても、吸入であったり経口摂取であったり、いろんなパターンがございますので、そのどれがいちばん効いてくるかということを見たときに、一部の核種について、どうも一番厳しくなるものが採用されていないのではないかというものが見つかったと。これは以前の資料で御説明したとおりですけれども、それで、それがどういう理由によるものなのかというのを IAEA のほうに事務局から問い合わせしてみたんですけども、一応返事はあったんですけど、どうもまだ議論がかみ合っていない</p>	<p>(回答) 告示案で示している数値は、IAEA の D 値と D2 値を使用しています。また、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第 21 条第 1 項第 14 号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示」に掲載されている核種のうち IAEA と原子力規制庁で計算値が異なったものについては、国際的な整合性を踏まえ、IAEA の値を採用しています。</p>

	<p>ところがございまして、ただ、先ほど西田のほうからも御説明がありましたように、どちらの値を、すなわち、我々が一番厳しいと一応計算し直した値とIAEAのテーブルの値、どちらを採用するかによって、結果は変わるものではない、つまり、規制の対象となる事業者が変わってくる訳ではないという状況があるのと、まだその議論がきちんと終息していない段階で、我々が計算した値のほうが絶対正しいのだと言い張るのも、それはまた違おうだろうということで、とりあえずは国際基準に従うということをして、我々からIAEAへのフィードバックはかけております。し、引き続き議論は続けていくのですけれども、そういう中で問題がはっきりしてくれば、場合によってはまた数字を変えするという選択肢もあり得ると思っています。</p>	
29	<p>第2条第2号 「使用をする室等に存し」では、非密封RIの数量は変化するため、許可数量とすべきである。 理由 非密封RIの場合、使用する数量は分注や廃棄等により、別の室に移動する数量がある。使用途中で数量が変わる場合、防護措置も変化させることは実態上対応できない。</p>	<p>(回答)御指摘のとおり、取扱い数量とは、許可証に記載された数量であり、密封されていない放射性同位元素については貯蔵能力、一日最大使用数量等を用いています。分注により別の使用する室等に移動する場合は、移動先の室等の貯蔵能力、一日最大使用数量が、特定放射性同位元素となる数量に満たない場合には、移動先の室等での防護措置は必要ありません。また、廃棄の場合には、保管廃棄設備は許可証上に数値の記載が無いことから、取り扱い数量を評価した上で、特定放射性同位元素に該当するか判断することが必要となります。</p>
30	<p>第2条第2号、第3条第1項、及び「第4条第1項第1号 「一の放射性同位元素等…」を「同一の放射性同位元素」と1つが明確になるように表記する。 理由 「一の放射性同位元素等…」の「一」が同項「第1号」を指すように読める。</p>	<p>(回答)告示案第2条第2号等の「一の放射性同位元素の使用をする室等」とは、「一つ」の「放射性同位元素の使用をする室等」を意味します。この表現については、他の法令の用例にならない策定いたしましたので、原案のとおりとします。</p>
31	<p>第2条第2号及び第3号 別表1は密封RI、別表2は非密封RIとしてはどうか。 理由</p>	<p>(回答)非密封放射性同位元素のうち、「固体状の放射性同位元素であって、粉末でなく、かつ、揮発性、可燃性又は水溶性のいずれも有しないもの」(別表1の非放散</p>

非密封 RI は「固体状の放射性同位元素であって、粉末でなく、かつ、揮発性、可燃性又は水溶性のいずれも有しないもの」と「それ以外のもの」とが使用中に変化する場合があります、混合している場合もあり得る、その都度、対応する数値を変えたり、それぞれに該当する数量を確認することもできないため、実態上対応できない。

性のもの)については、そのような形状で使用されることが許可証に記載された「使用の方法」として明確になっているものが対象です。

許可証上、そのような使用の方法が明確になっていない場合は、放散性の非密封線源として告示案第2条第3号に基づき別表第2で評価する必要があります。

特定放射性同位元素防護管理者定期講習の時間数を定める告示案への御意見に対する考え方

意見番号	御意見	考え方
1	<p>特定放射性同位元素防護管理者定期講習の時間を定める告示案</p> <p>【意見】</p> <p>第1項 二「放射性同位元素の取扱いに関する課目」について、防護対象となる放射性同位元素に対する取扱いであるので、「特定放射性同位元素の取扱いに関する課目」に特定してはどうか？</p> <p>【理由】</p> <p>特定放射性同位元素の防護についての定期講習となるので、限定した内容となることが考えられたため。</p>	<p>(回答) 特定放射性同位元素防護管理者の要件は、規則案第 38 条の5第1項で「防護に関する業務を統一的に管理できる地位にある者」等としており、放射性同位元素を直接取り扱う部署に所属していない者が選任される場合があることを想定しています。日常的に放射性同位元素を取り扱っている訳ではないため、3年ごとに定期講習で放射性同位元素の取扱いに関する課目を受講することには意義があると考えています。</p> <p>このため、規則案及び告示案は原案のとおりとします。</p>
2	<p>特定放射性同位元素防護管理者定期講習の時間数を定める告示案</p> <p>第2項</p> <p>規則第 38 条の 7 第 4 項ただし書の規定に基づき前項の表第 1 号又は第 2 号に掲げる課目を省略した場合、総時間数は第 3 号に掲げる課目の時間数である 1 時間でよいのではないか。</p>	<p>(回答)定期講習については、総時間数は3時間以上とするとともに、各課目の最低時間を定めています。告示案の第2項については、「第1号若しくは第2号又はその双方に掲げる課目を省略した場合における特定放射性同位元素防護管理者定期講習の総時間数は、前項の規定にかかわらず、省略した課目以外の課目の時間数(当該課目が2以上ある場合は、その合計時間数)とする。」と修正します。</p>

特定放射性同位元素の防護のために必要な教育及び訓練の時間数を定める告示案への御意見に対する考え方

意見番号	御意見	考え方
1	<p>「特定放射性同位元素の防護のために必要な教育及び訓練の時間数を定める告示案」</p> <p>「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第二十四条の二の十一第一項第一号の規定により初めて特定放射性同位元素の防護に関する業務を開始する前に行わなければならない特定放射性同位元素の防護のために必要な教育及び訓練の時間数は、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定める時間数以上とする。」とあるが、防護に関する業務とは、どの範囲を業務とするか不明確である。例えば、防護に関する業務に従事する職種に関して、管理者・事務系職員・セキュリティ関連(委託業者)で放射線業務従事者でない場合も防護に関する本業務を担当できることは自明のことではあるが、医療機関での無用な混乱を防止するために防護に関する業務に該当するか否かを明示すべきである。</p> <p>また放射線業務従事者や、従事者ではないがセキュリティ情報を取り扱う職員等、従事者ではないが規制区域に常時立ち入る者(登録制度有、例:清掃担当者)、規制区域あるいは管理区域に一時的に立ち入る者に対する教育訓練を整理した方が良い。</p>	<p>(回答)規則案第 24 条の2の2第2項第 13 号の教育及び訓練と規則案第 24 条の2の 11 の特定放射性同位元素の防護に関する教育訓練の違いが分かりにくいとの御指摘を踏まえ、規則案第 24 条の2の2第2項第 13 号を削除し、規則案第 24 条の2の 11 に防護に関する教育訓練の要求事項を集約することとします。</p> <p>また、規則案第 24 条の2の2第2項第2号ハに規定する一時立入者に同行し監督する防護区域常時立入者及び防護措置の代替として二人ルールを適用する場合の作業員(※)を防護従事者とする規則案の修正を行い、防護に関する教育及び訓練の対象者とします。</p> <p>※規則案第 24 条の2の2第2項第5号、第6号及び第8号並びに同条第3項第2号に規定する二人以上の者に同時に作業(運搬)を行わせる場合をいう。</p>

<p>2</p>	<p>特定放射性同位元素の防護のために必要な教育及び訓練の時間数を定める告示案について</p> <p>【意見】 特定放射性同位元素の防護に対する訓練も必要と思われる。第二項の防護規程には、「緊急時対応手順書」も含まれるため、当該手順書に関する訓練を明記してはどうか。</p> <p>【理由】 教育及び訓練の時間数となっているが、項目して上げられているのは、知識的な教育内容となっており、訓練についての時間数を判断しにくい。</p>	
<p>3</p>	<p>特定放射性同位元素の防護のために必要な教育及び訓練の時間数を定める告示案について</p> <p>【意見】 特定放射性同位元素の防護に対する訓練も必要と思われるので、二項の末尾に「・・・特定放射性同位元素防護規程並びに訓練」としては。</p> <p>【理由】 教育及び訓練の時間数となっているが、項目して上げられているのは、知識的な教育内容となっており、訓練についての時間数を判断しにくい。</p>	<p>(回答) 緊急時対応に係る訓練については、規則案第 24 条の2の 11 第1項第2号に規定する課目の中で実施していただくこととなります。事業所においては、防護規程に訓練内容等を定めた上で適切に実施して下さい。</p>